

# 三好市地域防災計画



令和 **6** 年 2 月

三好市防災会議

# 追 録 加 除 一 覧 表

〔 追録の加除が終わりましたら、その追録号数、内容現在及び加除した日をこの表に記入し、押印してください。 〕

追 録 号 数	内 容 現 在	加 除 整 理	整 理 者 印	備 考
No. 1	平 2 0 ・ 3 ・ 3 1			
No. 2	平 2 5 ・ 2 ・ 2 6	平 2 5 ・ 3 ・ 2 9		平成24年度三好市防災会議 において修正
No. 3	令 元 ・ 2 ・ 1 8	令 2 ・ 3 ・ 1 0		令和元年度三好市防災会議 において修正
No. 4	令 6 ・ 2 ・ 2 1	. .		令和5年度三好市防災会議 において修正
No. 5	. .	. .		
No. 6	. .	. .		
No. 7	. .	. .		
No. 8	. .	. .		
No. 9	. .	. .		
No. 10	. .	. .		
No. 11	. .	. .		
No. 12	. .	. .		
No. 13	. .	. .		
No. 14	. .	. .		
No. 15	. .	. .		
No. 16	. .	. .		

# 目 次

## 共 通 対 策 編

### 第 1 章 総 則

第 1 節	計画の目的	K-1-1
第 2 節	地勢、地形、地質及び気象	K-1-2
第 3 節	用語	K-1-6
第 4 節	計画の構成	K-1-9
第 5 節	計画の基本方針	K-1-10
第 6 節	計画の修正	K-1-11
第 7 節	計画の周知徹底	K-1-12
第 8 節	防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	K-1-13

### 第 2 章 災害予防

第 1 節	防災知識の普及・啓発	K-2-1
第 2 節	防災訓練	K-2-7
第 3 節	緊急輸送体制の整備	K-2-11
第 4 節	自助・共助の推進	K-2-14
第 5 節	ボランティア受入体制の整備	K-2-18
第 6 節	企業防災の推進	K-2-21
第 7 節	住民等の避難対策	K-2-23
第 8 節	避難行動要支援者等への支援対策の充実	K-2-26
第 9 節	帰宅困難者等対策	K-2-33
第 10 節	広域応援・受援体制の整備	K-2-35
第 11 節	情報通信機器等の整備及び災害時の情報提供	K-2-39
第 12 節	防災拠点施設等の整備	K-2-42
第 13 節	避難（事前）対策の充実	K-2-43
第 14 節	物資等の備蓄体制及び輸送・供給体制の整備	K-2-45
第 15 節	孤立集落対策の強化	K-2-49
第 16 節	ライフライン施設の安全性強化	K-2-50
第 17 節	大規模停電・通信障害への備え	K-2-52
第 18 節	災害廃棄物処理体制の整備	K-2-52
第 19 節	事前復興への取組	K-2-53

### 第 3 章 災害応急対策

第1節	災害応急対策の流れ	K-3-1
第2節	活動体制	K-3-4
第3節	情報通信	K-3-10
第4節	災害情報の収集・伝達	K-3-17
第1款	被害状況に関する情報の収集・伝達及び災害応急対策に関する指示伝達系統	
第2款	被害状況の報告要領	
第3款	行政機能の確保状況の把握・報告	
第5節	災害広報	K-3-24
第6節	自衛隊災害派遣要請	K-3-26
第7節	防災関係機関応援要請	K-3-32
第8節	災害救助法の適用	K-3-38
第9節	避難対策の実施	K-3-43
第10節	避難所外避難者の支援対策	K-3-52
第11節	交通確保対策	K-3-53
第12節	緊急輸送対策	K-3-58
第13節	消防防災ヘリコプター等の派遣要請	K-3-60
第14節	消火活動等の実施	K-3-61
第1款	消火活動	
第2款	水防活動	
第3款	危険物施設の安全確保	
第4款	被災建築物及び被災宅地に対する安全対策	
第15節	救出・救助対策	K-3-70
第16節	医療救護活動	K-3-72
第17節	飲料水・食料及び物資等の供給	K-3-76
第1款	応急給水	
第2款	食料供給の実施	
第3款	生活必需品等の供給	
第4款	L P ガスの供給等	
第18節	保健衛生、防疫、遺体の火葬等の実施	K-3-82
第1款	保健衛生活動	
第2款	食品衛生対策	
第3款	防疫	
第4款	遺体の捜索及び火葬等	
第19節	要配慮者への支援対策の実施	K-3-88
第20節	動物救済対策	K-3-90

第2 1 節	災害廃棄物の処理	K-3-91
第2 2 節	住宅の確保	K-3-93
第1 款	応急仮設住宅の供与	
第2 款	住宅の応急修理	
第3 款	被災者向け住宅の確保	
第2 3 節	障害物の除去	K-3-96
第2 4 節	ボランティア活動の受入	K-3-97
第2 5 節	義援金・義援物資の受入れ・配分	K-3-99
第2 6 節	公共土木施設等の応急対策	K-3-101
第1 款	公共土木施設等	
第2 款	電力施設	
第3 款	L P ガス供給施設	
第4 款	水道施設	
第5 款	農業集落排水施設	
第6 款	通信設備	
第7 款	危険物施設	
第8 款	農業用施設	
第2 7 節	教育対策	K-3-113
第2 8 節	土砂災害応急対策	K-3-116

#### 第4章 災害復旧・復興

第1 節	復旧・復興の基本方針	K-4-1
第2 節	公共施設の災害復旧事業	K-4-2
第3 節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	K-4-3
第4 節	被災者の生活再建等の支援	K-4-5
第5 節	計画的復興	K-4-10

# 地震災害対策（南海トラフ地震対策）編

## 第1章 総則

- 第1節 本編の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ N-1
- 第2節 地震の想定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ N-2

## 第2章 災害予防

- 第1節 建築物等の耐震化・・・・・・・・・・・・・・・・ N-10
- 第2節 都市防災機能の強化・・・・・・・・・・・・・・・・ N-13
- 第3節 土砂災害等予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・ N-14
  - 第1款 崩壊危険地の災害防止
  - 第2款 液状化対策
- 第4節 農業用ため池の防災対策・・・・・・・・・・・・・・・・ N-18
- 第5節 水道施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ N-20
- 第6節 危険物等の災害予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・ N-21
- 第7節 避難対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ N-23
- 第8節 火災予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・ N-26
- 第9節 自治体業務継続計画（BCP）・・・・・・・・ N-30
- 第10節 盛土による災害防止対策・・・・・・・・ N-30

## 第3章 災害応急対策

- 第1節 応急対策活動・・・・・・・・・・・・・・・・ N-31
- 第2節 南海トラフ地震臨時情報・・・・・・・・ N-32
- 第3節 南海トラフ地震臨時情報に伴う対応・・・・・・・・ N-33
- 第4節 東海地震の警戒宣言に伴う対応・・・・・・・・ N-38

# 地震災害対策（活断層周辺の地震対策）編

## 第1章 総則

- 第1節 本編の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ T-1
- 第2節 活断層周辺の地震想定等・・・・・・・・・・・・・・・・ T-1

## 第2章 災害予防

- 第1節 活断層変位による災害の予防対策・・・・・・・・ T-12
- 第2節 建築物等の耐震化・・・・・・・・・・・・・・・・ T-13
- 第3節 都市防災機能の強化・・・・・・・・・・・・・・・・ T-13
- 第4節 土砂災害等予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・ T-13
- 第5節 水道施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ T-13
- 第6節 危険物等の災害予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・ T-13
- 第7節 避難対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ T-13
- 第8節 火災予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・ T-13
- 第9節 自治体業務継続計画（BCP）・・・・・・・・ T-13

# 風水害対策編

## 第1章 災害予防

- 第1節 水害予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ F-1
- 第2節 風害予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ F-5
- 第3節 浸水予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ F-6
- 第4節 土砂災害等予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ F-7
- 第5節 危険物等の災害予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・ F-7
- 第6節 雪害予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ F-8

## 第2章 災害応急対策

- 第1節 豪雨災害への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ F-10
- 第2節 水防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ F-11
- 第3節 土地改良区等における災害応急対策・・・・・・・・ F-17
- 第4節 雪害における災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・ F-18



# 大規模事故等災害対策編

## 第1章 鉄道災害対策

- 第1節 災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ D-1
  - 第1款 鉄道交通安全のための鉄道事業者等の措置
  - 第2款 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
- 第2節 災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・ D-2
  - 第1款 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
  - 第2款 活動体制の確立
  - 第3款 救助・救急、医療及び消火活動
  - 第4款 関係者等への的確な情報伝達
- 第3節 災害復旧・・・・・・・・・・・・・・・・ D-4
  - 第1款 応急工事の資材の確保
  - 第2款 災害復旧計画及び実施

## 第2章 道路災害対策

- 第1節 災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・ D-5
  - 第1款 道路交通の安全のための情報の充実
  - 第2款 道路施設等の整備
  - 第3款 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
  - 第4款 防災知識の普及
  - 第5款 再発防止対策の実施
- 第2節 災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・ D-7
  - 第1款 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
  - 第2款 活動体制の確立
  - 第3款 救助・救急、医療及び消火活動
  - 第4款 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
  - 第5款 危険物等の流出に対する応急対策
  - 第6款 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動
  - 第7款 関係者等への的確な情報伝達活動
- 第3節 災害復旧・・・・・・・・・・・・・・・・ D-10
  - 第1款 道路管理者の行う災害復旧

## 第3章 危険物等災害対策

- 第1節 災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・ D-11

第1款	危険物等関係施設の安全性の確保	
第2款	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	
第2節	災害応急対策	D-15
第1款	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	
第2款	活動体制の確立	
第3款	救助・救急、医療及び消火活動	
第4款	災害の拡大防止	
第5款	災害の拡大防止のための交通制限及び緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動災害の拡大防止	
第6款	危険物等の大量流出に対する応急対策	
第7款	施設、設備の応急復旧活動	
第8款	被災者等への的確な情報伝達	
第3節	災害復旧	D-18

## 第4章 大規模な火事災害対策

第1節	災害予防	D-19
第1款	災害に強いまちづくり	
第2款	大規模な火事災害防止のための情報の充実	
第3款	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	
第2節	災害応急対策	D-21
第1款	発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保	
第2款	活動体制の確立	
第3款	救助・救急、医療及び消火活動	
第4款	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	
第5款	施設、設備の応急復旧活動	
第6款	被災者等への的確な情報伝達	
第3節	災害復旧・復興	D-23
第1款	迅速な原状復旧の進め方	

## 第5章 林野火災対策

第1節	災害予防	D-24
第1款	林野火災に強い地域づくり	
第2款	林野火災防止のための情報の充実	
第3款	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	
第4款	防災知識の普及等	

第2節 災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ D-26

第1款 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

第2款 活動体制の確立

第3款 救助・救急、医療及び消火活動

第4款 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

第5款 被災者等への的確な情報伝達

第6款 施設、設備の応急復旧活動

第3節 災害復旧・二次災害の防止・・・・・・・・・・・・・・・・ D-28

## 第6章 原子力災害対策

第1節 総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ D-29

第2節 事前対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ D-29

第3節 緊急事態応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・ D-31

第4節 中長期対策・・・・・・・・・・・・・・・・ D-32

# 共通対策編

## 第1章 総則

### 第1節 計画の目的

三好市地域防災計画（以下「本計画」という）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という）第42条の規定に基づき、三好市（以下「本市」又は「市」という）の地域に係る自然災害等に関し、次の事項について定め、もって市民の生命や身体、財産を自然災害等から保護し、被害を最小限にとどめ、速やかな復旧・復興ができるよう防災・減災に万全を期することを目的とする。

- 1 市及び市域を管轄する指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の対処すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は整備或いは改良、職員や市民、企業や防災関係機関等への防災意識の啓発、防災教育、防災訓練及び指導、要配慮者の支援、自主防災組織等の活動支援、その他の災害予防計画
- 3 災害対策本部（警戒本部）の組織、災害に関する注意報又は警報の伝達、情報の収集及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策計画
- 4 災害復旧、災害復興に関する計画
- 5 その他必要な計画

## 第2節 地勢、地形、地質及び気象

### 第1 地勢

本市は、2006年（平成18年）3月1日、徳島県三好郡8町村のうち6町村（三野町、池田町、山城町、井川町、東祖谷山村、西祖谷山村）が合併して三好市が誕生した。このとき、旧三野町は東みよし町を挟み、飛び地となった。

本市は徳島県の西端に位置し、西は愛媛県、南は高知県、北は香川県に隣接して四国のほぼ中央にあり、市域の面積は721.42K㎡を有している。四国内の市町村では一番広い面積を有し、徳島県全体の17.4%を占めているが、市域全体の約86%が森林となっている。

また、本市は四国の中央部に位置することから、四国の各県庁所在地まで高速道路を利用した場合、それぞれ1～2時間程度とアクセスに優れ、「四国のへそ」とも呼ばれている。更に、各県庁所在地を繋ぐ大動脈「国道32号」と「国道192号」の結節点にあり、古くから四国の交通の要衝として発展してきた。



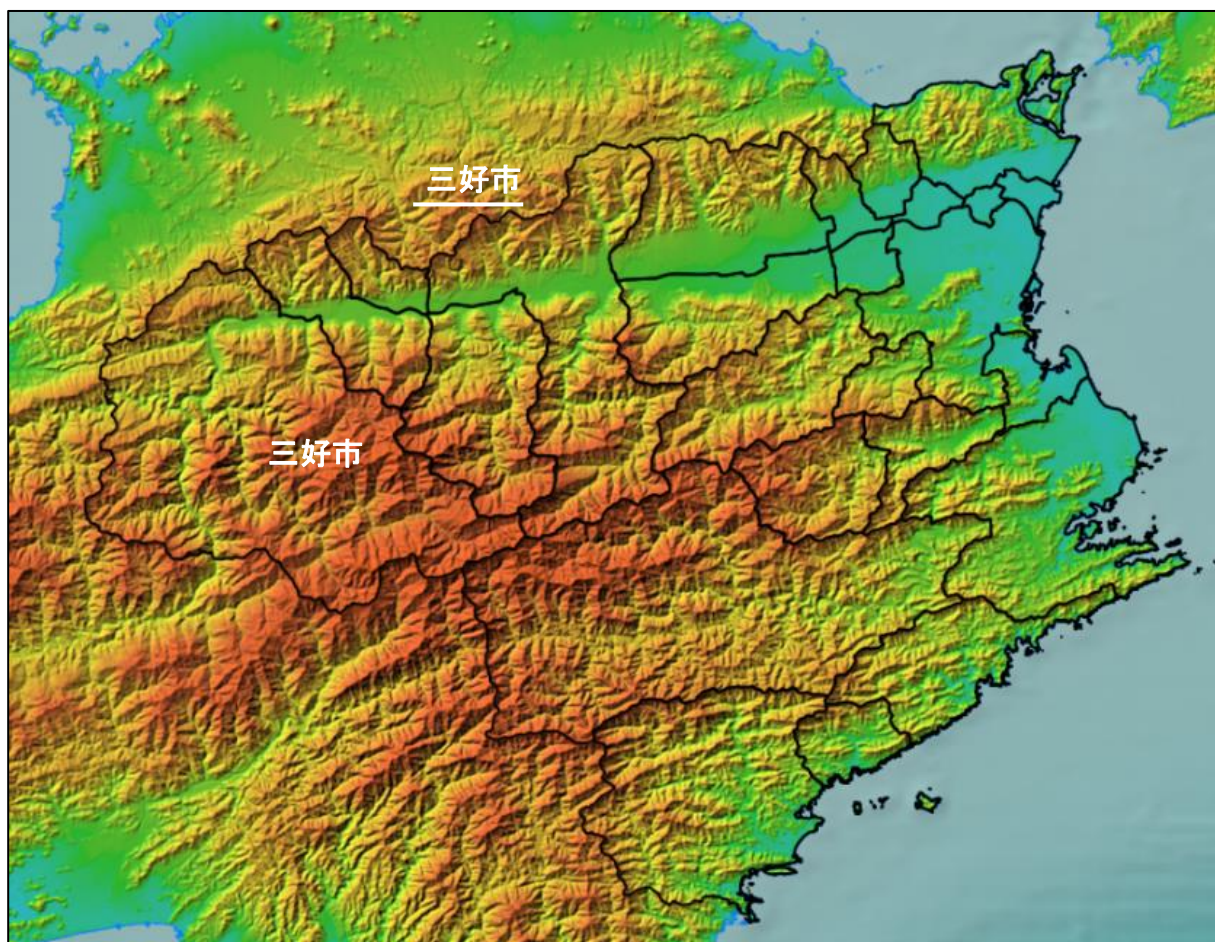
本市を横切る一級河川「吉野川」は、日本三大暴れ川として全国に知られており、「四国三郎（しこくさぶろう）」の異名を持っている。また、吉野川流域は古より繰り返し水害や土砂災害が発生し、甚大な被害を及ぼしている。これに対し、国土交通省は吉野川の河川整備や中山間の山地砂防工事等を実施し、防災対策も進んでいる。一方で吉野川の「水」は、四国四県で利水され、人々の日常生活に大きな恵みとなっている。この吉野川中流域には国の天然記念物・名勝に指定されている「大歩危・小歩危峡」があり、景勝地を活かした紅葉狩りや観光川船下りが知られている。

特に、本市で開催されたラフティング世界選手権2017及びウェイクボード世界選手権大会2018では、世界各国から選手や関係者、観客等が集まり、市民の国際交流の場となった。更に、日本の秘境100選になっている祖谷溪谷には平家伝説をはじめ、日本三大奇橋の一つ「祖谷のかずら橋」が架けられ、観光スポットとして県内外から訪れる人々を楽しませている。

本市の南に位置する「剣山」一帯は、剣山国立公園に指定されており、動植物や景観などの貴重な自然が保全されている。また、剣山山系は急峻な斜面が多く、古くから傾斜地を利用した独自の技術や独特な農具を利用した特徴的な急傾斜地農耕が継承されており、2018年3月に「にし阿波の傾斜地農耕システム」として三好市を含む地域が中国四国地区で初めて国連食糧農業機構（FAO）から「世界農業遺産」に認定された。

## 第2 地形

本市は、北に標高800mから1,000m級の阿讃山脈（「讃岐山脈」とも呼ばれている。）が東西に連なり、香川県との県境になっている。南には四国の中央部を東西に貫く四国山地があり、千数百メートル級の急峻な山々で構成され、その中には日本百名山の一つで西日本第2位の標高を誇る「剣山（1,955m）」がそびえている。



四国山地を源流とする一級河川「吉野川」は、大歩危・小歩危峡付近では南から北へ流れているが、池田町付近で阿讃山脈に流路を遮られて東へ向きを変え、徳島市から紀伊水道へ流下している。池田町付近までの吉野川は、深く刻んだV字谷を形成して時に激流となるが、池田町から下流域は穏やかに流下して平野を形成している。その吉野川から供給された肥沃な土壌を利用し、平野部では古くから農業が盛んである。また、吉野川の河成段丘や中小河川の扇状地等を利用し

て市街地を形成し、市域の約14%の平野部に人口や産業が集中している。

徳島県の地形図 出典：「国土地理院」

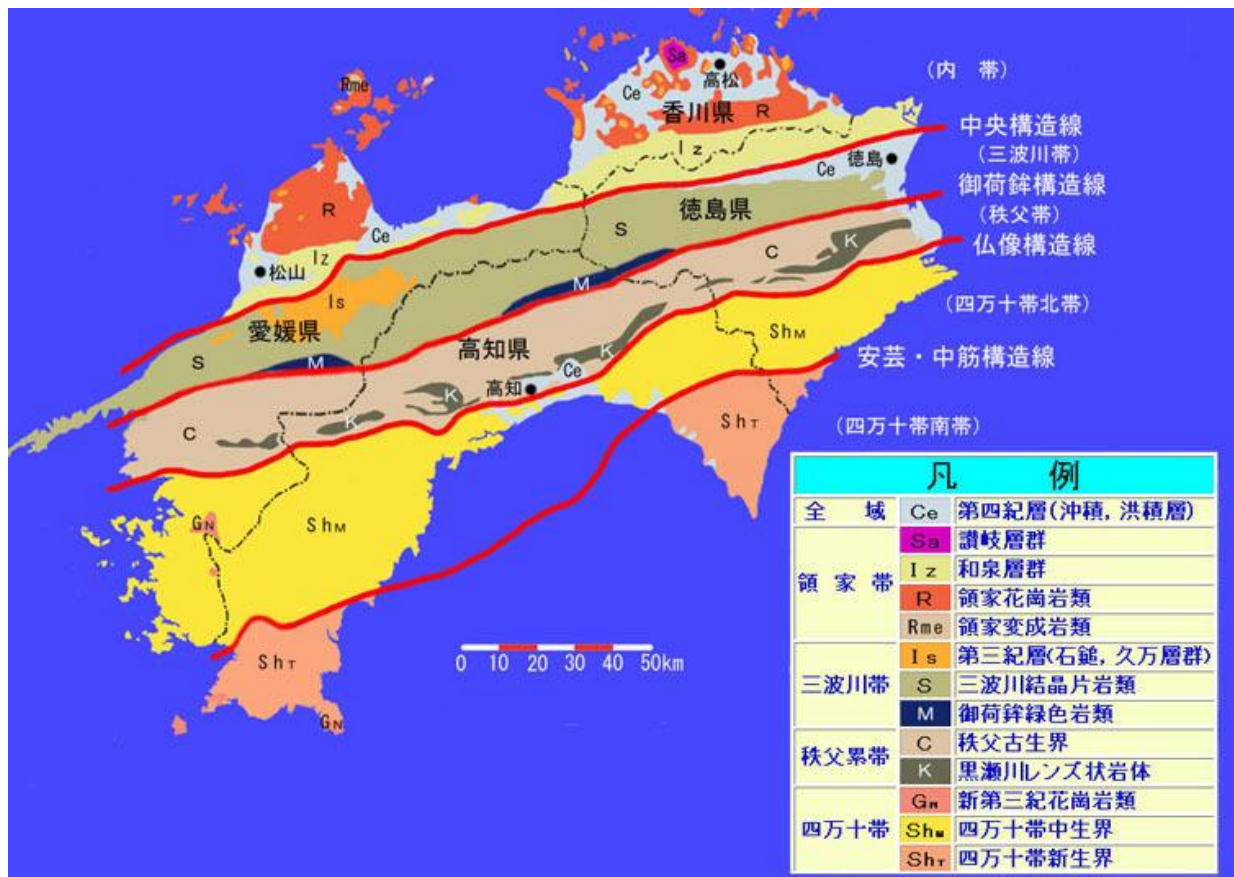
### 第3 地質

本市の地質構造は東西方向に帯状に構成されており、北から領家帯（和泉層群）、三波川帯、秩父帯の順に配列し、各地層帯は構造線によって区分されている。

中央構造線の北側は領家帯の和泉層群で、後期白亜紀（シャンパーニュ期）に海底で堆積した砂岩泥岩互層から成っており、しばしばアンモナイトやイノセラムスなどの海生の大型化石が報告されている。阿讃山脈南麓平野部では、阿讃山脈から運ばれてきた土砂による扇状地地形が発達している。

中央構造線の南側は三波川帯から成り、四国山地北域を構成している。三波川帯は「阿波の青石」で有名な緑色片岩をはじめ、石英片岩、黒色片岩、砂質片岩、泥質片岩など低温高压型の変成作用を受けて出来た結晶片岩類からなる大地である。これらの結晶片岩類は片理面に沿って削剥されやすい性質がある。この片理面と地質構造が要因となり、三波川帯には地すべり地が多い。「善徳地すべり」のエリアは日本でも最大級の破碎帯地すべりとして知られており、国土交通省直轄の地すべり対策事業がなされている。さらに、三波川帯の南縁付近にある御荷鉾帯でも地すべり地が多く分布している。

秩父帯は三波川帯・御荷鉾帯の南に位置し、石灰岩やチャートなどから構成されており、本市では剣山頂上付近～高ノ瀬付近で露出している。



四国の地質図

日本で最大級の活断層である中央構造線は、本市では馬路川～池田町市街地～池田町箸蔵～三野町を東西方向に貫いている。中央構造線に代表される構造線は、地層群同士または地塊同士を区画する大規模な断層である。中央構造線の活動記録は三野町上野でのトレンチ調査により、最終活動時期は14～15世紀頃と推定されており、将来の地震発生の規模は、マグニチュード8.0程度もしくはそれ以上と想定されている。吉野川北岸の道の駅「三野」の橋下には、徳島県指定天然記念物【地質鉱物】の「太刀野の中央構造線」が露出している。

この他、活断層として東祖谷地区には「綱附森断層」が報告されており、将来の地震発生の規模は、マグニチュード6.7程度と想定されている。

#### 第4 気象

本市の気候は2つの気候区に大別できる。四国山地以北は、「瀬戸内海式気候」で隣の香川県や愛媛県の気候に近く、太平洋側に比べて年間降水量が少ない。四国山地以南は、「太平洋側気候」に当たり、台風の直撃や南からの湿った空気の影響を受けて年間降水量が多く、県南部や高知県の気候に近い特徴を有している。

市内の山間部では気温の変動が大きく、冬場には大雪による雪害が発生することもある。このような複雑な気象特性から、自然災害の影響を受けやすい地域となっている。

年間降水量は、市街地で約1,500mm（池田観測所）、四国山地で約2,200mm（京上観測所）となっている。月別降水量では台風襲来期（9月頃）が最も多く、乾季（1月頃）が最も少ない。

また、冬季には積雪や路面凍結が見られ、一部の道路が冬季通行止めになる。

平均気温は、8月の平野部（池田）で約25℃、山間部（京上）で23℃程度である。1月では、平野部（池田）で約3℃、山間部（京上）で1℃程度を示しており、夏季・冬季ともに平均気温差は2～3℃程度となっている。



## 共通対策編

### 第3節 用語

この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによるものとする。

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1 法             | 災害対策基本法   |
| 2 市災害警戒本部（長）    | 三好市災害警戒本部（長）  |
| 3 市災害対策本部（長）    | 三好市災害対策本部（長）  |
| 4 市災害警戒支部（長）    | 三好市災害警戒支部（長）  |
| 5 市災害対策支部（長）    | 三好市災害対策支部（長）  |
| 6 県災害対策本部（長）    | 徳島県災害対策本部（長）  |
| 7 県災害対策支部（長）    | 徳島県災害対策支部（長）  |
| 8 県現地災害対策本部（長）  | 徳島県の現地災害対策本部（長）   |
| 9 県計画           | 徳島県地域防災計画   |
| 10 本計画          | 法第42条に基づき策定する「三好市地域防災計画」  |
| 11 消防本部         | 三好市と東みよし町で構成する「みよし広域連合（消防本部）」   |
| 12 消防団（水防団）     | 消防組織法に基づき、住民の自発的な防災活動への参加を促進する目的で設立した非常備の消防組織で水防団を兼ねる。  |
| 13 社会福祉協議会      | 社会福祉法に基づき設立された民間非営利団体で、社会福祉法人三好市社会福祉協議会   |
| 14 地区住民福祉協議会    | 福祉のまちづくりを推進するため設立されている住民組織  |
| 15 自主防災組織       | 法第2条の2第1項第2号「住民の隣保協同の精神」に基づく自発的な防災組織  |
| 16 指定緊急避難場所     | 法第49条の4により指定するもので、大雨、洪水等による危険が切迫した状況において、住民等が緊急に避難する際の避難先として位置付けるものであり、住民等の生命の安全の確保を目的とする場所   |
| 17 指定避難所        | 法第49条の7により指定するもので、災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設 |
| 18 広域避難所        | 地震等により家に戻れなくなった住民等を広域的に、一時または長期にわたり（応急仮設住宅等が整備されるまでの間など）、避難生活できる屋内避難所   |
| 19 一時(いつとき)避難場所 | 地震による余震がおさまるまでの間など、危険が切迫した状況が落ち着くまでの間、一時的に避難することができる屋外の広場等  |
| 20 福祉避難所        | 災害対策基本法施行令第20条の6第5に定められた基準に適合し、通常の避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れるための施設をいう。  |
| 21 要配慮者         | 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者  |

- 22 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者
- 23 防災上重要な施設 防災拠点施設、地域内物資輸送拠点、医療救護活動施設、要配慮者利用施設、危険物取扱所、ライフライン施設、水防施設、不特定かつ多数が出入りする施設
- 24 防災拠点施設 市役所本庁舎及び各支所、警察署、消防署、消防団詰所、各避難所等
- 25 地域内物資輸送拠点 市町村が設置し、広域物資輸送拠点等から送られてくる支援物資を受け入れ、避難所に向けて物資を配送する拠点(広域物資輸送拠点とは、県が設置し、国等から送られてくる大量の支援物資を受け入れ、保管や仕分け等を行い、地域内物資輸送拠点へ配送する拠点)
- 26 医療救護活動施設 病院、診療所、保健所等
- 27 要配慮者利用施設 社会福祉施設、学校等
- 28 危険物取扱所 危険物取扱施設、火薬類貯蔵所等
- 29 ライフライン施設 水道施設、電力施設、通信施設等
- 30 水防施設 ダム、堤防、ため池、樋門等
- 31 不特定かつ多数の者が出入りする施設 大規模小売店舗、観光施設、宿泊施設等
- 32 緊急輸送道路 災害時において優先的に啓開・復旧に努める道路として県が指定した道路
- 33 緊急輸送路 災害時において優先的に啓開・復旧に努める道路として市が指定した道路
- 34 避難路 市内の各戸から防災上重要な施設につながる全ての道等
- 35 隣保協同 法第2条の2基本理念より、地域住民が自らの役割を理解して協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方(精神)
- 36 防災会議 法第16条より、市長の諮問に応じて地域に係る防災に関する重要事項を審議するための組織
- 37 災害時コーディネーター 災害時に、医療・保健衛生等に関する活動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、被災地における医療・保健衛生等のニーズの把握、医療・保健衛生等に携わる活動チームの派遣調整等を行う者で、以下の4分野に分けて、県より指命又は委嘱されている。  
①医療②保健衛生③介護福祉④薬務
- 38 要保護者 生活保護法第6条第2項に規定する者
- 39 準要保護者 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
- 40 水防管理者 水防管理団体である市町村の長(水防法第2条)
- 41 災害時 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

## 共通対策編

### 42 複合災害

同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象

## 第4節 計画の構成

本計画は、本市の気象、地勢その他地域の特性によって起こり得る災害の危険を想定し、これらを基礎とするとともに、市内において過去に発生した災害の状況及びこれに対してとられた応急対策並びに復旧状況等を検討・反映して作成する。

なお、本計画の構成は、次のとおりである。

### 1 共通対策編

本計画の目的や位置付け、本市の概要や防災目標、防災機関の業務の大綱を定める「**総則**」、災害発生を予防し、被害に備える「**災害予防**」、災害発生直後に被害を最小限に抑えるための「**災害応急対策**」、災害復旧及び復興の実施にあたり基本的な方針を定める「**災害復旧・復興**」を定める。

### 2 地震災害対策（南海トラフ地震対策）編

南海トラフ地震に対し、「**災害予防**」や「**災害応急対策**」を定める。

### 3 地震災害対策（直下型地震対策）編

直下型地震に対し、「**災害予防**」を定める。

### 4 風水害対策編

風水害に対し、「**災害予防**」や「**災害応急対策**」を定める。

### 5 大規模事故等災害対策編

道路事故や火災などの大規模事故等に対し、「**災害予防**」や「**災害応急対策**」、「**災害復旧**」を定める。

### 6 資料編

本計画策定及び運用に必要な項目別の資料を収集・整理し、編綴した。

## 第5節 計画の基本方針

本計画は、これまでの風水害や地震災害等の経験に加え、時期が接近して襲来する複数の台風や地震発生後に台風や大雨に見舞われるといった複合災害のリスクなどを踏まえ、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、防災機関がとるべき災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本的事項等を中心に定めるものであり、各防災機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

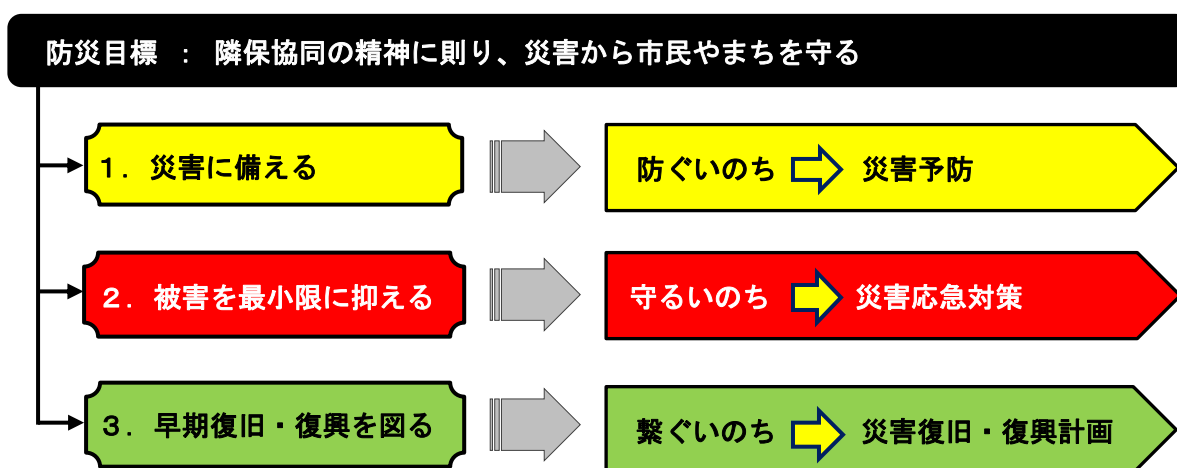
### 第1 計画の位置付け

本計画は、指定地方行政機関の長、又は、指定公共機関等が作成する各防災計画や徳島県地域防災計画等の他の計画との整合を図りながら定める。

### 第2 防災目標

平成7年1月阪神・淡路大震災、平成23年3月東日本大震災、平成28年4月熊本地震、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）など、全国で大きな災害が発生し、多くの国民の生命や財産を失った。これらの記憶と教訓を活かし、市民の安心・安全を確保できる防災計画が求められている。また、第2次三好市総合計画（平成30年8月）では、「巨大地震や豪雨災害などに対応し、被害を最小限に抑えられる災害に強いまちづくりを進め、自助・共助・公助による安心・安全に暮らせるまちを目指します。」を方針としている。

よって、本計画では、市民や企業、行政など様々な主体がそれぞれの役割を理解し、連携・協同して災害から市民やまちを守るため、防災目標を以下のとおりとする。



## 第6節 計画の修正

### 第1 定期的な見直し

本計画は、法第42条に基づき、市の組織改正による修正や徳島県地域防災計画等の他の計画との整合を図るため、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正する。

### 第2 その他の見直し

本計画の見直しは、定期的な見直しによるほか、本市の上位計画の見直し、防災体制の充実、防災関係機関等との協力体制強化、地区防災計画の反映、防災訓練や災害事例を踏まえた地域防災力の向上、社会情勢や地域体制の変化などを考慮した見直しを適宜行う。

## 第7節 計画の周知徹底

本計画は、市関係職員、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に周知徹底するとともに、特に必要と認める事項については市民にも広く周知を図る。

また、これら関係者は、平常時において、訓練その他の方法により、本計画の習熟に努めるものとする。

## 第8節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市及び県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災機関」という。）、事業者、市民の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

### 第1 実施責任

#### 1 三好市

本市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の市町並びに市民の協力を得て防災・減災活動を実施する。

#### 2 徳島県

徳島県は、市町村を包括する広域地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施するとともに、市町村、県の区域を管轄する指定地方行政機関及び指定公共機関、指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、且つ、その総合調整を行う。

#### 3 指定地方行政機関

市域を管轄する指定地方行政機関は、大規模災害等から市の区域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県等の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

市域を管轄する指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県等の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。また市、県及び防災関係機関の防災活動に協力する。

#### 6 災害応急対策または災害復旧に必要な物資若しくは資材または役務の供給または提供を業とする者

災害応急対策または復旧・復興に必要な物資もしくは資材または役務の供給または提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、市、県及び防災関係機関の防災活動に協力する。



## 共通対策編

### 7 市民

市民は、「自助」及び「共助」が防災の基本であることを自覚し、平常時から災害に対処するための手段を講じておくことが重要である。そのため、食品、飲料水その他生活必需物資の備蓄、その他自ら災害に備えるために準備するとともに、積極的に地域の防災活動等への参加や過去の災害等から得られた教訓の伝承、その他の取り組みにより防災・減災に寄与するよう努める。

## 第2 処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 三好市

三好市は、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興に関し、自ら次のことを実施するとともに防災機関や事業所、市民や他の市町と連携・協力し、防災・減災活動を実施する。但し、災害救助法発令後は、知事の補助機関として災害救助にあたるものとする。

- (1) 市防災会議に関する事務
- (2) 市防災組織の整備
- (3) 防災のための知識の普及・啓発、教育、訓練及びその指導
- (4) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (5) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
- (6) 市域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (7) 市民等に対する災害広報
- (8) 警報の伝達及び避難の指示
- (9) 消防・水防その他の応急措置
- (10) 被災者の救難、救助、その他の保護
- (11) 避難者の誘導及び避難所等の開設
- (12) 災害を受けた児童、生徒の応急の教育
- (13) 食糧、医薬品、その他の物資の確保
- (14) 施設及び設備の応急の復旧
- (15) 清掃、防疫その他の保健衛生
- (16) 緊急輸送等の整備と確保
- (17) 災害復旧・復興の実施
- (18) 他の市町等、各関係機関との防災に関する連絡事項
- (19) 地区防災計画に関する事項
- (20) ボランティアに関する事項
- (21) 公共的団体及び自主防災組織等の育成指導
- (22) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置

### 2 徳島県

徳島県は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関し自ら次のことを実施するとともに市町村に対し必要な指示・勧告を行う。

- (1) 県防災会議に関する事務
- (2) 防災組織の整備

- (3) 防災訓練の実施
- (4) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (5) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
- (6) 県地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (7) 住民等に対する災害広報
- (8) 警報の伝達及び避難の指示
- (9) 消防・水防その他の応急措置
- (10) 被災者の救難、救助、その他の保護
- (11) 災害を受けた児童、生徒の応急の教育
- (12) 食料、医薬品、その他の物資の確保
- (13) 施設及び設備の応急の復旧
- (14) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (15) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持
- (16) 緊急輸送等の確保
- (17) 災害復旧の実施
- (18) 市町村等各関係機関との防災に関する連絡事項
- (19) ボランティアに関する事項
- (20) 公共的団体及び住民防災組織の育成指導
- (21) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置

### 3 指定地方行政機関

- (1) 警察庁中国四国管区警察局四国警察支局
  - ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整
  - イ 他管区警察局及び警察庁との連携
  - ウ 管区内防災関係機関との連携
  - エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡
  - オ 警察通信の確保及び統制
  - カ 警察災害派遣隊等の運用
  - キ 管区内各警察への津波警報の伝達
- (2) 総務省四国総合通信局
  - ア 災害に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整及び電波の統制管理
  - イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用監理
  - ウ 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握
  - エ 災害時における通信機器、移動電源車等の貸出し
  - オ 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議
- (3) 財務省四国財務局徳島財務事務所
  - ア 公共土木施設及び農林水産業施設の災害復旧事業費の検査立会
  - イ 地方公共団体に対する災害融資
  - ウ 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付

## 共通対策編

- エ 災害時における金融機関の業務運営の確保及び金融上の措置
- (4) 厚生労働省四国厚生支局
  - ア 独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整
- (5) 厚生労働省徳島労働局
  - ア 工場、事業場における労働災害の防止
  - イ 被災者に対する早期再就職の斡旋等
  - ウ 雇用保険の失業等給付及び労災保険給付等
- (6) 農林水産省中国四国農政局
  - ア 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり対策事業による農地、農業用施設等の防護
  - イ 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導
  - ウ 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導
  - エ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の把握、営農資材の供給及び病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握
  - オ 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業等の支援
  - カ 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、日本政策金融公庫の資金等の融資に関する指導
  - キ 応急用食料・物資の供給に関する支援
- (7) 林野庁四国森林管理局徳島森林管理署
  - ア 国有林野の治山事業の実施並びに民有林直轄治山事業の実施
  - イ 国有保安林の整備保全
  - ウ 災害応急対策用木材（国有林）の供給
- (8) 経済産業省四国経済産業局
  - ア 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保
  - イ 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保
  - ウ 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等
- (9) 経済産業省中国四国産業保安監督部四国支部
  - ア 電気、ガス事業、高圧ガス、LPガス及び火薬類の保安の確保
  - イ 石油コンビナート等の災害防止
  - ウ 鉱山における災害の防止
  - エ 鉱山における災害時の応急対策
- (10) 国土交通省四国地方整備局
  - 河川、道路、港湾、空港などの防災対策及び災害復旧対策の実施
  - 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の被災地方公共団体への派遣
  - ア 徳島河川国道事務所
    - (ア) 吉野川直轄管理区間の河川管理施設の整備と防災管理
    - (イ) 水防のための洪水予報（吉野川）、及び水防警報（吉野川）並びに情報の伝達
    - (ウ) 被災河川管理施設の復旧（直轄区域）
    - (エ) 国道（32，192号）の直轄区間の整備と維持管理
    - (オ) 国道（32，192号）の直轄区間の災害復旧
  - イ 四国山地砂防事務所

- (ア) 吉野川流域における直轄砂防・地すべり防止施設の整備
- (イ) 被災直轄砂防・地すべり防止施設の復旧
- (ウ) 直轄砂防・地すべり防止施設の維持管理
- ウ 吉野川ダム総合管理事務所
  - (ア) 吉野川直轄管理区間（ダム管理区間）の河川管理施設の整備と防災管理
  - (イ) 吉野川上流ダム群の統合管理
  - (ウ) 被災河川管理施設の復旧（直轄区域）
- (11) 国土交通省四国運輸局徳島運輸支局（応神町庁舎）
  - ア 陸上輸送機関、その他関係機関との連絡調整
  - イ 陸上における緊急輸送の確保
  - ウ 道路運送事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導
- (12) 国土交通省大阪航空局徳島空港事務所
  - ア 空港及び航空機の保安
  - イ 遭難航空機の捜索及び救助
  - ウ 災害時における人員、応急物資の空輸の利便確保
- (13) 国土交通省国土地理院四国測量部
  - ア 災害時における情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力
  - イ 防災関連情報の提供及び利活用の支援・協力
  - ウ 地理情報システム活用の支援・協力
  - エ 国家座標の基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点等の復旧測量、地図の修正測量等の実施
  - オ 公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量など等公共測量の実施における測量法に基づく、実施計画書への技術的助言
  - カ 地理空間情報の整備及び利活用促進に関する支援・助言
- (14) 気象庁徳島地方气象台
  - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
  - イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
  - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
  - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
  - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
- (15) 環境省中国四国地方環境事務所
  - ア 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
  - イ 廃棄物処理施設及び災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の情報収集・伝達
- (16) 防衛省中国四国防衛局
  - ア 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整
  - イ 災害時における米軍部隊との連絡調整

## 共通対策編

### 4 指定公共機関

- (1) 日本郵便株式会社四国支社
  - 郵便業務の確保及び郵便局の窓口業務の維持を図るとともに、次により災害特別事務取扱い、援護対策を実施する。
  - ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
  - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
  - ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
  - エ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等に付加される寄附金の配分
- (2) 日本銀行（高松支店・徳島事務所）
  - ア 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節
  - イ 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
  - ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
  - エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る措置
  - オ 各種措置に関する広報
- (3) 日本赤十字社徳島県支部
  - ア 救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施
  - イ 災害救助の協力奉仕団の連絡調整
  - ウ 義援金品の募集配分
  - エ ボランティア活動体制の整備
- (4) 日本放送協会徳島放送局
  - ア 住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底
  - イ 社会事業団体等による義援金品の募集協力
- (5) 西日本高速道路株式会社四国支社徳島高速道路事務所
  - ア 徳島自動車道（鳴門 J C T～井川池田 I C）の整備，防災管理，維持管理及び災害復旧
- (6) 独立行政法人国立病院機構（中国四国グループ）
  - ア 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援
  - イ 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣、輸送手段の確保の支援
  - ウ 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報
  - エ 独立行政法人国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援
- (7) 独立行政法人水資源機構（吉野川本部）
  - ア 所管ダム施設の操作と防災管理
  - イ 旧吉野川河口堰・今切川河口堰及び鍋川閘門施設の操作と防災管理
  - ウ 緊急事態における情報の提供
  - エ 被災公共土木施設（特定施設）の復旧
- (8) 四国旅客鉄道株式会社
  - ア 鉄道施設等の保全
  - イ 救助物資及び避難者の輸送の協力
  - ウ 災害時における旅客の安全確保
- (9) 西日本電信電話株式会社徳島支店及び株式会社 N T T ドコモ四国支社徳島支店

- ア 電気通信施設の整備
- イ 警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い
- ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧
- (10) 日本通運株式会社徳島支店
  - ア 貨物自動車等による救助物資の輸送の協力
- (11) 四国福山通運株式会社徳島支店
  - ア 貨物自動車等による救助物資の輸送の協力
- (12) 佐川急便株式会社
  - ア 貨物自動車等による救助物資の輸送の協力
- (13) ヤマト運輸株式会社徳島主管支店
  - ア 貨物自動車等による救助物資の輸送の協力
- (14) 四国西濃運輸株式会社徳島支店
  - ア 貨物自動車等による救助物資の輸送の協力
- (15) 四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社
  - ア 電力施設等の防災管理
  - イ 電力供給
  - ウ 被害施設の応急対策及び災害復旧
- (16) KDD I 株式会社四国総支社
  - ア 電気通信施設の整備
  - イ 警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い
  - ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧
- (17) ソフトバンク株式会社
  - ア 電気通信施設の整備
  - イ 警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い
  - ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧
- (18) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート
  - ア 災害時における物資の調達・供給確保
- (19) イオン株式会社
  - ア 災害時における物資の調達・供給確保
  - イ 災害時における被災者への支援・災害関連情報の提供
- (20) 楽天モバイル株式会社
  - ア 電気通信施設の整備
  - イ 警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い
  - ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧

## 5 指定地方公共機関

- (1) 四国ガス株式会社
  - ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策
- (2) 四国放送株式会社、一般社団法人徳島新聞社及び株式会社エフエム徳島
  - ア 住民に対する重要な情報の周知と防災知識の普及
  - イ 社会事業団体等による義援金品の募集協力

## 共通対策編

- (3) 一般社団法人徳島県バス協会  
バスによる避難者の輸送の協力
- (4) 一般社団法人徳島県トラック協会及び徳島通運株式会社  
貨物自動車等による救助物資及び避難者の輸送の協力
- (5) 土地改良区（吉野川北岸、池田、箸蔵、河内谷、河内谷西部、太刀野、三野町清水）
  - ア 農業用施設の整備及び管理
  - イ 地震発生後の農業用ため池の緊急点検
- (6) 一般社団法人三好市医師会
  - ア 救護班の編成並びに医療及び助産の救護の実施
- (7) 一般社団法人徳島県エルピーガス協会
  - ア LPガス施設の防災対策及び災害時における供給対策
- (8) 社会福祉法人三好市社会福祉協議会
  - ア ボランティア活動体制の整備
  - イ 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付
- (9) 公益社団法人徳島県看護協会
  - ア 災害時における医療救護の実施
  - イ 避難所における避難者の健康対策
- (10) 一般社団法人徳島県助産師会
  - ア 災害時における妊産褥婦・新生児・乳幼児の保健指導と助産の実施
  - イ 避難所における避難者の健康対策
- (11) 徳島県薬剤師会三好支部
  - ア 公衆衛生普及指導に関する事項
  - イ 学校保健に関する事項
  - ウ 介護・福祉に関する事項
  - エ 優良医薬品の普及並びに流通の適正化に関する事項
- (12) 一般社団法人徳島県歯科医師会
  - ア 災害時における歯科医療救護の実施
  - イ 避難所等における被災者の災害歯科保健医療
  - ウ 遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力
- (13) 一般社団法人徳島県建設業協会三好市支部
  - ア 災害時における公共施設の応急対策業務への協力に関する事項
  - イ 救出活動等における重機、車両等の建設資機材の提供協力に関する事項
  - ウ 災害時における道路啓開の実施に関する事項
  - エ 降雪時の除雪に関する事項

## 6 自衛隊

- (1) 陸上自衛隊第14旅団及び自衛隊徳島地方協力本部
  - ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び情報収集
  - イ 市が実施する防災訓練への協力

- ウ 災害派遣の実施（被害状況の把握、避難の援助、遭難者の捜索救助、水防活動、消防活動、道路・水路の啓開、応急医療救護及び防疫、通信支援、人員・物資の緊急輸送、炊飯・給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去）
- エ 災害救助のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与
- (2) 海上自衛隊徳島教育航空群及び海上自衛隊第24航空隊
  - ア 情報収集
  - イ 主として航空機による人命救助
  - ウ 救援物資の空輸
  - エ その他災害対策

## 7 その他

- (1) 阿波池田商工会議所
  - ア 市が行う商工業関係者の被害調査及び応急対策への協力に関する事項
  - イ 救助・救援物資、復旧資機材等の確保についての協力に関する事項
  - ウ 被災した商工業者に対する融資の斡旋に関する事項
- (2) 三好市商工会
  - ア 市が行う商工業関係者の被害調査及び応急対策への協力に関する事項
  - イ 救助・救援物資、復旧資機材等の確保についての協力に関する事項
  - ウ 被災した商工業者に対する融資の斡旋に関する事項
- (3) J A阿波みよし農業協同組合
  - ア 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事項
  - イ 組合員の被災状況調査及びその応急対策に関する事項
  - ウ 農作物の災害応急対策の指導に関する事項
  - エ 被災農業者に対する融資の斡旋への協力に関する事項
  - オ 農業生産資材及び農家生活資材の確保に関する事項
  - カ 農作物の需給調整に関する事項
- (4) 婦人会
  - 情報連絡、消火、救出救護、避難誘導等への協力に関する事項
- (5) 各自衛消防隊
  - 事務所の自主防災体制の強化確立及び近隣災害の応援措置に関する事項
- (6) 消防団
  - ア 平常時の防災訓練等の実施に関する事項
  - イ 災害の予防、警戒及び防御等消防活動に関する事項
  - ウ 水防活動に関する事項
- (7) 自主防災組織
  - 住民の隣保共同の精神に基づく自発的な防災組織
- (8) その他社会文化事業団
  - 被災者の救助等災害応急対策の協力に関する事項
- (9) 公益社団法人徳島県建築士会三好地域会
  - ア 被災建築物の応急危険度判定への協力に関する事項



## 共通対策編

- イ 被災建築物の応急危険度判定関連業務への協力に関する事項
  - ウ 木造住宅耐震診断、耐震改修アドバイザーに関する事項
  - エ 防災訓練等への協力に関する事項
- (10) 徳島県CATVネットワーク機構ケーブル12（株式会社池田ケーブルネットワーク）
- ア 電気通信施設の整備に関する事項
  - イ 災害時の緊急放送手段の確保に関する事項
  - ウ 緊急文字放送システム及びその他の放送手段の活用に関する事項
  - エ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事項
- (11) 株式会社STNet徳島支店
- ア 電気通信施設の整備に関する事項
  - イ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事項
- (12) 三好市防災士会
- ア 地域防災力向上の支援に関する事項
  - イ 災害救援活動の促進に関する事項
- (13) 三好市地区赤十字奉仕団
- ア 高齢者支援活動に関する事項
  - イ 児童の健全育成活動に関する事項
  - ウ 災害救護・防災活動に関する事項
- (14) 三好西部森林組合及び三好東部森林組合
- ア 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事項
  - イ 被害組合員に対する融資の斡旋の協力に関する事項

## 第2章 災害予防

### 第1節 防災知識の普及・啓発

#### 第1 方針

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の経験から、大規模災害時では国、県及び各市町村による防災活動が制約されることから、市民一人ひとりが、「自らの身の安全は自ら守ること（自助）」を基本認識とし、平常時より防災についての備えを心がけるとともに、発災時には自らの身を守るよう行動することが重要であるとの教訓を得た。また、災害時には、「初期消火や近隣の負傷者、避難行動要支援者を地域の人々が協力しあって助けること（共助）」、避難場所での活動、あるいは「行政が行う防災活動（公助）」への協力など、市民には、防災への寄与に努めることが求められている。

こうしたことから、防災対策をより一層効果的に行うためには、自助、共助、公助がそれぞれの役割を十分果たすとともに、相互の密接な連携・協働のもとに行う市民をあげての「市民防災運動」としての取組が重要である。これらの取組を通じて自主防災組織等の組織化の促進と活性化に努める。

また、自主防災組織等及び事業所等の自衛消防組織及び三好市防災士会等と協力して市民に防災思想、防災知識を普及・啓発し、防災意識の高揚に努めるとともに、市の職員に対して災害の防止に必要な教育の徹底を図るものとする。この際、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立にも配慮する。

また、災害発生後に指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

さらに、南海トラフ巨大地震などの大規模災害から迅速かつ円滑に復旧・復興するためには、住民をはじめ、地域コミュニティ、事業者、行政など、復興を担う関係者における被災後の復興プロセスの事前理解はもとより、被災前からの復興に向けた様々な「準備」や「実践」である「事前復興」に、平時から取り組んでおくことが極めて重要である。こうしたことから、「徳島県復興指針」に基づき、平時から「事前復興」の視点を取り入れた防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

市民防災運動を強力に推進するにあたっては、時期に応じた重点課題の設定や関係機関との連携等を戦略的に行うことが必要である。

なお、防災知識の普及・啓発を図るにあたり、主な実施機関とされていない関係各課においても支援に努める。

#### 第2 内容

##### 1 市民に対する防災知識の普及・啓発

【主な実施機関】	市（危機管理課、秘書人事課、管財課、学校教育課、各支所）、 みよし広域連合（消防本部）、消防団、三好市社会福祉協議会、
----------	--

市民に対し、災害の発生時期及び種類に応じた災害時の心得、災害予防対策等の記事を広報紙に掲載するほか、広報パンフレット等を適宜作成配布するとともに、防災フェアの開催や社会教育の場等に防災教育を組み入れるなど、防災意識の高揚を図るものとする。更に、災害時には一人ひとりが正しい知識と判断をもって、自らの生命と財産は自らの手で守るという心構えと行動ができるよう、市民の防災知識の普及徹底を図る。

(1) 普及・啓発の内容

ア 簡単な気象知識

イ 5段階の警戒レベルに対応した避難情報、防災気象情報等と住民がとるべき行動

ウ 災害危険箇所

エ 過去の主な被害事例

オ 災害対策の現状

カ 災害時における応急措置並びに心得

キ 指定緊急避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等を含めた適切な避難場所の選択・避難経路、広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、その他避難対策に関する知識

ク 市民が実施しうる応急手当、3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、マスク、消毒液等）の準備

ケ 自動車へのこまめな満タン給油、フル充電

コ 自主防災組織等への参加

サ 地震及び風水害に関する一般的知識

シ 地震保険制度及び保健・共済等の生活再建に向けた事前の備え

ス 南海トラフ巨大地震及び中央構造線・活断層地震等に関する事項

(ア) 南海トラフ巨大地震及び中央構造線・活断層地震等に伴い発生すると予想される地震動に関する知識

(イ) 南海トラフ巨大地震及び中央構造線・活断層地震等が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

(ウ) 正確な情報の入手方法

(エ) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

(オ) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

(カ) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

(キ) 地域市民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法

(ク) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

セ 「平時の延長が災害時にも役立つ」考え方

(2) 普及・啓発の方法

各報道機関に協力を求めるほか、各種の広報媒体を活用するとともに、地域及び職域での各種講座、集会等の社会教育を通じて周知徹底に努める。

- ア ホームページや広報紙の利用
- イ 防災ハザードマップの配付
- ウ 防災フェアなどのイベント開催及び防災訓練の実施
- エ 講習会、講演会、研修会等の開催
- オ テレビ・ラジオ及び新聞の利用
- カ 映画・ビデオ等による普及
- キ パンフレットの利用
- ク SNSによる情報発信

(3) 防災人材育成の取組

三好市全体の防災力向上を目指し、次代を担う防災人材の育成に努める。

- ア 三好市防災士会を設立し、防災士資格取得の斡旋や取得費用の助成を行う。
- イ 各種訓練や研修会・講習会等を実施し、人材育成に努める。
- ウ 応急危険度判定士や被害認定調査士など、災害発生時等に必要とされる人材育成に努める。

(4) 普及・啓発実施時期

普及・啓発の内容により各種の防災週間・月間などの効果的な時期を選んで啓発等を行うように努める。

ア 防災の日	毎年9月1日
イ 防災週間	毎年8月30日から9月5日まで
ウ 水防月間	毎年5月1日から5月31日まで
エ 山地災害キャンペーン	毎年5月20日から6月30日まで
オ 土砂災害防止月間	毎年6月1日から6月30日まで
カ 防災とボランティアの日	毎年1月17日
キ 防災とボランティア週間	毎年1月15日から21日まで

## 2 学校における防災教育

【主な実施機関】 市（危機管理課、学校教育課、各支所）、みよし広域連合（消防本部）  
消防団、三好市社会福祉協議会

(1) 防災教育の目的

様々な危険から児童・生徒の安全を確保するため、次のような目的を掲げ、防災教育の充実に努める。

- ア 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、自然災害等の危険に際して、児童生徒が、自らの命を守り抜くため主体的に行動できるようにする。
- イ 自然災害発生の原因や、災害時の関係機関の役割、応急手当等、自然災害に関する正しい知識を、児童生徒に習得させるようにする。
- ウ 災害時及び事後に、支援者となる視点から、安全で安心な社会づくりに貢献できる人に児童・生徒がなれるようにする。

## 共通対策編

### (2) 児童・生徒に対する防災教育

学校教育を通じて、発達段階及び地域の実態等に応じ、自然災害等に対する科学的知識、自主防災思想及び災害予防等の知識を児童・生徒が習得できる防災教育の実施に努める。

#### ア 教科指導

教科課程の中で災害等の種類、原因、過去の事例及び災害対策や発生時の心得等について取り上げ、習得させる。

#### イ 防災訓練

学校行事として防災訓練を実施し、防災の実践活動、非常時の避難行動等について習得させる。また、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努める。

#### ウ 課外活動

防災関係機関、防災施設、防災展等の見学を行う。

## 3 市民に対する防災教育

【主な実施機関】	市（危機管理課、各支所）、みよし広域連合（消防本部）、消防団
----------	--------------------------------

### (1) 災害の知識

ア 災害に関する一般的知識

イ 過去の主な被害事例

ウ 県、市等の災害対策の現状

エ 避難所、避難経路その他避難対策に関する知識

### (2) 平常時の心得

ア 家族と避難先や連絡先の相談

イ 防災訓練への参加

ウ 自主防災組織等への加入

エ 食料、水、医薬品、ラジオ等非常持出品の準備

オ 消火用具の準備

カ 建物の補強、家具類の転倒・落下の防止

キ ブロック塀等の点検補修

### (3) 災害発生時の心得

ア まず我が身の安全の確保

イ 非常脱出口の確保

ウ 火の始末（電気、ガスの元栓を閉鎖）

エ 火がでたらまず消火

オ 避難する時の注意点

(ア) あわてて屋外に飛び出さないこと。

(イ) 狭い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近寄らないこと。

(ウ) 山崩れ、崖崩れに注意すること。

(エ) 避難は徒歩で、持ち物は最小限にすること。

(オ) みんなが協力しあって応急救護を行うこと。

(カ) 正しい情報をつかみ、的確な行動をとること。

#### 4 職員に対する防災教育

【主な実施機関】 市（危機管理課、秘書人事課、各支所）、みよし広域連合（消防本部）  
消防団

災害時における職員の適正な防災対応能力を養い、防災関係機関における防災活動の円滑な実施を期するため、防災教育の徹底を図る。また、関西広域連合が実施する専門的な研修を活用し、防災対応職員の災害対応能力の向上を図る。

##### (1) 教育の内容

- ア 本計画及び職員初動マニュアルに定められている防災体制と職員が果たすべき役割に関すること。
- イ 災害発生の原因、対策等の科学的、専門的知識に関すること。
- ウ 過去の主な被害事例に関すること。
- エ 防災関係法令の運用に関すること。
- オ 土木、建築その他災害対策に必要な技術に関すること。

##### (2) 教育の方法

- ア 防災活動の手引等印刷物の配布
- イ 講習会、研修会等の実施
- ウ 防災訓練

#### 5 自主防災組織等、ボランティアに対する防災教育

【主な実施機関】 市（危機管理課、各支所）、みよし広域連合（消防本部）、消防団  
三好市社会福祉協議会

災害時における自主防災組織等、ボランティアの対応力を養成するため、自主防災組織等、ボランティアに対する防災教育・啓発に努める。

#### 6 防災上重要な施設管理者に対する教育

【主な実施機関】 市（危機管理課、管理課、三野病院、各支所）、  
みよし広域連合（消防本部）、消防団、医療機関、商業施設、宿泊施設

病院、大規模な商業施設や宿泊施設などの不特定多数の者が出入りする施設や危険物を取り扱う施設等の防災上重要な施設の管理者は、防災機関と協力して、防災訓練、安全講習会等を通じて、職員の防災意識の高揚を図り、避難、出火防止、初期消火等災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

#### 7 災害教訓の伝承

<p>【主な実施機関】 市（危機管理課、工務課、社会教育課、各支所）、 みよし広域連合（消防本部）、消防団、三好市防災士会</p>
---

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるように公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

## 第2節 防災訓練

### 第1 方針

「普段から行っていないことは、緊急時にもできない」ことは阪神・淡路大震災の教訓の一つであり、また、「不十分な情報の下でも災害対策を行えるように、日頃からの備えや訓練が必要である。」ことは東日本大震災の教訓の一つである。このように、すべての者に対して平常時からの災害への備え及び心構えが求められている。

市においても、南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震、風水害等に対して防災体制を構築することが急務の課題であり、そのなかでも防災訓練は被害の軽減を図るうえで重要な位置づけとなる。

このようなことから、災害対策本部運営機能の向上、関係機関や自主防災組織等との協調体制の更なる構築強化を目的として、先端技術を活用した各種の防災訓練を定期的実施し、効果を検証する。

また、市民は、それらの訓練に積極的に参加し、的確な災害対応を体得する。更に、市の防災機関は、訓練終了後にその検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じて防災対策の改善措置等に努める。

なお、防災訓練の実施にあたり、主な実施機関とされていない関係各課においても支援に努める。

### 第2 内容

本計画が災害時に活かされるためには、平素から防災関係機関相互の緊密な連携と災害に対処し得るたゆまぬ訓練の積み重ねが必要である。

これらは、風水害のほか突発的に発生する地震に対しては特に要請されることである。このため、各機関、防災組織及び市民との協力体制の確立を重点とした防災訓練並びに個別訓練の実施を強力に推進していく。

#### 1 市の実施する訓練

【主な実施機関】 市（危機管理課、各支所）、みよし広域連合（消防本部）、消防団、三好市社会福祉協議会、自主防災組織等

##### (1) 総合防災訓練

防災機関との連携体制の強化、市民の防災意識の高揚を目的に各種調査の被害想定を考慮して、自衛隊等関係機関の参加と市民その他関係団体の協力を得て総合防災訓練を実施する。

訓練種目

- ア 動員及び災害対策本部設置・運営
- イ 交通規制及び交通整理
- ウ 避難準備及び避難誘導、避難所の開設・運営
- エ 救出・救助、救護・応急医療
- オ 各種火災消火



## 共通対策編

- カ 道路復旧、障害物除去
- キ 緊急物資輸送
- ク 地震情報等災害情報の収集伝達
- ケ 流出油等防除
- コ ライフライン復旧
- サ 緊急地震速報対応訓練
- シ その他、震災時に起こりうる被害を想定し、幅広い種目について実施する。

### (2) 個別訓練

#### ア 非常参集訓練

災害対策を実施するために必要な職員を確保するために必要な訓練であり、非常連絡、非常参集等職員の動員訓練を実施する。

#### イ 災害対策本部訓練

災害対策本部訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る。

#### ウ 通信連絡訓練

国、県及び関係機関に対して、対策通報・被害情報等を相互に正確かつ迅速に通報するために必要な訓練であり、各種事態を想定して訓練を実施する。また、緊急地震速報発表時の適切な対応行動の普及・啓発に資するため、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）による緊急地震速報伝達訓練に参加する。

#### エ 避難所開設訓練

震度5強以上の地震発生時、速やかに指定避難所を点検・開設できるよう、即応訓練を実施する。

#### オ 消防訓練

災害時における災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常参集、通信連絡、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

#### カ 水防訓練

近年、多発しているゲリラ豪雨や台風など水害による被害を未然に防止し、救助活動を迅速かつ円滑に行えるよう実施する。なお、次の項目について関係機関が合同で訓練を実施する。

##### 訓練内容

- (ア) 観測（水位、雨量、風速）
  - (イ) 通報（電話、無線、携帯電話、口頭伝達）
  - (ウ) 動員（消防団、市民の応援）
  - (エ) 輸送（資器材、人員）
  - (オ) 工法（水防工法）
  - (カ) （排・取）水門（樋門）等の操作
  - (キ) 避難（避難勧告等の放送・伝達、居住者の避難）
- キ 避難、救助救護訓練

指定公共機関及びその他関係機関と避難その他救助・救援活動の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動とあわせ、又は単独で訓練を実施するものとする。また、医療関係機関等と連携し、トリアージ等の応急救護訓練を実施する。なお、学校・病院・社会福

社施設等の管理者に対しては、児童・生徒・利用者等の人命を保護するための避難訓練等を随時実施するよう指導する。

ク 災害時情報伝達訓練

災害が発生するおそれがある場合や災害時において、避難情報や災害時市民に必要とされる情報を確実に伝達するため、防災無線や音声告知端末等の情報伝達手段を活用した訓練を実施する。

ケ 災害情報連絡訓練

災害時において、災害本部から各避難所等への指示、又は各避難所等から災害本部へ被害情報等を正確かつ迅速に連絡できるようにするため、各種事態を想定し訓練を実施する。

## 2 保育所（認定こども園）、幼稚園、学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

【主な実施機関】 市（危機管理課、子育て支援課、学校教育課、各支所）、  
みよし広域連合（消防本部）、消防団、三好市社会福祉協議会、  
医療機関、社会福祉施設

災害発生時の乳幼児、児童、生徒、傷病者、障がい者及び高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限に止めるため、施設管理者に対して、避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

## 3 事業所における訓練

【主な実施機関】 市（危機管理課、各支所）、みよし広域連合（消防本部）、消防団

学校、病院、工場、事業所及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的な実施に努める。また、これら事業所は、地域の一員として、市及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じて地域の防災対策行動への貢献に努める。

## 4 自主防災組織等、ボランティア等における訓練

【主な実施機関】 市（危機管理課、各支所）、みよし広域連合（消防本部）、消防団、  
三好市社会福祉協議会、自主防災組織等、防災ボランティア

自主防災組織等やボランティア等は、市民の防災活動や防災意識の向上及び関連防災組織との連携を図るため、市の指導を受けて、地域の事業所とも協調しながら、年1回以上の組織的な訓練の実施に努める。訓練種目としては、初期消火、通報、避難、応急救護及び高齢者、身体障害者、傷病者などの災害時要配慮者の安全確保の訓練等を主として行う。また、自主防災組織等やボランティア等からの指導・協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を図りながら、積極的に自主防災組織等やボランティア等の活動を支援する。

## 5 一般市民の訓練

<b>【主な実施機関】</b>	市（危機管理課、各支所）、みよし広域連合（消防本部）、消防団、市民
-----------------	-----------------------------------

市及び関係機関は、災害時において市民一人ひとりが適切な行動がとれるよう、防災訓練に際しては広く市民の参加を呼びかける。また、市民においては、防災訓練の重要性を認識し、各種訓練に主体的・積極的に参加するとともに、家庭においても日ごろから防災について話し合うなど高い防災意識を持つことが望ましい。

## 6 広域的な防災訓練計画

<b>【主な実施機関】</b>	市（危機管理課、各支所）、みよし広域連合（消防本部）、消防団、三好市社会福祉協議会、近隣市町、県、三好警察署、自主防災組織等、災害ボランティア
-----------------	---

県及び近隣市町と協力しながら、広域的な防災訓練を実施する。訓練においては、大規模な災害の発生を想定し、防災関係機関相互の連携体制の確立や市民と一体となった実際的な訓練を実施する。また、現地対策本部、広域応援体制、ボランティアの受入体制等の訓練も行う。

### 第3節 緊急輸送体制の整備

#### 第1 方針

震災時等における救護・救助活動、食料、医薬品その他の物資等の確保及び広域的な応急対策を実施するため、必要な緊急輸送体制をあらかじめ検討しておく。なお、緊急輸送路の管理者は、最新の国の基準や国の点検要領に基づき、災害に対する調査を行い、必要な整備を順次実施するとともに、被災箇所の優先復旧を図るため、必要な資機材の確保等、早期復旧のために必要な対策をあらかじめ検討しておく。

なお、緊急輸送体制の整備にあたり、主な実施機関とされていない関係各課においても支援に努める。

#### 第2 内容

##### 1 市内の緊急輸送路

【主な実施機関】 市（危機管理課、工務課、管理課）、県、三好警察署、国、西日本高速道路株式会社、四国旅客鉄道株式会社

災害時輸送路の多ルート化を図るため、総合輸送ネットワークの確保に努める。なお、主な実施機関以外の各課も支援に努める。

##### (1) 県が指定する緊急輸送道路

##### ア 第1次緊急輸送道路

広域的な輸送に必要な主要幹線道路及び重要港湾・空港を接続する幹線道路

##### イ 第2次緊急輸送道路

県内の防災活動の重要拠点施設である、県庁、総合市民局、東部県土整備局、県警察、市町村役場及び地域の医療拠点、広域避難場所等の主要な施設と第1次緊急輸送道路とを接続する幹線道路

##### ウ 第3次緊急輸送道路

1次、2次路線を補完し、ネットワークを構築する路線

##### 第1次緊急輸送道路

路線名		区間
四国縦貫自動車道	◇	徳島 I C ～ 井川池田 I C ～ 三好市 愛媛県境
国道 3 2 号	※	三好市 香川県境 ～ 三好市 高知県境
国道 3 2 号 改築防災	※	全線（三好市）＜事業中＞
国道 1 9 2 号	※	徳島市 ～ 三好市 愛媛県境

## 共通対策編

### 第2次緊急輸送道路

路線名		区間
国道319号	*	国道32号（三好市山城町）～三好市 愛媛県境
国道439号	*	三好市東祖谷支所～三好市東祖谷 高知県境
鳴門池田線	*	阿波市～三好市<事業中>
西祖谷山山城線	*	全線（山城東祖谷山線～国道32号（三好市山城町））
出口太刀野線	*	鳴門池田線（三好市三野町）～国道192号（東みよし町）

### 第3次緊急輸送道路

路線名		区間
国道439号	*	三好市東祖谷支所～国道438号（三好市東祖谷）
山城東祖谷山線	*	西祖谷山山城線 （三好市西祖谷山村）～国道32号（三好市山城町）

(注) ※：国直轄管理道路 ◇：高速道路会社（西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)）  
管理道路

\*：徳島県管理道路 ○：市町村管理道路

<事業中>は、供用開始時に緊急輸送道路と位置づけることとし、現時点では緊急輸送道路予定路線である。

#### (2) 市の緊急輸送路

県指定の第1次、第2次、第3次緊急輸送道路につながり、避難所等の防災上重要な建物を結ぶ路線を「市の緊急輸送路」とし、優先的に復旧できるよう努め、災害時の輸送路の確保に努める。

#### (3) 道路施設等の状況把握

市は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握に努めるとともに、情報の収集、連絡体制の整備を図る。

## 2 民間事業者との連携

【主な実施機関】	市（危機管理課、産業観光部）
----------	----------------

(1) 緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備を図り、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

(2) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

### 3 緊急輸送活動

【主な実施機関】	市（危機管理課、産業観光部）
----------	----------------

多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。また、県と連携の上、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所等に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

### 4 緊急通行車両の確認手続き

【主な実施機関】	市（危機管理課）、県警察
----------	--------------

災害時において緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両確認制度を運用する。そのため、民間事業者等に対して当該制度の周知を行うとともに、自らも積極的に利用し、普及を図る。

### 5 地域物資輸送拠点の確保

【主な実施機関】	市（危機管理課、地方創生推進課、産業観光部、学校教育課）
----------	------------------------------

被災状況により、必要と認められる場合は、池田小学校体育館及び西宇地域多目的施設体育館に災害時の緊急輸送拠点を開設し、救援物資の受入れ、一時保管、備蓄物資の確認、配送準備等を行う。

## 第4節 自助・共助の推進

### 第1 方針

災害対策は、市民（自助）、地域（共助）、行政（公助）がその役割分担を理解して、各々の役割を確実に推進するとともに、災害時には連携して対応することにより被害の軽減を図ることができることを強く意識して、その対策への取り組みを推進する必要がある。国及び県と連携し、市民、事業者（要配慮者利用施設の施設管理者を含む。）と平時からコミュニケーションを図り、災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うとともに、災害時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所の運営の手助けを行うことなど、「自助・共助」に基づく自発的な地区内の防災活動を推進していくよう、市民の防災意識の向上のための取組に努める。

ここで、災害時に初動で対応するのは地域で組織される自主防災組織等であり、被害軽減を図る上で未組織地域での組織化が課題となっている。また、既存自主防災組織等においては、自主防災計画の策定、計画に基づく各種訓練の実施・検証を行うことにより地域で自立できる防災体制の構築を推進する必要がある。さらに、市は、孤立などの理由で支援が受けられない中でも、個人や地域の力で生活が持続できるよう、防災知識の普及啓発や地域で自活できる取組を推進する。

なお、自助・共助の推進にあたり、主な実施機関とされていない関係各課においても支援に努める。

### 第2 内容

#### 1 災害対策の役割分担

<b>【主な実施機関】</b>	市（危機管理課、各支所）、みよし広域連合（消防本部）、消防団、市民、自主防災組織等
-----------------	---

- (1) 市民の役割（自助）：「自らの身の安全は自ら守る」といった考え方にに基づき、市民一人ひとりが自分の命や生活を守る活動をいう。（各組織が自分の組織を守るための活動も含む。）
- (2) 地域の役割（共助）：地域連携による防災活動をいい、市民一人ひとりが隣人等と協力して地域を守る活動をいう。（自治組織や民間組織が、市民や近隣組織と連携して地域の安全を守る活動も含む。）
- (3) 行政の役割（公助）：行政が実施主体となる防災対策で、自然災害に強い地域を実現する活動をいう。

#### 2 自助における防災対策

<b>【主な実施機関】</b>	市（危機管理課、各支所）、みよし広域連合（消防本部）、消防団、市民、自主防災組織等
-----------------	---

市民は、自分や家族の命を守るための事前の備えとして、各家庭において次の項目等を話し合い又は事前に準備・確認しておくなど、各家庭における災害時の対策について計画しておくことが望ましい。

- (1) 耐震改修、耐震シェルター設置、家具・ブロック塀等の転倒防止など住宅の耐震対策
- (2) 備蓄、非常持出品の準備
- (3) 警報発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
- (4) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- (5) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (6) 様々な条件下（家庭内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- (7) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- (8) 災害時の家庭内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）

### 3 自主防災組織等の意義

【主な実施機関】 市（危機管理課、各支所）、みよし広域連合（消防本部）、消防団、市民、自主防災組織等

災害時には、種々の要因により防災関係機関の行う応急対策活動が遅れたり阻害されたりすることが予想される。そのため自主防災組織等は、災害対策基本法第2条の2第1項第2号「住民の隣保協同の精神」に基づき自発的な防災組織として、市民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る。」という考えを基に結成された。組織の役割としては、平常時においては、防災知識の普及、地域における災害危険箇所等の把握、防災訓練の実施、火気使用設備器具等の点検、防災用資機材の整備等を行う。災害時においては、情報の収集・伝達、出火防止、初期消火、市民の避難誘導、負傷者の救出・救護、給食・給水等の活動を行う。

### 4 自主防災組織等育成・活性化及びその他の地域防災活動の支援

【主な実施機関】 市（危機管理課、学校教育課、各支所）、みよし広域連合（消防本部）、消防団、市民、自主防災組織等

自主防災組織等の育成・活性化を支援するため、防災訓練や各種行事の開催、啓発資料の作成配布等を通じて啓発を行うとともに、リーダー養成のための研修会や資機材整備などの実施に努める。その際、障がい者、高齢者等の要配慮者や女性の参画の促進にも努める。

#### (1) リーダー養成

自主防災組織等のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し、自主防災組織等の活動を活性化する。又、防災士取得等の防災関係資格取得に向けた支援に努める。更に、自主防災組織等の活動班のリーダーあるいは自治会等や婦人会、子供会等の市民団体等のリーダー等の幅広い市民を対象に講習会及び訓練等を実施し、防災活動についての知識・技能、責任感及び実行力を有するリーダーを育成する。



## 共通対策編

### (2) その他の地域防災活動の支援等

地域コミュニティを市民防災運動の最も重要な啓発対象と捉え、自主防災組織等のもとより、未組織の地域市民や企業に対しても、防災教育の普及に努め、地域コミュニティ構成員が自助・共助の精神を基本として主体的に地域活動に参加し、ボランティアや地域の各種団体等とネットワークをつくり、その連携の中で自主的な防災活動ができるよう、指導助言など支援に努める。

また、学校防災ネットワーク会議等において、防災教育や情報提供、情報交換などを行い、児童・生徒を含めた地域啓発に努める。

### (3) 市職員の積極的参加

職員は、市民としての自覚を持ち、地域の自主防災組織等の結成及び活動について積極的に参加する。

## 5 自主防災組織等の編成

【主な実施機関】	市（危機管理課、各支所）、三好市社会福祉協議会
----------	-------------------------

### (1) 組織

自治会や地区住民福祉協議会等を活用し防災活動が効果的に実施できるよう地域の実情に合わせた組織とする。

### (2) 編成

自主防災組織等は、災害発生の際、班別に役割分担を決め災害に対処する。

班名	活動内容
① 総務班	各班の活動状況の把握調整及び統括組織との連絡調整を行う。
② 情報班	地域の災害情報の収集及び伝達を行う。
③ 消火班	初期消火を行う。
④ 救出救護班	けが人、病人等の救出救護を行う。
⑤ 避難誘導班	避難誘導及び避難人員の把握を行う。
⑥ 給水給食班	給水給食及び生活必需品の配付を行う。
⑦ 避難所運営班	避難所の自主的運営を行う。

## 6 自主防災組織等の防災計画（防災活動）

### (1) 平常時の活動

- ・ 防災意識の啓発
- ・ 防災知識の普及
- ・ 防災資機材の管理
- ・ 防災訓練

### (2) 災害時の活動

- ・ 地域の災害情報の収集及び伝達

- ・ 初期消火
- ・ 救出救護
- ・ 避難誘導
- ・ 給水給食及び生活必需品の配付
- ・ 避難所の開設・運営

### 第3 自主防災組織等の活動マニュアルの作成

【主な実施機関】 市（危機管理課）、みよし広域連合（消防本部）、自主防災組織等

自主防災組織等が効果的な防災活動を行えるよう、理解しやすい活動マニュアルの作成に努める。

### 第4 関係団体との協調

【主な実施機関】 市（危機管理課、各支所）、みよし広域連合（消防本部）、消防団、自主防災組織等

自主防災組織等は、災害発生時に市や防災関係機関と連携協力が図られるよう、平常時より、協力体制の構築に努める。

### 第5 地区防災計画について

【主な実施機関】 市（危機管理課）、みよし広域連合（消防本部）

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から、本計画に地区防災計画を定める提案が提出された際、三好市防災会議において、必要があると認められたときは、本計画に地区防災計画を定める。

計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

## 第5節 ボランティア受入体制の整備

### 第1 方針

阪神・淡路大震災や東日本大震災など、近年の大規模災害においては、行政や防災機関のみの災害対応の限界が指摘されると同時に、ボランティアの多彩な活躍が注目された。その後、発災に伴い人や公共施設等をはじめとして多種多様な被害が発生することが想定され、これら被害に対処するには、平常時から専門知識を有するボランティアの確保と運用計画が必要とされた。

そこで、大規模災害時におけるボランティア活動が、速やかに立ち上がり効果的に活かされるよう、平常時からボランティアの受入体制等を整備する。

なお、ボランティア受入体制の整備にあたり、主な実施機関とされていない関係各課においても支援に努める。

### 第2 内容

#### 1 ボランティア活動の普及及び啓発

【主な実施機関】 市（危機管理課、福祉事務所、各支所）、三好市社会福祉協議会、日本赤十字社徳島支部

三好市社会福祉協議会等と連携し、災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動を確保するため、交流会や研修会の開催などにより市民や事業所に対するボランティア活動の普及・啓発に努める。

##### (1) 災害ボランティア登録制度の創設等

災害時において必要とされるボランティア活動について、即時的に対応できるよう、災害ボランティア登録制度を創設する。

##### ア 登録対象者

- (ア) 市内に在住又は勤務する個人又は団体
- (イ) 市内に活動拠点を有する個人又は団体
- (ウ) 上記に属さない個人又は団体のうち、市が認めた者

##### イ 活動内容等

##### (ア) 一般ボランティア

特別な資格を必要としない次のような活動を行う。

- a 炊出し
- b 清掃
- c 救援物資の管理及び配付
- d 被災者の生活支援や話し相手
- e 専門職ボランティアの補助等

##### (イ) 専門職ボランティア

一定の経験や知識又は専門的な知識や技術若しくは特別な資格等を必要とする次のような活動を行う。

- a 平常時に行う建物の耐震診断
- b 災害時に行う建物の危険度判定
- c アマチュア無線等による情報の収集及び伝達
- d インターネット等による災害、安否、生活情報等の収集及び伝達
- e 特殊車両による救援
- f 救急救護
- g メンタルケア
- h 介護
- i 通訳・手話等

(ウ) ボランティアコーディネーター

一般ボランティアの中から希望者を募り、県の協力を得ながらボランティア・ニーズの把握や各種ボランティア団体の活動等の連絡調整を行うことのできるボランティアコーディネーターの育成を図る。

(2) ボランティア団体との連携

平常時から徳島県災害ボランティア連絡会（日本赤十字社徳島県支部、社会福祉協議会及びボランティア団体等）及び災害中間支援組織（NPO、ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）、企業、大学等とのネットワークや社会貢献活動、地域活動を行っている団体等とのネットワークを形成し、災害時における協力体制を構築することに努める。

(3) ボランティア受入体制等の整備

NPOやボランティアが円滑な支援活動を行うことができるよう「徳島県災害ボランティア活動支援方針」を基に、受入体制等の整備に努める。

このため、受入れ体制の整備に向け、ボランティアコーディネーターやリーダーの養成、情報ネットワーク体制の整備、研修会の開催、災害時におけるボランティア活動の調整、ボランティア活動拠点の確保、防災訓練の実施等に努める。

市は地域防災計画などにおいて、災害ボランティアセンターを運営するもの（市社会福祉協議会）との役割分担等を定めるように努める。特に災害ボランティアセンターの設置場所については、地域防災計画に明記する、相互に協定を締結するなどによりあらかじめ明確化しておくよう努める。

## 2 ボランティア活動への支援

【主な実施機関】 市（危機管理課、福祉事務所、各支所）、三好市社会福祉協議会

(1) 活動拠点の整備

災害発生時においてボランティア活動の拠点となる「災害ボランティアセンター」を三好市社会福祉協議会に設置するものとし、平常時から拠点整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、携帯電話、FAX、パソコン等の資機材の整備をする。

(2) ボランティア活動時における保険制度の整備

災害及び二次災害等担保特約保険へ加入し、ボランティア活動中の事故に対する保証を行うことを検討する。

## 共通対策編

### (3) 専門ボランティアの活動への支援等

専門知識や特殊な技術を有するボランティア活動を支援するための方策検討等を行い、活動体制の整備に努めるとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

### (4) 情報共有会議の整備・強化

市は、災害ボランティアの活動環境として、社会福祉協議会、災害中間支援組織、NPO・ボランティア等と連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の最新情報を積極的に共有する方法等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

### (5) 災害廃棄物等に係る連絡体制の構築

市は、社会福祉協議会、災害中間支援組織、NPO等関係団体との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。

また、市は、地域住民やNPO・ボランティア等への一次仮置き場の状況及び災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。

## 第6節 企業防災の推進

### 第1 方針

自然災害による不測の事態から企業の「事業継続」を確保するため、企業に対し、災害時における企業の事業継続を目的とした「事業継続計画（BCP）」の作成の促進を図る。

また、企業は防災力を高めるため、「事業継続計画（BCP）」を策定・運用に努め、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーン確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど「事業継続マネジメント（BCM）」の取り組みを通して企業の防災活動の推進にも努める。

なお、企業防災の推進にあたり、主な実施機関とされていない関係各課においても支援に努める。

### 第2 内容

#### 1 周知・啓発

【主な実施機関】	市（危機管理課、商工政策課、各支所）
----------	--------------------

企業は、地域社会の一員であることを自覚し、地震や大規模事故の際は、従業員や来訪者の生命の安全を第一に被害を最小化するとともに、災害時の企業活動の維持または、早期回復も目指す「事業継続計画（BCP）」の策定・運用に努めなければならない。

「事業継続計画（BCP）」において、企業は、平時では被害を最小限に留めるように災害に備え体制整備や訓練などを行い、災害発生時では人的被害を最小限にするため安全確保を第一に従業員や来訪者を避難・誘導する。更に、災害発生後に、事業を早期に復旧することにより復興の一助となるとともに、地域社会の一員として周辺地域や近隣住民への支援や復旧に協力する。

これらを支援するため、企業が「事業継続計画（BCP）」を策定し、運用できるよう、情報提供に努める。

#### 2 防災力向上の推進

【主な実施機関】	市（危機管理課、商工政策課、各支所）
----------	--------------------

企業は、平時から事業活動の継続性の強化と災害発生時の従業員や来訪者の安全確保、地域社会と一体となった防災力・減災力の向上は、不可欠といえる。このため企業は、地震や大規模事故等を想定した事業継続ガイドラインに基づく「事業継続計画（BCP）」の策定及び運用が必要になる。

市は、企業が策定した「事業継続計画（BCP）」が効果を発揮するよう企業がボランティアや地域の各種団体等とのネットワークを構築し、その連携の中で自主的な防災活動が行えるよう指導・助言などの支援に努める。

## 共通対策編

### 3 災害時の対応

【主な実施機関】	市（危機管理課、商工政策課、各支所）
----------	--------------------

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況である時に従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における避難・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

## 第7節住民等の避難対策

主な実施機関：市（危機管理課）

### 第1 方針

災害時に住民の生命、身体の安全を確保するため、あらかじめ避難所及び避難路の選定、避難計画の作成等を行い、総合的、計画的な避難対策の推進を図る。

また、県及び関係機関は、市が取り組む避難対策について、必要に応じて支援を行う。

### 第2 内容

#### 1 避難情報の発令体制の構築

- (1) 躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。
- (2) 県は、市に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。
- (3) 避難指示等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難情報に関するガイドライン」及び県が策定した「徳島県豪雨災害時避難行動促進指針」に沿って、津波、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備する。

また、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

#### 2 避難誘導體制の整備

- (1) 避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

#### (2) 住民の避難誘導體制

ア 避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

イ 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等に対して避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、日頃から指定緊急避難場所や避難路と併せて住民への周知徹底に努める。

ウ 被害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

エ 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難



## 共通対策編

した場合、混雑や交通渋滞の発生を招くなど、却って危険を伴うおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。国〔国土交通省〕及び県は、これらの基準及び対象範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

### 3 避難場所について

#### (1) 指定緊急避難場所の指定

防災施設の整備状況、地形、地質等を総合的に勘案し、また、災害時における住民等の円滑かつ迅速な避難のため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を管理者の同意を得た上で、災害の種別に応じて、緊急避難場所をあらかじめ指定する。

#### (2) 指定緊急避難場所に関する事項

ア 指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、公示する。イ 指定緊急避難場所の管理者は、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするとき又は廃止するときは、市に届出する。

ウ 当該指定緊急避難場所が廃止されたり、又は政令で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

エ 地域の実情等について勘案しながら、あらかじめホームレスを受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

### 4 避難所について

#### (1) 指定避難所の指定

円滑な救援・救護活動を行うため、政令で定める基準に適合する施設を管理者の同意を得た上で指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。

なお、指定の際には地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえる。

#### (2) 指定避難所に関する事項

ア 指定避難所を指定したときは、県に通知するとともに、指定避難所の場所、収容人数等について公示する。

イ 指定避難所の管理者は、改築等により指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするとき又は廃止使用とするときは、市に届出する。

ウ 指定避難所が廃止されたり、又は政令で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

エ 指定避難所となる施設について、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用も含めた非常用発電設備等の整備に努め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大も図る。

オ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

### 5 避難所の運営

#### (1) 避難所の運営・管理方針

ア 「徳島県避難所運営マニュアル作成指針」等を参考にマニュアルを作成のうえ、

訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及啓発に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。また、特に夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

イ 市町村は、地域の実情等について勘案しながら、あらかじめホームレスを受け入れる方策について定めるよう努める。

(2) 避難所における感染症対策

「徳島県避難所運営マニュアル作成指針」等を参考に「避難所運営マニュアル」を作成するとともに、自主防災組織等と連携し、感染症対策を踏まえた実践的な避難所運営訓練の実施等に努めるものとする。

(3) ペットの同行避難対策

「災害時のペット対策ガイドライン」の内容に基づき、平常時から、関係団体との連携体制を整備しておくとともに、飼い主責任による避難所へのペットの同行避難を推進するため、受入れ体制の整備と併せて、飼い主に対して、災害に備えたペットの適正飼育や避難用品の準備等についての普及啓発を行う。

6 避難場所等の周知徹底

住民が的確に避難行動を取ることができるよう、避難場所等の周知を行う。

- (1) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當であることを日ごろから住民等へ周知徹底するよう努める。
- (2) 災害の危険が及ぶことが想定される地域や指定緊急避難場所の所在地、避難路、避難情報の入手・伝達方法及び心得等の災害に関する情報を防災マップ等により住民にあらかじめ周知徹底させておく。
- (3) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。
- (4) 災害種別一般記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

## 第8節 避難行動要支援者等への支援対策の充実

### 第1 方針

災害時には、高齢者、傷病者、及び障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人など災害時において特に配慮を要する要配慮者への十分な支援が必要となる。

要配慮者は、自力による避難が困難であったり、災害情報の伝達に配慮すべき点があることなどから、浸水や土砂災害等の情報伝達や避難対策などが重要となる。

このため、市及び社会福祉施設等の管理者は、災害時の要配慮者を守るため、安全対策の充実に図るものとする。その際、災害時における要配慮者の特性に十分配慮するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

なお、要配慮者支援対策を充実させるにあたり、主な実施機関とされていない関係各課においても支援に努める。

注) これまで使われていた「災害時要援護者」のかわりに、平成25年6月の災害対策基本法の改正により、高齢者・障がい者・乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

### 第2 内容

#### 1 避難行動要支援者への支援体制の確保

<b>【主な実施機関】</b>	市（危機管理課、地域福祉課、各支所）、自治会、自主防災組織等、民生児童委員、福祉避難所
-----------------	---

##### (1) 支援体制の整備

個別計画の作成の有無にかかわらず事前に把握した避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生児童委員、福祉避難所等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努めるとともに、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。また、事前の受入れ対象者を特定して公示する制度を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

##### (2) 福祉避難所

###### ア 福祉避難所の指定

社会福祉施設等の管理者との協議により、要配慮者が相談や介助・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を備えた福祉避難所（二次的な避難施設）の事前指定に努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や

吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努める。また、社会福祉施設のほか、宿泊施設等の活用も図り、福祉避難所の確保に努める。

イ 福祉避難所のマンパワー、設備・器具等の確保

関係機関等の協力を得て、福祉避難所での介助員等の確保に努めるとともに、設備・器具等についても不足に備えた調達・確保に努める。

ウ 福祉避難所の周知

福祉避難所に関する必要な情報の周知に努める。

エ 福祉避難所の運営

「徳島県福祉避難所運営マニュアル作成指針」等を参考にマニュアルを作成のうえ、訓練等を通じて社会福祉施設等の関係者に対して必要な知識等の普及啓発を行い、円滑な運営管理体制の構築に努める。

オ 福祉避難所における感染症対策

「徳島県福祉避難所運営マニュアル作成指針（新型コロナウイルス感染症対策編）」等を参考に、福祉避難所における感染症対策のマニュアルを作成し、感染症対策を踏まえた円滑な福祉避難所の開設及び運営体制の構築に努める。

(3) 個別避難計画の作成

ア 市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携のもと、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

イ 市は、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

## 2 社会福祉施設等対策

【主な実施機関】	市（危機管理課、地域福祉課、学校教育課、各支所）、社会福祉施設
----------	---------------------------------

## 共通対策編

### (1) 社会福祉施設の安全確保等

ア 社会福祉施設等の利用者の大半が、ねたきり高齢者や障がい者、傷病者等の要配慮者であることから、施設管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、浸水想定区域、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の立地条件を踏まえた対策が必要となる。

イ スプリンクラーについて、義務設置でない施設についても必要に応じ設置に努めるものとする。さらに、災害時において消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置等の設置も促進する。

ウ 浸水想定区域、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等に存在する社会福祉施設等の保全のため、治水、治山、砂防、地すべり、急傾斜、地震の各事業を強力に実施するとともに、施設管理者への周知、講習会の推進などに配慮する。

### (2) 防災組織の整備

社会福祉施設等の管理者は、各種調査結果や浸水想定区域、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の立地条件などを踏まえて、災害の防止や災害時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化する。

また、必要に応じ、関係機関との連携のもとに、施設相互間並びに地域市民、自主防災組織等との平常時からの連携が密なものとなり、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制作りに努める。

### (3) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員等が、防災に関する基礎的な知識や災害時取るべき行動等についての理解・関心を高めるための防災教育を実施するとともに、災害時の切迫した状況下においても、適切な行動が取れるよう、あらかじめ災害時における避難計画を策定し、各々の施設の構造や利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、居室の配置に配慮するとともに、夜間を想定した防災訓練や浸水想定区域、土砂災害危険箇所など地域の特性に配慮した防災訓練などについても実施する。

### (4) 防災備品の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害に備え、食料、生活必需品、防災資機材等の備蓄に努める。

## 3 要配慮者利用施設における避難確保計画

【主な実施機関】	市（危機管理課、福祉事務所、学校教育課、各支所）、社会福祉施設
----------	---------------------------------

近年、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）において甚大な被害が多く発生したことにより、該当施設利用者の円滑かつ迅速な避難確保の実現が図られることとなった。その結果、水防法第15条又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の規定に基づき、本計画に名称及び所在地を定められている、洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の管理者は、防災体制に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項を定めた避難確保計画

を作成・公表するとともに、市に報告をすることが義務付けられた。

#### 4 避難行動要支援者対策

【主な実施機関】 市（危機管理課、地域福祉課、各支所）、みよし広域連合（消防本部）  
消防団、三好市社会福祉協議会、三好警察署、自治会、  
自主防災組織等、民生児童委員、社会福祉施設、

(1) 避難行動要支援者支援マニュアルの作成

県の作成した災害時要援護者支援対策マニュアルをもとに、市のマニュアル作成に努める。

(2) 避難行動要支援者に関する情報の把握・共有

避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、民生児童委員、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

(3) 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難を支援する者で、消防機関、警察、民生児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織等を避難支援等関係者とする。

(4) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

避難行動要支援者は、以下の条件を有する在宅等の者で災害時に自力又は家族等の支援のみでは避難が困難な者とする。

ア 要介護認定3～5を受けている者

イ 身体障がい者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）

ウ 療育手帳Aを所持する知的障がい者

エ 精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する者で単身世帯の者

オ 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の者

カ 障がい者のみで構成される世帯の者

キ その他災害時の避難支援が必要と認められる者

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する『a 氏名、b 生年月日、c 性別、d 住所又は居所、e 電話番号その他の連絡先、f 避難支援等を必要とする事由、g 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項』の7項目を記載、又は記録する。

避難行動要支援者名簿は、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておく。

(5) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

市において、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市の関係部署で把握している情報の集約に努める。また、市が把握していない情報（例えば、難病患者に係る情報等）の取得が避難行動要支援者名簿の作成に必要と認められる時は、知事その他の者に対して、情報提供を求める。情報提供の依頼及び提供に際しては、災害対策基本法に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

## 共通対策編

### (6) 避難行動要支援者名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化するから、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する機関や仕組みを構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

### (7) 避難行動要支援者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難行動要支援者が円滑に避難するため、又は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるように、通知又は警告の発令及び伝達に当たっては、以下の事項を配慮する。

ア 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等により一人ひとりに的確に伝わるようにすること。

イ 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。

ウ 高齢者や障がい者等に合った必要な情報を選んで流すこと。

エ 外国人に対する情報提供の方法について検討すること。

### (8) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は避難行動要支援者の避難を支援するが、個人や支援者の家族等の生命、身体を守ることが大前提となる。

### (9) 地域住民による支援

自主防災組織等で避難行動要支援者とともに避難する計画を検討する。

### (10) 市における支援体制の確立

災害発生時の避難支援は、迅速に避難できるよう、高齢者等避難開始の伝達を行うなど、市があらかじめ定めたマニュアル・計画に沿った避難支援を行う。災害発生時の避難誘導、安否確認及び救出については、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生児童委員介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティアなど多様な主体と連携して、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握を行う。そのため、共有、避難支援計画等の避難誘導體制の整備に努める。また、消防本部や警察と連携して避難誘導や救出の体制を整備する。長期の避難については、指定避難所の設備の整備や応急仮設住宅への入居などについて、避難行動要支援者に配慮した計画を作成する。

### (11) 防災知識の普及・啓発

避難行動要支援者及びその関係者に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかける等、防災知識の普及・啓発に努める。なお、防災訓練等の実施に当たっては、避難行動要支援者の特性に配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制の整備に努める。

### (12) 緊急通報システムの整備

災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、避難行動要支援者に対する緊急通報装置の設置を促進するなど、必要に応じて緊急通報システムの整備に努めるものとする。

## 5 浸水想定区域にある要配慮者等の利用する施設への情報伝達

【主な実施機関】	市（危機管理課、保険医務課、福祉事務所、学校教育課、各支所）、 社会福祉施設
----------	---

- (1) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設で、当該施設の利用者の避難を確保する必要があると認められる施設への連絡方法を把握し、電話、FAXその他の方法を用いて、洪水予報、水位到達情報、避難準備又は避難勧告・避難指示に関する情報を伝達する。(施設ごとの具体的な伝達手段については、調査・検討を行う。)
- (2) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称、所在地は資料編「要配慮者利用施設一覧表」に記載する。(水防法第15条第1項第4号)

## 6 土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域内にある要配慮者等の利用する施設への情報伝達

**【主な実施機関】** 市(危機管理課、保険医務課、福祉事務所、学校教育課、各支所)、  
社会福祉施設

- (1) 大雨、豪雨、その他の異常な自然現象により、危険が増したとき(徳島県及び徳島地方気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合、国土交通省又は徳島県から土砂災害緊急情報が通知された場合にはこれらを参考とする。)は、それぞれ危険箇所ごとに、又は土砂災害緊急情報により通知された区域等に対し、市は、電話、FAXその他の方法を用いて、土砂災害に関する情報を伝達する。(施設ごとの具体的な伝達手段については、調査・検討を行う。)
- (2) 土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設の名称、所在地は資料編「要配慮者利用施設一覧表」に記載する。(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項第4号)

## 7 外国人に対する防災対策

**【主な実施機関】** 市(危機管理課、地方創生推進課、市民課、まると三好観光戦略課、各支所)

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう防災知識の普及・啓発、防災教育や防災訓練への参加の促進に努めるとともに、地域全体で外国人への支援システムや救助体制の整備などに努める。

### (1) 防災知識の普及・啓発

ア 外国人向けの外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業者等を通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

イ 外国人の防災への行動認識を高めるとともに、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。

### (2) 避難施設案内板の外国語併記等の推進

避難所や避難路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

### (3) 通訳・翻訳ボランティアの確保

外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるよう外国語通訳や翻訳を行うボランティアなどの確保に努める。



## 8 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

【主な実施機関】 市（危機管理課、人権室）

防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、避難行動要支援者の避難誘導や避難所の運営等において、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮した防災対策に努める。

このため、平常時及び災害時における人権室の役割について、危機管理課と人権室が連携し、明確化しておくよう努める。

## 9 多様性への配慮と災害ケースマネジメントの推進

【主な実施機関】 市（危機管理課、人権室）

災害が被災者に与える影響の種類や程度は、一人ひとりの被災者によって異なっている。その要因となるのは、「性差」以外にも「年齢差」、「障がいや病気の有無・種類」、「国籍・母語」、「家族構成」や「LGBT（性的少数者）」等がある。このような違いの多様性に配慮しながら被災者の状況を理解し、適切な支援に取り組むこと、つまり災害時の『多様性配慮』が必要である。

また、被災者一人ひとり、被災状況や生活再建への課題等が千差万別であることから、被災者との個別相談等により事情を把握した上で、必要に応じて、県や社会福祉協議会並びに専門的な知識・能力を有する関係者等と連携し、被災者一人ひとりの課題等の解消に向けて継続的に支援する『災害ケースマネジメント』を推進することに努める。

## 第9節 帰宅困難者等対策

### 第1 方針

災害発生時に、旅行者や遠距離通勤者等が帰宅困難となるおそれがあり、避難及び帰宅の支援を行う必要がある。そのため、このような人々に対して適切に情報を提供できる体制の整備に努める。

なお、帰宅困難者等対策にあたり、主な実施機関とされていない関係各課においても支援に努める。

### 第2 内容

【主な実施機関】 市（危機管理課、まるごと三好観光戦略課、商工政策課、学校教育課、各支所）

#### 1 市民への普及・啓発

「災害時は、むやみに移動を開始しない。」という基本原則の周知徹底を図るとともに、安否確認手段、帰宅困難となった場合の避難場所、県・関西広域連合の共同事業である「災害時帰宅困難者支援ステーション」等について普及・啓発に努める。

#### 2 企業等への普及・啓発

災害が発生した際、従業員等が一定期間内、事業所に宿泊できるようにするために、必要な物資の備蓄等を企業等に対して、普及・啓発に努める。

#### 3 旅行者等の帰宅困難者対策

大規模災害等により道路や鉄道等が不通となったため、帰宅困難となった旅行者や遠距離通勤者等の一時的な避難場所の確保に努める。また、電柱等への避難誘導標識の設置や観光案内図板への避難所等の表示等に努める。

#### 4 安否確認手段の支援

災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル「171」、災害用伝言「web171」、携帯電話の「災害用伝言板」及び「災害用音声お届けサービス」、すだちくんメール等）について、普及・啓発に努める。

#### 5 災害時帰宅困難者支援ステーション事業

市及び事業者は、県が行っている「災害時帰宅困難者支援ステーション」の確保に対して、協力するものとする。

「災害時帰宅困難者支援ステーション」は、大規模災害が発生し、交通が途絶えた場合に、帰宅困難者支援「協力店」のステッカーを表示し、災害時帰宅困難者の利便性の向上を図るとともに、帰宅困難者に対し、次のような支援を可能な範囲で行う。

## 共通対策編

- (1) テレビやラジオ等で収集した被災情報の提供
- (2) 水道水の提供
- (3) トイレの提供
- (4) 休息スペースの提供
- (5) 地域の避難所情報の提供
- (6) 防災マップ情報の提供



## 第10節 広域応援・受援体制の整備

### 第1 方針

大規模災害が発生した場合に、円滑な応急対策等が行えるよう、国が策定した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等に沿って、体制の見直し等を行うとともに、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、実効性の確保を図り、広域的な応援・受援体制を確立しておく。

なお、広域応援・受援体制の整備にあたり、主な実施機関とされていない関係各課においても支援に努める。

### 第2 内容

#### 1 応援要請及び受援体制の整備

【主な実施機関】	市（危機管理課）、みよし広域連合（消防本部）、消防団
----------	----------------------------

##### (1) 応援要請の判断

災害発生後、市長は、災害規模及び初動活動において収集された情報等に基づき、市の現有の人員、資機材、備蓄物資等では、応急対策又は災害復旧を実施することが困難であると判断したときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方自治体等に応援を要請する。

##### (2) 応援要請の手続

市長は、応援要請の必要があると判断したときは、他の地方自治体等に対し、次表に掲げる事項について、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。なお、例外的な措置として、自衛隊や他市町村の消防機関等は、大規模な災害が発生し通信の途絶等により県や市との連絡が不可能な場合において、人命救助のため要請を待たず応援部隊を派遣する場合がある。

共通対策編

要 請 の 内 容 等		要 請 事 項 等
徳 島 県	1 応援又は応急措置の要請 (災対法第68条)	(1) 災害救助法の適用 ① 災害発生の日時及び場所 ② 災害の原因及び被害の状況 ③ 適用を要請する理由 ④ 適用を必要とする期間 ⑤ すでにとった救助措置及びとろうとする措置 ⑥ その他必要とする事項
	(2) 罹災者の他地区への移送要請	① 移送要請の理由 ② 移送を必要とする罹災者の数 ③ 希望する移送先 ④ 罹災者の収容期間
	(3) 応援要請又は応急措置の実施の要請	① 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由 ② 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量 ③ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ④ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑤ その他必要な事項
徳 島 県	2 指定地方行政機関等、他府県、自衛隊等の 応援の斡旋の要請 (災対法第30条)	(1) 自衛隊災害派遣要請の求め 共通対策編第3章第6節自衛隊災害派遣要請によるものとする。
	(2) 罹災者の他地区への移送要請	① 災害の状況及び応援の斡旋を求める理由 ② 応援を希望する機関名 ③ 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量 ④ 応援を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容 ⑥ その他必要な事項
	(3) 指定地方行政機関又は他府県の職員派遣の斡旋の要請	① 派遣の斡旋を求める理由 ② 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の条件 ⑤ その他参考となるべき事項
他 の 市 町 村	3 他の市町村への応援又は応急措置の実施の要請 (災対法第67条)	① 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由 ② 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量 ③ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ④ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑤ その他必要な事項
	4 他の市町村への職員派遣の要請 (災対法第29条) (地方自治法第252条の17)	① 派遣を要請する理由 ② 派遣を希望する職員の職種別人員数 ③ 派遣を希望する期間 ④ 派遣される職員の給与その他の条件 ⑤ その他参考となるべき事項

(3) 応援要請の連絡方法

- ア 応援要請は口頭又は電話により行う。
- イ 応援要請後、活動計画をFAXにより送付する。
- ウ 文書による応援要請は、災害による混乱が収拾した後に行う。

(4) 受援体制の整備

応援要請後直ちに応援部隊の受入ができるよう受援体制を整備し、職員へ周知徹底する。また、他市町村等からの多人数の応援部隊の受入れを円滑に行うため、「広域応援受入マニュアル（仮称）」の作成を検討する。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。

## 2 他市町村被災時応援活動体制の整備

【主な実施機関】 市（危機管理課、総務課、秘書人事課）

他の地方自治体において災害が発生し、応援の要請があった場合は、相互応援協定に基づき被災自治体への応援活動を実施する。なお、緊急を要し応援要請を待ついとまがない場合、又は被災自治体が相互応援協定の締結をしていない場合であっても、市長が必要と判断した場合は、自主的に応援活動を実施する。

(1) 応援体制の整備

被災市町村より応援要請を受けた場合、直ちに被災自治体への物資の供給及び人員の派遣等が可能となるように準備に努める。

土木・建築職などの技術職員が不足している被災市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

(2) 応援にあたっての留意事項

派遣部隊は、被災地において被災市町村からの援助を受けることのないよう、食糧、衣料、宿営機材、通信機材に至るまで自力で賄うことができる自己完結型の体制とする。

(3) 応援内容

ア 物資等の提供及び斡旋並びに人員の派遣

- (ア) 食糧、飲料水、生活必需品及びその供給に必要な資機材の提供及び斡旋
- (イ) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及び斡旋
- (ウ) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- (エ) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

イ 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の緊急確保等自治体境付近における必要な措置

ウ その他必要な事項

## 共通対策編

### 3 災害時相互応援協定の締結の促進

【主な実施機関】 市（危機管理課）

「徳島県及び市町村の災害時相互応援協定」に基づき、必要な情報の共有を図るとともに、応援に必要な条件整備に努めるものとする。また、あらかじめ同時に被災する可能性の低い離れた位置にある県内外の市町村との相互応援協定を締結し、広域応援体制の拡充に努める。なお、すでに締結している協定についてはその内容を常に検討し、新たな災害で得た教訓や社会環境への変化を反映させるとともに、その内容の具体化に努める。

### 4 消防機関の相互応援

【主な実施機関】 市（危機管理課）、みよし広域連合（消防本部）

地震等の大規模災害の発生に対し、各消防機関の消防力の広域的な運用を行い、これらの災害に適切に対応できるよう、既に全消防機関の間で締結されている「徳島県広域消防相互応援協定」（徳島市、鳴門市、小松島市、阿南消防組合、名西消防組合、海部消防組合、板野東消防組合、板野西消防組合、徳島中央広域連合、美馬東部消防組合、美馬西部消防組合、みよし広域連合が平成19年3月31日締結）及び「徳島県市町村消防相互応援協定」（平成10年4月1日締結）を踏まえ、消防広域応援基本計画の作成、派遣要請システムの整備、代表消防機関の設置、応援情報リストの整備等消防広域応援体制の強化を図る。

また、被害が広範囲におよび、相互応援協定を締結している市町村、消防組織等から十分な応援が得られない場合、市は、国内における地震等の大規模災害の発生に際し、被災地の消防の応援のため速やかに被災地に赴き人命救助活動等を行う緊急消防援助隊の派遣を知事に要請することができる。

### 5 広域医療体制の整備

【主な実施機関】 市（保険医務課、健康づくり課、長寿・障害福祉課、三野病院）

医療、保健衛生、介護福祉、薬務分野の各種支援を円滑に実施するために、「三好市災害時救急医療マニュアル」等を基に、徳島県が配置した災害時コーディネーターとの連携強化に努める。医療救護所における医師や医薬品等の不足に対応すると共に、避難所等で活動する保健師の派遣調整や福祉避難所との調整を行う。

## 第11節 情報通信機器等の整備及び災害時の情報提供

### 第1 方針

大規模な地震が発生した場合、多種多様かつ多量な災害情報が発生するなかで、市及び防災関係機関は緊密な連携のもとに被害状況を把握、伝達し、的確かつ迅速に応急対策を実施するとともに、避難者等に対しては適切な広報活動を行い、災害による社会的混乱を最小限に防止する必要がある。

そのため、迅速かつ的確な情報の収集及び伝達が不可欠となり、最新の情報通信技術を適用した情報通信ネットワークの整備に努める必要がある。更に、さまざまな環境下にある市民等に対して警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、インターネット、ワンセグ、SNS等を用いた伝達手段の多重化、多様化にも努める。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

なお、情報通信ネットワークの整備にあたり、主な実施機関とされていない関係各課においても支援に努める。

### 第2 内容

#### 1 人的情報収集・伝達体制の整備

【主な実施機関】	市（危機管理課、各支所）、みよし広域連合（消防本部）
----------	----------------------------

##### (1) 情報収集・伝達体制の整備

市及び防災関係機関は、市内の災害発生・被害状況を迅速かつ的確に把握するため、情報収集体制を整備し、情報収集機能の向上に努める。更に、収集した災害情報を伝達するため、情報連絡担当者を定める等情報伝達体制の整備を実施する。

##### ア 指定電話及び情報連絡担当者

市及び防災関係機関は、情報伝達を円滑に行うためあらかじめ指定電話及び情報連絡担当者を定め、情報連絡窓口を一本化する。

##### イ 市の情報連絡体制

市の災害に係る情報連絡体制は次のとおり。

- |                           |  |
|---------------------------|--|
| (ア) 災害対策(警戒)本部が設置されていない場合 | 危機管理課<br>(電話 0883-72-7625)               |
| (イ) 災害対策(警戒)本部が設置された場合    | 市災害対策(警戒)本部<br>(電話 0883-72-7625、72-1000) |

##### ウ 有線電話の優先使用

市及び防災関係機関は災害発生時における有線電話の異常ふくそうにより一般通話が制限



## 共通対策編

される可能性があることから、災害情報の収集及び伝達を円滑にするため「重要加入電話」（災害時有線電話）に加入申込み及び更新を行う。

また、市及び通信事業者は、有線電話の異常ふくそうによる通信不能の事態が生じないように、日ごろから市民に対し災害発生時における電話利用の自粛の呼びかけを行う。

### エ 通信手段の多様化

市及び防災関係機関は、通信手段の途絶に備え、アマチュア無線、携帯電話等各種の通信手段が利用できるような体制の整備に努める。

### オ 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達体制等の整備

特別警報や緊急地震速報の迅速な伝達のため、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による伝達体制等の充実と確立に努める。

### (2) 広報体制の整備

市民及び事業所に対し被害情報等の災害情報を迅速に広報するために、広報体制の整備に努める。

## 2 防災通信・情報システムの整備

【主な実施機関】	市（危機管理課、総務課）、みよし広域連合（消防本部）
----------	----------------------------

### (1) 防災通信システムの整備

#### ア システム構成

市及び防災関係機関は、災害情報の収集及び伝達・連絡のために、次の機器により構成される防災通信システムを整備する。

有線通信設備	無線通信設備
消防報知専用電話	県総合情報通信ネットワーク
消防専用電話	防災行政無線
災害時優先電話	デジタル救急無線
電話	デジタル簡易無線
ケーブルテレビ	署活動系無線
音声告知端末	衛星携帯電話 (NTTドコモワイドスターⅡ) (イリジウム)

#### イ 整備方針

防災通信システムは、有線通信途絶時にも通信機能を確保できるよう、有線通信設備に併せて無線通信設備の整備に努める。

#### ウ 運用方針

市及び防災関係機関は、通信設備として有線通信設備を活用することを原則とする。ただし、有線通信が途絶したときは、総合情報通信ネットワークシステムのほか他機関の無線通信設備を活用する。

#### (2) 災害対策要員緊急招集システムの整備

災害対策要員を緊急招集できるように、メール等を活用した招集システムを構築する。

#### (3) 防災通信システムの耐震化

重要な防災通信施設には次のような措置に努める。

##### ア 通信用機器の転倒防止工事

##### イ 自家発電装置の設置及び定期的点検

##### ウ バッテリーの保管、更新及び備蓄

##### エ 主要防災機関との間の通信ネットワークの二重化

#### (4) 防災情報システムの耐震化

被害状況の集計・分析やホームページやSNS等に活用するためコンピュータ等情報関連機器の整備に努める。

### 3 緊急速報メールの活用

【主な実施機関】	市（危機管理課）
----------	----------

市民に災害情報を伝達するため、携帯電話のエリアメール・緊急速報メールを活用する。

### 4 地域防災コミュニティ等との連携方法

【主な実施機関】	市（危機管理課）
----------	----------

災害が発生した際は、地域防災コミュニティ等から被害情報の収集等が可能となる体制及び手段の確立に努める。

## 第12節 防災拠点施設等の整備

### 第1 方針

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点施設の整備、推進に努める。また、災害時には、物資の供給が相当困難になることが予想されるため、食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄及びその備蓄場所、調達、輸送体制の整備、通信途絶時に備えた非常用通信手段の整備を図る。

なお、防災拠点施設等の整備にあたり、主な実施機関とされていない関係各課においても支援に努める。

### 第2 内容

【主な実施機関】	市（危機管理課、総務課、管財課、地方創生推進課、 まると三好観光戦略課、各支所）
----------	---

#### 1 災害対策（警戒）本部及び支部庁舎の防災機能の強化

防災活動の中核機関となる災害対策（警戒）本部及び支部を設置する庁舎について、自家発電設備、情報通信機器の整備、防災機能を強化するなど、必要な機能の充実に努める。

#### 2 その他防災拠点の整備

平時は地域コミュニティーや防災訓練、防災研修に使用し、災害時には災害対策活動拠点として機能する施設等（避難所、備蓄倉庫、ヘリポート等）の整備に努める。

#### 3 道の駅の防災拠点化

道路利用者等の避難場所として、道路管理者である国・県と地域振興施設の管理者である市が連携して必要な施設を整備し、防災機能を持たせ、災害発生時の防災・減災を図るとともに道の駅の防災拠点化を推進する。

## 第13節 避難（事前）対策の充実

### 第1 方針

災害時における火災、災害から市民の生命、身体の安全を確保するため、あらかじめ避難所等を選定し、総合的かつ計画的な避難対策を推進する。更に、高齢化の進展を踏まえ、避難行動要支援者等に対する避難支援対策の充実・強化に努める。

なお、避難（事前）対策の充実にあたり、主な実施機関とされていない関係各課においても支援に努める。

### 第2 内容

【主な実施機関】 市（危機管理課、管財課、地方創生推進課、福祉事務所、産業観光部、教育委員会、各支所）

#### 1 指定緊急避難場所の確保

指定緊急避難場所は、法第49条の4に基づき市が指定するものであり、大雨、洪水等による危険が切迫した状況において、市民等が緊急に避難する際の避難施設として位置付けられており、市民等の生命の安全確保を目的としている。そのため、災害の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設を地域の実情に合わせて選定し、確保に努める。

【資料編：「指定緊急避難場所」参照】

#### 2 指定避難所の確保

指定避難所は、法第49条の7に基づき市が指定するものであり、災害の危険性があり、避難した市民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった市民等を一時的に滞在させることを目的とした施設である。そのため、スフィア・スタンダード（人道支援における国際基準）の理念を取り入れ円滑な避難生活を送るために必要な基準等に基づき、想定される災害の状況、人口の状況等を勘案して、地域の実情に合わせて選定し、確保に努める。

【資料編：「指定避難所」参照】

#### 3 広域避難所の確保

広域避難所は、地震等により家に戻れなくなった市民等を広域的に、一時または長期にわたり（応急仮設住宅等が整備されるまでの間など）、避難生活できる屋内避難所であり、指定避難所の中で比較的収容面積が大きい施設を地域の実情に合わせて市が指定し、確保に努める。

【資料編：「広域避難所」参照】

#### 4 一時避難場所の確保

一時避難場所は、地震による余震がおさまるまでの間など、危険が切迫した状況が落ち着くまでの間、一時的に避難することができる屋外の市が指定した広場等であり、災害の種類により異なる場合も認められている。

【資料編：「一時避難場所」参照】

## 共通対策編

### 5 福祉避難所の指定

要配慮者等の避難を支援するため、共通対策編第2章第7節第2の1に沿って、福祉避難所を指定する。

【資料編：「福祉避難所」参照】

### 6 避難路の選定

市民が安全に避難所等へ避難するための避難路をおおむね次の基準により選定し、整備に努める。

- (1) 市内を通過する国道及び県道。
- (2) 1級市道及び2級市道
  - ア 各集落と国道、県道とを連絡する道路。
  - イ 集落相互を連絡する道路。
  - ウ 防災上重要施設につながる道路。
- (3) 上記以外の、各居宅から避難所等までの経路上にある公衆用道路。

### 7 避難に関する広報

的確な避難行動をとることができるよう、市のホームページや防災ハザードマップ等により、平常時からあらゆる機会をとらえ避難に関する広報活動を行い、市民に周知徹底を図る。

- (1) 避難所等の広報
  - ア 施設名
  - イ 所在地
  - ウ 対応する災害区分
  - エ その他必要な事項
- (2) 避難のための知識の普及
  - ア 防災ハザードマップの内容
  - イ 平常時における避難への備え
  - ウ 避難時における知識
  - エ 避難生活の心得

## 第14節 物資等の備蓄体制及び輸送・供給体制の整備

### 第1 方針

市をはじめ、防災機関の災害対応能力にはおのずと限界があり、大規模災害時には、全ての被災者に対して迅速な対応は期待できない。市民は家庭や地域レベルで日常から防災の意識を高め、災害時には「自らの身の安全は自ら守る」ことを基本理念として、災害発生後救援体制が立ち上がるまでの間は、自らの生活維持をしていくため、食料・水及び最低限の非常用生活物資の確保に努めることが必要となる。このため自ら備蓄することの必要性を市民に周知徹底する。

また一方で、家屋倒壊等で備蓄物資の確保ができなかった被災者等のために飲料水や食料、生活必需品などの供給を行うなど市民の生活に密接した物資を確保する。更に、物資の確保については、県が定めた「南海トラフ地震に対応した備蓄方針」に則り三好市において地震被害が大きいと想定される「中央構造線・活断層地震」の災害規模を基準とする数量の確保に努める。

なお、物資等の備蓄体制及び輸送・供給体制の整備にあたり、主な実施機関とされていない関係各課においても支援に努める。

### 第2 内容

#### 1 物資の輸送体制

【主な実施機関】	市（危機管理課、産業観光部、各支所）
----------	--------------------

民間からの調達や国及び他の都道府県等からの支援により供給される大量の物資を迅速に被災地に輸送するため、平時から物資の集積拠点を選定するとともに、大量の物資の仕分けや避難所への輸送等について、県や民間物流事業者等と連携し体制整備に努める。

#### 2 食料の備蓄整備

【主な実施機関】	市（危機管理課、産業観光部、各支所）
----------	--------------------

基本的に市民は発災初期の避難生活のための食料の備蓄を平常時から行っておく努力が求められる。また、市民と密接に関わっている市は、家屋倒壊等で備蓄食料の確保ができない罹災者の生活確保のための備蓄食料の整備に努める。それは、人口や地理等の特性を考慮した上で、他地域や民間との応援協定等を活用し確保手段の多様化を図り必要量を検討し、備蓄に努める必要がある。

最低でも国や関西広域連合、県等から支援物資が届くまでの「1日3食2日分」の備蓄を確保する。

「1日3食2日分」＝（アルファ化米等の主食（朝・夜）＋ビスケットなどの副食（昼））  
×2日分（1日目～2日目）

##### (1) 目標数量

## 共通対策編

### ア アルファ化米

想定避難者約2,600人の2日分(朝夕)の2日分に相当する量

【備蓄日標：10,400食(2,600人×99.5%×2食×2日)】

### イ アルファ化米(おかゆ)

体調不良等のため260人の2日分(朝夕)の2日分に相当する量

【備蓄日標：1,100食(260人×2食×2日)】

### ウ 副食(保存用ビスケット、クラッカー等)

想定避難者数約2,600人のうち3歳から74歳までの方(73.5%)1人当たり1食分(昼)の2日分に相当する量

【備蓄日標：3,900食(2,600人×73.5%×1食×2日)】

### エ 幼児副食(保存用ビスコ)

想定避難者数約2,600人のうち1歳、2歳及び75歳以上の方(26.0%)1人当たり1食分(昼)の2日分に相当する量

【備蓄日標：1,400食(2,600人×26.0%×1食×2日)】

### オ 粉ミルク(アレルギー対応型)

想定避難者数約2,600人のうち乳幼児0歳(0.5%)の3日分(1人135g/日)程度に相当する量

【備蓄日標：9,650g(新生児用1,950g、  
育児用2,100g、アレルギー対応5,600g)】

#### (2) 備蓄数量

資料編「備蓄物資一覧」のとおり。

## 3 給水体制の整備

【主な実施機関】	市(危機管理課、水道課、各支所)
----------	------------------

#### (1) 運搬給水の備え

別に示す初期段階の応急給水ができるよう、給水用車両、仮設水槽、ポリタンク、その他必要な資材を整備、備蓄するとともに、あらかじめ避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点施設等防災上重要な施設を運搬給水先と定めておくほか、運搬先ごとに運搬給水の水源となる浄水場、配水池、消火栓、民間の飲用井戸等や運搬輸送ルートについても定めておく必要がある。また、近隣市町村等からの応援給水がある場合は、運搬先の周知や、運搬先での受入体制を整えておく。その他、市民へ非常用飲料水袋の備蓄や配布にも努める。

#### (2) 拠点給水の整備

運搬給水では供給可能な水量に限界があり、時間の経過とともに生活用水も確保する必要もでてくることから、避難所や浄水場、配水池、消火栓等の設置場所に給水拠点を配置することとし、また、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置についても検討する必要がある。更に、飲料水安全確保のためのろ水器、残留塩素濃度測定器、塩素殺菌用薬品等の備蓄にも努める。

#### (3) 目標数量

想定避難者約2,600人の3日分(1人1日3ℓ)程度に相当する量

【備蓄目標：23,400ℓ(2,600人×3ℓ×3日)】

(4) 備蓄数量

資料編「備蓄物資一覧」のとおり。

(5) 飲料水等の確保対策

- ア 小中学校の給水設備等の耐震化を図る。
- イ 小中学校のプールの耐震化、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置、利用可能な井戸の登録、ろ水器の配備等により飲料水及び生活用水を確保する。
- ウ 浄水器の導入による飲料水の確保について検討する。
- エ 上水道の応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強に努める。

#### 4 生活必需品等の備蓄整備

【主な実施機関】	市(危機管理課、産業観光部、各支所)
----------	--------------------

生活必需品等は更に整備し、充実させることが必要となり、民間流通業者との物資協定を結び、安定した物資確保体制の整備に努める。また、市民は災害時に備え、生活に必要な非常持ち出し品及び災害対応活動に活用できるよう備えておく必要がある。

なお、目標数量及び備蓄数量は、資料編「備蓄物資一覧」のとおり。

#### 5 救助救命及び水防に必要な備蓄資機材の整備

【主な実施機関】	市(危機管理課、各支所)、みよし広域連合(消防本部)
----------	----------------------------

災害救助・救命資機材については基本的に消防、県警察を中心に整備を進めているが、これらの機関で保有することが困難なものについて、市は補完的に整備し備蓄を図る。また、救助・救命活動の初期に必要な輸送関係車両や大規模資機材(重量物排除用具等)のようなものについては民間からの応援調達も考慮した体制を検討する必要がある。

#### 6 医薬品等の供給体制の整備

【主な実施機関】	市(危機管理課、保険医務課、三野病院、各支所)、県
----------	---------------------------

県の「徳島県災害時医薬品等供給及び薬剤師派遣手順について」に基づく医薬品等の補給体制を踏まえ、三好病院や三野病院を始めとする市内医療機関と協力し、災害時の医療救護活動に必要な医薬品等の備蓄をすすめる。また、民間薬剤業者との協力体制を構築し、災害時における医薬品等の流通備蓄の確保に努める。



## 共通対策編

### 7 物資調達・輸送調整等支援システム等の活用

【主な実施機関】	市（危機管理課、産業観光部）、県
----------	------------------

備蓄する物資等の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

物資の備蓄・調達・輸送体制を整備するため、物資調達・輸送調整等システム等を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

## 第15節 孤立集落対策の強化

### 第1 方針

大規模災害等により孤立するおそれのある集落については、連絡手段の確保等により孤立の防止に努める。孤立した場合は、被災状況の早期把握、市民の安否確認、災害救出等の応急対策に取り組む。そのため、孤立が予想される集落に対し、平時より孤立集落対策を検討する。

なお、孤立集落対策にあたり主な実施機関とされていない関係各課においても支援に努める。

### 第2 内容

【主な実施機関】 市（危機管理課、建設部、各支所）、  
みよし広域連合（消防本部）、消防団

#### 1 孤立集落及び発生原因

孤立集落とは、中山間地域などの集落において、外部からのアクセス（四輪自動車で行き来が容易）が途絶し、人の移動、物資の流通が困難もしくは不可能になった集落をいう。孤立集落の発生原因としては、以下の要因が挙げられる。

- (1) 地震、風水害等に伴う土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積
- (2) 地震、風水害等に伴う土砂崩れ、落石等のおそれがある箇所に対する事前通行止め
- (3) 大雪等による通行不能

#### 2 孤立集落の特定

孤立のおそれがある集落は、資料編「孤立可能性集落一覧」のとおり。

#### 3 孤立防止対策

##### (1) 通信手段の確保

ア 孤立し通信の途絶が予想される集落において、非常時に外部との通信が確保できるよう、災害に強い情報通信設備の配備に努める。

イ 孤立予想集落内の情報通信設備の配備場所及び機器の使用方法について、住民への周知に努める。

##### (2) ヘリコプター離着陸場の確保

孤立が予想される集落付近のヘリコプター離着陸場を定めておくものとする。ヘリコプター離着陸場が確保できない場合等においては、平時から緊急用ヘリコプター離着陸候補地の把握に努める。

##### (3) 生活物資の備蓄の促進

孤立が予想される集落においては、飲料水や食料等の生活物資、医薬品等の備蓄に努める。

##### (4) 道路対策・整備

孤立集落の発生を防止するため、平時より集落につながる道路や迂回路等を強固にする等整備に努める。また、倒木による電気・電話・ケーブルテレビなど通信設備の断線を防ぐため、山林整備にも努める。

## 第16節 ライフライン施設の安全性強化

### 第1 方針

ライフライン施設について、地震等の災害時を想定した定期的な点検や耐震化対策を実施し、災害が発生した場合でも被害を最小限にとどめるとともに、施設設備を迅速に復旧できるよう、安全性の確保に努める必要がある。このため、ライフライン関係機関は相互に連携を図り対策の推進に努める。

なお、ライフライン施設の安全性強化にあたり、主な実施機関とされていない関係各課においても支援に努める。

### 第2 内容

#### 1 水道施設災害予防計画

【主な実施機関】	市（水道課）
----------	--------

##### (1) 水道施設の耐震化

地震による水道施設の被害を抑制し、また被害の影響を少なくするため、次により水道施設の整備を図る。

ア 石綿セメント管は、耐震性の高い管路への更新を進め、早期に完了させるよう努める。

イ 耐震化は、重要度の高い次に掲げる水道施設から計画的に進めるよう努める。

(ア) 取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設、給水施設から、主要な管路等の重要度の高い基幹施設

(イ) 避難所、医療施設、社会福祉施設等、重要な防災拠点施設等への配水施設

(ウ) 情報伝達設備、遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の水道施設の機能を十分発揮させるために必要不可欠な施設

ウ 断水被害区域が広範囲とならないよう、バルブの配置を見直し、適切な配置の整備を進める。

エ 局地的な被害が生じても施設全体の機能阻害を低減させるため、隣接事業体と管路で連結することについて検討する。

##### (2) 二次災害の防止

水道施設の被災により、貯留水の流出による被害や、有毒物質漏洩による被害などの二次災害が予想される場合には、次のような対策を検討し、必要な予防措置に努める。

ア 配水池貯留水の流出による避難路及び住宅密集地への被害を防止するため、流入・流出管に緊急遮断弁の設置

イ 法面に隣接した配水池での転倒防止、水の流出防止及び斜面配管における管路の防護

ウ 塩素等の有害物質の漏洩による被害を防止するため、薬品貯蔵槽の防液堤の設置、貯留槽の定着強化のほか、配管に伸縮可撓を挿入、耐震継手の採用

エ 塩素設備の配管類の強化、ポンベの転倒・滑動防止、塩素除外設備の設置

(3) 水道施設の停電対策

水道施設は、電力によって導水、浄水、配水が行われており、電力と密接な関係にある。そのため、災害による大規模停電を原因とする広域断水について、関係機関と連携して必要な準備を整え、市民生活への影響を最小限度にとどめることができるように努める。

2 電力・通信施設災害予防計画

【主な実施機関】	市（危機管理課、管財課）、通信事業者、電力事業者
----------	--------------------------

(1) 電力施設における災害予防対策

電力事業者は、災害に対する電力施設の安全性確保について、日頃から市と相互に情報連絡を取り合いつつ、送電設備、変電設備、配電設備等についての災害対策を推進する。施設の新設などの際には、災害の発生が見込まれる場所を回避する等の対応が取れるよう、減災に向けた取組に努める。

(2) 通信施設における災害予防対策

通信事業者は、災害に対する通信施設の安全性確保について、日頃から市と相互に情報連絡を取り、災害対策を推進する。また、衛星回線を利用した通信設備の利用等、災害発生時の協力体制の確立についてあらかじめ協議を実施し、必要な協定の締結を推進する。施設の新設などの際には、災害の発生が見込まれる場所を回避する等の対応が取れるよう、減災に向けた取組に努める。

## 第17節 大規模停電・通信障害への備え

### 第1 方針

大規模災害の発生による、大規模停電や通信障害に備え、対策を事前に検討しておく必要があるため、各種対策を実施し、大規模停電や通信障害発生時の被害の軽減に努める。

なお、大規模停電や通信障害発生時への備えにあたり、主な実施機関とされていない関係各課においても支援に努める。

### 第2 内容

【主な実施機関】	市（危機管理課、管財課、各支所）、病院、社会福祉協議会等
----------	------------------------------

#### 1 市民生活の安定に向けた取組

##### (1) 知識の普及・啓発

防災関係機関等と連携し、あらゆる機会を通じて、市民に対し大規模停電に備えた知識の普及・啓発に努める。

ア 大規模停電や通信障害発生時の状況や注意点等の基本的な知識

イ 必要に応じ、非常用発電機や充電器等の非常用電源の確保

ウ ATMやクレジットカード等が使用できないことを想定した現金等の準備

##### (2) 大規模停電や通信障害発生時の対策

災害による大規模停電や通信障害が発生した際は、被害実態の早期把握と情報発信の強化といった実効的な措置が求められる。市民生活の安定に向けて、関係機関と連携して大規模停電や通信障害発生時に対する必要な準備を整えるように努める。

倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。

#### 2 業務の継続に向けた取組

(1) 大規模停電や通信障害発生時にも業務が継続できるよう、非常用電源の確保等に努める。

(2) 職員を対象とする、大規模停電や通信障害を想定した訓練を行うよう努める。

(3) また、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

## 第18節 災害廃棄物処理体制の整備

主な実施機関：市（危機管理課、環境課）
---------------------

### 第1 方針

今後発生する事前災害（地震、津波、豪雨等）への平時の備え、さらに災害時に発生する廃棄物（避難所ごみ等を含む）を適切かつ円滑・迅速に処理するための応急対策、復旧・復興対策について、計画を定めるとともに必要な体制を整備する。

## 第2 内容

- (1) 国が定める災害廃棄物の処理に係る指針や県が定める災害廃棄物処理計画に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方、住民等への啓発広報等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。
- (2) 国が定める災害廃棄物処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。
- (3) 県は市と連携して、平時より関係団体と緊密に連携し、円滑な処理体制の構築に努める。
- (4) 県及び市は、国と連携して、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. W a s t e - N e t）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等について、ホームページで公開する等、周知に努める。

## 第19節 事前復興の取組

主な実施機関：危機管理課ほか

### 第1 方針

南海トラフ巨大地震などの大規模災害からの復興には、幅広い領域にわたる政策決定や合意形成に加え、多大な労力と時間が必要であり、平時における事前の「準備」や「実践」が極めて重要である。住民をはじめ、地域コミュニティ、事業者、行政など、復興を担う関係者は、迅速かつ円滑で、「より良い復興（Build Back Better）」の実現に向け、被災後の復興プロセスの事前理解はもとより、平時から復興に向けた「体制の構築」や「人材の育成」、「地域コミュニティの維持・再生・育成」など、「徳島県復興指針」に基づき、「事前復興」に積極的に取り組む。

### 第2 内容

#### 1 事前復興の取組

被災前からの復興に向けた様々な取組を「事前復興」と総称し、「準備する事前復興」と「実践する事前復興」に分類する。復興を担う関係者は、「徳島県復興指針」に基づき、「事前復興」に積極的に取り組む。

##### (1) 「準備する事前復興」

「準備する事前復興」とは、南海トラフ巨大地震などによる被災イメージを住民を含む関係者間で共有し、それらに対し必要となる復興プロセスについて、被災してからでは復興が大幅に遅れてしまう事項やその要因を明確にし、それらの解決に向け、事前に行う様々な取組のことである。具体的には、復興前の地域の状態を客観的に把握しておくため、様々な指標（データ）を収集しておくことや、地籍調査により被災前の権利関係

## 共通対策編

を把握しておくことなどである。

### (2) 「実践する事前復興」

「実践する事前復興」とは、事前に実践することで、被災しない状態を実現する取組であり、住宅の高台移転などのハード的な施策は、典型的な「実践する事前復興」である。

一方で、策定したマニュアルを用いた訓練やイメージトレーニング、合意事項に基づく「地区防災計画」の策定など、継続的に見直しを行う（PDCAサイクルを回す）ソフト的な施策も、「準備」に留まらず、「実践する事前復興」である。

## 2 外部支援者との連携

大規模災害からの迅速な復興には、被災地内の主体間の連携，協働に加え，被災地外からの外部支援者との連携が重要である。外部からの支援は，フェーズ毎に幅広い領域にわたるとともに，その担い手も，個人ボランティアから企業・団体，専門性を有する職能集団や研究機関まで多岐にわたる。復興期における円滑な支援の受入れを確実なものとするため，被災前から受援体制を構築しておくとともに，協定を締結しておくなど，平時から「顔の見える」関係をあらかじめ築いておくことが重要であり，こうした関係の構築も重要な「事前復興」の取組である

# 第3章 災害応急対策

## 第1節 災害応急対策の流れ

### 第1 方針

他の関係機関と連携の上、災害時に各防災関係機関は発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努め、また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めること等により、災害対応の各段階に応じた災害応急対策の優先順位を理解し、行動する。また、迅速かつ円滑な応急対策を実施するために、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した災害対応マニュアル等の整備の推進に努める。

なお、災害応急対策にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等においても支援に努める。

### 第2 内容

災害時、各段階において、優先的に実行又は着手すべき主な業務を次のとおり時系列的に示す。ただし、その災害の状況等により、柔軟に対応を変える必要があることにも留意する。

#### 1 気象警報等が発表中〔初動体制を確立し、災害発生に備え警戒〕

【主な実施機関】	市（危機管理課、各支所）、徳島气象台
----------	--------------------

- 気象等に関する情報（警報等）の収集・伝達
- 防災関係機関職員の緊急参集
- 必要に応じて災害対策（警戒）本部の設置
- 被害情報の収集
- 河川等の警戒監視を強化
- 必要に応じて土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域及び浸水想定区域にある要配慮者等の利用する施設責任者への情報伝達
- 住民避難情報の発令
  - (1) 警戒レベル3 高齢者等避難
    - ・ 避難所の開設
    - ・ 避難行動要支援者の所在確認、避難所等への避難
    - ・ 一般市民の自主避難
    - ・ 児童生徒等の安全確保
  - (2) 警戒レベル4 避難指示
    - ・ 一般市民の避難所等への避難
    - ・ 避難者の状況把握（避難者リスト作成準備）
  - (3) 警戒レベル5 避難指示（緊急）緊急安全確保
    - ・ 住民の緊急安全確保



## 2 災害発生から1時間以内〔人命優先に活動しつつ、情報収集〕

【主な実施機関】	市（危機管理課、各支所）、みよし広域連合（消防本部）、消防団、 県、国
----------	--

- 職員の緊急参集
- 災害対策（警戒）本部の設置
- 被害情報の収集
- 被害拡大防止活動の実施
- 公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送
- 被災状況により県等に広域的な応援を要請
- 被災状況により自衛隊等の出動準備依頼、派遣要請

## 3 災害発生から24時間以内〔人命救助を本格化するとともに、被災者支援を開始〕

【主な実施機関】	市、みよし広域連合（消防本部）、消防団、県、国
----------	-------------------------

- 被害情報の収集報告
- 県、自衛隊、他市町村等応援要員の受援体制の確立
- 被災地外からの災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班等、災害医療支援チームの受入
- 緊急輸送用車両の確保
- 緊急輸送道路の啓開
- 交通規制の実施
- 被災地への職員の派遣
- 被害状況の把握
- 被災地への救護所の設置
- ライフライン、公共土木施設等の被害状況調査と応急措置
- 帰宅困難者対策
- 災害救助法の適用
- 通信途絶地域への仮設通信設備設置
- 各種施設の被災状況の把握
- 避難所の開設
- 避難者リスト作成及び食料等必要量の把握
- 避難所への仮設トイレの設置
- 避難所への食料・生活必需品の輸送
- 避難所での要配慮者の支援対策の実施
- 避難所等から自宅に戻ろうとする市民の安全確保のため、警報等の情報提供
- 遺体の一時安置場所の確保

- 避難所外避難者の状況の把握

#### 4 災害発生から72時間以内〔被災者支援を本格化〕

【主な実施機関】 市（危機管理課、環境福祉部、産業観光部、学校教育課、会計課、各支所）、三好市社会福祉協議会、県

- 災害ボランティアセンターの設置
- ボランティアの受入
- 義援金の受付、受入
- 救援物資の受入、仕分け、配分
- 学校施設の応急復旧、応急教育の実施
- 疫学調査、健康診断、被災地への防疫処理
- 災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の受入
- 被災建築物応急危険度判定

#### 5 災害発生から1週間以内〔応急的な復旧を開始〕

【主な実施機関】 市（危機管理課、環境福祉部、管理課、各支所）、県

- 公営住宅等の提供
- 被災住宅の応急修理
- 被災者の心のケア
- 遺体の検視、身元確認、火葬
- 災害廃棄物の処理

#### 6 災害発生から1ヵ月以内〔応急的な復旧を本格化〕

【主な実施機関】 市（危機管理課、地域福祉課、管理課、会計課、学校教育課、各支所）、県

- 応急仮設住宅の建設、供与
- 学校教育の再開
- 義援金の配分
- 被災者生活再建支援法の手続

## 第2節 活動体制

### 第1 方針

災害が発生し、又は発生のおそれのある場合で、市内における災害応急対策を実施するために必要があるときは、本計画の定めるところにより、災害対策（警戒）本部を設置する。

なお、災害応急対策の活動体制を確立するにあたり、主な実施機関とされていない関係各課等においても支援に努める。

### 第2 内容

#### 1 災害対策（警戒）本部

(1) 災害対策（警戒）本部の設置

【主な実施機関】	市、みよし広域連合（消防本部）
----------	-----------------

市内において、災害が発生し、又は発生のおそれが生じた場合は、災害対策（警戒）本部を設置するものとし、おおむね次の配備区分、配置基準をもって判断する。

ア 配備区分、配備基準

風水害・土砂災害等																																	
配備区分	配 備 基 準																																
第1 非常体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○今後の状況の推移に注意を要し、連絡を密にする必要があるとき</li> <li>○気象警報が発表された時</li> </ul>																																
第2 非常体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○気象警報が発表され、災害の発生が予想される時</li> <li>○台風が本県を通過することが確実とされたとき</li> <li>○河川の氾濫注意水位を超えることが確実視される時</li> <li>○土石流対策雨量基準が警戒雨量に達したとき</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">急傾斜地崩壊危険区域</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">土石流危険区域</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">判断基準</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">判断基準</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">前日までの連続雨量</th> <th style="text-align: center;">雨量</th> <th style="text-align: center;">連続雨量</th> <th style="text-align: center;">日雨量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">100 mm以上</td> <td style="text-align: center;">当日の雨量が 50 mmを超えたとき</td> <td style="text-align: center;">200 mm</td> <td style="text-align: center;">150 mm以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40 mm～100 mm</td> <td style="text-align: center;">当日の雨量が 80 mmを超えたとき</td> <td style="text-align: center;">6 時間雨量</td> <td style="text-align: center;">120 mm以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">なし</td> <td style="text-align: center;">当日の雨量が 100 mmを超えたとき</td> <td style="text-align: center;">4 時間雨量</td> <td style="text-align: center;">100 mm以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">2 時間雨量</td> <td style="text-align: center;">70 mm以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">1 時間雨量</td> <td style="text-align: center;">50 mm以上</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>○土砂災害警戒情報が発表されたとき</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>★ 災害警戒本部は、各地区の状況から、支所単位での災害警戒支部の設置を判断・指示する。合わせて、応援要員の派遣について、判断・指示する。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「顕著な大雨に関する情報」（線状降水帯）が発表されたとき</li> </ul>	急傾斜地崩壊危険区域		土石流危険区域		判断基準		判断基準		前日までの連続雨量	雨量	連続雨量	日雨量	100 mm以上	当日の雨量が 50 mmを超えたとき	200 mm	150 mm以上	40 mm～100 mm	当日の雨量が 80 mmを超えたとき	6 時間雨量	120 mm以上	なし	当日の雨量が 100 mmを超えたとき	4 時間雨量	100 mm以上			2 時間雨量	70 mm以上			1 時間雨量	50 mm以上
急傾斜地崩壊危険区域		土石流危険区域																															
判断基準		判断基準																															
前日までの連続雨量	雨量	連続雨量	日雨量																														
100 mm以上	当日の雨量が 50 mmを超えたとき	200 mm	150 mm以上																														
40 mm～100 mm	当日の雨量が 80 mmを超えたとき	6 時間雨量	120 mm以上																														
なし	当日の雨量が 100 mmを超えたとき	4 時間雨量	100 mm以上																														
		2 時間雨量	70 mm以上																														
		1 時間雨量	50 mm以上																														

風水害・土砂災害等														
配備区分	配備基準													
第3非常体制  災害対策本部の設置  災害対策支部の設置	○河川の氾濫危険水位を超えることが確実視されるとき ○土石流対策雨量基準が危険雨量に達したとき													
	急傾斜地崩壊危険区域													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">判断基準</th> </tr> <tr> <th>前日までの連続雨量</th> <th>雨量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100 mm以上</td> <td>当日の雨量が 50 mm を超え、時間雨量が 30 mm 程度の強雨が降ったとき</td> </tr> <tr> <td>40 mm～100 mm</td> <td>当日の雨量が 80 mm を超え、時間雨量が 30 mm 程度の強雨が降ったとき</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>当日の雨量が 100 mm を超え、時間雨量が 30 mm 程度の強雨が降ったとき</td> </tr> </tbody> </table>	判断基準		前日までの連続雨量	雨量	100 mm以上	当日の雨量が 50 mm を超え、時間雨量が 30 mm 程度の強雨が降ったとき	40 mm～100 mm	当日の雨量が 80 mm を超え、時間雨量が 30 mm 程度の強雨が降ったとき	なし	当日の雨量が 100 mm を超え、時間雨量が 30 mm 程度の強雨が降ったとき			
	判断基準													
前日までの連続雨量	雨量													
100 mm以上	当日の雨量が 50 mm を超え、時間雨量が 30 mm 程度の強雨が降ったとき													
40 mm～100 mm	当日の雨量が 80 mm を超え、時間雨量が 30 mm 程度の強雨が降ったとき													
なし	当日の雨量が 100 mm を超え、時間雨量が 30 mm 程度の強雨が降ったとき													
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">判断基準</th> </tr> <tr> <th>連続雨量</th> <th>300 mm</th> </tr> <tr> <th>日雨量</th> <th>200 mm以上</th> </tr> <tr> <th>6時間雨量</th> <th>180 mm以上</th> </tr> <tr> <th>4時間雨量</th> <th>150 mm以上</th> </tr> <tr> <th>2時間雨量</th> <th>100 mm以上</th> </tr> <tr> <th>1時間雨量</th> <th>60 mm以上</th> </tr> </thead> </table>	判断基準		連続雨量	300 mm	日雨量	200 mm以上	6時間雨量	180 mm以上	4時間雨量	150 mm以上	2時間雨量	100 mm以上	1時間雨量	60 mm以上
判断基準														
連続雨量	300 mm													
日雨量	200 mm以上													
6時間雨量	180 mm以上													
4時間雨量	150 mm以上													
2時間雨量	100 mm以上													
1時間雨量	60 mm以上													
	○特別警報が発表されたとき ○人的災害、家屋被害が相当発生または予測されるとき ○通常の行政組織での災害応急対策が不可能と判断されるとき													
	★ 災害対策本部は、各地区の状況から、支所単位での災害対策（警戒）支部の設置を判断・指示する。													
	○「顕著な大雨に関する情報」（線状降水帯）が発表されたとき													

地震	
配備区分	配備基準
第1非常体制  情報収集・連絡の体制	○震度4の地震が発生したとき ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき ○地震災害に対する警戒宣言が発令されたとき
第2非常体制  災害警戒本部の設置 災害警戒支部の設置	○震度5弱の地震が発生したとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき
第3非常体制  災害対策本部の設置 災害対策支部の設置	○震度5強以上の地震が発生したとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ○人的被害・家屋被害が相当発生し、対策の長期化が予測されるとき

イ 配備要員

「災害対応職員初動マニュアル」による。

ウ 配備区分に応じた組織体制

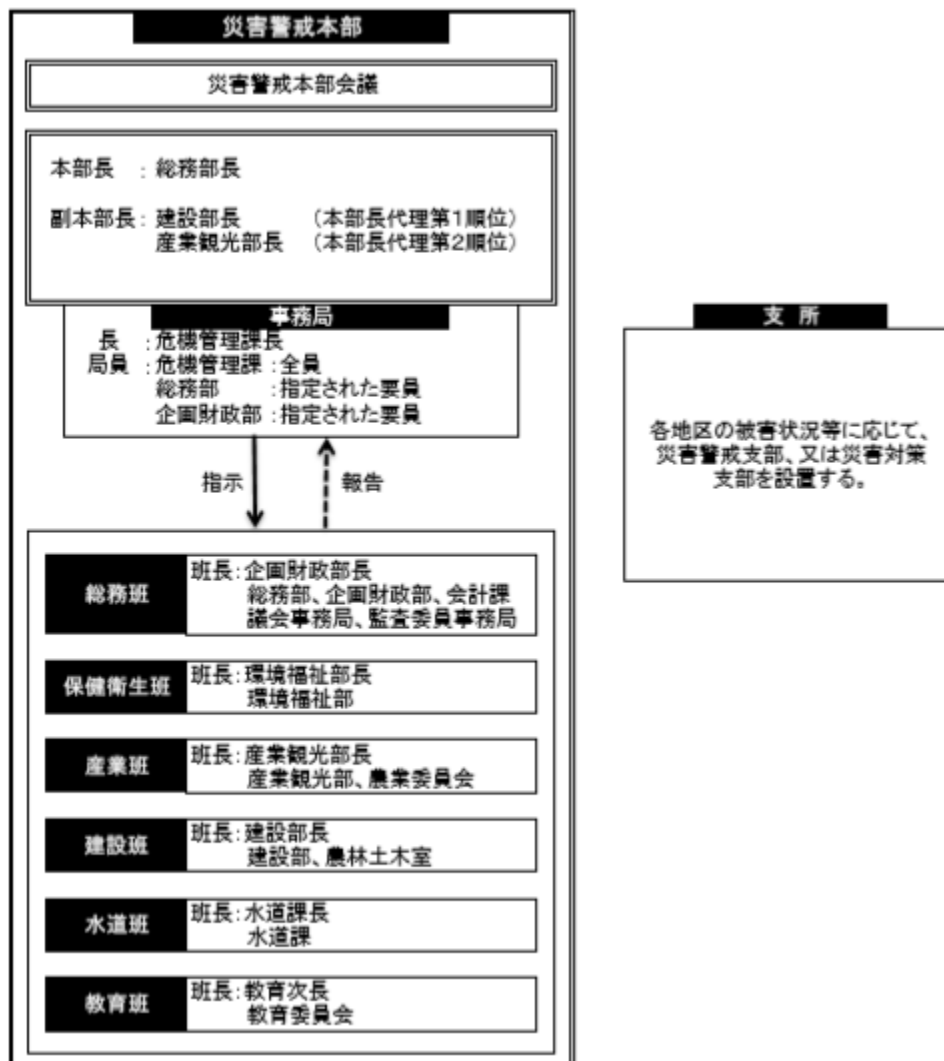
## 共通対策編

### (7) 第1非常体制（情報収集・連絡の体制）

- ① 第1非常体制の配備基準に達した場合、総務部長が状況を判断し、副市長の承認を得て配備区分を決定する。
- ② 配備要員は、原則、通常の勤務場所において、気象情報（警報等）、防災情報及び被害発生情報等の収集を行うとともに、今後の状況の推移に十分注意し、総務部長と緊密な連絡をとる。
- ③ 総務部長は、必要に応じて市長及び副市長に報告を行う。

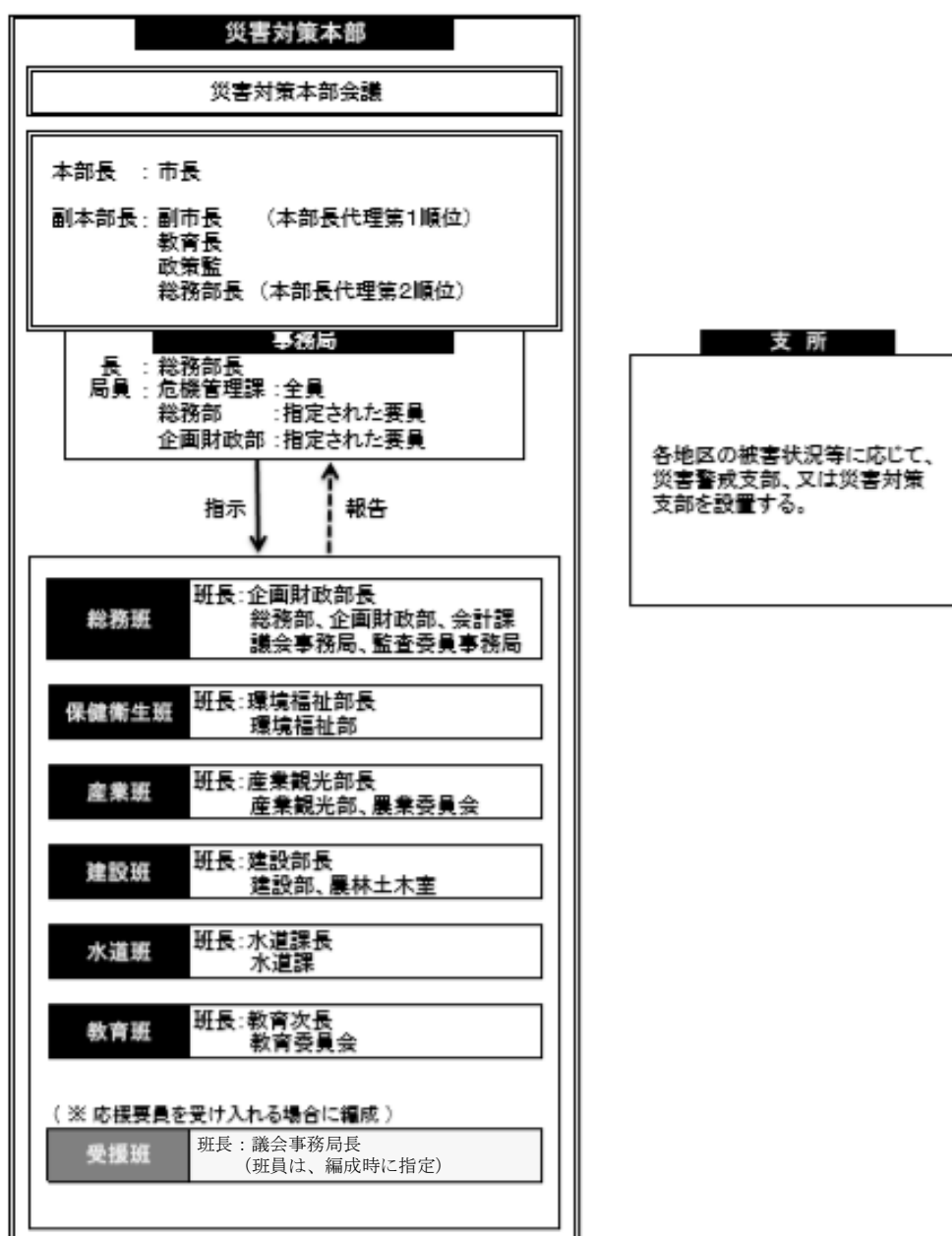
### (イ) 第2非常体制（災害警戒本部の設置）

- ① 第2非常体制の配備基準に達した場合、総務部長が副市長の指示を受け、市長の承認を得て、直ちに災害警戒本部を設置する。この際、庁内放送及び音声告知端末、防災行政無線、電話等を通じて、関係部署、関係機関、市民等に周知し、災害警戒体制を確立する。
- ② 危機管理課長を長とし、所要の職員をもって災害警戒本部事務局を開設する。災害警戒本部事務局は、本部長の指示を受け、災害対策に必要な指示等を行う。
- ③ 各地区の状況に応じて、支所単位で、災害警戒支部の設置を決定する。併せて、応援要員の派遣について、判断・指示する。
- ④ 本部長（総務部長）は、必要に応じて市長や副市長に報告を行う。



(ウ) 第3非常体制（災害対策本部の設置）

- ① 第3非常体制の配備基準に達した場合、市長は直ちに災害対策本部を設置する。この際、庁内放送及び音声告知端末、防災行政無線、電話等を通じて、関係部署、関係機関、市民等に周知し、災害対策体制を確立する。
- ② 総務部長を長とし、所要の職員をもって災害対策本部事務局を開設する。災害対策本部事務局は、本部長の指示を受け、災害対策に必要な指示等を行う。
- ③ 各地区の被害状況等に応じて、支所単位で、災害対策（警戒）支部の設置を決定する。併せて、応援要員の派遣について、判断・指示する。
- ④ 大規模災害時に、他自治体等から応援要員を受入れる場合は、受援班を編成する。



## 共通対策編

### エ 災害対策（警戒）本部長の代理者

災害対策本部の本部長は市長があたるものとし、市長が不在の時は次の順位により職務を代理する。

第1順位 副市長

第2順位 総務部長

また、災害警戒本部の本部長は総務部長があたるものとし、総務部長が不在の時は次の順位により職務を代理する。

第1順位 建設部長

第2順位 産業観光部長

### オ 災害対策（警戒）本部設置場所

災害対策（警戒）本部は、市役所に置くものとする。ただし、災害の状況に応じて本部長の指定する他の市有建物に置くことがある。

### カ 災害対策（警戒）本部設置の通知

災害対策（警戒）本部を設置した場合は、その旨を直ちに市役所内に周知するとともに、徳島県災害対策本部等関係機関へ通知する。

### キ 職員の動員及び参集等

「災害対応職員初動マニュアル」及び「災害時職員配置台帳」等による。

## (2) 災害対策（警戒）本部の運営

【主な実施機関】	市、みよし広域連合（消防本部）
----------	-----------------

災害の状況に応じ、災害対策に関する基本事項について協議するため、本部長が必要と認める場合は、災害対策（警戒）本部会議を開催する。

### ア 災害対策（警戒）本部会議の協議事項

(ア) 災害対策（警戒）本部の設置に関すること

(イ) 各課・各班の業務のうち重要事項の決定に関すること

(ロ) 「避難準備・高齢者等避難開始」・「避難勧告」・「避難指示（緊急）」の決定に関すること

(エ) 被害情報及び被害状況の分析とそれに基づく応急対策活動の基本方針の策定に関すること

(オ) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること

(カ) 災害救助法の発動についての意見等に関すること

(キ) 復旧活動の検討・決定に関すること

(ク) 災害対策（警戒）本部の閉鎖に関すること

(ケ) その他災害対策に関する重要事項

### (3) 災害対策（警戒）本部の廃止

【主な実施機関】 市（危機管理課）、みよし広域連合（消防本部）

#### ア 災害対策（警戒）本部の廃止基準

災害対策（警戒）本部は、本部長が次のとおり認めたとときに廃止する。

(ア) 市の地域に係る災害発生のおそれが解消したとき

(イ) 災害応急対策がおおむね完了したとき

#### イ 災害対策（警戒）本部の廃止通知

災害対策（警戒）本部を廃止した場合は、その旨を直ちに市役所内に周知するとともに、徳島県災害対策本部等関係機関へ通知する。

### (4) 災害対策（警戒）本部の各班等の主な任務

【主な実施機関】 市

「災害対応職員初動マニュアル」による。

### (5) 招集連絡体制

【主な実施機関】 市

「災害対応職員初動マニュアル」による。

## 2 体制の整備

### 第1 方針

平常時からマニュアルの作成や職員の人材育成等に取り組み、災害発生後の迅速かつ円滑な応急対策を実施できる体制の整備に努める。

### 第2 内容

#### 1 マニュアルの作成

市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成する。

#### 2 人材育成等

職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

#### 3 人材の確保

市及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対策、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

また、市は退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。



## 第3節 情報通信

### 第1 方針

各防災関係機関は、災害による被害の未然防止や軽減の措置を講じるため、気象情報及び災害発生のおそれのある異常な現象等を、予め定めた経路により、迅速・的確に関係機関及び市民に周知する。

なお、災害の情報通信に関して、主な実施機関とされていない関係各課等においても支援に努める。

### 第2 内容

#### 1 気象警報等の周知

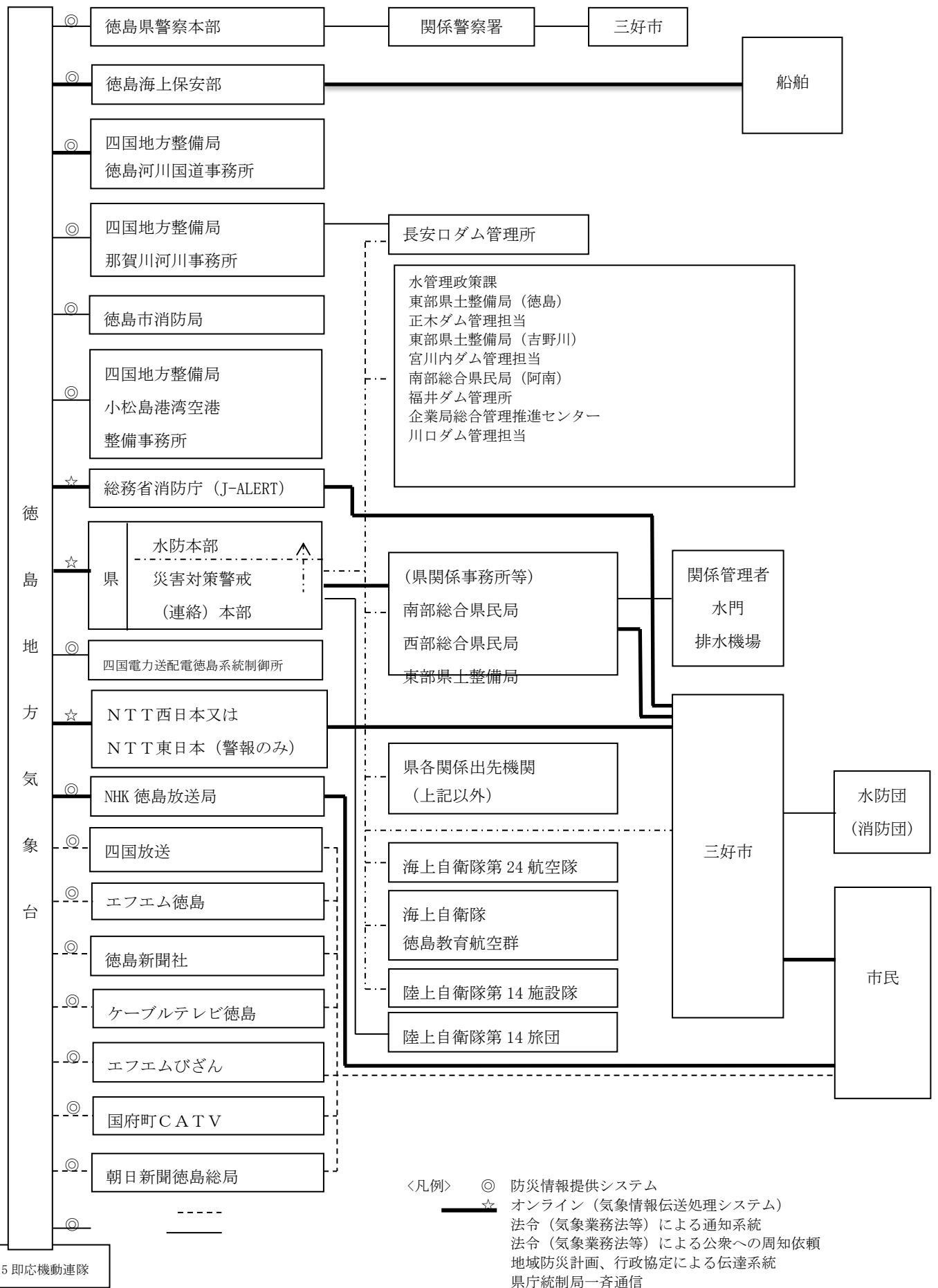
【主な実施機関】	市（危機管理課）
----------	----------

災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したときの気象に関する警報や土砂災害警戒情報等については、気象業務法及び土砂災害防止法等の定めるところにより、市民等へ音声告知端末及び防災行政無線等をもって迅速かつ的確に伝達し、その周知徹底を図る。

#### 2 気象に関する特別警報、警報、注意報、情報の伝達系統

【主な実施機関】	市（危機管理課）
----------	----------

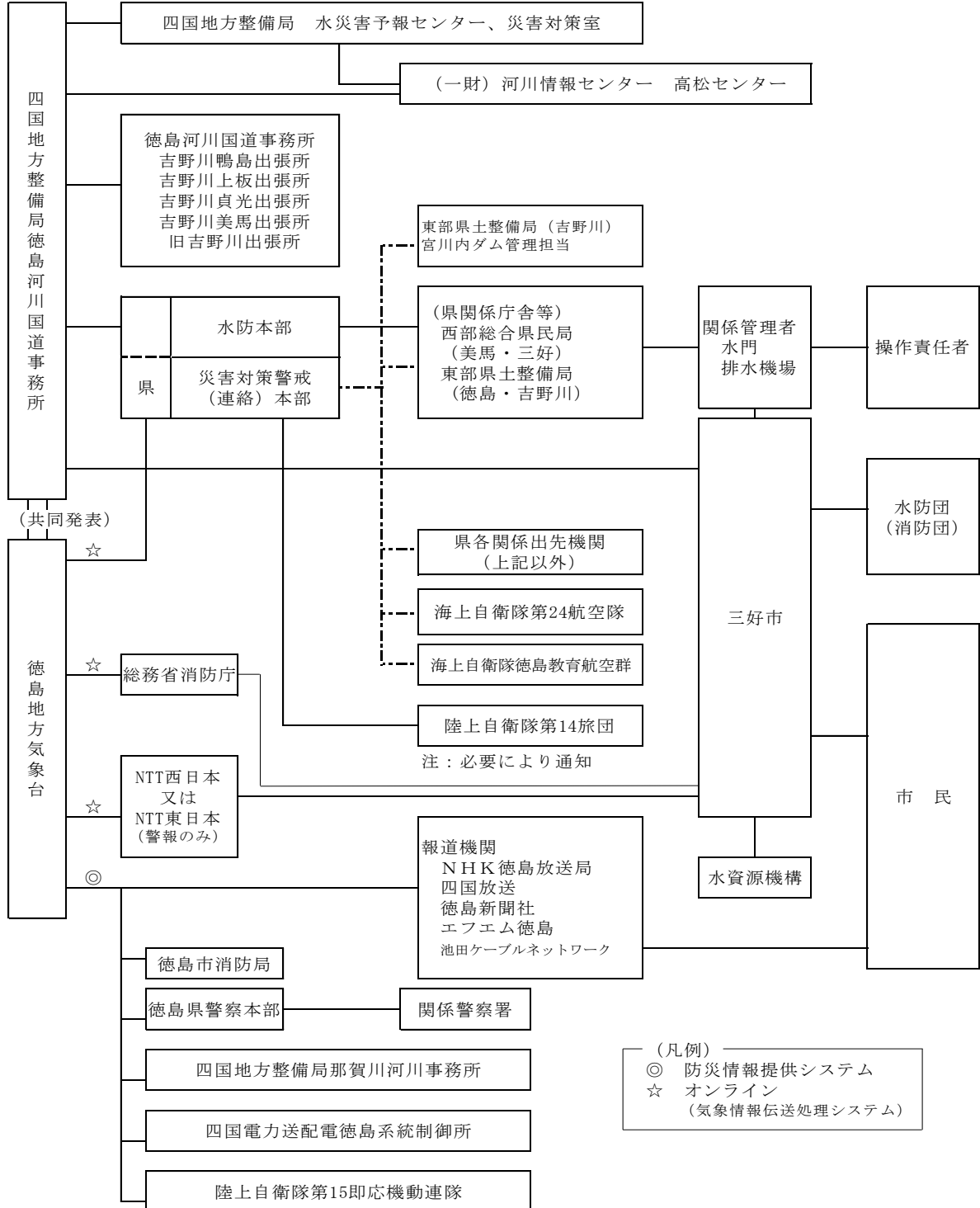
(1) 気象に関する特別警報・警報の伝達系統



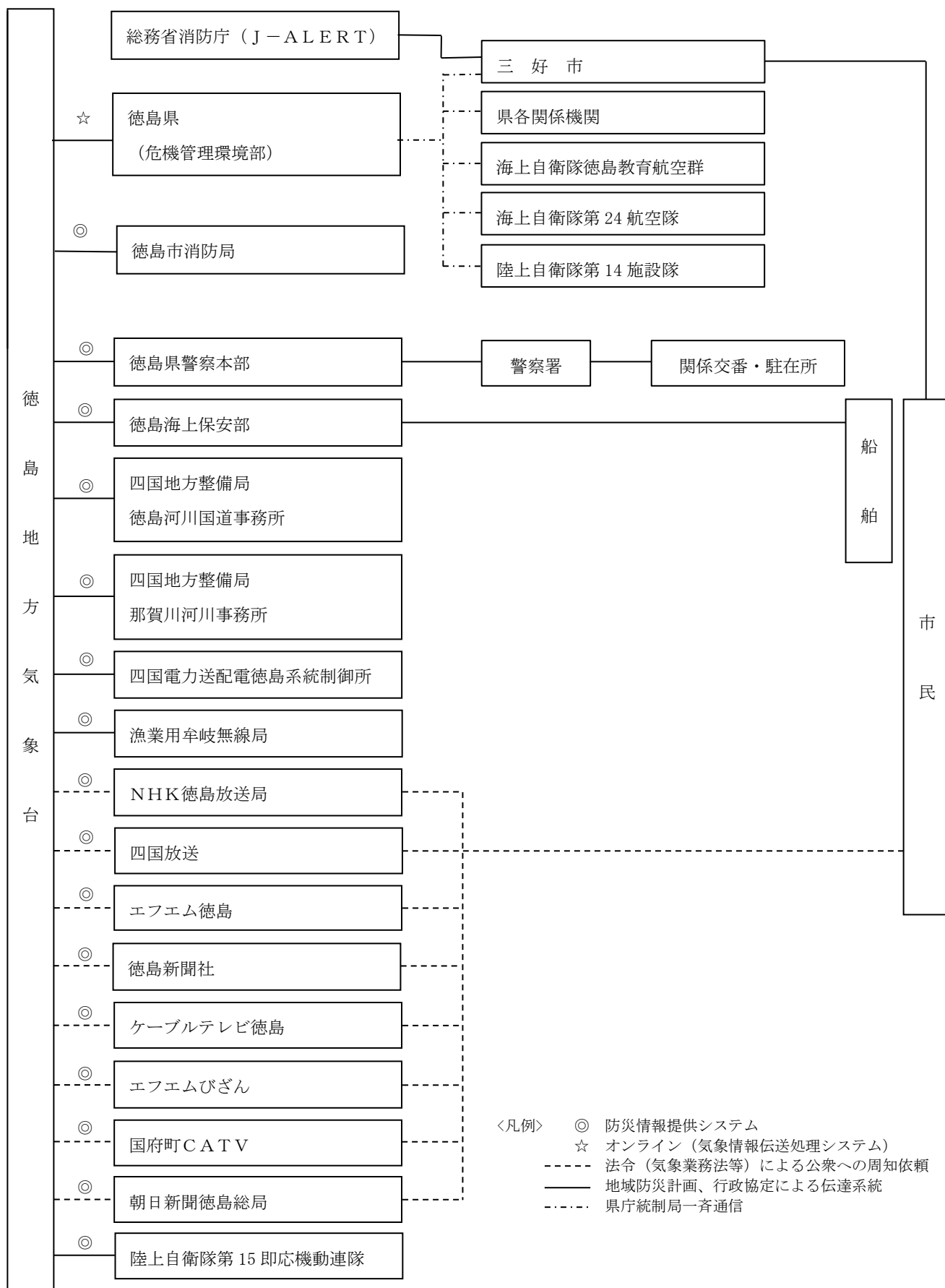
-----

(2) 指定河川（吉野川）洪水警報・注意報、情報等の伝達系統

（徳島地方气象台と四国地方整備局徳島河川国道事務所・四国地方整備局那賀川河川事務所及び徳島県県土整備部河川整備課が共同で発表する指定河川の洪水予報に関する通報）

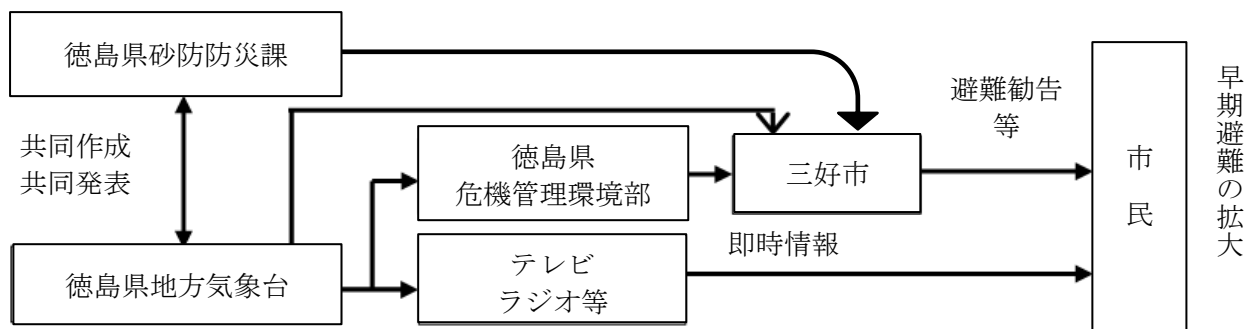


(3) 地震に関する情報の伝達系統



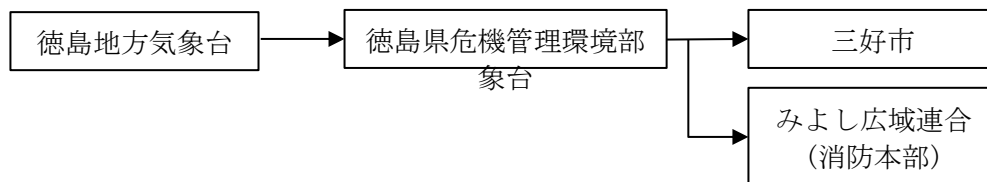
## 共通対策編

### (4) 土砂災害警戒情報の伝達系統

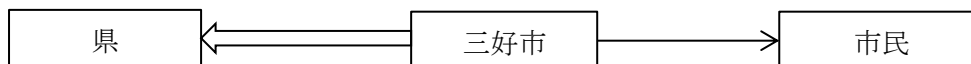


### (5) 火災気象通報の伝達系統

(乾燥注意報、火災気象通報等火災予防上必要な情報)



### (6) 火災警報の伝達系統



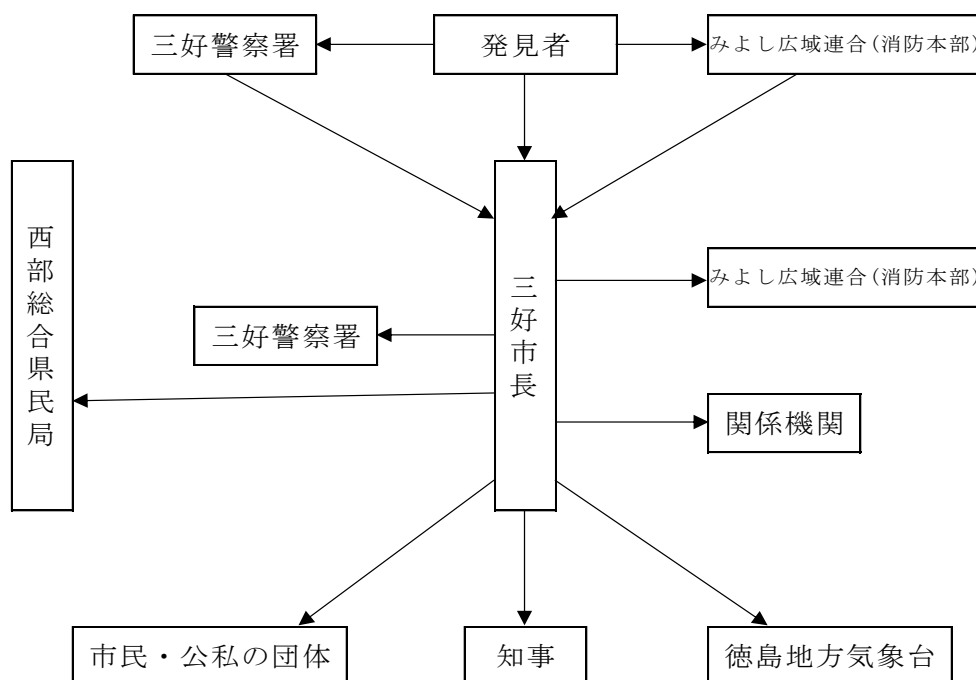
注 火災警報は、市長が(5)の通報を受けたとき、または気象の状況が火災予防上危険と認めたときに発令することができる。

## 3 異常な現象発見時の通報

【主な実施機関】 市（危機管理課、各支所）、みよし広域連合（消防本部）、県、三好警察署

- (1) 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は三好警察署若しくはみよし広域連合（消防本部）に通報しなければならない。
- (2) 通報を受けた警察又は消防本部は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。
- (3) (1)又は(2)により通報を受けた市長は、その旨を遅滞なく関係する次の機関に通報しなければならない。
  - ア 徳島地方気象台
  - イ 知事（災害対策本部が設置されているときは同本部長）
  - ウ 三好警察署、西部総合県民局、みよし広域連合（消防本部）及びその他の関係機関

- (4) 市長は(3)による通報と同時に、市民その他関係の公私の団体に周知するとともに、必要な措置をとる。



#### 4 災害用通信設備等の運用

【主な実施機関】 市（危機管理課、各支所）、みよし広域連合（消防本部）、県、三好警察署

災害発生後の初動期において、災害応急対策を実施するために最も重要な情報の収集及び伝達を迅速かつ正確に行う必要がある。

##### (1) 通信手段の整備

災害時における通信手段が円滑かつ迅速に確保できるよう、平常時から防災通信システムの機能をテストするなど通信手段を整備しておくとともに、通信連絡システムの運用の考え方を市の関係各課及び防災関係機関に周知しておく。

##### (2) 通信手段の確保

通信連絡は、有線通信設備を活用する。有線通信が途絶している場合は、防災行政無線、救急無線のほかあらゆる機関の無線通信設備を活用するものとする。なお、無線通信も途絶した場合にあっては、職員を派遣するなど、あらゆる手段をつくして情報連絡に努める。

##### ア 電気通信設備の優先利用

災害応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要がある場合は、西日本電信電話株式会社徳島支店及びNTTドコモに対し非常用通信回線の確保について要請し、電気通信設備を優先利用する。

## 共通対策編

### イ 総合情報通信ネットワークシステムの運用

総合情報通信ネットワークシステムの運用については、県、市及び防災関係機関が一体となって災害時における迅速かつ円滑な情報の収集及び伝達に利用するとともに、日常の防災行政事務にも広く活用し、緊急時に備える。

### ウ 防災相互通信用無線局の利用

防災相互通信用無線局を備える防災機関は、災害時における迅速かつ円滑な情報の収集、伝達のため、相互の情報連絡手段として、同無線局を活用するものとする。

### エ 有線通信途絶時の通信施設の優先利用

#### (ア) 非常通信

防災機関は、有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、電波法第74条第1項の規定に基づき、非常通信として徳島県非常通信協議会の加入機関等の無線通信施設を利用することができる。非常通信の要件としては、地震、台風、洪水、火災その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合である。

#### (イ) 孤立防止通信

携帯電話の基地局設備や伝送路に甚大な被害が出た場合、安定的な通信を目指すとともにNTTドコモの移動基地局車の運用を依頼し、被災箇所の孤立化防止に努める。

### (3) 通信途絶時のその他伝達手段

通信途絶時においては、その他通信手段として次のような通信媒体を活用し、災害情報の市民への伝達を図る。

#### ア 広報車

#### イ ケーブルテレビ・音声告知端末・防災無線

#### ウ インターネット

#### エ アマチュア無線等

### (4) 放送の要請

法第56条の規定による必要な通知又は要請等を行う際に緊急を要する場合で、かつ特別な必要があるときは、法第57条により放送局に放送を要請することができる。

## 第4節 災害情報の収集・伝達

### 第1款 被害状況に関する情報の収集・伝達及び災害応急対策に関する指示伝達系統

#### 第1 方針

災害時において、効果的に応急対策を実施するためには、被害情報等の収集を迅速に行い、被害規模等を早期に把握する必要がある。そのため、職員を動員し、市民や関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況等を収集し速やかに関係機関に伝達を行う。

なお、被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

#### 第2 内容

##### 1 情報の収集・伝達

【主な実施機関】	市、みよし広域連合（消防本部）、県、三好警察署、国
----------	---------------------------

水位・雨量・風速等の気象情報を気象台等の関係機関から入手し、災害発生が予想される地域の情報収集に努める。また、避難所に指定されている施設の緊急点検、巡視等を実施し被害状況の把握にも努める。このように、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡する。

##### 2 情報の内容

【主な実施機関】	市、みよし広域連合（消防本部）
----------	-----------------

###### (1) 職員等からの被害情報の収集

職員、防災関係機関、自治会あるいは市民等から、主として次のような被害情報を収集する。

- ア 火災の状況（炎上、延焼、消防隊の配置等）
- イ 住民の行動、避難状況
- ウ 土砂災害の状況（位置、被災戸数、要救助者の有無）
- エ 洪水等による浸水の状況（位置、被災戸数、要救助者の有無）
- オ 建築物の被害状況（木造住宅及びブロック塀の倒壊状況、要救助者の有無）
- カ 道路、鉄道の被害状況（橋梁、盛土、倒壊家屋、電柱等による被害状況）
- キ 道路渋滞の状況
- ク その他の被害状況



## 共通対策編

### (2) 市

収集、伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、人的被害、避難措置等住民の生命、身体の保護に関連あるものを優先するものとする。

- ア 緊急要請事項
- イ 災害発生状況（原因、発生日時、発生した場所又は地域）
- ウ 被害状況
- エ 災害応急対策実施状況
- オ 道路交通状況（道路被害、交通規制等）
- カ 水道、電気等生活関連施設の被害状況及び確保対策
- キ 避難状況
- ク 医療救護活動状況
- ケ 住民の動静
- コ その他応急対策の実施に際し必要な事項

### (3) その他の防災機関

収集、伝達すべき情報の主なものは次のとおりである。

- ア 被害状況
- イ 災害応急対策実施状況
- ウ 復旧見込み等

### (4) 措置情報の収集

以下に示す措置情報を収集する。

- ア 主な応急措置（実施及び実施予定）
- イ 応急措置実施のために講じた措置
- ウ 応援の必要性の有無
- エ 災害救助法適用の必要性

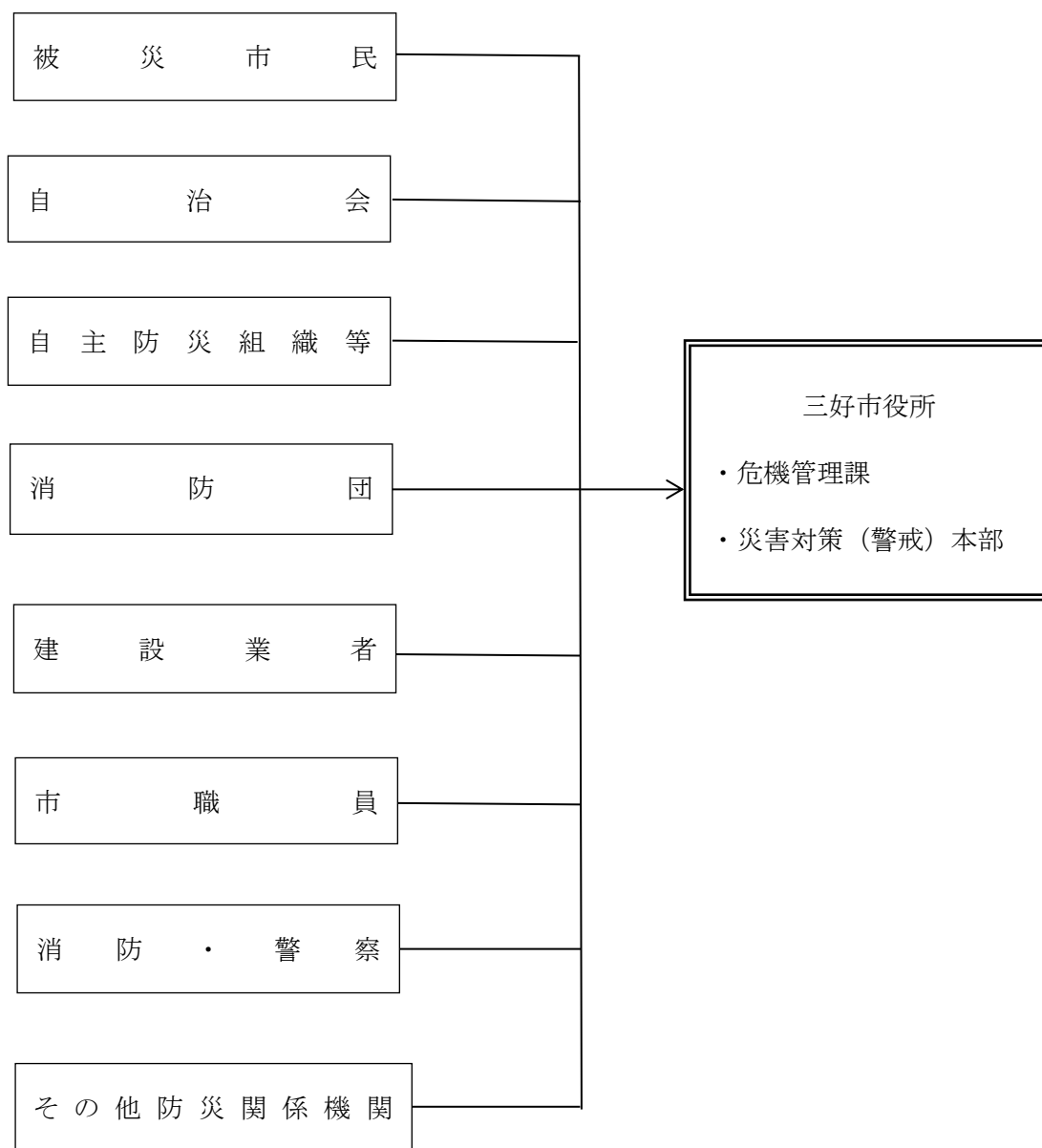
## 3 情報の収集方法

<b>【主な実施機関】</b> 市（危機管理課、各支所）、三好警察署、みよし広域連合（消防本部）、消防団
--

災害の発生が予想される場合は、固定電話・携帯電話・各種無線設備・衛星携帯電話を利用し、自治会、自主防災組織、消防団、建設業者等から災害情報を収集するとともに、必要に応じて職員を現場に派遣することにより、迅速かつ的確に状況を把握する。更に、関係機関や協定先の協力を得て状況の把握に努める。なお、職員が現地派遣によって災害現場写真を撮る場合には、自らの安全性配慮の基に実施しなければならない。

(1) 被害情報の収集先

被害情報は、おおむね次の系統により収集する。



4 情報の収集、伝達系統

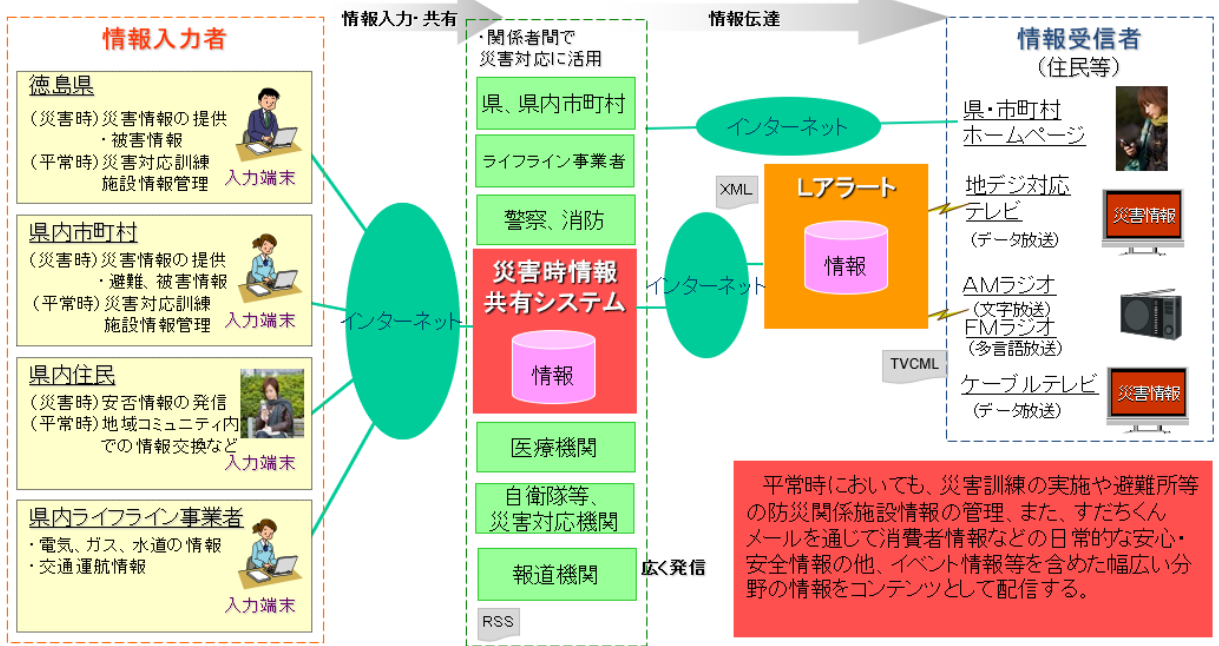
【主な実施機関】 市（危機管理課、各支所）、国、県、三好警察署、みよし広域連合（消防本部）、消防団

情報伝達・共有は災害時情報共有システムにより行い、おおむね次の系統により相互に情報の収集、伝達を行う。

【災害時情報共有システム】

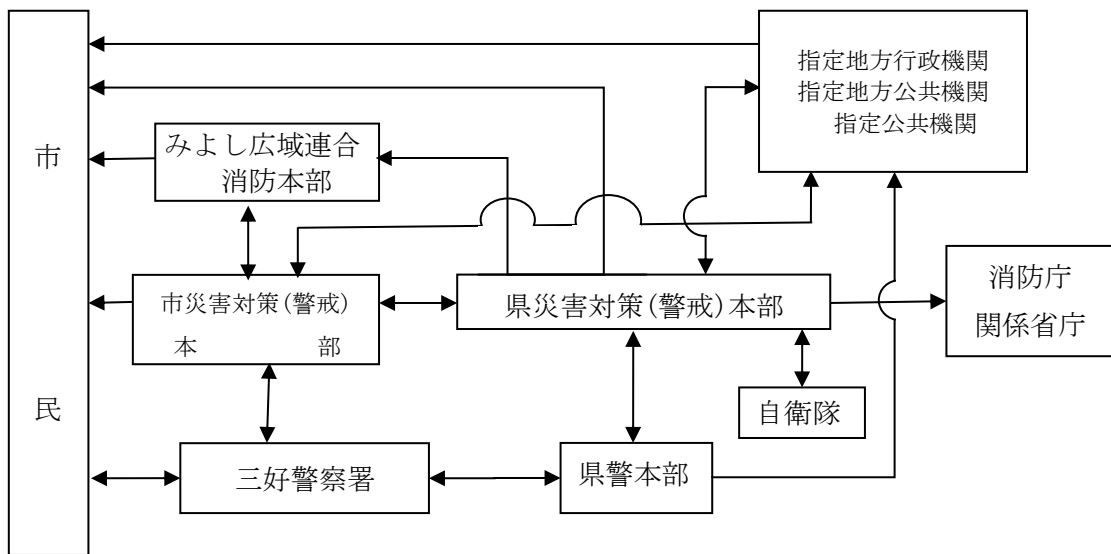
「災害時情報共有システム」活用した情報提供体制イメージ

事業概要	期待される効果
徳島県内の気象情報や地域災害情報などを含めた総合的な防災情報等が共有できる「災害時情報共有システム」を構築し、迅速かつ適切な災害対応に資するものとする。	災害情報などを地域で共有することで、地域住民等との双方向の防災情報発信の仕組みを整備することにより、行政及び地域住民等による迅速な災害対応が可能となる。



【災害時情報共有システム】

【情報の一般的収集、伝達系統図】



出典：「徳島県地域防災計画」より

## 5 災害応急対策の指示伝達系統

災害応急対策の指示伝達は、災害対策（警戒）本部の組織系統に基づいて行う。

### 第2款 被害状況の報告要領

#### 第1 方針

災害が発生した時は、本計画に定めるところにより、速やかにその被害状況を取りまとめて関係機関等に報告するとともに、災害応急対策に関する事項及び今後の措置事項についても報告する。また、災害応急対策等において県や国からの応援が必要な場合、県や国に要請する。

なお、被害状況の報告にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等においても支援に努める。

#### 第2 内容

##### 1 職員の災害対策（警戒）本部への報告

【主な実施機関】	市
----------	---

被害情報を入手した職員は、直ちに災害対策（警戒）本部に報告する。なお、細部の要領は「災害対応職員初動マニュアル」による。

##### 2 県等への報告

【主な実施機関】	市（危機管理課、各支所）、みよし広域連合（消防本部）
----------	----------------------------

県及び内閣総理大臣（消防庁経由）に報告すべき災害は次のとおりであり、報告にあたっては、「火災・災害等即報要領」により行う。

###### (1) 報告の基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- イ 市又は県が災害対策本部を設置したもの。
- ウ 災害が2都道府県以上の複数にまたがるもので1つの都道府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- エ 災害による被害に対して国の特別な財政援助を要するもの。
- オ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
- カ 地震が発生し、徳島県の区域内で震度4以上を記録したもの。
- キ 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- ク 河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- ケ 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの。
- コ 上記各基準に該当しない災害であっても、報道機関に取りあげられる等、社会的影響度が

## 共通対策編

高いと認められるもの。なお、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付消防災第267号）に基づく災害以外の火災等即報及び救急・救助事故即報についても報告する。

### (2) 報告の種類

被害状況の報告の種類は次のとおりとする。

#### ア 災害速報

災害が発生したとき直ちに行う。

#### イ 中間報告

発生報告の後、被害の状況が変わる度に逐次行う。

#### ウ 確定報告

応急措置が完了し、その被害が確定したときに行う。

### (3) 報告の方法

ア 原則として、災害時情報共有システムへの入力による（ただし、システム障害等により入力できない場合は、徳島県総合情報通信ネットワークシステム、電話、FAXなどあらゆる手段により報告する。）

イ 災害速報及び中間報告は原則として「火災・災害等即報要領」の様式の内容を電話又は徳島県総合情報通信ネットワークシステムにより速やかに報告するものとし、不通の場合には可能な最短方法にて報告するものとする。

ウ 確定報告は必ず「火災・災害等即報要領」の様式により文書で報告するものとする。

### (4) 県・国等への災害情報の報告系統及び応援要請系統

災害情報の報告や応援要請が必要な場合は、災害対策（警戒）本部から業務の系統により、報告又は要請をする。

### (5) 被害状況報告責任者

災害の発生に際しては、被害の実態把握が最も重要である。このため、あらかじめ被害状況報告責任者を定めておく。

被害状況報告責任者は、災害対策（警戒）本部が設置されている場合は本部事務局長とし、その他の場合は危機管理課長とする。

### (6) 市の措置

ア 市長は、知事に対する被害状況の報告ができない場合は、内閣総理大臣（消防庁経由）に対し直接報告し、報告後速やかにその内容について知事に対し連絡する。

イ 災害発生に伴い、消防機関への119番通報が殺到した場合、直ちに県及び国（消防庁）に報告するものとする。

ウ 「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知したときは、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。

## 第3款 行政機能の確保状況の把握・報告

### 第1 方針

大規模災害時において、行政機能の確保状況を県に報告する。

なお、行政機能の確保状況の把握・報告の実施にあたり、主な実施機関とされていない関係各

課等も支援に努める。

## 第2 把握・報告の方法

【主な実施機関】	市（危機管理課）
----------	----------

「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について」（平成29年4月11日付総行市第26号総務省自治行政局長・消防災第51号消防庁次長通知）に基づき、震度6弱以上の地震を観測した際は、「市町村行政機能チェックリスト」を記入し、原則としてファクシミリにより県（市町村課）に報告する。

## 共通対策編

### 第5節 災害広報

#### 第1 方針

災害時における市民の人心の安定と災害応急対策活動を円滑、かつ効果的に実施するための災害広報は、本計画で定める。

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、災害広報にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

#### 第2 内容

【主な実施機関】 市（危機管理課、総務課、秘書人事課、環境福祉部、商工政策課、地方創生推進課）

##### 1 広報資料の収集

###### (1) 被害情報等の収集

被害状況その他の災害状況の情報は、共通対策編第3章第4節第1款「被害状況に関する情報の収集・伝達及び災害応急対策に関する指示伝達系統」によって収集した情報を利用し広報資料を作成する。

###### (2) 写真等の収集

写真は、被害調査の際に撮影した写真等を用いる。なお、必要に応じて担当者を派遣して写真やビデオの撮影、録画等を行う。

##### 2 市民等への広報

###### (1) 広報の重点

広報活動において重点を置くべき事項は、次のとおりとする。

ア 災害時における住民等の注意事項

イ 災害に係る情報、被害の状況の周知

ウ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び避難所等での心得

エ 災害種別に対応した避難所等の選択、避難所等への避難がかえって危険を伴う場合の避難方法の周知

オ 電気、水道等供給の状況

カ 実施しつつある災害応急対策の概要

キ 災害復旧の見通し

ク 交通運輸の状況

ケ 人心安定、志気高揚に関する事項

コ 指定避難所の開設状況や混雑状況

サ その他必要事項

###### (2) 広報の方法

市民に対する広報実施の方法は次によるものとする。なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避

難者、所在が把握できる広域避難者、在日外国人及び訪日外国人等に対し、広報実施に当たっては十分に配慮する必要がある。

- ア 防災行政無線、音声告知端末、ケーブルテレビ等による広報
- イ 広報車による広報
- ウ インターネット（ホームページ）を活用した広報
- エ 広報紙による広報
- オ 新聞、テレビ、ラジオ等報道機関による広報

### 3 広報に当たっての留意事項

災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報を適切に提供する。

- (1) 高齢者、女性、障がい者等要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。
- (2) 被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。
- (3) 停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供する。



## 第6節 自衛隊災害派遣要請

### 第1 方針

自衛隊に対する災害派遣要請は、本計画の定めるところによるものとする。

なお、自衛隊災害派遣要請にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

### 第2 内容

【主な実施機関】	市（危機管理課）、自衛隊
----------	--------------

#### 1 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は原則として人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合で、おおむね次のような活動を必要とする場合とする。

(1) 被害状況の把握

車両、船舶、航空機等状況に適した手段による偵察

(2) 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

(3) 行方不明者、傷病者等の搜索救助

死者、行方不明者、傷病者等の搜索救助（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合。）

(4) 水防活動

堤防護岸の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬等

(5) 道路、水路等交通上の障害物の排除

施設の損壊又は障害物の除去、道路、鉄道路線上の崩土等の排除（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響すると考えられる場合）

(6) 応急医療・救護及び防疫支援

被災者に対する応急医療・救護及び防疫支援（薬剤等は、市又は県が準備）

(7) 通信支援

緊急を要し他に適当な手段がない場合、被災地と災害対策本部間のバックアップ通信支援

(8) 人員物資の輸送

緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）

(9) 給食、給水および入浴支援

被災者に対する給食、給水及び入浴支援

(10) 危険物等の保安、除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等の保安措置及び除去

(11) 消火活動

火災に対して、消防機関に協力しての空中及び地上消火活動

(12) 救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」

- に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付又は譲与
- (13) その他  
必要により、自衛隊の能力で対処可能な事項（通信支援、宿泊支援等）

## 2 災害派遣要請部隊等の長

- (1) 陸上自衛隊第14旅団長（香川県善通寺市）
- (2) 陸上自衛隊第14施設隊長（阿南市）
- (3) 海上自衛隊徳島教育航空群司令（板野郡松茂町）
- (4) 海上自衛隊第24航空隊司令（小松島市）

## 3 災害派遣要請要領

- (1) 知事は災害に際して、事態がやむを得ない場合で、人命又は財産の保護のために必要があると認めるときは、自衛隊法第83条第1項及び自衛隊法施行令第106条の規定並びに災害派遣に関する知事と自衛隊災害派遣要請部隊等の長との協定に基づき、自衛隊の派遣を要請する。
- (2) 市の地域において災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施する必要があると認められるときは、知事に対し、自衛隊に対する部隊等の災害派遣を要請するよう依頼する。
- (3) 地震の発生等の災害に際して特に緊急を要し、通信途絶等により知事に対して災害派遣要請の依頼ができない場合は、その旨及び災害の状況等を最寄りの自衛隊に通知する。
- (4) (3)の通知をした場合は、速やかに知事にその旨を報告する。
- (5) 災害派遣要請の必要が生じる可能性があるとき、知事に対し、状況判断に必要な情報を速やかに提供する。

## 4 災害派遣要請手続等

災害派遣の必要があると認めるときは、知事に対し次の事項を記載した災害派遣要請依頼書により災害派遣要請を依頼する。ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書で依頼することができない場合は、電話その他迅速な方法で依頼し、事後速やかに依頼書を提出する。なお、災害に際し特に緊急を要し、通信の途絶等により市長が知事に対して災害派遣要請の依頼を行うことができないときは、直接自衛隊に災害派遣要請書により通知する。

## 共通対策編

### 災害派遣要請依頼書

番 号
年 月 日
徳島県知事 殿
三好市長
自衛隊の災害派遣要請について（依頼）
災害を防除するため、次のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。
1 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由
(1) 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
(2) 派遣要請を依頼する事由
2 派遣を希望する期間
3 派遣を希望する勢力
(1) 人員
(2) 装備の概要（特に航空機等特殊装備を必要とするとき）
4 派遣を希望する区域及び活動内容
(1) 派遣を希望する区域
(2) 活動内容（遭難者の捜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等）
5 連絡場所及び連絡職員
(1) 連絡場所（住所、電話番号、無線局番等）
(2) 連絡職員（所属職氏名）
6 その他参考となるべき事項（作業用資料、宿舍の準備状況等）

## 5 災害派遣部隊受入計画

### (1) 受入体制の整備

#### ア 連絡員の指名

派遣部隊との連絡調整を円滑に行うため連絡員を指名する。

#### イ 受入計画

応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業を開始できるようあらかじめ準備する。

#### ウ 連絡員の派遣等

派遣部隊の受入れに際し、自衛隊に対して災害対策本部に連絡員の派遣を要請する。

#### エ 活動の競合重複の排除

自衛隊の活動が他の災害復旧機関の活動と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担できるよう配慮する。

オ 誘導

災害派遣部隊を受入れるに際し、災害派遣部隊の活動地区への進入ルート及び集結地点、又は救援物資の受入場所等を選定し、災害派遣部隊を誘導する。

カ 資機材等の提供

災害派遣部隊が行う活動に必要な資機材は、原則として派遣部隊が準備するが、被災現場で必要となった資機材等については、市でも調達及び提供に配慮する。

キ 宿泊施設又は野営適地の提供

自衛隊から要請があった場合は、派遣部隊の宿泊所又は野営適地を提供する。

ク その他

災害派遣部隊の受入れに際しては、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう配慮する。

6 災害対策用ヘリポートの設置

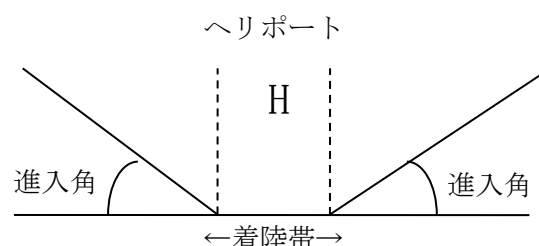
あらかじめ災害対策用ヘリコプターの降着場適地を選定し、県に通知しておくとともに、県は自衛隊に通知しておくものとする。選定要領は次のとおりとする。

(1) 降着場適地の選定

ヘリポート用地として、(2)の基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。なお、選定用地が市有地でない場合は、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施しておく。

(2) 適地選定基準

- ア 地表面は平坦でよく整理されていること。
- イ 回転翼の回転によって、つとめて砂塵等があがらない場所であること。
- ウ 所要の地積があること。



ヘリポートの最小限所要地積

機種	着陸帯 (直径)	進入角	摘要
小型ヘリコプター	30m	10°	ヘリポートの外縁から 50m以内に 10m以上の障害物がないこと。
中型ヘリコプター	50m	8°	ヘリポートの外縁から 70m以内に 10m以上の障害物がないこと。
大型ヘリコプター	100m	6°	ヘリポートの外縁から 100m以内に 10m以上の障害物がないこと。

(3) 事前準備

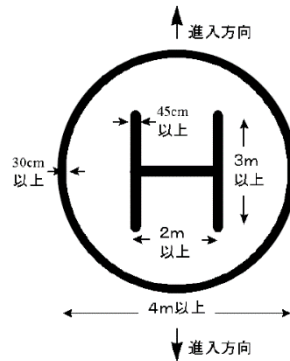
- ア ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺 1 万分の 1 程度のもの）を準備し提供する。
- イ 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートの離着陸訓練の実施に対して協力する。

(4) 受入準備

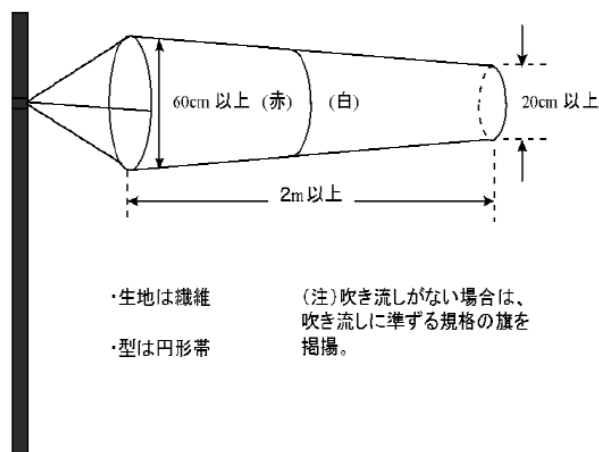
- ア ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- イ 砂塵の舞い上がる時は散水を、積雪時には除雪又はてん圧を実施する。

## 共通対策編

- ウ ヘリポート付近の市民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- エ 物資をとう載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊との調整を行う。
- オ 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立入らせない。
- カ 離着陸地点に自衛隊員が不在の場合は、安全上の監視員を配置する。
- キ 離着陸地点には、石灰、白布等で次の基準のHの記号を風と平行方向に向けて表示する。



- ク キとともに着陸地点には、上空から風向、風速の判定ができる次のような吹き流し又はこれに準ずる旗を掲揚する。



### (5) 対空目視信号

生存者の使用する対空目視信号は、次によることとする。

- ア 利用できるあらゆる方法により記号を作ること。

生存者が通常利用できる方法には、布、木片、石又はそれらに類する材料を使用したり、地面を踏むことにより、又は油で汚すことによって地上に記号を作ることができる。

- イ 背景と使用される材料との間の色彩をできるだけ対照的にすること。

- ウ 無線機、火炎、反射光等の方法により、注意を引くためのあらゆる努力をすること。

## 7 災害派遣部隊の撤収要請

自衛隊の災害派遣部隊等が派遣の目的を達成したときは、速やかに知事に対し次の事項を記載した災害派遣撤収要請依頼書により災害派遣撤収要請を依頼する。

災害派遣撤収要請依頼書

	番 号
	年 月 日
徳島県知事 殿	
	三 好 市
自衛隊の災害派遣撤収要請について（依頼）	
災害を防除するため自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の復旧もおおむね終了しましたので、次のとおり撤収要請を依頼します。	
1 撤収要請依頼日時	年 月 日
2 派遣要請依頼日時	年 月 日
3 撤収作業場所	
4 撤収作業内容	

8 災害派遣経費の負担

【主な実施機関】 市（危機管理課、総務課）
-----------------------

(1) 経費の負担

自衛隊の救助活動に要した次の経費は、原則として派遣を受けた市が負担する。

- ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備を含む。）及び入浴料
- ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資材、資機材等の調達、借り上げ、運搬、修理費

(2) その他

負担区分について、疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

## 第7節 防災関係機関応援要請

### 第1 方針

市の地域において災害が発生し、自力による災害対応が困難な場合は、速やかに国、県及び他の地方自治体等の協力を求め災害応急対策を実施する。

なお、防災関係機関応援要請にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

### 第2 内容

#### 1 資料の相互交換

【主な実施機関】	市（危機管理課）
----------	----------

市、県及び指定行政機関等は、災害対策上必要な資料又は調査研究の成果を相互に交換するものとする。

#### 2 応援等の要請

【主な実施機関】	市（危機管理課）
----------	----------

##### (1) 応援要請の判断

災害発生後、市長は、災害規模及び初動活動において収集された情報等に基づき、市の現有の人員、資機材、備蓄物資等では、災害応急対策又は災害復旧を実施することが困難であると判断したときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方自治体等に応援を要請する。

##### (2) 応援要請の手続

市長は、応援要請の必要があると判断したときは、国、県及び他の地方自治体等に対し、次表に掲げる事項について、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。なお、例外的な措置として、自衛隊や消防機関等は、大規模な災害が発生し通信の途絶等により県や市との連絡が不可能な場合において、人命救助のため要請を待たず応援部隊を派遣する場合がある。

要 請 の 内 容 等		要 請 事 項 等
徳 島 県	1 応援又は応急措置の要請 (災対法第68条)	(1) 災害救助法の適用 ① 災害発生の日時及び場所 ② 災害の原因及び被害の状況 ③ 適用を要請する理由 ④ 適用を必要とする期間 ⑤ すでにとった救助措置及びとろうとする措置 ⑥ その他必要とする事項
	(2) 罹災者の他地区への移送要請	① 移送要請の理由 ② 移送を必要とする罹災者の数 ③ 希望する移送先 ④ 罹災者の収容期間
	(3) 応援要請又は応急措置の実施の要請	① 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由 ② 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量 ③ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ④ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑤ その他必要な事項
徳 島 県	2 指定地方行政機関等、他府県、自衛隊等の応援の斡旋の要請 (災対法第30条)	(1) 自衛隊災害派遣要請の求め 共通対策編第3章第6節自衛隊災害派遣要請によるものとする。
	(2) 罹災者の他地区への移送要請	① 災害の状況及び応援の斡旋を求める理由 ② 応援を希望する機関名 ③ 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量 ④ 応援を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容 ⑥ その他必要な事項
	(3) 指定地方行政機関又は他府県の職員派遣の斡旋の要請	① 派遣の斡旋を求める理由 ② 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の条件 ⑤ その他参考となるべき事項
他 の 市 町 村	3 他の市町村への応援又は応急措置の実施の要請 (災対法第67条)	① 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由 ② 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量 ③ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ④ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑤ その他必要な事項
	4 他の市町村への職員派遣の要請 (災対法第29条) (地方自治法第252条の17)	① 派遣を要請する理由 ② 派遣を希望する職員の職種別人員数 ③ 派遣を希望する期間 ④ 派遣される職員の給与その他の条件 ⑤ その他参考となるべき事項



## 共通対策編

### (3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等は四国地方整備局徳島河川国道事務所等へ緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣を要請することができる。緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ア 被災地における被害状況調査に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- イ 被災地における被害拡大防止に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- ウ 被災地の早期復旧を図るため必要となる地方公共団体等への支援に関すること。
- エ ア～ウに掲げるもののほか、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実施するために必要な事務

### (4) 受援体制の整備

応援要請と同時に応援部隊の受援体制を整備する。

#### ア 連絡体制の確保

応援に係る連絡窓口を設置し、要請先である県、他市町村及びその他関係機関との情報交換を緊密に行える体制を確保するものとする。

#### イ 受援体制の内容

受援体制の主な内容は次のとおりとし、これ以外に必要とされる事項についてはその都度臨機応変に判断するものとする。

##### (ア) 要請及び応援部隊の活動記録

要請及び応援部隊の活動に係る次の事項について記録する。

- a 要請先、要請日時、要請内容
- b 回答内容、回答日時
- c 応援部隊の到着日時、人員、責任者の氏名・連絡先
- d 活動（滞在）期間、自立度（食糧、飲料水、宿舎）
- e 搬入物資内容・量、返却義務の有無
- f 応援活動実績記録（事故等の記録を含む。）
- g 撤収日時

##### (イ) 活動計画の作成

要請した応援部隊に対して、どの部隊に、いつから、どこで、何を、いつまで応援活動を要請するか等についての応援部隊の活動計画を作成する。

##### (ウ) 食糧、飲料水、宿舎等の準備

応援部隊は自立することが原則であるが、応援部隊が自立できない場合は、必要最小限の食糧、飲料水、宿舎、待機場所、駐車場等を準備する。

## 3 消防相互応援協定に基づく応援要請・受援体制の整備

【主な実施機関】	市（危機管理課）、みよし広域連合（消防本部）
----------	------------------------

### (1) 応援要請の判断

消防本部は、被害の状況により、現有の人員、資機材等では、適切な消火、救急、救助等の

応急対策を実施することが困難であると判断したときは、相互応援協定に基づき、速やかに他の消防組織に応援を要請する。

(2) 応援要請手続等

消防本部は、応援要請の必要があると判断したときは、他の消防組織に対し、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。なお、平成7年の改正で、一定の条件のもとでは要請される側が自らの判断で出動を行うことができるよう改正されている。

協 定	事 項	連 絡 先
徳島県広域消防 相互応援協定	(1) 災害の発生日時、場所及び状況 (2) 必要とする人員、車両及び資機材等 (3) 集結場所及び連絡担当者 (4) その他必要事項	徳島県危機管理部 直通：088-621-2281 徳島県内の市町村及び消防 事務を行う一部事務組合

(3) 緊急消防援助隊の要請

緊急消防援助隊は、国内における地震等の大規模災害の発生に際し、被災地の消防の応援のため速やかに被災地へ赴き、人命救助活動等を行う。この緊急消防援助隊は、平成7年6月に発足し、市町村長は設置した救助、救急及び後方支援部隊について、その隊数を消防庁に登録している。消防本部は、被害が広範囲におよび、相互応援協定を締結している市町村、消防組織等から十分な応援が得られない場合、同援助隊の派遣を知事に要請する。

(4) 受援体制の整備

消防本部は、応援要請と同時に受援体制を整備する。

ア 連絡体制の確保

応援に係る連絡窓口を設置し、要請先である消防組織及び市との情報交換を緊密に行う。

イ 受援体制の内容

受援体制の内容は上記(2)応援要請手続等に準じるものとし、その都度臨機応変に対処する。

ウ 消防活動資機材の確保

応援部隊の消防活動に必要な資機材、倉庫、駐車場等の調達及び提供を行う。

#### 4 公共的団体等との協力体制の整備

【主な実施機関】	市（危機管理課、総務課、保険医務課、地域福祉課、産業観光部、建設部）
----------	------------------------------------

(1) 協力体制の確立

災害発生時の応急対策活動に関係する公共的団体等に対して、災害時の応急対策に関して積極的な協力が得られるよう協力体制を確立しておくものとする。

なお、主な公共的団体等としては、次のような団体が考えられる。

ア 一般社団法人 三好市医師会

イ 一般社団法人 徳島県歯科医師会三好支部

ウ 一般社団法人 徳島県薬剤師会三好支部

## 共通対策編

- エ 社会福祉法人 三好市社会福祉協議会
- オ 三好市地区赤十字奉仕団
- カ 阿波池田商工会議所
- キ 三好市商工会
- ク 一般社団法人 三好市観光協会
- ケ 阿波みよし農業協同組合
- コ 三好西部森林組合
- サ 三好東部森林組合
- シ 一般社団法人 徳島県建設業協会三好支部
- ス 公益社団法人 徳島県建築士会地域会
- セ 自治会
- ソ 自主防災組織等
- タ 一般社団法人 三好市婦人団体連合会
- チ 三好市防災士会
- ツ 株式会社 池田ケーブルネットワーク

### (2) 協力業務等

(1)の公共的団体等と災害発生時における協力業務、協力の方法等をあらかじめ協議し、災害発生時において積極的な協力が得られるように努める。

なお、主な協力業務としては、次のような業務が考えられる。

- ア 異常現象、危険な場所等を発見した場合において関係機関へ連絡すること。
- イ 災害時における広報等に協力すること。
- ウ 出火の防止、初期消火に協力すること。
- エ 避難誘導、避難場所での救助に協力すること。
- オ 被災者の救助業務に協力すること。
- カ 炊き出し、救助物資の調達配分に協力すること。
- キ 被害状況の調査に関すること。

### (3) 応援に係る新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

また、地方公共団体は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

## 5 海外からの応援に対する受援体制の整備

【主な実施機関】	市（危機管理課）、みよし広域連合（消防本部）
----------	------------------------

### (1) 連絡体制の確保

海外から災害救助に対する応援の申し入れがあった場合、連絡窓口を設置し、国及び県を通じ、活動内容、派遣人員、物資等の必要事項について情報交換を緊密に行える体制を確保する。

### (2) 受援体制の整備

人員、物資等の応援を円滑に受入れるため、通訳ボランティア、受入施設・用地等受援体制

を整備する。

## 第8節 災害救助法の適用

### 第1 方針

一定基準以上の災害発生に際し、食料品その他生活必需品の欠乏、住居のそう失、傷病等によって悩む被災者に対し、その保護と社会秩序の保全を図るため実施する災害救助法の適用は、本計画で定める。

なお、災害救助法の適用にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

### 第2 内容

#### 1 実施責任者

【主な実施機関】	市（危機管理課）
----------	----------

災害救助法が適用された場合、救助は、知事が国の機関として実施し、市長は救助を補助する立場となる。ただし知事が救助に関する権限の一部を委任した場合は、市長が救助を行う。

ただし、災害の状態により、知事による救助を待つことができないときは、市長は救助に着手するものとする。

#### 2 適用条件・基準及び算定基準

##### 適用条件・基準

災害救助法による救助は、市町村の区域単位にその区域を指定して行うものであり、同一原因による災害により、市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が救助を要する状態にあるときに適用するものとし、おおむね次の基準による。

(1) 災害が発生した段階での災害救助法の適用（法第2条第1項）による場合

ア 市町村の全壊、流出等による住家の滅失した被害世帯数（以下「被害世帯数」という。）が次の世帯数以上に達したとき。

災害救助法施行令別表第1

市町村の人口	被害世帯数
5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上 15,000 人未満	40 世帯
15,000 人以上 30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上 50,000 人未満	60 世帯

イ 被害世帯がアの基準に達しないが、被害世帯が県の一部にわたる相当広範囲な地域に発生した場合で、県下の被害世帯数が1,000世帯以上で、しかも市町村の被害世帯数が次に示す世帯数以上に達したとき。

災害救助法施行令別表第3

市町村の人口	被害世帯数
5,000 人未満	15 世帯
5,000 人以上 15,000 人未満	20 世帯
15,000 人以上 30,000 人未満	25 世帯
30,000 人以上 50,000 人未満	30 世帯

ウ 被害が県下全般にわたる極めて大きな災害で市町村の被害世帯数がア及びイの基準に達しないが、県下の被害世帯数が 5,000 世帯以上に達した場合で、市町村の救助に任せられないと認定したとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生した等災害に係った者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。

(内閣府に事前協議が必要)

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

(内閣府に事前協議が必要)

(2) 災害が発生するおそれ段階での災害救助法の適用（法第2条第2項）

災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法の規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたとき、当該所管区域内の市町村の区域内において、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者がいるとき。

(3) 算定基準

被害世帯の算定は、おおむね次の基準とする。

ア 住家の被害程度は、住家が滅失した世帯、すなわち全壊、全焼、流出等の世帯を基準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、2世帯をもって1世帯と、床上浸水又は土砂のたい積等により一時的に居住することができない世帯は3世帯をもって1世帯とみなす。

イ 被害世帯数は、家屋の棟数又は戸数とは関係なく、世帯数で計算する。

ウ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮しながら実状に即して決定する。

滅失住家 1 世帯	=	全壊(全焼・流出) 住家 1 世帯	=	半壊(半焼) 住家 2 世帯	=	床上浸水 3 世帯
--------------	---	----------------------	---	-------------------	---	--------------

※「滅失住家」とは、住家の滅失した世帯を基準としているので、そこまで至らない半壊住家は、以下のように換算することとされている。

## 共通対策編

### 3 災害救助法適用要請と運用

#### (1) 報告

災害が適用条件・基準(1)（法第2条第1項）(2)（法第2条第2項）のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は直ちにその旨を知事に情報提供するものとする。災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき又は補助事務として救助を実施する。

#### (2) 災害救助法に基づく救助の実施

災害救助法を適用するための主な手続きは、次のとおり。

順序	市	都道府県	内閣府	備考
被害状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>迅速かつ正確に、管内の被害状況を把握</li> </ul>			
被害状況の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>速やかに被害状況を知事に情報提供・以下、状況が判明次第随時情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村からの被害情報を確認の上、管内分を集計し、直ちに防災担当大臣に報告・以下、状況が判明次第随時情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>提供された情報内容について確認（必要に応じて）助言</li> </ul>	
災害救助法適用の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事に災害救助法の適用要請</li> <li>必要に応じて災害対策本部を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村を単位として災害救助法の適用を決定し、防災担当大臣に情報提供</li> <li>県内各関係機関に連絡（連携協力）</li> <li>必要に応じて災害対策本部を設置・必要に応じて現地確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の受理及び技術的な助言、指導</li> <li>必要に応じて災害対策本部を設置</li> <li>日本赤十字社等関係機関への連絡</li> </ul>	
応急救助の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急救助にあたる（県から委任を受けた救助等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>救助の実施等</li> <li>（必要に応じて）他の市町村長及び他の都道府県知事に対して救助業務の応援を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（必要に応じて）他の都道府県知事に対する応援の指示</li> </ul>	
中間情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供</li> <li>以下、状況が判明次第随時情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供</li> <li>以下、状況が判明次第随時情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の受理及び必要な助言、指導</li> </ul>	
（必要に応じて）特別基準の申請（特別基準の申請は救助の種類ごとの期間内に行わなければならない。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>（必要に応じて）知事に特別基準の要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害が甚大等のため「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償」による救助の種類ごとに、この基準により難い特別の事情があるときは、その都度特別基準を防災担当大臣に協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>承認の要否及び程度等の判断及び必要な助言、指導</li> </ul>	

救助完了についての情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急救助の完了後</li> <li>1 確定被害状況</li> <li>2 委任を受けて行った救助の種類ごとの実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急救助の完了後</li> <li>1 確定被害状況</li> <li>2 救助の種類ごとの実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報の受理及び必要な助言、指導</li> </ul>	
補助金の申請等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急救助等に基づく救助費(支弁を行った額)を知事に申請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 翌年度6月15日までに精算交付を防災担当大臣に申請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請に基づく交付決定、資金示達及び精算確定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別の事情がある場合には、国庫補助金の概算交付を受けることができる</li> </ul>

(3) 救助の内容

災害救助法による救助の内容は、次の事項とする。

救助実施内容	実施機関	備考
ア 避難所の設置	市	
イ 応急仮設住宅の設置	県、市	
ウ 炊き出しその他による食品の給与	市	
エ 飲料水の供給	市	
オ 被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与	市	
カ 医療及び助産	県、市	
キ 被害者の救助	市	
ク 被災した住居の応急処理	市	
ケ 学用品の給与	県、市	
コ 埋葬	市	
サ 遺体の搜索	市	
シ 遺体の処理	市	
ス 障害物の除去	市	

(4) 救助に伴う労務者の雇上げ

救助に伴う労務者の雇上げの内容は、次のとおり。

- ア 被災者の避難誘導労務
- イ 医療及び助産における患者の移送労務
- ウ 被災者の救出のための労務及び該当救出に要する機械器具、資材の操作運搬の労務



## 共通対策編

- エ 飲料水の供給のための運搬、操作及び浄水用薬品の配布等の労務
- オ 救助用物資の整理、輸送及び配分等の労務
- カ 遺体の捜索に必要な労務
- キ 遺体の処理に必要な労務

### (5) 応急救助の実施状況等の報告

災害救助法を適用し、応急救助を実施した場合は、その実施状況等を次により報告する。

#### ア 救助実施記録日計票の作成等

災害対策本部各部及び各支所は、救助実施記録日計票（以下「日計票」という。）を作成する。なお、日計票の制作、取りまとめ等の事務処理については、それぞれ実情にあった方法を採用し、適宜運用して差し支えない。

#### イ 救助実施状況等

災害対策本部各部及び各支所は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間毎日救助の実施状況を災害対策（警戒）本部に報告するものとする。なお、この報告は、前記の事項をできる限りの範囲内で掌握、電話等の方法により、その結果を県に報告する。

### (6) 関係資機材の保有状況及び物資の調達計画

物資の調達計画に関しては、共通対策編第3章第17節を参照。

### (7) 応急仮設住宅の建設予定地

応急仮設住宅の建設予定地については、避難場所との整合を図りながら候補地の選定に努める。

### (8) 救助に関して必要な業者等の把握

災害発生時には、多くの市民が被災することが予想されることから、多様な業種の支援が必要となる。あらかじめ救助に関して必要な業者等の把握に努めるとともに、協定を締結するなどの協力体制の確保に努める。

### (9) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法による救助の程度、方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、知事又は救助実施市の長が定めるが、救助の期間については、やむを得ない特別の事情があるときは、救助の期間については、応急救助に必要な範囲内において内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

【資料編：「災害救助法について」を参照】

## 第9節 避難対策の実施

### 第1 方針

大規模災害時には、多数の避難者の発生が予想される。このような事態に対処し、市民の安全を確保するため、市長その他関係法令の規定に基づく避難措置の実施責任者は避難のための立退きの指示等、必要に応じ避難に関する可能な限りの措置をとる。

また、市民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、土砂災害・洪水等に対する総合的な判断に基づき、避難情報を発令する。その際、避難行動に時間を要する要配慮者等への早めの避難行動の呼び掛けを実施する。

また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫し、その対象者を明確にするとともに避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達するなど、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。

なお、避難対策の実施にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

### 第2 内容

#### 1 実施責任者及び基準

【主な実施機関】 市（危機管理課）、県、三好警察署、自衛隊

事項 区分	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等 避難	市長 (災害対策基本法第56条)	要配慮者等への避難 行動の開始を求める。	災害の発生が高まった場合において、要 配慮者等、特に避難行動に時間を要する者 が避難行動を開始する必要が認められたと き。
避難の指示	市長 (災害対策基本法第60条)	立退き及び 立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれ がある場合において、特に必要があると認め られるとき。
	県知事 (災害対策基本法第60条)		市が法第60条の事務を行うことができな いとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条) (警察官職務執行法第4条)	立退き及び 立退き先の指示	市長が避難のため立退きを指示するこ とができないと認めるとき。 市長から要求があったとき。
		警告及び 避難の措置	危険な事態がある場合は必要な警告を発 し、及び特に急を要する場合においては危 害を受けるおそれのある者に対し必要な限 度で避難の措置をとることができる。
事項 区分	実施責任者	措置	実施の基準
避難の指示	自衛官 (災害対策基本法第63条) (自衛隊法第94条)	警告及び 避難の措置	災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官 は、災害により危険な事態が生じた場合で、 警察官がその場にはいないときは、危険な場 所にいる住民に対し、必要な限度で避難の

## 共通対策編

			措置をとることができる。
	知事及びその命を受けた職員 (水防法第 29 条) (地すべり等防止法第 25 条)	立退きの指示	洪水、高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	水防管理者 (水防法第 29 条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
緊急安全確保措置の指示	市長 (災害対策基本法第 60 条)	緊急安全確保措置の指示	災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命または身体に危険が及ぶ恐れがあり、活字体に照らし緊急を要すると認めるとき
	県知事 (災害対策基本法第 60 条)		市が災対法第 60 条の事務を行うことができないとき
	警察官 (災害対策基本法第 61 条)		市長が緊急安全確保措置の指示をすることができないと認めるとき。 市長から要求があったとき。

## 2 高齢者等避難、避難指示の発令等

【主な実施機関】 市（危機管理課、総務課、秘書人事課、各支所）、自衛隊、  
県、三好警察署

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、そのために人命の保護その他災害の拡大防止等特に必要があると認められるときは、危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対し、次の方法により避難情報の発令を行う。

### (1) 災害一般の避難の指示等

- ア 台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に情報を伝達する。
- イ 避難情報を発令する際は、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯に発令するように努める。
- ウ 災害が発生するおそれがあるときは、特に避難行動に時間を要する高齢者等に対して、計画された避難所等への避難を求める。
- エ 避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への移動又は「緊急安全確保」といった適切な避難行動を市民がとれるような災害の状況に応じた避難情報の発令に努める。
- オ 災害対策基本法に基づき、避難のための立退きを指示するとともに、必要と認めるときはその立退き先を指示するものとし、状況に応じては、屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示する。これらの措置を行った場合には、速やかに知事に報告する。

このような場合において、警察官は、市が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと判断できる場合又は、市から立退き指示の依頼があった場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立退き又は緊急安全確保

を指示することができる。なお、指示を実施した場合、警察官は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

カ 災害による被害が甚大で、全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、知事は、市が実施すべき措置の全部又は一部を代行できる。

(2) 洪水についての避難情報

洪水により危険が切迫している際は、災害対策基本法等に基づき避難指示を発令する。

その際、避難行動に時間を要する要配慮者等に対して、高齢者等避難を発令し早めの避難を呼びかける。

(3) 土砂災害（地すべり、急傾斜地の崩壊、土石流）についての避難情報

土砂災害により危険が切迫している際は、災害対策基本法等に基づき避難指示を発令する。

その際、避難行動に時間を要する要配慮者等に対して、高齢者等避難を発令し早めの避難を呼びかける。

(4) ため池決壊についての避難情報

ため池決壊の危険が切迫している際は、災害対策基本法等に基づき避難指示を発令する。

その際、避難行動に時間を要する要配慮者等に対して、高齢者等避難を発令し早めの避難を呼びかける。

(5) 避難情報発令の判断基準

避難情報の発令に際しては、気象情報や土砂災害警戒情報等の発表、河川の水位及びダム放流量などの情報のみで判断をするのではなく、降雨の状況や前兆現象、パトロール等により把握した現地の状況、近隣地域の災害発生状況等を把握し、総合的に判断をして発令する。

(6) 避難情報の放送に係る申し合わせ

放送事業者は、市が発令する高齢者等避難、避難指示緊急安全確保（以下「避難情報」という。）を市民へ確実に伝達するため、テレビ・ラジオによる放送について、申し合わせをしている。また、市からの避難情報の放送要請を受けた場合には、自主的な判断のもと、放送形式、内容、時刻及び送信系統を決定し、市民へ放送している。

【資料編：「避難情報文例」を参照】

### 3 危険区域の現状と監視

【主な実施機関】	市（危機管理課、工務課、管理課、各支所）
----------	----------------------

市内の危険区域の現状を把握し、平常時でも定期的な見回りの実施や、情報の収集を行うなど、監視に努めるものとする。

【資料編：「災害危険箇所等に関する資料」を参照】

### 4 警戒区域の設定

【主な実施機関】	市（危機管理課、各支所）、みよし広域連合（消防本部）、消防団（水防団）、県、三好警察署、自衛隊
----------	---

災害の発生により市民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めら

## 共通対策編

れるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限、禁止し、又は退去を命ずる。市長及びその職務を行う職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警察官は、市長の職務を代行することができる。この場合、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。なお、警戒区域の設定を行った者は避難指示と同様に、市民への周知及び関係機関への連絡を行う。

### ※警戒区域の設定根拠

区分	実施者	設定権	目的
災害対策基本法 第 63 条第 1 項	市長	災害時の一 般的な警戒区 域設定権	市民等の生 命・身体等の保護 を目的とする。
災害対策基本法 第 73 条第 1 項	知事(市長がその全部又は大部分の事務を 行うことができなくなると認めるとき)		
災害対策基本法 第 63 条第 2 項	警察官(市長若しくはその委任を受けて職 権を行う吏員が現場にいないとき、又はこれ らの者から要求があったとき)		
災害対策基本法 第 63 条第 3 項	災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自 衛官(市長若しくはその委任を受けてその職 権を行う吏員がいない場合に限る)		
水防法 第 14 条第 1 項	水防団長、水防団員、消防機関に属する者	水防上緊急 の必要がある 場所での警戒 区域の設定権	水防・消防活動 関係者以外の者 を現場から排除 し、水防・消防活 動の便宜を図る ことを主目的と する。
水防法 第 14 条第 2 項	警察官(水防団長、水防団員若しくは消防 機関に属する者がいないとき、又はこれら の者の要求があったとき)		
消防法 第 28 条第 1 項、 第 36 条	消防吏員又は消防団員	火災の現場 及び水災を除 く他の災害の 現場における 警戒区域の設 定権	火災を予防し、 国民の生命等を 火災から保護し、 災害による被害 を軽減すること を目的とする。
消防法 第 28 条第 1 項、 第 36 条	警察官(消防吏員又は消防団員が火災の現 場にいないとき、又はこれらの者から要求が あったとき)		

## 5 住民の避難誘導

【主な実施機関】 市(危機管理課、福祉事務所、学校教育課、各支所)、  
みよし広域連合(消防本部)、消防団、三好警察署、自主防災組織等  
民生児童委員

市民の避難誘導にあたっては、周囲の状況等を的確に判断して避難路を選定の上、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的にできる限り集団で行う。また、避難行動要支援者の避難誘導については、自主防災組織や自治会など地域住民においても、福祉関係者との連携の下、協力して避難誘導を実施するよう努める。

## 6 避難所等の開設等

【主な実施機関】	市（危機管理課、環境福祉部、各支所）
----------	--------------------

### (1) 避難所等の開設

災害の発生が予見される時、又は、被害状況により避難所等を開設する必要があると認めるときは、次の設置基準（災害救助法に準ずる。）に基づき避難所等を開設する。更に、要配慮者を考慮し、必要に応じて、福祉避難所も開設する。避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

#### ア 設置基準

##### (ア) 対象者

- a 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- b 現に災害に遭遇した者（旅館の宿泊人、通行人等）
- c 災害によって現に被害を受けるおそれのある者
- d 災害によって被害を受けることが予見される者

##### (イ) 設置場所

- a 避難所としてあらかじめ指定している施設
- b 既存の建物がない場合又は既存の建物が不足する場合にあっては避難所等に設置する小屋、テント等の野外収容施設

#### イ 設置期間

災害発生の日から7日間とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認を受ける必要がある。

### (2) 避難所等開設の要請等

避難所等として既存の建物がない場合又は既存の建物が不足する場合は、県に対し、避難所等の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達について協力を要請する。

### (3) 避難所開設の報告

避難所を開設したときは、速やかに次の事項を県及び関係機関に報告又は通知する。

#### ア 避難開始日時

#### イ 避難所開設場所

#### ウ 収容状況

## 7 避難所の運営

【主な実施機関】	市（危機管理課、環境福祉部、各支所）
----------	--------------------

## 共通対策編

### (1) 避難所等の運営・管理

- ア 避難所等の運営は、関係機関の協力のもと、市が適切に行い、運営に関する事項を定める。この際、スフィア・スタンダード（人道支援における国際基準）の理念を取り入れるよう努めるとともに、避難所等における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努め、必要に応じ他の地方公共団体に対して協力を求める。また避難所運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないように配慮しつつ、避難者が相互の助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。その際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して、協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
- イ 避難所等で受け入れている避難者の状況及び避難所等で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等（車中泊等の避難所外で生活する避難者を含む。）の状況を早期把握するよう努める。
- ウ 避難所等における生活環境を常に良好なものとするため、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、段ボールベット、パーティション等の活用状況等の把握に努める。
- エ 避難場所の運営における女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。なお、食料や生活必需品等の支給に当たっては、乳幼児、高齢者、障がい者、食物アレルギー者、女性等にも配慮に努める。
- オ 市は、性別に関係なく使えるスペースの確保や男女共用のユニバーサルトイレの設置など、当事者の意見を参考に、性的マイノリティに配慮した避難所の運営に努める。
- カ 市は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全性に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体、徳島被害者支援センター等との連携の下、被災者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- キ 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により避難所の早期解消に努めることを基本とする。また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等を把握し、災害時に迅速に斡旋できるように努める。
- ク 市及び避難所等の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。
- ケ 避難所に避難した人については、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。
- コ 避難所における食物アレルギーを有するもののニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保に努める

### (2) 要配慮者への配慮

避難所ではスロープや多機能トイレ等の設置など高齢者、障がい者等要配慮者に配慮した施

設・設備の整備に努め、避難者の心身双方の健康状態には十分配慮し、必要に応じ保健師等による巡回健康相談、社会福祉施設等への緊急入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、計画的な実施に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮し、要配慮者の応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障がい者向け仮設住宅の設置等にも努める。

(3) 学校を避難所等とする場合の配慮

学校を避難所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、学校再開を急ぐように努める。また、避難所等としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所等となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整に努める。

(4) 避難所等における生活環境の向上

県による以下の民間事業者との協定などを活用し、避難所等（車中泊等の避難所外で生活する避難者を含む。）における生活の質の向上に努める。

- ・ 西日本段ボール工業組合との協定による、段ボールベッド、段ボール間仕切りなどの段ボール製品の調達
- ・ アマゾンジャパン及びヤマト運輸との協定による、必要な物を必要な量だけ支援可能な「ほしい物リスト」の活用

(5) 災害時快適トイレ計画の推進

避難生活の質的向上のため、県が策定する「災害時快適トイレ計画」を活用し、また、発災後は「徳島県避難所快適トイレ・実践マニュアル」を活用し、トイレ環境の悪化を防ぐよう努める。

(6) 避難所における感染症対策

ア 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部課と保健衛生担当部課が連携して、必要な措置を検討するよう努める。

イ 発生するおそれがある災害や指定避難所の収容人員を勘案し、ホテルや旅館等の活用について検討する。

ウ テント、パーティション、簡易トイレ、マスク、消毒液等の避難所における感染症対策に必要な物資・資機材を確保するよう努める。

エ 市町村は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

(7) 避難所におけるペットの同行避難対策

ア 県は、「動物救援本部」を設置し、災害時のペット救援活動が円滑に行われるよう、関係機関との調整を実施する。

イ 市は、ペットが同行避難できる避難所を開設するよう努めるとともに、開設できない場合は、県や関係機関と連携してペットの同行避難ができる体制の整備に努める。



## 共通対策編

### 8 避難情報の周知徹底

【主な実施機関】	市（危機管理課、各支所）、自主防災組織等、民生児童委員、福祉関係者等
----------	------------------------------------

避難情報を発令した場合は、その内容を当該地域の市民に対し速やかに周知徹底するように努める。なお、避難行動要支援者に対しては、自主防災組織等、民生児童委員及び福祉関係者等との連携の下、その特性に応じた手段で伝達を行うよう努める。

#### (1) 実施責任者

避難情報の周知責任者は、災害対策（警戒）本部が設置されている場合は本部事務局長とし、その他の場合は危機管理課長とする。

#### (2) 伝達方法

市民に対する広報実施の方法は次によるものとする。なお、要配慮者等に当たっては十分に配慮する必要がある。

ア 防災行政無線、音声告知端末、ケーブルテレビ等による広報

イ 広報車による広報

ウ インターネット（ホームページ）を活用した広報

エ テレビ、ラジオ等報道機関による広報

#### (3) 内容

別添資料の「避難情報文例」のとおり。

【資料編：「避難情報文例」を参照】

### 9 知事に対する報告

【主な実施機関】	市（危機管理課、各支所）、県
----------	----------------

災害対策基本法第60条に基づく立退き及び立退き先の指示、又は災害対策基本法第61条及び第63条に基づく警察官等からの通知を受けたときは、速やかに知事に対し次の事項を報告する。

(1) 避難指示、緊急安全確保措置又は立退き先の指示の区分

(2) 避難情報を発令した日時及び区域

(3) 対象世帯及び人員

### 10 災害救助法が適用された場合

【主な実施機関】	市（危機管理課）
----------	----------

災害救助法が適用された場合の避難所の設置については、知事（権限を委任された場合は市長）が行うが、費用の対象等は、次のとおりとする。

(1) 対象者

災害により現に被害を受けた者、又は被害を受けるおそれのある者

(2) 期間

災害発生の日から7日以内

(3) 費用

ア 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費

イ 避難所が冬期（10月1日～3月31日）に設置された場合は燃料費として別に定める額を加算

ウ 高齢者、障がい者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所である場合は、当該地域の通常の実費を加算

## 第10節 避難所外避難者の支援対策

### 第1 方針

避難者の様々な事情や目的、その意志に応じて避難所を選択することや避難所が自然発生する可能性があることから、車中泊避難者及び指定避難所以外の施設や屋外に自然発生した避難所等への避難者（以下「避難所外避難者」という。）に対しても、食料・物資等の提供、情報の供給、避難所等への移動など必要な支援に努める。

なお、避難所外避難者への支援にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

### 第2 内容

【主な実施機関】	市（危機管理課、環境福祉部、各支所）
----------	--------------------

#### 1 避難所外避難者の把握のための周知

避難所外避難者に対し、最寄りの公的避難所に現況を連絡するよう周知を行う。

#### 2 避難所外避難者の状況調査

避難所外避難者の状況を調査し、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られよう努める。また、避難所外の避難行動要支援者について、民生児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等により所在や安否を確認し、情報集約に努める。更に、避難所外避難者の状況を発災後3日以内に把握し、必要な支援を開始するように努める。

#### 3 要配慮者に対する配慮

指定避難所外に避難した要配慮者をできるだけ早く、指定避難所等に移送するよう努める。

#### 4 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等に対する配慮

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、県部局と連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し避難の確保に向けた情報を提供するものとする。

#### 5 支援の実施

避難所外避難者に対して、新たな避難先の提供（避難施設、テントなど）や食料・物資の供給を行い、健康管理や健康指導の実施に努める。特に、車中泊等狭い場所で避難生活を送っている場合は、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法についても積極的な情報提供に努める。

## 第11節 交通確保対策

### 第1 方針

災害時において、負傷者の搬送、災害対策要員、応急対策実施用資機材の緊急輸送等を円滑に行うため、不通箇所の通報連絡、交通規制の実施等交通を確保するための対策を迅速かつ的確に行う必要がある。

なお、交通確保対策にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

### 第2 内容

#### 1 道路交通状況の把握

【主な実施機関】 市（危機管理課、工務課、管理課、各支所）県、  
三好警察署、国、西日本高速道路株式会社、電力事業者、通信事業者

各施設の被害状況及び交通の流れや支障物件、混雑の度合の調査を速やかに実施するとともに、三好警察署、西部総合県民局、四国地方整備局等の行政機関はもとより、電力・通信事業者等の民間事業者との情報交換を緊密に行い、道路交通状況等の把握に努める。

#### 2 交通規制等

【主な実施機関】 市（危機管理課、工務課、管理課、各支所）、  
みよし広域連合（消防本部）、県、三好警察署、国

##### (1) 実施責任者

交通規制・措置命令の実施は、次の区分によって行う。

区分	実施者	範囲
交通規制	道路管理者 〔 国 県 市町村 〕	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通に危険があると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
	〔 県警察 公安委員会 警察署長 警察官 〕	1 災害応急対策に従事するもの又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送等を確保するため必要があると認める場合 （災害対策基本法第76条） 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合 （道路交通法第4条第1項、同法第5条第1項） 3 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ又はそのおそれがある場合 （道路交通法第6条第4項）
措置命令	道路管理者	車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認める場合。

## 共通対策編

	災害派遣を命ぜられた自衛官・消防吏員	警察官がその場にはいないときで、それぞれの機関の緊急通行車両の円滑な通行を確保する必要がある場合（当該措置をとった場合には、所轄の警察署長に報告しなければならない。）
--	--------------------	---

（注）道路管理者と警察は、密接な連絡をとり適切な措置がとられるよう配慮する。

### (2) 交通規制の実施

道路の破損、決壊、その他の事由により通行が危険であると認められる場合、又は道路に関する工事のためやむを得ないと認める場合は、その対象、区間又は地域、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識により、当該道路の通行を禁止し、又は制限する。なお、大規模な災害により広範かつ甚大な道路被害が発生し、広域的な交通規制を行う必要があると認める場合は、隣接市町村、県、四国地方整備局等の道路管理者と協議の上、三好警察署に対し交通規制の実施を要請する。

また、市以外の者が管理する道路施設でその管理者に通知して規制するいとまのないときは、直ちに三好警察署に通報し、道路交通法に基づく規制を実施する。又、災害対策本部長が法第60条により避難を指示し、同法第63条により警戒区域を設定し、侵入規制等を実施することにより応急的な規制を行う。このような場合、できる限り速やかに道路管理者又は警察機関に連絡して、正規の規制を行う必要がある。

降雨予測等から交通規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く規制予告を発表する。

その際、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

### (3) 交通規制の周知

道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合は、あらかじめ三好警察署に対し禁止又は制限の対象、区間又は地域、期間及び理由を通知する。なお、あらかじめ通知するいとまがない場合は、これらの事項を、事後速やかに通知する。

また、交通規制を実施した場合、道路標識、迂回案内板又は交通規制の予告板等を設置して交通の混乱防止を図るとともに、当該情報が入手しやすいよう、報道機関（道路交通情報センターを含む。）等多様な広報媒体を通じて、交通規制の日時、迂回路等の周知徹底に努める。

## 3 緊急通行車両等

【主な実施機関】	市（危機管理課）、三好警察署、徳島県公安委員会
----------	-------------------------

### (1) 緊急輸送車両の事前届出

大規模な災害が発生した場合、法第76条の規定により、公安委員会の権限において災害緊急輸送を行う車両以外の車両の通行禁止又は制限が行われることがある。については、市は、災害が発生した場合に使用する予定のある市有車両については、緊急通行車両事前届出を行い、緊急通行車両事前届出済証の交付を受け、当該届出済証を車検証とともに保管しておく。なお、災害発生時には、緊急通行車両届出済証を最寄りの警察署又は検問所に提出し、直ちに緊急通行車両確認証明書及び緊急通行車両標章の交付を受ける。

緊急通行車両事前届出済証（参考）

地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書  年 月 日  徳島県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書  左記のとおり事前届出を受けたことを証する  年 月 日  徳島県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>	
番号標に表示されている番号	(注) 1 大規模地震対策特別措置法、地震対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済書を警察本部又は最寄りの警察署等に提出して所要の手続きを受けてください 2 提出内容に変更が生じ、又はこの届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察署経由)に届け出て再交付を受けて下さい 3 次に該当するときは、本届出済証を交換してください (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき (3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者			住所 ( ) 局 番
			氏名
出発地			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。			

(2) 緊急輸送車両の確認申請

大規模な災害が発生し、法第76条の規定により、公安委員会の権限において災害緊急輸送を行う車両以外の車両の通行禁止又は制限が行われる場合、(1)により緊急通行車両届出済証の交付を受けていない市有車両及び緊急調達した輸送車両については、直ちに緊急通行車両確認の申請を行い、緊急通行車両確認証明書及び緊急通行車両標章の交付を受ける。

緊急通行車両標章（参考）



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両番号)並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## 共通対策編

### 緊急通行車両確認証明書（参考）

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
知 事 印 公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	( ) 局 番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

#### 4 道路啓開

- (1) 路上の障害物の除去について、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。
- (2) 道路管理者等は、放置車両や往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。(4) 道路管理者等は、民間団体等との応援協定等にも基づき、道路啓開等(雪害における除雪を含む。)に必要な人員、資機材等の確保に努める。

#### 5 道路の応急復旧

【主な実施機関】 市（危機管理課、工務課、管理課、各支所）、三好警察署

- (1) 災害応急対策に要する輸送が円滑に実施し得るよう、被害を受けた道路を速やかに復旧するよう努めるとともに、その復旧状況を関係機関に報告又は通報する。
- (2) その管理に属する道路が災害により不通となり、応急対策実施上、重要かつ緊急を要する場合は、他の道路管理者の応援協力、又は必要により知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼する。

## 6 運転者への広報

【主な実施機関】	市（危機管理課、各支所）
----------	--------------

地震が発生したときの運転者のとるべき措置として、次の事項の周知徹底を図る。

(1) 走行中の場合は、次によること。

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。

イ 停車後は、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

(2) やむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。



## 第12節 緊急輸送対策

### 第1 方針

災害時における被災者の避難、物資の輸送等を迅速確実に行うための輸送の方法等は本計画の定めるところによる。

なお、緊急輸送対策にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

### 第2 内容

【主な実施機関】	市（危機管理課、管財課）
----------	--------------

#### 1 緊急輸送等の対象

市及び関係機関が実施する緊急輸送の対象は次のとおりである。

- (1) 消火、救急救助、医療（助産）救護のための要員及び資機材
- (2) 医療、助産その他救護のための輸送を必要とする者
- (3) 医薬品、医療用資機材
- (4) 飲料水、食糧、生活必需品等の救援物資
- (5) 災害対策要員
- (6) 応急復旧用資機材
- (7) 情報通信・電力・水道施設復旧のための要員及び資機材
- (8) その他必要と認められるもの

#### 2 輸送力の確保

- (1) 緊急輸送車両の使用申請

ア 大規模な災害により災害対策本部が設置された場合には、市有車両は管財課において集中管理する。

イ 市の各課等は、市有車両を緊急輸送に使用する場合は、管財課に対し、次の事項を明らかにして緊急輸送車両の使用を申請する。

- (ア) 使用目的
- (イ) 車種
- (ウ) 使用期間
- (エ) 希望する受取りの日時及び場所

- (2) 緊急輸送車両の調達

市有車両だけで不足する場合は、輸送対象等から適正な輸送手段を選定し、県、自衛隊、輸送事業者等に対し次の車両等の貸与を要請する。

ア 乗用車、バス及び貨物自動車等

バス事業者、タクシー事業者又は貨物運送事業者等に協力を求める。また、必要に応じ自衛隊に輸送支援を要請する。

イ 鉄道

人員、物資及び機材等の輸送について必要のあるときは、四国旅客鉄道株式会社に支援を

要請する。

ウ 航空機

災害応急対策の実施について緊急を要するときは、県や自衛隊に対して航空機（ヘリコプターを含む。）の派遣を要請する。

**3 県を通じ他機関に緊急輸送を依頼した場合の措置**

車両等が不足する等の場合は、県に以下の事項を伝え他機関に緊急輸送の応援を依頼する。

- (1) 輸送の種類及び輸送物資の内容
- (2) 輸送区間又は距離
- (3) 輸送を要する物資等の数量、積載台数等
- (4) 輸送を実施する期間
- (5) 輸送のために必要とする経費の内容及び金額
- (6) 輸送を必要とする理由
- (7) その他

## 第13節 消防防災ヘリコプター等の派遣要請

### 第1 方針

災害等の発生により、広域的かつ機動的な活動を必要とする場合には、県の消防防災ヘリコプター等を有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。この場合における消防防災ヘリコプター等の派遣要請については、本計画の定めによる。

なお、消防防災ヘリコプター等の派遣要請にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

### 第2 内容

【主な実施機関】 市（危機管理課）、みよし広域連合（消防本部）

#### 1 消防防災ヘリコプター等の災害応急対策

市民の生命、身体、財産を保護するため、緊急を要し、必要があると認めるときは、県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

#### 2 消防防災ヘリコプター等の活動内容

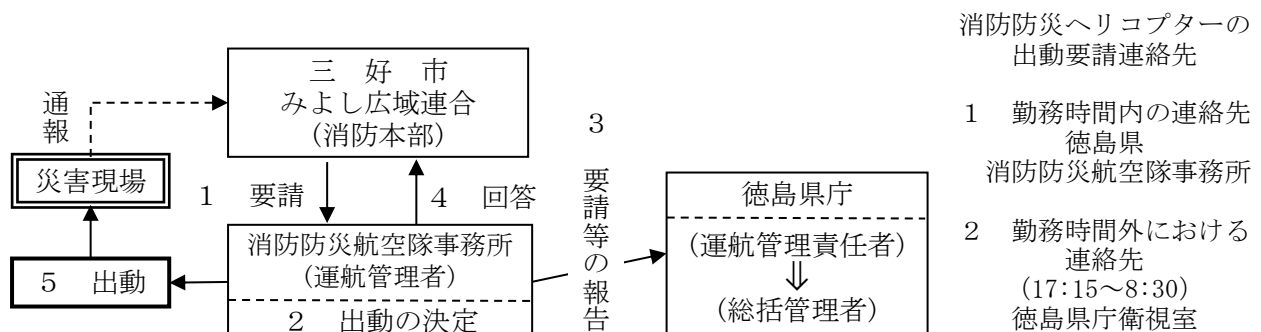
県消防防災ヘリコプター等の性能、機能、機動性等を活かし、災害時等において、主に次のような活動に対し出動を要請する。

- (1) 救急活動（傷病者の搬送、医師及び医療機材等の搬送）
- (2) 救助活動（孤立者等の捜索・救助）
- (3) 災害応急活動（被災状況の調査及び情報収集、災害情報・警報等の伝達広報、救援物資・人員等の輸送）
- (4) 火災防御活動（被害状況の調査及び情報収集、避難誘導等の広報、消防隊員及び消火資機材等の搬送、大規模火災等の消火）
- (5) その他ヘリコプターによる対応が有効な活動

#### 3 飛行場外離着陸場の確保

災害時において県消防防災ヘリコプター等の迅速な活動が実施できるよう、活動現場で拠点となる飛行場外離着陸場の整備に努める。

#### 4 消防防災ヘリコプター等の出動要請



## 第14節 消火活動等の実施

### 第1款 消火活動

#### 第1 方針

災害時の消火活動の方針は次のとおりとする。

- 1 市民、自主防災組織等及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止及び初期消火活動を実施する。
- 2 市民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大防止に努める。特に危険物を取扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。
- 3 消防機関は、関係防災機関と連携を保ちつつ、その全機能をあげて消火活動を実施する。
- 4 必要に応じて、県に対し、消火活動のための消防防災ヘリコプター等の応援要請を行う。  
なお、消火活動等の実施にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

#### 第2 内容

##### 1 消防機関の活動

【主な実施機関】 市（危機管理課）、みよし広域連合（消防本部）、消防団

##### (1) 火災発生状況等の把握

ア 消防本部は、災害発生後、火災の通報を待つのみならず職員を望楼等の高所見張及び巡回等に配置し火災の早期発見に努めるとともに、119番通報、かけこみ通報、救急無線、防災ヘリ、参集職員の情報など消防活動に関する次の情報を収集し、初動体制を整える。

- (ア) 延焼火災の状況
- (イ) 自主防災組織等の活動状況
- (ウ) 道路の通行状況
- (エ) 消防ポンプ自動車等消防施設及び消防水利等の活用可能状況

イ 消防長は、災害の状況を市長に報告し、県への応援要請等の手続きに遅れがないように働きかける。

##### (2) 火災防御方針

災害時の消火活動は、収集した情報を分析し、火災の態様に対応した防御活動を展開するものとし、人命の安全確保を最重点に行う。

ア 火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い一挙鎮滅を図る。

イ 火災が発生し、同時に対処できないと認める場合は、延焼拡大の危険性の高い地域、市民の生命の保護、生活に重大な影響を及ぼすおそれのある施設等を重点的に消火活動を実施する。

ウ 火災が著しく多発又は延焼火災が発生する等市民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、避難所等及び避難路周辺を優先防御するとともに市民の避難誘導を行い、市民の安全確保を最優先とする活動を行う。

## 共通対策編

- エ 危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地及び市街地に面する部分の延焼火災防御にあたる。
- オ 特殊対象物からの出火であっても他に延焼危険の少ない火災は、延焼火災を鎮圧した後に部隊を集中して防御にあたる。
- カ 火災と水災が同時に発生した場合は、人命救助を第一とするほか、原則として火災防御を優先とする。
- キ 自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努める。

### 2 応援要請

【主な実施機関】	市（危機管理課）、みよし広域連合（消防本部）、協定締結市町村（消防本部）、県
----------	--

自らの地域の消防力では災害への対応が困難である場合、相互応援協定に基づいて他の市町村の消防隊の応援を要請する。また、必要に応じ、県に応援要請をする。

### 3 応援隊の派遣

【主な実施機関】	市（危機管理課）、みよし広域連合（消防本部）、県
----------	--------------------------

市が被災していない場合、相互応援協定、県の指示、又は緊急消防援助隊の一部として、消防隊を災害地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援するものとする。特に、近隣市町村での被害に対しては直ちに出動する。

### 4 消防団及び自主防災組織等

【主な実施機関】	市（危機管理課）、消防団、自主防災組織等
----------	----------------------

消防団は、地域に密着した防災機関として、地域の自主防災組織等の指導を行うとともに、現有装備を活用して次により、出火防止、消火活動、救急救助、避難誘導その他災害の防御活動を行う。

#### (1) 出火防止

地震発生と同時に周辺の市民に対して出火防止を広報するとともに、出火の際は、市民と協力して初期消火にあたる。

#### (2) 消火活動等

消防隊の出動が不能又は到達困難な場合においては、消火活動及び主要避難路の確保等の防災活動を行う。

## 5 事業者等の活動

【主な実施機関】 市（危機管理課、各支所）、事業者等

### (1) 火災予防措置

火気の消火及び高圧ガス、石油類等の供給停止、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出又は漏洩等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

### (2) 火災が発生した場合の措置

ア 自衛消防隊等による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ 関係機関への通報及び必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

### (3) 災害拡大防止措置

火薬類、石油類、毒物、劇物等を取扱う事業所等において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

ア 周辺地域の居住者等に対し、避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

イ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

## 6 市民の活動

【主な実施機関】 市（危機管理課、各支所）、市民

### (1) 火災予防措置

使用中のガス、石油ストーブなどの火気取扱器具は直ちに火気の遮断をするとともに、LPガスはボンベのバルブを閉止する。

### (2) 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、水バケツ等で消火活動を行うとともに、大声で周辺の人に知らせて協力を求める。

## 7 惨事ストレス対策

【主な実施機関】 市（危機管理課、総務課、各支所）

消火活動を実施するにあたり、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

## 第2款 水防活動

### 第1 方針

洪水、雨水出水等による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するための水防活動は、本計画により実施する。

なお、水防活動の実施にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

## 第2 内容

【主な実施機関】	市（危機管理課、各支所）、消防団（水防団）
----------	-----------------------

### 1 消防団（水防団）

消防団（水防団）は、大規模地震などの災害により浸水等の被害が発生した場合又はそのおそれがある場合には、次の活動を行う。

- (1) 区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報
- (2) 水防に必要な団員の招集と資器材の点検整備
- (3) 水防管理団体相互の協力及び応援

### 2 緊急時の措置

河川の管理者及び水防管理者は、震度4以上の地震が発生したときは、直ちにその管理施設を巡視、点検するとともに、危険箇所の監視、警戒にあたり、被災箇所を発見したときは、速やかに当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を求める。また、樋門等の管理者は、操作設備の安全点検をするとともに、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

なお、被災箇所が水防上重要な箇所であるときは、当該施設の管理者は直ちに応急措置を講ずるとともに、関係機関（災害対策（警戒）本部、警察、報道機関等）に連絡をとり、付近市民の安全を図る。

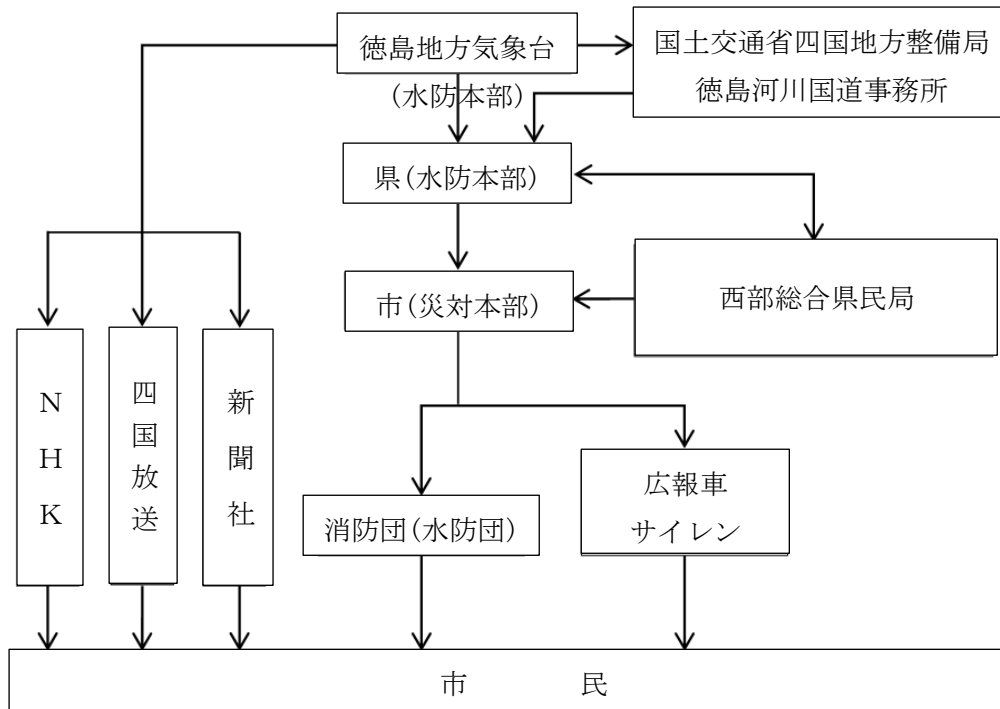
### 3 重要水防区域

重要水防区域の詳細と危険な場合の措置については、別添資料編のとおり。

【資料編：「水防危険箇所」を参照】

### 4 伝達系統

吉野川において洪水のおそれがあるときは水位流量が示され、次の系統により一般に周知するものとする。



## 5 水位の伝達等

### (1) 水位の伝達

水防管理者は、河川の水位が上昇し危険が予想される場合は、その状況に応じて消防団（水防団）に連絡し、河川の見廻りを強化するとともに、市民に対して情報の伝達及び周知を行う。

### (2) 量水標水位等

河川名	基準水位 観測所	地先名	位置 (km)	水位 (m)					備考
				水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	計画 水位	
吉野川	池田 (無堤)	三好市 井川町 西井川	河川 距離標 74.8	4.10	6.70	7.40	8.00	11.872	

## 6 気象状況の伝達等

### (1) 気象情報の伝達等

水防管理者は、雨に関する注意報及び警報が発表された場合は、その状況に応じて消防団（水防団）に連絡し、河川の見廻りを強化するとともに、市民に対して情報の伝達及び周知を行う。

### (2) 雨量情報の収集先

#### ア 吉野川

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所

#### イ 県管理河川



## 共通対策編

徳島県県土整備部河川整備課

ウ 四国全域

一般財団法人河川情報センター（高松市）

### 7 水防活動

#### (1) 災害対策（警戒）本部

災害対策（警戒）本部は、河川の水位が上昇し危険が予想される場合、あるいは、気象注意報及び警戒警報等が発せられ、災害が発生するおそれがある場合は、直ちに活動を開始する。

#### (2) 消防団（水防団）

##### ア 消防団員（水防団員）

消防団員（水防団員）は、水防信号第1信号で出動を予期して待機し、第2信号で出動する。

##### イ 出動分団

出動分団については、資料編の「重要水防区域一覧表の『危険な場合の措置「担当水防団」』のとおり。なお、被害が甚大と予想される場合は、事態に応じて出動分団以外の分団も出動させる。

#### (3) 水防信号（徳島県水防信号規則）

水防信号は次のとおり。

ア 第1信号 警戒水位（避難判断水位）に達したことを知らせる。

イ 第2信号 消防団員（水防団員）及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。

ウ 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する消防団員（水防団員）が出動すべきことを知らせるもの。

エ 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの。

地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて取扱う。

区分	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○ 休 止 ○ 休 止 ○ 休 止	約5秒 約5秒 約5秒 ○休止約15秒 ○休止約15秒 ○休止約15秒
第2信号	○○○ ○○○ ○○○	約5秒 約5秒 約5秒 ○休止約6秒 ○休止約6秒 ○休止約6秒
第3信号	○○○○ ○○○○ ○○○○	約10秒 約10秒 約10秒 ○休止約5秒 ○休止約5秒 ○休止約5秒
第4信号	乱 打	約1分 約1分 約1分 ○休止約5秒 ○休止約5秒 ○休止約5秒

### 8 惨事ストレス対策

水防活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

### 第3款 危険物施設の安全確保

#### 第1 方針

災害時においては、危険物を保管する施設等の安全確保や、当該施設の従業員や周辺市民の避難を速やかに行う必要がある。

なお、危険物施設の安全確保にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

#### 第2 内容

【主な実施機関】 市（危機管理課、各支所）、みよし広域連合（消防本部）、事業者等

##### 1 応急処置等

###### (1) 施設の所有者及び管理者又は占有者の応急処置

ア 地震が発生した場合、施設内の火気を完全に消火するとともに、状況に応じて施設内の電源は保安回路を除いて切断するなどの応急処置を適正かつ速やかに実施する。

イ 必要な場合は、従業員、顧客又は付近市民に避難するよう警告する。

ウ 被害状況等について、消防機関、警察署等防災関係機関に報告する。

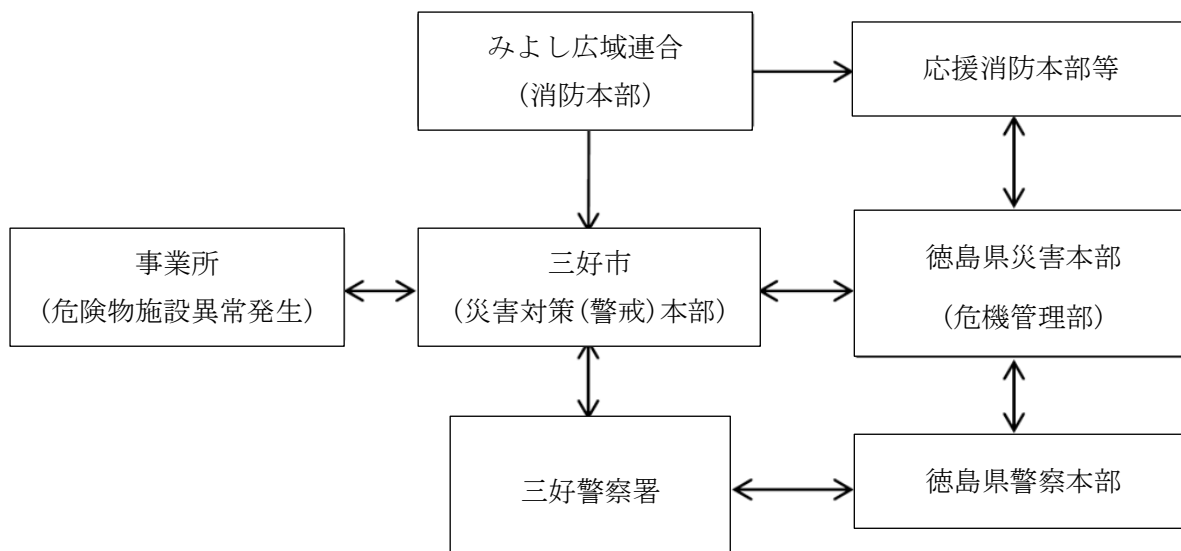
###### (2) 市が実施する安全確保処置

ア 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがあると認めるときは、施設関係者及び関係機関と密接な連絡をとり、法第60条に基づき、立入禁止区域の設定をするとともに、当該区域内の市民に対して避難、立退きの勧告指示を行う。

イ 火災の防御は、状況・規模・危険物の種類等により、必要な場合は消火用薬剤の収集、化学消防車の派遣要請等他の機関の応援を要請する。

ウ 流出、転倒及び浮上した危険物のタンク等については、使用の停止を命じ、危険物の排除作業を実施させるとともに、危険区域はロープ等で区画し係員を配置する。

## 2 通報体制



### 第4款 被災建築物及び被災宅地に対する安全対策

#### 第1 方針

地震により建築物及び宅地が被害を受けた場合、余震等による二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を行うため、必要な措置を講ずる。

なお、被災建築物及び被災宅地に対する安全対策にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める

#### 第2 内容

【主な実施機関】 市(危機管理課、工務課、管理課、各支所)、県

##### 1 実施機関

地震により建築物及び宅地が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を行うとともに、必要な措置を講ずる。また、必要に応じて県へ判定支援要請を行うものとする。

##### 2 判定資機材の準備

応急危険度判定を行う場合に備えて以下のような判定資機材を準備しておくものとする。

###### (1) 応急危険度判定時に最低必要なもの

登録証(標準)、腕章(標準)、ヘルメット用シール、判定マニュアル(又は判定士手帳)クラックスケール、判定ステッカー、判定調査表、判定街区マップ、筆記用具、下げ振り、ガムテープ等々

###### (2) その他

ヘルメット、(状況によっては、雨具、防寒具、水筒、マスク)、その他必要と認める資機材等々

## 第15節 救出・救助対策

### 第1 方針

災害のため、生命・身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者に対する捜索又は救助の実施は、本計画の定めるところによる。

なお、救出・救助対策にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

### 第2 内容

【主な実施機関】 市（危機管理課、各支所）、みよし広域連合（消防本部）、消防団、三好警察署、自主防災組織等

#### 1 実施責任者

被災者の救出・救助及び捜索は、みよし広域連合（消防本部）が主体となり、三好警察署とともに実施する。

#### 2 情報の収集及び伝達

- (1) 消防本部及び各消防署は、119番通報、かけこみ通報、救急無線、防災ヘリ、参集職員の情報などを総合して、被害の状況を把握し、初動体制を整える。
- (2) 消防長は、災害の状況を市長に報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう働きかける。

#### 3 救出・救助活動

- (1) 被害状況の早急な把握に努め、救出・救助活動を行う。
- (2) 被災者の救出・救助及び捜索等は、みよし広域連合（消防本部）を主体とし、警察機関をはじめとする関係機関とともに実施する。
- (3) 救助した負傷者は、応急措置をした後、医療機関に収容する。

#### 4 後方医療機関への搬送

- (1) 救命処置を要する重傷者を最優先として、医療機関に搬送する。
- (2) 医療機関が被災した場合は、必要に応じ病院から病院への転院搬送を実施する。

#### 5 応援派遣要請

みよし広域連合（消防本部）は、自らの消防力で十分な活動が困難である場合、相互応援協定に基づいて他の市町村の消防隊の応援を要請する。また、必要に応じ、県に対し応援隊の必要性を連絡する。

#### 6 自主防災組織等の活動

自主防災組織等は、災害時には市及び消防機関等と協力して被災者の救出・救助に努める。

#### 7 必要な資機材の保有・調達

救出・救助に必要な資機材を保有しておくとともに、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じたときは、不足する資機材については、あらかじめ業者等と協定を締結するなど確保に努める。

## 8 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は市町村長）が行うが、費用の対象等は次のとおり。

### (1) 対象者

- ア 災害のため、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者
- イ 災害のため、生死不明の状態にある者

### (2) 期間

災害発生の日から3日以内

### (3) 費用

救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

## 9 惨事ストレス対策

救出・救助活動により発生が予想される職員等の惨事ストレス対策に努める。

## 10 安否不明者等の氏名等の公表

- (1) 安否不明者等については、全国的な公表基準が策定されるまでの間、県が、迅速な搜索活動等に資するよう、その氏名等について情報の正確性に配慮して公表する。なお、県は、関係市町村に公表する内容を事前に連絡する。
- (2) 要救助者の迅速な把握のため、安否不明者等について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。
- (3) 県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携のうえ、一連の手続きを整理したマニュアルを活用して安否不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者等の絞り込みに努めるものとする。なお、県は、関係市町村に公表する内容を事前に連絡するものとする。

## 第16節 医療救護活動

### 第1 方針

大規模な災害が発生した場合には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者の発生や地域医療機関の著しい不足若しくは混乱が予想される。このような災害時における医療救護活動は、本計画の定めるところによる。

なお、医療救護活動にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

### 第2 内容

#### 1 実施責任者

【主な実施機関】	市（危機管理課、各支所）、県
----------	----------------

被災者に対する医療救護活動は、市長が行う。なお、市限りで実施困難なときは隣接市町、県その他の医療機関の応援により行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事（権限を委任された場合は市長）が行う。

#### 2 医療救護体制

【主な実施機関】	市（危機管理課、保険医務課、三野病院、各支所）、県、 三好市医師会、みよし広域連合（消防本部）
----------	--

##### (1) 初動体制等

###### ア 情報の収集

災害時に効果的な医療救護活動を行うためには、正確な被害状況等の把握と医療機関等との迅速かつ的確な連絡及び情報交換が最も重要である。

三好市医師会等の協力を得て、可能な手段を用いて直接的被害及び医療機関（診療所及び歯科診療所を含む。）の被害状況や活動状況等の情報の収集に努める。

###### イ 初動体制の確保

(ア) 被災地域内の定められた場所が機能不全に陥った場合には、参集可能な医師等が中心となって医薬品の確保等に配慮しながら、地域性、建物の耐震性、収容能力、機能性を考慮の上、安全な場所に医療救護所を設置し、応急医療を行う。

(イ) 災害の種類及び程度によっては、三好市医師会、徳島県歯科医師会、徳島県薬剤師会三好支部等の協力を要請し、災害の状況に応じた医療救護活動を行う。また、十分な対応が困難と認められるときは、県及びその他の関係機関に協力を要請する。

(ウ) 医療救護活動に従事する医療従事者が不足し、対応できない場合は、次の事項を明示して県に医療従事者の派遣を要請するものとする。

a 必要人員

b 期間

c 派遣場所

(2) 応急医療活動等

ア 業務

市及び医療関係機関は、設備及び人員等において傷病者の急増に対応できる体制の確保に努め、事前に収容可能人員を明確にしておくものとする。

なお、限られた医療資機材を十分に活用するため、傷病者の治療の優先度に応じて振り分け（トリアージ）を行い、効果的な治療を行うものとする。

市の医療救護所においては、次の業務を重点的に実施するものとする。

- (ア) 傷病者の傷病の程度判定（傷病者の振り分け業務）
- (イ) 後方医療救護機関への転送の可否及び転送順位の決定
- (ウ) 重症者の応急処置及び中等症者に対する処置
- (エ) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- (オ) 助産
- (カ) 記録及び市災害対策本部への状況報告

イ 災害救助法が適用された場合

災害救助法に基づく医療及び助産は、原則として医療救護班によって行うものとする。

(ア) 医療及び助産の対象

- a 応急的に医療を施す必要がある者で、災害のため医療の途を失った者
- b 災害の発生日以前又は、以後7日以内に分べんした者で助産の途を失った者

(イ) 医療及び助産の範囲

- a 診察
- b 薬剤又は治療材料の支給
- c 処置、手術その他の治療及び施術並びに看護
- d 病院又は診療所等への収容
- e 分べんの介助
- f 分べん前及び分べん後の処置
- g 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(ウ) 医療及び助産の期間

- a 医療の実施期間は、災害発生日から14日以内とする。
- b 助産の実施期間は、分べんした日から7日以内とする。

ウ 救護班の編成

必要に応じて市内の医療機関（開業医）又は助産婦の応援を得て、医師、看護師、助産師又は保健師をもって救護班を編成する。

【資料編：「医療機関一覧表」を参照】

エ 応急救護所の設置

必要に応じて、三好市医師会と相談し、学校、集会所、病院等に医療を実施するための医療救護所を設置する。

オ ボランティアとの連携

救護班は、ボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、救護活動を行う。



## 共通対策編

### カ 医薬品等の供給

(ア) 関係機関において緊急輸送路を確保し、市が備蓄している医薬品並びに三好市医師会の協力のもと流通備蓄されている医薬品等を医療救護所等に速やかに供給し、初動期における人命の救助に万全を期す。

(イ) 医療施設において、医療器具、医薬品等が不足する場合は、県へ協力要請及び医薬品取扱業者から調達する。

(ウ) 輸血用血液製剤については、県を通じて県内血液センターへ供給を要請するとともに、必要に応じて県及び日本赤十字社徳島県支部に要請して県外からの供給を受ける。

### (3) 後方医療救護体制

#### ア 後方医療施設の確保

(ア) 救護班や医療救護所に対応できない中等症・重症患者は、後方医療施設に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

(イ) 後方医療施設は、原則として病院群輪番制病院及び救急告示医療機関とするが、必要な場合は、被災を免れた医療施設に協力を要請する。

(ウ) 県の協力を得て、県下全域の救急医療施設の応需情報などを収集し、みよし広域連合(消防本部)は応需可能な後方医療施設を選定する。

#### イ 被災病院等の入院患者の転院等

病院等が被災し、当該施設の入院患者に継続して医療を提供できないときあるいは治療困難等により被災地域外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要がある場合で、病院等で後方医療施設が確保できないときは、後方医療施設の確保に努めるものとする。

#### ウ 搬送体制の確保

(ア) 病院等から患者搬送の要請を受けたみよし広域連合(消防本部)は、自己所有の救急自動車又は応援消防機関の救急自動車等により医療施設への搬送を実施する。

(イ) 消防機関の救急自動車が確保できない場合は、輸送車両の確保に努める。

(ウ) 県は、道路や交通機関の不通時又は緊急に特別な治療を要する傷病者等の搬送について、必要に応じてヘリコプターによる空輸を自衛隊又は他府県等に要請する。なお、市は、ヘリコプターによる患者搬送にあたっては、関係機関と協議の上、次のような受入体制を確保する。

a 離発着場所の確保並びに病院から離発着場所への搬送手段及び安全対策

b 患者の搬送先の離発着場所及び受入病院への搬送手段

#### エ 人工透析の供給

人工透析については、慢性的患者に対しては災害時にも継続して供給する必要があるほか、挫滅症候群(クラッシュ・シンドローム)による急性患者に対しても提供することが必要である。被災地域内における人工透析患者の状況及び医療機関の透析機器の稼働状況等の情報を収集し、透析患者及び病院等への情報提供に努める。

## 3 災害時コーディネーター(医療・保健衛生・介護福祉・薬務)による調整

【主な実施機関】	市(危機管理課、保険医務課)、県、みよし広域連合(消防本部)
----------	--------------------------------

被災地域において、医療、保健衛生、介護福祉及び薬務分野の各種支援が円滑に実施されるよう4分野で構成される県の災害時コーディネーターと連携を図り以下の事項を実施し、刻々と変化する被災者、避難所、医療救護所等の状況を的確に把握し、人材及び資材の配置を的確かつ迅速に行う。

- (1) 被災者ニーズ及び医療に関する需要の把握
- (2) 医療救護所の設置・運営の総合調整
- (3) 公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の活動の総合調整
- (4) 医療救護所への医薬品等の供給支援及び薬剤師派遣・要請
- (5) 介護士等の活動の総合調整
- (6) 県内・県外からの支援の受入れ及び配置調整

#### 4 情報の提供

開業している医療機関等、医療に関する情報を市民に提供する。

## 第17節 飲料水・食料及び物資等の供給

### 第1款 応急給水

#### 第1 方針

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を確保することができない者に対する応急給水については、本計画の定めるところによる。

なお、応急給水の供給にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

#### 第2 内容

【主な実施機関】	市（危機管理課、水道課、各支所）
----------	------------------

##### 1 実施責任者

- (1) 被災者に対する飲料水の供給は、市長が行う。
- (2) 災害救助法が適用されたときは、知事（権限を委任された場合は市長）が行う。

##### 2 応急給水の実施

###### (1) 確保水量

直下型地震等大規模災害が発生した場合には、市町村と県で構成する「災害時相互応援連絡協議会」において定めた「南海トラフ地震に対応した備蓄方針」に則り「直下型地震災害」の災害規模を基準とする数量を確保し給水する。

被害状況等を検討し、応急復旧状況を考慮しながら、応急給水目標水量をおおむね次のように定め、応急給水を実施する。

区分	災害発生からの日数	目標水量	摘要
第1段階	災害発生～3日目	3リットル/人・日	災害発生直後の混乱期3日程度で拠点給水、運搬給水で対処する期間生命維持のため最小限必要量
第2段階	4日目～	20リットル/人・日	拠点給水の時期から仮設給水栓を活用し、比較的円滑な応急給水を、行うまでの期間飲料水・炊事用水・トイレ用水
第3段階	～4週間	100リットル/人・日	1戸1栓程度の給水から平常給水を行うまでの期間飲料水・炊事用水・トイレ用水・風呂水・洗濯水
平常	4週間経過後	被災前給水量	平常給水

(2) 応急給水方法

給水方法は運搬給水及び拠点給水方式を併用するものとするが、運搬給水方式は、災害発生直後の混乱期には、人的、物的両面から困難が予測されるので、原則として拠点給水方式を優先する。

ア 拠点給水方式

避難所等や、浄水場、配水池等を給水拠点として設定し応急給水を実施する。

イ 運搬給水方式

災害による被害が僅少で、給水拠点が限定できる場合に有効な方法であり、次のような特別な拠点には、運搬給水で対応する。

(ア) 病院及び救護所

(イ) 避難所等

(ウ) その他災害対策（警戒）本部が指定した場所

(3) 応急給水対策

ア 応急給水拠点を確保、整備する。

イ ポリ容器、ポリタンク、給水タンク等を確保する。

ウ 市の保有車両及び調達車両等輸送手段を確保する。

エ 井戸、プール、河川等利用可能な水源の調査及び検水を実施し、緊急水源の確保に努める。

オ 市町村相互の応援給水体制及び応急給水資機材の相互融通体制により運用する。

カ 被害の状況により必要と認められる場合は、関係機関に対し応急給水活動の応援及び緊急水源の検水等必要な応援を要請する。

(4) 水質の安全対策

給水車、給水タンク等については使用直前に清掃、消毒を行った後に飲料水を貯水する。

## 第2款 食料供給の実施

### 第1 方針

災害時における、被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する応急食料及び副食調味料の供給並びに炊き出し等については、本計画の定めるところによる。

なお、食料供給にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

### 第2 内容

【主な実施機関】	市（危機管理課、産業観光部、各支所）
----------	--------------------

#### 1 実施責任者

(1) 被災者に対する食料の供給は、市長が行う。

(2) 災害救助法が適用されたときは、知事（権限を委任された場合は市長）が行う。

#### 2 応急食料の実施

## 共通対策編

### (1) 必要量の調査

直下型地震等大規模災害が発生した場合には、市町村と県で構成する「災害時相互応援連絡協議会」において定めた「南海トラフ地震に対応した備蓄方針」に則り「直下型地震災害」の災害規模を基準とする数量を備蓄し供給する。

### (2) 市単独による食料確保（災害救助法の適用を受けていない場合）

ア (1)の基準に基づき、市の備蓄食料を供給する。

イ アによっても不足する場合は、あらかじめ協定を締結している事業者より調達する。

### (3) 県への協力要請等

ア 市単独で食料の確保が困難と認められる場合は、県に対して食料の供給を要請する。

イ 災害救助法が適用された場合、市単独での確保ができない場合は、市長を通じて知事に対しこれらの供給を要請する。

## 3 副食調味料

副食調味料の調達が不可能又は困難なときは、県にその斡旋を依頼するものとする。県は、市から依頼を受けたときは、関係団体に対し出荷の要請を行う。

## 4 応急食料の輸送

必要と認められる場合は、地域輸送拠点（原則として池田小学校体育館、西宇地域多目的施設体育館）を開設し、ここを拠点として食料の集積、一時保管及び配送を行う。なお、原則として食料の輸送等の実施は次によるものとする。

### (1) 市の備蓄食料

市の備蓄食料の配送は、原則として市が行う。

### (2) 市の調達食料

事業者より調達する食料は、当該事業者が市の指定する場所まで配送する。

### (3) 県の調達食料

県の調達食料の市の地域輸送拠点までの輸送は、原則として県が行う。

## 5 応急食料の配付

### (1) 配付対象者

次の事項を勘案し、配付対象者を決定する。

ア 避難所等に収容された者

イ 住居が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、又は床上浸水等のため、炊事ができない者

ウ 旅行者、一般家庭への来訪者等の旅客等であって、食料品の持ち合わせがなく、調達が困難な者

エ 被災により一時縁故先に避難する者で、食料品をそう失し、持ち合わせのない者

### (2) 配付品目

配付の必要な期間及び被害者の実態を勘案しながら、確保した食料の中から随時決定する。

### (3) 配付基準

ア 災害救助法適用前

災害救助法の基準に準じ、市長の判断により決定し、配付を行う。

イ 災害救助法適用後

災害救助法及び同法施行細則により実施するものとするが、それによることが困難な場合は、知事の承認を得て実施する。

(4) 配付方法

ア 避難所等での配付

配付食料は、避難所等の運営責任者へ引き渡し、運営責任者を通じて避難者へ配付する。

イ 在宅及び車中避難者等（避難所外避難者）への配付

(ア) 住居の被害により炊事ができない在宅及び車中避難者等（以下「避難所外避難者」と言う。）は、当該地域の避難所等へ登録し、当該避難所等から受けるものとする。

(イ) 食料の配付を希望する避難所外避難者は、所定の避難所等へ登録し、避難所外避難者自らが当該避難所で受け取ることを原則とする。

(ウ) 避難所等の運営責任者は、当該避難所等の避難者のみならず、当該避難圏域内の避難所外避難者で食料の配付を希望する避難者の数を加えた人数分の食料の配付を受けることに留意する。

(エ) (イ)にかかわらず、自ら避難所へ配付食料の受取りに来られない高齢者や身体障害者等の避難所外避難者に対しては、自治会等や近隣の住民、ボランティア等の支援を受けて配付する。

(5) 炊き出し

ア 炊き出しによる食料の配付は、原則として包装食によることとし、可能な限り保存性のある副食物を添える。

イ 炊き出しは、婦人会等の地域奉仕団、ボランティア等の協力を得て、避難所等又は近隣の給食施設等を利用して実施する。

ウ 炊き出しを実施することが不可能若しくは困難なときは、日赤奉仕団、県及び自衛隊に実施を依頼する。

(6) 供給上の配慮

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への被災者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

### 第3款 生活必需品等の供給

#### 第1 方針

被災者に対する生活必需品等の給与又は貸与については、本計画の定めるところによる。

なお、生活必需品等の供給にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

#### 第2 内容

【主な実施機関】	市（危機管理課、地域福祉課、各支所）
----------	--------------------

## 共通対策編

### 1 実施責任者

- (1) 被災者に対する生活必需品等の供給は、市長が行う。
- (2) 災害救助法が適用されたときは、知事（権限を委任された場合は市長）が行う。

### 2 生活必需品の確保

- (1) 必要量の調査  
調査班を編成して現地へ派遣し、生活必需品の必要地域、必要数量、必要品目等を把握する。
- (2) 市単独での生活必需品の確保（災害救助法の適用を受けていない場合）
  - ア (1)による調査結果に基づき、市の備蓄物資及び流通在庫の調達により対応する。
  - イ アによっても不足する場合は、あらかじめ協定を締結している事業者より調達する。
- (3) 県への協力要請等  
市単独で生活必需品の確保ができない場合は、県に対して供給を要請する。

### 3 生活必需品の輸送

原則として生活必需品の輸送等の実施は次による。

- (1) 市の調達物資  
調達した物資の配送は、原則として市が行う。
- (2) 県の調達物資  
県が調達した物資の地域輸送拠点までの輸送は、原則として県が行う。

### 4 生活必需品の供給等

- (1) 支給対象者  
災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼または床上浸水し、生活上必要最小限の家財等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者（世帯）に対して行う。
- (2) 支給物資  
支給する物資は、次の品目の範囲内で現物をもって支給するものとする。  
被服、寝具及び身の回り品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材料。
- (3) 配付基準
  - ア 災害救助法適用前  
災害救助法の基準に準じ、市長の判断により支給する。
  - イ 災害救助法適用後  
災害救助法及び同法施行細則により実施するが、それによることが困難な場合は、知事の承認を得て実施する。
- (4) 配付方法  
避難所において、確保した生活必需品を支給対象者に支給する。  
なお、支給に際しては、ボランティア等の協力を得て実施する。

### 5 供給上の配慮

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への被災者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

## 第4款 LPガスの供給等

### 第1 方針

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者であって、炊き出し等に必要なLPガス及び器具を確保することができない者に対するLPガス等の供給又は斡旋については、本計画の定めるところによる。

なお、LPガスの供給等にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

### 第2 内容

【主な実施機関】 市（危機管理課、各支所） 県、（一社）徳島県エルピーガス協会、LPガス販売事業所

#### 1 実施責任者

被災者及び災害応急対策に従事している者に対するLPガス等の供給又は斡旋は、市長が実施する。

#### 2 LPガス等の供給等

炊き出し等に必要なLPガス等の供給又は斡旋を行い、炊き出し等に必要なLPガス及び器具の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達の斡旋を要請する。

- (1) 対象避難者数
- (2) 必要なLPガスの量
- (3) 必要な器具の種類及び個数
- (4) 供給期間
- (5) 供給地（住所等）

## 第5款 物資調達・輸送調整等支援システムの活用

大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。



## 第18節 保健衛生、防疫、遺体の火葬等の実施

### 第1款 保健衛生活動

#### 第1 方針

被災地における市民の生命と生活環境の安全を確保し、二次的健康被害（災害関連疾患・災害関連死）を防ぐための対策は、本計画に定めるところによる。

なお、保健衛生活動にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

#### 第2 内容

【主な実施機関】	市（危機管理課、健康づくり課、各支所）、県
----------	-----------------------

##### 1 食事・栄養管理等

各関係機関（県、関西広域連合、厚生労働省、栄養士会等）と連携し、避難所において被災者が健康状態を維持するために必要な栄養を確保できるよう、栄養面に配慮された食事の提供や炊き出しの実施体制の確保、管理栄養士等による栄養指導・巡回相談等を行う。

また、被災地の給食施設においても、利用者に適切な給食が提供されるよう、関係機関（県、関西広域連合、厚生労働省、集団給食施設協議会等）と連携し、管理栄養士等による物資や食料、特殊食品の確保、分配調整等を行う。

##### 2 徳島県災害時（保健衛生）コーディネーターとの連携

被災地域の保健衛生活動が円滑に行われるよう、県が設置する災害時（保健衛生）コーディネーターとの連携を図り、刻々と変化する被災者、避難所等の状況把握、必要な人員及び資材の配置を的確かつ迅速に行う。

##### 3 健康管理等

避難所や被災地域住民の健康管理及び二次的健康被害を予防するために、地域の関係者との連携を図りながら、避難所等での巡回健康相談や居宅訪問活動等により被災住民の健康状況や課題を把握し、保健指導や健康教育及び環境整備等を行うとともに、専門的な支援が必要な被災者に対して専門チームと連携した支援を実施する。

##### 4 こころのケア等

県が編成する精神科医師、看護師等による「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」等と連携し、被災以前より精神科医療を受けている者への支援を行い、災害時における精神障がい者等に対する保護・医療サービスの確保を行うことにより、停止している地域精神科医療の機能を補完する。

また、災害により新たに精神的不調をきたした者を早期発見し、重症化を防ぐとともに、PTSD（心的外傷後ストレス障がい）を含む精神的不調に対する予防を行う。

## 第2款 食品衛生対策

### 第1 方針

被災地における食品関係業者及び給食施設（炊き出し施設を含む。）の実態を把握するとともに、応急食料（支援食品を含む。）の配布等の状況を調査し、次により安全な食品の供給指導を行う。  
なお、食品衛生対策にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

### 第2 内容

【主な実施機関】	市（危機管理課、健康づくり課、学校教育課、各支所）、県
----------	-----------------------------

#### 1 給食施設

関係機関と連絡を密にし、施設の実態を把握するとともに、気温等の状況に応じた処置を行い、食中毒等の発生を防止する。

#### 2 避難所等

応急食料については、可能な限り保存性のあるもの又は食中毒発生の危険性の少ないものを確保するよう努める。なお、弁当等の消費期限の短い食品を供給する場合は、食品の適正な保管及び配布に努める。

また、炊き出しの際は、衛生管理に細心の注意を払うとともに気温等の状況に応じた処置を行い食中毒等の発生を防止する。

#### 3 市民に対する啓発等

災害発生地域や避難所等において、チラシ、広報紙、広報車等を活用して、災害時の伝染病や食中毒の予防等に関する知識の普及に努めるとともに、関係機関と連携し、次の事項について啓発する。

- (1) 手洗い、消毒の励行
- (2) 食器、器具の消毒
- (3) 弁当等の消費期限の短い食品の早期喫食
- (4) 水道水以外の水を飲用とする場合の衛生対策

#### 4 食品衛生監視及び指導等

被災地の状況に応じて必要と認めるときは、三好保健所の協力を得ながら次の活動を行う。

- (1) 食品の監視指導及び試験検査
- (2) 飲料水の簡易検査
- (3) 炊き出し、給食施設の管理指導
- (4) その他食品に起因する危害発生の防止
- (5) 食事・栄養管理等に対する指導

## 共通対策編

### 第3款 防疫

#### 第1 方針

被災地域及び被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携し、防疫体制の確立を図る。被災地において、感染症の予防及びまん延を防止するための対策は、本計画による。

なお、防疫にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

#### 第2 内容

【主な実施機関】	市（危機管理課、環境課、健康づくり課、水道課、各支所）、県
----------	-------------------------------

##### 1 実施責任者

被災地における防疫は、市長が知事と連携を図りながら実施する。

##### 2 防疫業務の実施方法等

###### (1) 市の措置

###### ア 消毒

感染症法第27条第2項及び第29条第2項の規定による知事の指示に基づき、知事の定めた場所を対象として消毒を実施する。

###### イ ねずみ族・昆虫等の駆除

感染症法第28条第2項の規定による知事の指示に基づき、知事が指定する区域内を対象として、ねずみ族・昆虫等の駆除を実施する。

###### ウ 生活の用に供する水の供給

感染症法第31条第2項の規定による知事の指示に基づき、生活用水の供給を行う。

###### エ 予防教育及び広報活動の推進

被災地域の感染症に係る予防教育及び広報活動を推進する。

###### オ 避難所の感染症対策指導

県の疫学調査班と連携し、避難所における感染症対策活動を実施する。

###### カ 防疫活動に必要な携行資材

###### (ア) 噴霧器

###### (イ) 消毒薬品

###### (ウ) 昆虫駆除薬剤

###### (エ) 防疫用薬品資材

###### キ 報告

警察、消防等の関係機関、地区の衛生組織、その他関係団体の緊密な協力のもとに、次の事項について災害防疫実施要綱（厚生労働省定）により、三好保健所長を経由して知事に報告する。

###### (ア) 被害の状況

###### (イ) 防疫活動の状況

###### (ウ) 災害防疫所要見込み経費

(エ) その他

(2) 消毒用薬剤等の備蓄、調達

ア 消毒用薬剤等の備蓄については、市内業者より調達するとともに三好保健所に連絡の上補給する。

イ 供血については、市内病院及び日本赤十字社等と連絡して行う。

## 第4款 遺体の捜索及び火葬等

### 第1 方針

災害により死亡した者の遺体の捜索、調査、処理及び火葬等の実施は本計画による。

なお、遺体の捜索及び火葬等にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

### 第2 内容

【主な実施機関】 市（危機管理課、環境課、各支所）、みよし広域連合（消防本部）、消防団、三好警察署

#### 1 実施責任者

遺体の捜索、収容及び火葬等は、市長が警察及び消防機関等の協力を得て行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は市長）が行う。

#### 2 遺体の捜索

遺体の捜索は、次の方法により行う。

##### (1) 実施方法

ア 遺体の捜索は、市長が捜索に必要な機械器具を借り上げて実施する。

イ 遺体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により死亡していると推定されている者に対して行う。

##### (2) 応援の要請等

被災その他の事情により実施できないとき、又は遺体が流失等により他の市町村にあると認められるとき等にあつては県又は関係機関へ応援を要請する。

##### (3) 災害救助法適用時の基準

###### ア 捜索期間

災害発生の日から10日以内とする。

###### イ 費用の範囲

捜索のため使用する機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

## 共通対策編

### 3 遺体の調査処理

#### (1) 市の措置

遺体を発見したときは、速やかに三好警察署に連絡し、その調査を待って次の方法により処理する。

##### ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

災害に伴う混乱により、遺族が遺体の処理を行うことができない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

##### イ 遺体の一時保存

身元が判明している遺体は遺族に引き渡すが、身元が判明していない遺体については埋火葬等の処理をするまで一時保存を行う。なお、保存場所については遺体を丁重に安置できる屋根のある施設を選定する。

##### ウ 検案（遺体についての死因その他についての医学的検査を行う。）

遺体については、速やかに医師に依頼して検案を実施する。

##### エ 遺体処置班の編成

災害対応職員初動マニュアルによる。

#### (2) 警察官の措置

警察官は遺体を発見し又は遺体発見の届出を受けたときは、速やかに次の措置を講ずるものとする。

ア 身元の明らかな遺体については、検視をして、所持金品等とともに、遺体を遺族に引き渡す。ただし、遺族への引き渡しができないときは、市に引き渡す。

イ 身元の明らかでない遺体については検視をして、所持金品等とともに、遺体を市に引き渡す。

#### (3) 災害救助法適用時の基準

##### ア 遺体の処理期間

災害発生の日から原則10日以内とする（別に期間が定められた場合を除く。）。

##### イ 費用の範囲

遺体の検案、洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用及び遺体の一時保存のための費用

### 4 遺体の火葬等

災害により死亡した者で、必要と認めたときは応急的に火葬又は埋葬に付するものとする。なお、火葬又は埋葬の実施にあたっては、次の点に留意する。

(1) 事故死等による遺体については、県警察から引き継ぎを受けた後、火葬又は埋葬する。

(2) 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに、遺品の保管等身元確認のための適切な措置を行った後、火葬又は埋葬する。

(3) 被害地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の火葬又は埋葬は、行旅死亡人としての取扱いの例による。

(4) 市において被災その他の事情により火葬又は埋葬が実施できないとき、県又は関係機関への応援を要請する。

#### (5) 災害救助法適用時の基準

##### ア 火葬又は埋葬の期間

災害発生の日から10日以内とする。

イ 費用の範囲

棺（附属品を含む。）、骨つぼ及び骨箱、火葬又は埋葬に要する経費（賃金職員等雇上費を含む。）

## 第19節 要配慮者への支援対策の実施

### 第1 方針

災害時において高齢者、傷病者、障がい者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人等の要配慮者に配慮した災害応急対策を実施する。

なお、要配慮者への支援対策の実施にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

### 第2 内容

<b>【主な実施機関】</b>	市（危機管理課、福祉事務所、各支所）、三好市社会福祉協議会、 県、社会福祉施設等、医療機関
-----------------	--

#### 1 実施責任者

要配慮者への支援対策については、市長が県及び社会福祉関係者、医療関係者等の協力を得て行う。

#### 2 社会福祉施設等に係る対策

- (1) 被災した社会福祉施設等は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに利用者の安全確保に努める。
- (2) 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、支援の必要性の高い被災者を優先し、可能な限り、緊急一時入所等、施設への受入れに努める。
- (3) 被災した社会福祉施設等は、水、食料品、日常生活用品等及びマンパワーの不足数について把握に努め、近隣施設、市及び県等に支援を要請する。
- (4) 社会福祉施設等はその機能に応じ、被災した要配慮者に対する支援のため、生活物資等の提供、職員の派遣や利用者の受入れについて、相互の連携を図るとともに、福祉避難所を開設した施設への支援等に努める。
- (5) ライフラインの優先的な復旧や、水、食料品、生活必需品等の確保及びマンパワーの確保等に重点を置いて、被災した社会福祉施設等の支援を行うよう努めるとともに社会福祉施設等の相互応援活動を支援する。

#### 3 障がい者及び高齢者等に係る対策

県と協力し、被災した障がい者及び高齢者等に係る以下の対策に努める。

- (1) 被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努める。
- (2) 携帯端末、パソコンの掲示板、ホームページ、広報誌、FAX等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供に努める。
- (3) 被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、ストマ用装具、ポータブルトイレ、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握し、調達に努める。
- (4) 避難所や在宅における障がい者及び高齢者等のニーズを把握し、災害派遣福祉チーム（DW

A T) の派遣や施設への緊急一時入所等必要な措置に努める。

- (5) 市は、被災した障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるように推進、施策を講ずることに努める。
- (6) 市は、被災した障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うように、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進、施策を講ずるよう努める。

#### 4 児童に係る対策

県と協力し、被災した児童に係る以下の対策に努める。

- (1) 保護者のいない児童の速やかな発見と実態把握に努め、発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設等への受入れや里親への委託等の保護に努める。
- (2) 被災児童の精神不安定に対応するため、メンタルヘルスケアに努める。
- (3) 掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及び子ども女性相談センター等に対する通報についての協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況等について情報提供に努める。

#### 5 外国人等に対する対策

県と協力し、被災した外国人等に係る以下の対策に努める。

- (1) 被災した外国人等の迅速な把握に努める。
- (2) 外国人等に対し、外国語による各種必要な情報の提供に努める。
- (3) 必要に応じて外国語による相談窓口を設け、生活相談の実施やニーズの把握に努めるとともに、通訳の派遣等の必要な支援に努める。

#### 6 避難方法

要配慮者の避難については、共通対策編第3章第9節の定めるところによる。

#### 7 災害時（介護福祉）コーディネーターとの連携

被災地において介護職員等の活動が円滑に実施されるよう、災害時（介護福祉）コーディネーターとの連携を図り、刻々と変化する要配慮者、福祉避難所等の状況を的確に把握し、人員及び資材の的確かつ迅速な配置に努める。

#### 8 被災状況の把握と生活支援

被災した要配慮者の状況を把握し、被災した程度に応じ、生活支援を行う。



## 第20節 動物救済対策

### 第1 方針

被災地における動物の救済等については、本計画による。

なお、動物救済対策にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

### 第2 内容

【主な実施機関】	市（危機管理課、環境課、各支所）、県
----------	--------------------

#### 1 実施責任者

被災動物に対する保護、収容、支援等の救援対策については、県の動物救援本部が実施し、市は協力を努める。

#### 2 実施方法

県の「災害時のペット対策ガイドライン」に準拠し、次のことを実施する。

- (1) 飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。
- (2) 動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。
- (3) 緊急保護施設を設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。
- (4) 特定動物（人の生命・身体に危害を加えるおそれのある動物）については、飼養者、動物園、警察等との連携を図り管理に努める。

## 第2 1 節 災害廃棄物の処理

### 第1 方針

被災地域の市民の衛生環境を保全し、復旧活動を円滑に行うため、災害時に発生する廃棄物の処理対策を積極的に推進する。処理に当たっては、分別収集や仮置き場への搬入時における選別を十分に行い、再資源化を徹底することにより、廃棄物の減量化を図る。

災害時における被災地域のごみ処理、し尿処理、災害廃棄物処理等の実施は、本計画及び災害廃棄物処理計画による。

なお、廃棄物の処理にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

### 第2 内容

【主な実施機関】 市（危機管理課、環境課、各支所）三好市社会福祉協議会

#### 1 実施責任者

被災地における廃棄物等の処理は、市長が実施する。ただし、災害の規模が大きいため、市において実施できない時は、県及び隣接市町の応援を求めて実施する。

#### 2 生活ごみ処理

ごみ処理施設の被害状況を把握し、応急復旧に努めるとともに、被災地における生活ごみを迅速かつ適正に処理するため、収集運搬及び処理体制等を速やかに構築する。

また、市民に対しその内容を周知し、収集、処理及び処分を実施する。

#### 3 し尿処理

- (1) し尿処理施設等の被害状況を把握して、その応急復旧に努めるとともに、水洗便所の使用制限等について市民に対し広報する。
- (2) し尿処理施設等が復旧し、し尿等の計画的な処理が可能となるまでの間、市民に対し使用制限及び仮設トイレの提供等必要な処置を講ずる。合わせて、仮設トイレの設置場所等について広報する。
- (3) し尿処理について、必要な指導、情報提供及び調整を県に要請する。また、仮設トイレの排出量を考慮した、総排出量及び処理能力を勘案して、処理が難しいと判断したときも、県に処理の応援等を要請する。

#### 4 災害廃棄物処理

- (1) 発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計したうえで、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行ない、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

また、災害廃棄物の適正処分を確保するため、適切な分別・再利用を図り、最終処分量の削減に努めるとともに、環境汚染の未然防止に努める。

## 共通対策編

- (2) 災害により大量の災害廃棄物の発生が見込まれる場合は、広域処理を関係機関と調整する。
- (3) ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会その他の機関と連携し、作業実施地区や作業内容を調整・分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。
- (4) 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等との連携解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方経協団体への協力要請を行うものとする。

### 5 死亡獣畜の処理

#### (1) 実施責任者

災害によって死亡した牛、豚、鶏等の死亡獣畜は、その所有者が処理することを原則とする。ただし、所有者が所有の意思を放棄した死亡獣畜で自らの資力ではこれを処理できないときは、市が収集・処理する。

#### (2) 処理方法

死亡獣畜の処理は、原則として化製場又は死亡獣畜取扱場において処理する。ただし、災害の状況により、これらの施設において処理できない場合は、県の指示を受けながら環境衛生上支障のない場所で埋葬、焼却等の方法により処理する。

### 6 仮置場の確保

ガレキを一時的に集積するため、あらかじめ仮置き場の候補地を選定しておく。

### 7 必要な資機材の保有・調達

廃棄物の処理に必要な資機材を保有しておくとともに、不足する資機材については、業者等と協定を締結し確保に努める。

【資料編：「防災資機材等に関する資料」を参照】

### 8 処理施設の応急復旧

被災した処理施設について、迅速に応急復旧に努める。

## 第22節 住宅の確保

【主な実施機関】	市（危機管理課、管理課、各支所）、県
----------	--------------------

### 第1款 応急仮設住宅の供与

#### 第1 方針

災害のため住宅に被害を受けた者で、自らの資力では住宅の確保ができない者等に対する応急仮設住宅の供与については、本計画による。

なお、応急仮設住宅の供与にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

#### 第2 内容

##### 1 実施責任者

- (1) 被災者に対する応急仮設住宅の供与は、市長が実施する。
- (2) 災害救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は市長）が実施する。

##### 2 対象者

災害のため住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者を対象とする。

##### 3 期間

災害発生の日から20日以内に着工するものとする。

##### 4 住宅の種類

一般向けの住宅、高齢者・身体障がい者向けの住宅を供給する。

##### 5 供与の期間

応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

##### 6 建設用地

応急仮設住宅の建設用地の選定にあたっては、原則として、第一順位として公有地、第二順位として国有地、第三順位として企業等の民有地の順に選定することとし、上水道、電気等の生活関連設備の整備状況等についても配慮する。また、激甚な大規模災害時でも迅速かつ適切に建設用地の選定を行うため、建設予定地のリストを作成し、建設可能戸数等の把握に努める。

##### 7 ライフライン整備

応急仮設住宅のためのライフラインの整備は、市長が行う。なお、災害救助法が適用された場合は、知事からの委任を受けて行う。

## 共通対策編

### 8 資機材等の調達

応急仮設住宅の建設に必要な資機材等が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて、県に資機材等の調達に関して要請する。

### 9 民間賃貸住宅等の借り上げ

応急仮設住宅の建設以外に、民間賃貸住宅等の借り上げによる応急仮設住宅の供与も行う。

### 10 入居基準

被災の状況、被災前の地域コミュニティを維持すること等を考慮した入居の基準を検討する。

### 11 運営管理

各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受け入れに関しても配慮に努める。

## 第2款 住宅の応急修理

### 第1 方針

災害のため住宅に被害を受けた者で、自らの資力では住宅の応急修理をすることができない者等に対する住宅の応急修理については、本計画による。

なお、住宅の応急修理にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

### 第2 内容

#### 1 実施責任者

- (1) 罹災者に対する住宅の応急修理は、市長が実施する。
- (2) 災害救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は市長）が行う。

#### 2 対象者

災害のため住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者を対象とする。

#### 3 期間

災害発生の日から3ヵ月以内とする。（災害対策基本法に基づく、国の災害対策本部が設置された場合は6ヵ月以内）

#### 4 範囲

居住、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分とする。

#### 5 住宅の修理資材等の確保

住宅の修理のための資材等は、原則として請負業者が確保するものとするが、災害時における混乱等により確保することができないときは、確保について斡旋を行う。

#### 6 労務及び資材の提供に関する協力体制

労務及び資材の提供に関し、あらかじめ関係団体との協力体制を整えておく。

### 第3款 被災者向け住宅の確保

#### 第1 方針

応急仮設住宅のほか、災害のため住宅を失った者向けの住宅の確保は、本計画による。

なお、被災者向け住宅の確保にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

#### 第2 内容

##### 1 実施責任者

市長は県と連携して被災者向けの住宅の確保に努める。

##### 2 対象者

災害のため住宅を失った者を対象とする。

##### 3 公営住宅への優先入居

公営住宅の空き住宅への優先入居等の措置を講ずる。

##### 4 民間賃貸住宅の斡旋

徳島県居住支援協議会による民間賃貸住宅の空き家について情報提供を実施するとともに（公社）徳島県宅地建物取引業協会等に対し民間賃貸住宅の空き住宅への入居斡旋を依頼する。

## 第23節 障害物の除去

### 第1 方針

災害時における緊急な応急措置の実施に障害となっている工作物、山崩れ、崖崩れ及び水等を除去し、交通路を確保して必需物資の輸送を円滑にし、応急対策の万全をはかる。

なお、障害物の除去にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

### 第2 内容

【主な実施機関】 市（危機管理課、工務課、管理課、各支所）、  
みよし広域連合（消防本部）、県、国

#### 1 実施責任者

- (1) 応急措置を実施するため障害となる工作物等の除去は、市長が行う。
- (2) 水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去は、水防管理者又は消防機関の長が行う。
- (3) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行う。
- (4) 山（崖）崩れ、浸水等によって、住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、市長が行い、実施困難のときは知事に対し応援、協力を要請する。
- (5) その他の施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地の所有者又は管理者が行う。

#### 2 障害物の除去方法

災害時の障害物の除去は建設業者等に依頼して行う。このほか、必要に応じ市民への協力、自衛隊の災害派遣要請等を依頼する。

#### 3 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の障害物の除去については、知事（権限を委任された場合は市長）が行うものとするが、費用の対象等は次のとおりとする。

##### (1) 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者

##### (2) 費用

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等

##### (3) 期間

災害発生の日から10日以内とする。

## 第24節 ボランティア活動の受入

### 第1 方針

大規模な災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市及び防災関係機関等だけでは、十分に対応できないことが予想される。そこで、災害応急対策を実施するうえで必要な人員を確保するため各種ボランティア団体等を受け入れる。

なお、ボランティア活動の受入れにあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

### 第2 内容

【主な実施機関】 市（危機管理課、地域福祉課、各支所）、三好市社会福祉協議会

#### 1 ボランティア団体等の協力

各種ボランティア団体等からの協力申し入れ等により、災害応急対策の実施について支援を受ける。

#### 2 発災直後の情報提供

ボランティア活動が円滑に行われるよう、三好市社会福祉協議会及び近隣市町の協力を得て、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

#### 3 ボランティア団体等の受入

##### (1) 災害ボランティアの定義

災害ボランティアとは、「災害発生後に、被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援する、自発的に能力や時間を提供する個人・団体」である。

##### (2) 災害ボランティアの職能

災害ボランティアは職能によって、医師や看護婦、手話通話等専門的な技術や知識を活用する専門職ボランティアと一般ボランティアに区分される。

##### (3) ボランティアの所属

###### ア 組織や団体に属するボランティア

NGO (Non-Governmental Organization)やNPO (Non-Profit Organization)、企業及び宗教団体等、組織や団体に属するボランティアで、自らの行動規範で活動するボランティア

###### イ 個人ボランティア

学生や勤労者の中で、組織や団体に属さず、個人の資格で参加するボランティア

###### ウ 後方支援や資金提供

直接被災地で活動する支援形態ではなく、被災地外で行う支援活動や資金・機材等の支援をする活動を行う。

##### (4) ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等からは、一般的に次の活動についての支援を受ける。

###### ア 災害・安否・生活情報の収集・伝達



## 共通対策編

- イ 炊き出し、その他災害救助活動
- ウ 高齢者介護、看護補助
- エ 清掃及び防疫
- オ 災害応急対策物資・資材等の輸送及び配分
- カ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- キ 災害応急対策事務の補助
- ク その他

### 4 災害ボランティア・センターの設置

#### (1) 設置

被害の状況に応じ、ボランティア団体等の受入れが必要と認めたときは、三好市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを開設する。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の感染拡大の懸念がある状況においては、「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営等について～全社協VCの考え方」等を参考に、感染症対策を踏まえた災害ボランティアセンターの運営に努める。

#### (2) 運営

災害ボランティアセンターはボランティア活動を支援するために次の業務を行い、ボランティア活動の円滑化を図る。

- ア 被害状況やボランティアニーズの把握と情報提供
- イ 一般ボランティアの受入れ及び受付
- ウ 専門職ボランティアに対する活動要請
- エ ボランティア活動の調整及び決定
- オ ボランティア活動に必要な資機材、物資等の確保
- カ 災害対策本部との調整
- キ 在宅要配慮者のデータ作成及び提供
- ク その他ボランティア活動を円滑に行うために必要な業務

### 5 ボランティアに係る事務委託

県から事務の委託を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

## 第25節 義援金・義援物資の受入れ・配分

### 第1 方針

全国から被災者あてに送られた義援金・義援物資の受入れ及び配分は、本計画による。

なお、義援金・義援物資の受入れ・配分にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

### 第2 内容

【主な実施機関】	市（危機管理課、産業観光部、会計課、各支所）
----------	------------------------

#### 1 義援金の受入れ及び配分

##### (1) 受付窓口の開設

義援金の受付窓口を開設し、直接寄託される義援金を受付ける。更に、金融機関にも口座を開設し、振込による義援金も受付ける。

##### (2) 受領書の発行

受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。また、振込による義援金については、振込用紙を持って受領書の発行に代える。

##### (3) 配分先等を指定された義援金

寄託者が配分先や用途等を指定した義援金を受け付けた場合は、寄託者の意向にそった処理を行う。

##### (4) 報告

広域的な災害が発生し、県に義援金配分委員会が設置された場合は、市の義援金の受付状況について委員会に報告する。

##### (5) 義援金の保管

寄託者より受領した義援金は、被災者に配分されるまでの間、義援金受付口座に預金保管する。

##### (6) 義援金配分委員会の設置

災害が発生し義援金が寄託された場合は、市義援金配分委員会を設置し、義援金の配分について次の事項を協議し、決定するものとする。

ただし、広域的な災害のため、県に義援金配分委員会が設置された場合は、その決定によるものとし、市に配分委員会は設置しないものとする。

ア 配分基準及び配分方法

イ 被災者等に対する伝達方法

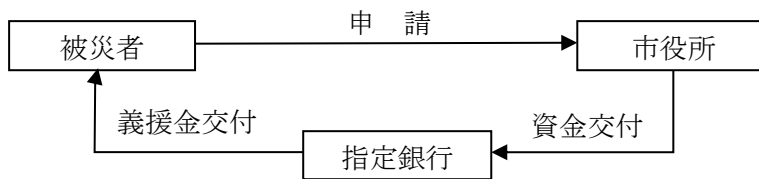
ウ 義援金の収納額及び用途についての広報活動

エ その他義援金の受付・配分等に関する事項

## 共通対策編

### (7) 義援金の給付方法

義援金の給付は、次の基本フローに準じて行う。



## 2 義援物資の受入れ及び配分

義援物資の受入れ及び配分を行う。その際、次の事項に留意するものとする。

### (1) 物資受入れの基本方針

- ア 原則として、企業・団体等からの大口受入れを基本とする。
- イ 腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けないものとする。
- ウ 規格や種類等の異なる複数の物資等を一括して梱包された物資は、善意の品といえども受け付けないものとする。

### (2) 少量提供物資（個人提供等）の取扱い

ア 災害時においては、物資配分の観点から、同一物資を一カ所に大量に集約することが効率的である。しかし、多品種少量の義援物資については集約が困難であり、各避難所への配分の支障となるおそれがある。また、ニーズがない物資は、各避難所へ配分されないおそれがある。そのため、個人等の善意の効果的な発揮及び物資の効率的な調達・配分の観点から、提供者に対して異なる種類の物資を少量提供するのではなく、極力、単品大量の提供か義援金としての協力を依頼する。

イ なお、個人等からの義援物資の申し出については、提供物資及び提供者の連絡先などを記録し、必要に応じて提供を依頼するものとし、一方的な送り出しは控えるよう依頼する。

### (3) 受入体制の広報

円滑な義援物資の受入れのため、次の事項について市公式ウェブサイトや報道機関等を通じて広報に努める。

- ア 必要としている物資とその数量
- イ 義援物資の受付窓口
- ウ 義援物資の送付先、送付方法
- エ 一方的な義援物資の送り出しは、受入れ側の支障となるため行わないこと

### (4) 報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め、ニーズに沿った義援物資の受入れに努める。

## 第26節 公共土木施設等の応急対策

道路、河川等の公共土木施設等は、社会・経済活動を営む上で必要不可欠な施設である。これらの施設が災害により損壊した場合、避難、救出、災害応急対策等の活動を行う上で大きな障害となるため、これら公共土木施設等が被災したときは、直ちに応急復旧の措置を講ずる必要がある。

また、電気、電話等のライフライン施設は、住民の日常生活はもとより、社会・経済活動を行う上で欠くことのできない施設であるとともに、これら施設が損壊により機能が停止した場合、人心に与える影響は非常に大きいものとなる。このため、災害発生後直ちに、ライフライン関係機関は相互に連携を図り、それぞれの施設の機能の維持及び回復の活動を行う必要がある。

### 第1款 公共土木施設等

#### 第1 方針

災害時における公共土木施設等の応急対策は、本計画による。

なお、公共土木施設等の応急対策にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

#### 第2 内容

<b>【主な実施機関】</b>	市（危機管理課、管財課、地方創生推進課、まるごと三好観光戦略課、工務課、管理課、教育委員会、各支所）、県、国、社会福祉施設、西日本高速道路株式会社
-----------------	---

#### 1 実施責任者

公共土木施設等の応急対策は、各施設の管理者が連携して行う。

#### 2 復旧方針

公共土木施設等の応急対策は、各施設の管理者が連携して行うことを基本とし、災害発生後、自ら管理・運営等する道路、河川、不特定かつ多数が出入りする施設、あるいは災害応急対策の実施上重要な建物に関して、応急対策を速やかに実施する。

なお、二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災予防等について必要な措置に努める。

#### 3 河川施設

##### (1) 基本方針

災害により堤防、護岸等河川管理施設が損壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努めるとともに、内水排除に全力をつくす。

##### (2) 応急対策

ア 堤防、護岸の損壊等については、クラック等への雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニ

## 共通対策編

ールシート等で覆うとともに、速やかに復旧計画をたてて復旧する。

イ 樋門、排水機等の損壊については、故障、停電等により運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行うとともに、内水の排除に努める。

ウ 必要に応じて堤防、護岸、樋門、排水機等のパトロールを行い、損壊状況が市民に危害を与えるおそれが生じた場合、市民に情報提供を行うとともに、必要に応じて避難体制をとる。

### (3) 復旧計画

災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき災害の速やかな復旧を図り、公共の福祉を確保することとされている。については、県を経由して国へ災害の状況を報告し、国庫負担申請を行うとともに、災害査定を受ける前に着工する必要があるときは、事前に工法協議を行い、応急復旧を行う。

## 4 道路施設

### (1) 基本方針

ア 道路が被災した場合、各道路管理者の連携のもとに、災害の態様に応じて緊急に系統的な路線を決めて重点的に復旧工事を実施する。

イ 道路上の障害物を警察、消防機関、自衛隊、占用工作物管理者等の協力を得て除去し、交通路の確保に努める。

ウ 避難、救出、緊急物資の輸送、警察、消防などの活動に必要な路線は最優先して啓開、復旧にあたる。

### (2) 情報収集

被害を受けた道路及び交通状況等を速やかに把握するため、現地に職員を派遣し道路状況の情報収集を行うとともに、関係機関と密接な情報交換を行う。

### (3) 応急復旧活動

#### ア 応急対策

(ア) 復旧工法は、被災した施設の位置、大きさ、程度、重要度、地下埋設物などの状態によって種々様々な対応策を検討し、措置しなければならないが、通行の確保を第一とし、復旧作業の安全を期しながら緊急に作業を進め、通過重量や車両幅員などの制限を付しても速やかに復旧し、開放する。

(イ) 道路占有施設に被害が発生したときは、各施設管理者に通知して適切な対処を要請するものとするが、緊急のためそのいとまがないときは、通行の禁止、現場付近への立入禁止等住民の安全確保のために必要な措置を講じ、事後速やかに各施設管理者へ通報する。

イ 管理者は必要に応じて道路状況、橋梁等のパトロールを行い、被災状況が周辺住民に危害を与えるおそれが生じた場合、災害対策（警戒）本部を通じて市民に情報提供を行うとともに必要に応じて避難体制をとる。

#### ウ 復旧対策

復旧対策は、応急復旧に引き続き又は並行して、被災した施設の位置や状態、通行の重要度などを種々勘案の上、通行止めを避けながら順次本復旧を進める。

### (4) 重点路線

避難、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、緊急輸送路及び特に重要な避難路を重点路線と

して早期啓開等の応急対策を実施する。

(5) 道路占用施設管理者との連携

道路管理者及び水道、電気、電話等道路占用施設管理者は、所管以外の施設に被害が発生しているのを発見したときは、相互に通報を行い合うなど、互いに連携して迅速に応急対策が講じられるよう協力する。

5 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校、公園等の災害発生時の措置はおおむね次のとおり。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- イ 施設の緊急点検
- ウ 出火防止措置

(2) 個別事項

- ア 学校等にあつては、当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合これらの者に対する保護の措置
- イ 社会福祉施設にあつては、避難行動要支援者等の移動することが不可能又は困難な者の安全確保のために必要な措置。

第2款 電力施設

第1 方針

災害時における電力事業者の応急対策は、本計画による。

なお、電力施設の応急対策にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

第2 内容

【主な実施機関】 市（危機管理課）、電力事業者

1 実施責任者

災害時における停電等に関する電力施設の応急対策実施は、電力事業者が責任者であり、必要に応じて市は協力する。

2 情報の伝達・広報

電力事業者の施設、設備に被害が発生し、又は発生するおそれがあるとの状況を把握した場合は、その情報を直ちに電力事業者に伝達する。また、電気施設の被害状況、復旧見通し、事故防止措置等の市民生活の安定に密接に関係する事項については、的確かつ迅速な情報収集に努め、広報媒体を通じて市民に周知する。

3 応援の実施

## 共通対策編

電力事業者から応急対策及び復旧のための活動について、応援又は協力を求められたときは、災害対策活動に支障のない範囲においてできる限り応援又は協力をする。

### 4 ダム、せき等の管理

ダム、せき等の管理は、河川法に定めるところにより行う。なお、必要に応じてパトロールを行い、被災状況が周辺住民に危害を与えるおそれが生じた場合、災害対策（警戒）本部を通じて市民に情報提供を行うとともに必要に応じて避難体制をとる。

### 5 燃料電池自動車等の活用

市は、水素燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリット車などを「走る発電所」として、災害時の電源確保に積極的に活用する。

## 第3款 LPガス供給施設

### 第1 方針

地震等災害時におけるLPガス施設の応急対策は、本計画による。

なお、LPガス供給施設の応急対策にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

### 第2 内容

【主な実施機関】	市（危機管理課、管財課）、LPガス販売事業者、 （一社）徳島県エルピーガス協会
----------	--

#### 1 実施責任者

災害時におけるLPガス供給施設の応急対策実施は、LPガス販売事業者が責任者であり、必要に応じて市は協力する。

#### 2 災害時の緊急対応

##### (1) 火災発生の場合

LPガス販売事業者は、火災発見者から通報があった等の場合は、直ちに発火燃焼源を確かめ、周辺LPガス設備のバルブ閉止等により延焼防止に努める。

##### (2) 地震災害の場合

LPガス販売事業者は、地震によりLPガス設備が損壊又は転倒した場合は、LPガスによる災害の発生を防止するため、バルブ閉止等の措置を緊急に講じる。

#### 3 LPガス販売事業者、（一社）徳島県エルピーガス協会の措置

LPガス販売事業者は、事業所内及び供給先における災害発生の防止に努め、災害が発生したときは、県警察及び消防等関係機関に協力し、災害の鎮静に努め、災害が鎮静化した後は、全力で復旧に努める。また、LPガス販売事業者間の調整については、（一社）徳島県エルピーガス協会が行う。

(1) 広報活動

- ア 消費先に対し、ガス栓閉止等の広報をする。
- イ 消費先に対し、LPガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。

(2) LPガス供給施設の被害状況把握

(一社)徳島県エルピーガス協会の調整により、LPガス販売事業者は、安全点検を実施し、被害状況の把握に努める。

(3) 容器の回収（処分）

- ア 使用後廃棄された不要容器による二次災害を防止するため、回収に努める。
- イ 必要に応じて各種メディアを活用し、周知徹底する。

## 第4款 水道施設

### 第1 方針

災害時における水道施設の応急対策計画は、本計画による。

なお、水道施設の応急対策にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

### 第2 内容

【主な実施機関】 市（危機管理課、水道課、各支所）

#### 1 実施責任者

災害時における水道施設の応急対策実施は、市長が行う。

#### 2 応急方針

あらかじめ応急対策について計画を定めたうえで、災害発生時における飲料水の確保及び応急給水を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施する。

- (1) 取水施設、浄水場及び配水施設等の復旧にあたっては、早急な施設能力の回復に努める。
- (2) 管路の復旧は、幹線、給水拠点に至る路線を優先し、順次、配水調整を行って断水地域を減少しながら進める。

#### 3 応急対策手順

(1) 応急用資機材の確保

復旧に必要な資機材は、通常業務との関連において水道課が保有することが適当なものについては事前に確保しておくものとするが、不足する資機材は市の水道工事指定業者及び他市町村から調達する。

(2) 施設の点検

地震発生後、速やかに職員を派遣し、次により水道施設の被害状況を把握する。

- ア 配水施設及び給水拠点に指定された施設等の被害調査を各施設ごとに行う。
- イ 管路については、巡回点検を実施し、水圧状況、漏水、道路陥没等の状況を把握するほか、地上構造物の被害状況等について把握に努める。



## 共通対策編

ウ 次の管路については、優先的に点検する。

- (ア) 主要管路
- (イ) 給水拠点までの管路
- (ウ) 道路等公共土木施設を占有している管路
- (エ) 医療機関等重要施設までの管路

### (3) 応急措置

復旧するまでの間、次の応急措置を講ずる。

#### ア 配水施設

施設等に損壊の被害が生じた場合は、その状況に応じて取水、給水の停止又は減量を行う。

#### イ 管路

漏水等により道路陥没が生じるなど道路交通上危険なものについては、関係管路を断水するなどの措置を講じる。

#### ウ 給水装置

倒壊家屋、焼失家屋及び空き家の漏水は、仕切弁により閉栓する。

## 4 復旧対策

### (1) 取水、導水施設

取水、導水施設の損壊は、浄水機能に大きく影響するため、その復旧は最優先する。

### (2) 浄水施設

浄水施設の損壊のうち、浄水機能に影響を及ぼすものは、直ちに復旧する。

### (3) 管路

復旧にあたっては、被害の状況、被害箇所の重要度等を勘案し、給水拡大のために最も効果的な箇所から次により復旧活動を実施する。なお、資機材の調達、及び復旧の緊急度等を考慮し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧も実施する。

#### ア 送・配水管の優先順位

##### (ア) 第1次重要管路

送水管及び主要配水管など給水上特に重要な管路とする。

##### (イ) 第2次重要管路

第1次重要管路に準じて給水上重要な管路とする。

#### イ 給水装置の復旧

(ア) 公共土木施設内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して行う。

(イ) 一般住宅の給水装置の復旧は、修繕申込みがあったものから行うが、その際緊急度の高い医療施設等は優先して行う。

(ウ) 配水に支障を及ぼす給水装置の損壊については、(イ)の申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。

## 5 パトロールの実施及び市民への広報

必要に応じて水道施設のパトロールを行い、応急措置による復旧状況を確認する。また、適宜、市民に復旧状況等の情報提供を行う。

## 6 支援要請

応援復旧の実施に必要な人員、資機材等が不足する場合には、近隣市町や県に対して広域的な支援の要請を行う。

### 第5款 農業集落排水施設

#### 第1 方針

災害時における農業集落排水施設の応急対策は、本計画の定めるところによる。

なお、農業集落排水施設の応急対策にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

#### 第2 内容

【主な実施機関】 市（危機管理課、農林政策課）、県

##### 1 実施責任者

災害時における農業集落排水施設の応急対策実施は、市長が行う。

##### 2 復旧方針

被害が発生したときは主要施設から復旧を図る。復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、ます・取付管の復旧を行う。

##### 3 被害状況調査

地震災害の発生時に、管渠、ポンプ場及び処理場の各施設の被災状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。

##### 4 応急復旧

各施設の被害状況に基づく復旧計画を作成し、管渠及びポンプ場の被害に対しては、下水の排除に支障のないよう応急措置を講じ、処理場の被害に対しては、処理機能の回復を図るべく応急措置を講じる。なお、復旧にあたっては、道路管理者等との協同に配慮するとともに、災害時の確かな対応を図る。

- (1) 管渠緊急輸送路を地上巡視し、農業集落排水施設が起因する道路陥没等を早急に把握し損傷状況に応じた応急復旧を実施する。
- (2) 処理場・ポンプ場停電のため機能が停止した場合、ディーゼル発電機などの非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起らないよう対処する。各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。万一機能上重大な被害が発生した場合は、揚水機能の復旧を最優先する。また、並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と回復を図る。

## 共通対策編

### 5 支援要請

応急復旧の実施に必要な人員、資機材等が不足する場合には、近隣市町村や県に対して広域的な支援の要請を行う。

### 6 災害広報

各施設の被害状況及び復旧見込みについて、市民に広報し、農業集落排水に関する不安解消に努め、必要に応じて、応急復旧工事が完成するまで、水洗便所等の使用を中止するよう周知する。

## 第6款 通信設備

### 第1 方針

災害時における通信サービスは、公共機関の通信確保はもとより被災地域における通信の孤立を防ぎ、一般公衆通信を確保するため、電気通信設備の応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。

災害時における通信事業者の応急対策は、本計画による。

なお、通信設備の応急対策にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

### 第2 内容

【主な実施機関】	市（危機管理課）、通信事業者
----------	----------------

#### 1 実施責任者

災害時における通信設備の応急対策実施は、通信事業者が責任者であり、必要に応じて市は協力する。

#### 2 情報の伝達

通信設備に被害が発生し、又は発生するおそれがあるとの状況を把握した場合は、その情報を直ちに通信事業者に伝達する。また、通信施設の被害状況、復旧見通し事故防止措置等の市民生活の安定に密接に関係する事項については、的確かつ迅速な情報収集に努め、広報媒体を通じて市民に周知する。

#### 3 応援の実施

通信事業者から応急対策及び復旧のための活動について、応援又は協力を求められたときは、災害対策活動に支障のない範囲においてできる限り応援又は協力をする。

## 第7款 危険物施設

### 第1 火薬類

#### 1 方針

災害時における火薬類の保安対策は、本計画による。

なお、火薬類の保安対策にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

## 2 内容

【主な実施機関】 市（危機管理課）、県、県警察、火薬所有者又は占有者

### (1) 実施責任者

- ア 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者
- イ 知事
- ウ 警察本部長
- エ 市長

### (2) 応急措置

#### ア 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の措置

- (ア) 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これに移して見張人をつける。
- (イ) 通路が危険であるか又は搬送の余裕のない場合には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講ずる。
- (ウ) 火薬庫の入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、木部には防火の措置を講じ、必要に応じて付近住民に避難するよう警告する。
- (エ) 吸湿、変質、不発、半爆等のために著しく原性能若しくは原形を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄する。

#### イ 知事の措置

- (ア) 製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止を命ずる。
- (イ) 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- (ウ) 火薬類の所有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる。
- (エ) 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずる。

#### ウ 警察本部長の措置

災害が発生した場合は、直ちに現場に警察官を派遣して施設管理責任者等と緊密な連絡をとり、付近住民の避難誘導、被害者の救出、救護並びにその他必要な防災措置を実施する。

#### エ 市長の措置

施設管理責任者及び関係機関と緊密な連絡をとり立入検査を実施して災害の予防に努め、災害の発生のおそれがあるときは、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、関係者以外の者の退去を命じ、その区域への出入を禁止又は制限するとともに、区域内住民に対する避難、立退きの指示勧告又は救出、救護並びにその他必要な防災措置を実施するものとする。

## 第2 高圧ガス（LPガス供給施設を除く）

## 共通対策編

### 1 方針

高圧ガス施設の保安対策は、本計画による。

なお、高圧ガス施設の保安対策にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

### 2 内容

【主な実施機関】	市（危機管理課）、県、県警察、高圧ガス製造者等
----------	-------------------------

#### (1) 実施責任者

- ア 高圧ガス製造者等
- イ 知事
- ウ 警察本部長
- エ 市長

#### (2) 応急措置

##### ア 製造者等の措置

(ア) 直ちに事業所内における火気の取扱いを停止するとともに、製造施設等の異常の有無を点検する。

(イ) 高圧ガスの製造施設、販売施設、貯蔵所若しくは消費施設又は充てん容器等が危険な状態になったときは、直ちに以下の災害発生防止のための措置を講じる。

a 製造施設又は消費施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費の作業を中止し、緊急遮断弁の閉止等の応急の措置を行うとともに、製造又は消費設備内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。

b 販売施設、高圧ガス貯蔵所又は充てん容器等が危険な状態になったときは、直ちにバルブの閉止等の応急の措置を行うとともに、充てん容器等を安全な場所に移し、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。

c 充てん容器等が外傷又は火災を受けたときは、充てんされている高圧ガスを規定の方法により放出し、又はその充てん容器等とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。

(ウ) 製造施設等に被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、直ちに関係機関に通知する。

(エ) 必要な場合は、従業員及び付近住民に対し、危険状態にあることを周知し、退避するよう警告する。

##### イ 知事の措置

災害の発生の防止のため、緊急の必要があると認めるときは、次の措置を講ずるものとする。

(ア) 製造若しくは販売のための施設、高圧ガス貯蔵所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用の一時停止を命ずること。

(イ) 製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。

(ウ) 高圧ガス又はこれを充てんした容器の廃棄又は所在場所の変更を命ずること。

ウ 警察署長の措置

火薬類に対する措置と同様とする。

エ 市長の措置

火薬類に対する措置と同様とする。

### 第3 石油類及び薬品

#### 1 方針

石油類及び薬品の保安対策は、本計画による。

なお、石油類及び薬品施設の保安対策にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

#### 2 内容

【主な実施機関】 市（危機管理課）、みよし広域連合（消防本部）、  
施設の所有者及び管理者又は占有者

(1) 実施責任者

ア 施設の所有者及び管理者又は占有者

イ 市長

ウ 知事

(2) 応急措置

ア 施設の所有者及び管理者又は占有者の措置

(ア) 施設内の使用火は完全に消火するとともに、状況に応じて施設内の電源は、保安系路を除いて切断する。

(イ) 施設内における貯蔵施設の補強並びに付属施設の保護措置を実施するとともに、自然発火性物質に対する保安措置を強化する。

(ウ) 施設内の消火設備を点検し、その機能を確認する。

イ 知事又は市長の措置

(ア) 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者、関係機関と緊密な連絡をとり、立入禁止区域の設定をするとともに区域内市民に対する避難、立退きの指示、勧告をする。

(イ) 火災の防衛は、消防機関がその消防力を有機的に運用して実施し、特に火災の状況規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の派遣要請等他の機関の応援を受ける。

(ウ) 流出、転倒及び浮上したタンク等に対しては、使用の停止を命じ、危険物の排除作業を実施させる。

(エ) 漏油した場所その他危険区域は、ロープ等で区画し、係員を配置する。

## 共通対策編

### 第8款 農業用施設

#### 第1 方針

災害時における農業用施設の応急対策は、本計画による。

なお、農業用施設の応急対策にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

#### 第2 内容

【主な実施機関】	市（危機管理課、工務課、農林政策課、各支所）
----------	------------------------

##### 1 実施責任者

災害時における農業用施設の応急対策実施は、土地改良区、市及び県が連携して行う。

##### 2 農業用施設の応急措置

###### (1) 頭首工等

頭首工の余水吐、土砂吐や水路の余水吐、樋門等の保全について必要な措置をとるとともに、洪水の危険があるときは、洪水の流下を阻害しないよう所要の措置を講ずる。

###### (2) 用排水路

用排水路、河川等については、地震による護岸堤防のクラック、崩壊土等による通水断面の縮小等について点検し、水路の決壊防止に努める。なお、施設に損壊を認めた場合は、通常の通水に支障のない程度の応急復旧工事を実施する。

###### (3) 排水機場等

排水機場及び各樋門等については、緊急操作に支障をきたすことのないよう、原動機の点検、スピンドル等の防錆措置を実施するとともに、操作位置までの連絡道路を確保するなど所要の措置を講ずる。

###### (4) 排水ポンプ

ポンプ排水を実施している地域については、ポンプ場に浸水のおそれがあるときは、土のう等により浸水を防止し、ポンプ場の機能確保に努める。なお、ポンプ場の機能を失ったときは、移動用ポンプ等により内水の排除に努める。

###### (5) 農業用ため池

堤高1.5m未満の防災重点ため池（重要性を考慮し予め選定したもの）については震度5弱以上の地震が発生した場合、土地改良区及び水利組合等の農業用ため池管理者から施設の緊急点検結果報告がある。緊急点検の結果をため池防災支援システムにより速やかに報告するものとするが、これにより難しい場合は、県を通じて地方農政局等にメール、ファクシミリ等により速やかに報告する。また、危険が予想される場合は、関係機関とともに応急対策を行うほか、市民に避難情報の発令を行う。

###### (6) パトロールと市民への情報提供

管理者は必要に応じて農業用施設のパトロールを行い、被災状況が周辺住民に危害を与えるおそれが生じた場合、災害対策（警戒）本部を通じて市民に情報提供を行う。

## 第27節 教育対策

### 第1 方針

災害のため、平常の学校教育の実施が困難になった場合は、市教育委員会並びに各学校（小・中学校）及び幼稚園は緊密に連携し、関係機関の協力を得ながら児童・生徒の安全を図るとともに、早期の教育再開に努める。

学校施設の被災により通常の教育に支障をきたした場合の応急教育は、本計画による。

なお、応急教育にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

### 第2 内容

【主な実施機関】 市（危機管理課、学校教育課）

#### 1 実施責任者

災害時における教育対策については、市教育委員会が実施する。

#### 2 応急教育の実施

学校長は、あらかじめ災害を想定して応急教育の方法についての計画を定めて、応急教育の実施責任者に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底する。

災害が発生した場合には、応急教育の実施責任者は当該学校長と密接な連絡のもとに実施計画を定めて、これに基づき応急教育を行うとともに、学校教育活動の再開に向け、努力する。

##### (1) 臨時休校・休園の措置

学校長及び園長は、災害の状況に応じ、臨時休校・休園等必要な措置を講ずるものとする。この場合、あらかじめ定めた方法により保護者等へ連絡するとともに、その措置内容を教育委員会へ報告する。学校長及び園長から措置内容の報告を受けた教育委員会は、状況に応じて保護者等への連絡方法として音声告知端末等の活用を検討する。

##### (2) 教育施設の確保等

###### ア 施設の被害が軽微な場合

屋根瓦の被害、窓ガラスの破損等で直ちに復旧しないと授業に差し支える場合は、国庫負担事業の認定を待つことなく、速やかに復旧を行う。

###### イ 施設の被害が相当に甚大な場合

残存の安全な教室の使用又は特別教室、屋内体育施設等を転用し、授業を行う。

###### ウ 施設の使用が全面的に不可能な場合

近隣の安全な学校（園）や遊休施設の利用、又は用地の確保が可能な場合は、仮設教室の建設等の方法により、授業を再開する。

##### (3) 児童生徒等の安全確保

ア 児童生徒等の所在及び通学路の安全確認を行うものとする。

イ 応急教育を行う場所の選定に当たっては、児童生徒等の安全確保に努めなければならない。

ウ 精神的又は心理的ストレスを受けた児童生徒等に対してカウンセリング等心のケアを行う。



## 共通対策編

### (4) 教職員の確保対策

災害に伴い教職員に欠員が生じた場合で、学校内において対応ができないときは、隣接学校から応援させ、なお不足する場合は、地域人材から教職員退職者又は臨時任用経験者などの応急教育に従事できる人材を確保する。

### (5) 児童生徒の転入学措置

被災地域の児童生徒が転入学を希望した場合には、受入れ可能な学校において、受入れ手続き等を可能な限り弾力的に取扱い、転入学を円滑に行うものとする。

### (6) 学校給食対策

ア 施設設備の被害状況を把握し、教育施設と並行して復旧のための応急対策をたて、学校給食の早期開始に努める。

イ 災害の状況によっては、学校給食の一時中止又は簡易給食への変更を行う。

ウ 災害発生後、授業及び学校給食が実施されるときは、学校長は教育委員会と協議しながら、学校給食に必要な要員の確保、施設設備の稼働に必要な措置、及び給食に必要な物資の調達に努める。

エ 学校給食に必要な物資は、県学校給食会の保管する物資の特別配送の依頼、一般救援物資の利用等により確保を図る。

### (7) 学用品の調達及び支給

ア 調達及び支給の方法

#### (ア) 教科書

a 各学校の学年別、使用教科書ごとにその数量を調査して県に報告し、その指示に基づいて教科書供給書店等に連絡してその供給を求め、又は市内の学校及び他市町村に対し使用済みの古書の供与を依頼する。

b aによってもなお不足する場合は、県に対して調達供与を依頼する。

#### (イ) 学用品

a 災害救助法の適用を受けた場合

(a) 教育委員会が学校長からの必要数の報告を受けてとりまとめて県に報告の上、原則として県が一括購入し、必要とする児童・生徒へ市を通じて支給する。

(b) 文房具、通学用品等を救援物資によって支給できる場合は、重複して購入することを要しない。

(c) 知事が職権を市長、教育委員会又は学校長に委任した場合は、それぞれが県と協力して調達から支給までを実施する。

b その他の場合

(a) 教育委員会が学校長からの必要数の報告を受けてとりまとめ、市において調達の上、支給するものとする。

(b) aによってもなお不足する場合は、県に対して調達供与を依頼する。

イ 支給対象

災害により住居の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水その他により、就学上欠くことのできない学用品等をそう失又はき損し、直ちに入手できない状態にある児童・生徒に対して必要最小限の学用品を支給する。

ウ 支給品目

(ア) 教科書

教科書、教材

(イ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、画筆、画用紙、下敷き、定規等

(ウ) 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

エ 支給期間

災害発生時から教科書は1ヵ月以内、その他のものについては15日以内に支給を完了する。ただし、交通、通信等の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事の承認を受けて必要な期間を延長する。

オ 費用の限度

教科書は支給する教科書の実費とし、文房具と通学用品は災害救助法細則で定める直近の改定額とする。

(8) 就学援助費の支給等

ア 対象者

災害救助法が適用される等の著しい災害により、新たに経済的理由によって就学困難となった園児・児童・生徒に対し、就学援助費の支給等を行い、就学の保障を図る。

イ 就学援助費の支給

(ア) 対象となる児童・生徒に対して、速やかに就学援助費（学用品費等、医療費、給食費）を支給する。

(イ) すでに準要保護に認定された児童生徒が学用品等を消失した場合は、速やかに就学援助費を再支給する。

ウ 市立幼稚園の保育料等の免除

市立幼稚園に在園する対象となる園児については、災害発生後の保育料を免除する。

## 第28節 土砂災害応急対策

### 第1 方針

気象情報及び土砂災害に関する情報収集、避難情報の発令並びに応急対策は本計画による。  
なお、土砂災害応急対策にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

### 第2 内容

【主な実施機関】	市（危機管理課、管財課、工務課、農林政策課、各支所）
----------	----------------------------

#### 1 非常体制の確立

- (1) 気象情報及び土砂災害警戒情報等により、災害発生のおそれがある場合には適切な非常体制を確立する。
- (2) 非常体制を確立したときは、おおむね次に掲げる事項を行う。
  - ア 気象警報発表等の広報及び警戒等の周知
  - イ 土砂災害のおそれがある地域に対する警戒
  - ウ 必要により、避難情報を発令
  - エ 土砂災害に対する応急対策の実施
  - オ その他、必要と認める事項

#### 2 土砂災害のおそれがある地域の情報収集

- (1) 土砂災害のおそれがあるときは、当該地域について情報収集を行う。
- (2) 情報の内容は、土砂災害の前兆現象や発生状況及び市民の安否状況等とする。
- (3) 前兆現象

土砂災害から生命を守るため、危険区域内の市民は次のような前兆現象が認められた場合は、自主的に避難を心がけるものとする。また、災害対策（警戒）本部は大雨、豪雨、その他の異常な自然現象により、ある程度の危険性を確認したときは、危険区域内の市民に注意喚起し、必要に応じて避難情報を発令する。

- ア 山鳴りがする場合
- イ 溪流の流水が急激に濁りだした場合や流木等が混ざりはじめた場合
- ウ 降雨が続いているにもかかわらず、溪流の水位が急激に減少しはじめた場合
- エ 斜面から水が噴き出してきた場合
- オ 沢や井戸の水が濁ってきた場合
- カ 地面にひび割れができた場合
- キ 崖から小石がバラバラ落ちてきた場合

#### 3 土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報

- (1) 緊急調査

重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づき、国土交通省四国地方整備

局及び県が次のとおり緊急調査を行う。

ア 国土交通省が実施するもの

(ア) 河道閉塞（天然ダム）による湛水を発生原因とする土石流

- a 河道閉塞（天然ダム）の高さが概ね20m以上ある場合
- b 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合

(イ) 河道閉塞（天然ダム）による湛水

- a 河道閉塞（天然ダム）の高さが概ね20m以上ある場合
- b 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合

イ 県が実施するもの

(ア) 地すべり

- a 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は被害が広がりつつある場合
- b 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合

(2) 土砂災害緊急情報（土砂災害防止法第31条）

国土交通省四国地方整備局及び県は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係市町村へ通知するとともに一般住民に周知する。なお、国土交通省四国地方整備局が緊急調査を行ったものについては県に対しても土砂災害緊急情報が通知される。

#### 4 避難情報の発令及び伝達

(1) 避難情報の発令基準

自然現象である土砂災害を的確に予測することは困難であるため、避難情報の発令に際しては、土砂災害警戒情報のみで判断するのではなく、気象情報や降雨の状況、前兆現象、住民からの情報提供やパトロール等による現地の状況、近隣地域の災害発生情報等の幅広い情報を把握し、総合的に判断する。

(2) 避難情報の伝達

災害対策（警戒）本部は、(1)の総合的判断に基づいて避難勧告等を発令する場合は、土砂災害防止法第7条の規定に基づき、市民及び土砂災害警戒区域内にある高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に要配慮者が利用する施設に対し、関係機関と連携して迅速かつ確実な情報伝達を行う。特に避難行動要支援者については、避難に時間を要することが予想されるため、関係機関や地域の自主防災組織等と連携し、情報伝達とともに避難支援活動を行う。

#### 5 避難所等の開設

(1) 避難情報の発令をした地域ごとに、最寄りの安全な避難所等を開設する。

(2) 避難者の誘導は必要に応じて、職員、警察官、消防職員及び消防団員が行うが、状況により自主防災組織等に協力を求め、要配慮者等を優先して誘導する。

#### 6 広報の方法

(1) 音声告知端末による広報

(2) ホームページによる広報

(3) 防災行政無線による広報

## 共通対策編

- (4) 報道機関による広報
- (5) 職員等の口頭による広報
- (6) 広報車による広報
- (7) 緊急速報メール等による広報

## 第4章 災害復旧・復興

### 第1節 復旧・復興の基本方針

被災地域の再建を行うために、被災の状況、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、県等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的な計画復興のいずれにするかを検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

あわせて、復旧・復興の基本方向を定める。災害復旧・復興の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

また、県及び市は、南海トラフ巨大地震などに被災しても、迅速かつ円滑に復旧・復興できるよう、あらかじめ復旧・復興の手順を理解するとともに、震災復興体制を構築するなど、「徳島県復興指針」に基づき、平時からの「準備」や「実践」である「事前復興」に積極的に取り組む。

## 第2節 公共施設の災害復旧事業

### 第1 方針

被災した公共施設の災害復旧は、原形復旧にあわせて再度の災害発生を防止するために、必要な施設を可能な限り改良復旧又は新設する事業計画をたてる。

### 第2 内容

【主な実施機関】	市
----------	---

#### 1 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
  - ア 河川
  - イ 砂防設備
  - ウ 林地荒廃防止施設
  - エ 地すべり防止施設
  - オ 急傾斜地崩壊防止施設
  - カ 道路
  - キ 農業集落排水
  - ク 公園の各施設
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
  - ア 農地農業用施設
  - イ 林業用施設
  - ウ 共同利用施設の各施設
- (3) 教育施設災害復旧事業
- (4) 水道施設災害復旧事業
- (5) 内閣府及び厚生労働省所管補助施設災害復旧事業
- (6) 都市施設災害復旧事業
- (7) 住宅災害復旧事業
- (8) 社会福祉施設災害復旧事業
- (9) 官庁建物等災害復旧事業
- (10) その他の公共施設災害復旧事業

### 第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

#### 第1 方針

災害復旧事業は、知事及び市長の報告、資料の提出及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、速やかに災害復旧に必要な財政需要額を把握し財源確保に努める。

#### 第2 内容

【主な実施機関】 市

法令等又は予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」に基づき援助される事業は、次のとおりである。

##### 1 法律により一部負担又は補助するもの

（国が財政の援助を行う主な法令等及び対象事業）

法 令 等		補助等を受ける事業
1	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、海岸、道路、漁港等の復旧事業
2	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
3	公営住宅法	公営住宅及び共同施設の復旧
4	土地区画整理法	災害により特別に施行される土地区画整理
5	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症予防事業等
6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理に係る費用
7	予防接種法	臨時に行う予防接種
8	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	街路等の都市施設の復旧
9	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、漁港施設、共同利用施設の復旧事業
10	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	被災した農林水産業者の経営支援
11	上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	上水道施設並びに簡易水道施設及び飲料水供給施設を原形に復旧する事業並びに応急的に施設を設置する事業
12	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律	集団移転促進事業



2 激甚災害に係る財政援助事業及び措置

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法)

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
ア 公共土木施設災害復旧事業
イ 公共土木施設災害関連事業
ウ 公立学校施設災害復旧事業
エ 公営住宅等災害復旧事業
オ 生活保護施設災害復旧事業
カ 児童福祉施設災害復旧事業
キ 老人福祉施設災害復旧事業
ク 障害者支援施設等災害復旧事業
ケ 婦人保護施設災害復旧事業
コ 感染症医療機関災害復旧事業
サ 感染症予防事業
シ 堆積土砂排除事業（公共施設区域内、公共施設区域外）
ス 湛水排除事業
(2) 農林水産業に関する特別の助成
ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
エ 天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
キ 森林災害復旧事業に対する補助
(3) 中小企業に対する特別の助成
ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
イ 事業共同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
(4) その他の財政援助措置及び助成
ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
エ 母子寡婦福祉資金に関する国の貸し付けの特例
オ 水防資機材費の補助の特例
カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
ク 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

## 第4節 被災者の生活再建等の支援

### 第1 方針

災害時には、多数の人々の生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊する等大きな痛手を被ることが予想される。このため、自立的生活再建の支援に関する各種措置を講ずることにより住民の自力復興等を促進し、もって生活安定の早期回復を図る。

被災者が、個々の課題に適した支援制度を活用し、早期の生活再建に取り組むことができるよう、庁内の関係部局や民間団体（社会福祉協議会、士業団体、NPO等）と連携し、平時から、災害時における民間団体との連携・支援のあり方について検討するとともに、被災者の状況・ニーズについての情報集約や、一元的な相談窓口の設置・運営等、迅速な支援ができる体制の構築に努める。

また、被災者の生活復興支援について、必要に応じて災害ケースマネジメントの手法を活用して行うこととし、関係機関が相互に連携した災害ケースマネジメントの実施体制を構築する。

### 第2 内容

#### 1 調査等に関する説明

【主な実施機関】	市（危機管理課、税務課、工務課、管理課、各支所）、県
----------	----------------------------

被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に説明する。

#### 2 被災者生活再建支援金の支給

【主な実施機関】	市（危機管理課、税務課、地域福祉課、各支所）
----------	------------------------

「被災者生活再建支援法」による「被災者生活再建支援金」は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用することにより、被災者の生活安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。「被災者生活再建支援法」が適用となった際は、被災者等からの相談を受け、遅滞なく、当該支援金交付の添付書類である、罹災証明書等の交付に努める。

#### 3 災害弔慰金等の支給、災害援護資金の貸付

【主な実施機関】	市（危機管理課、地域福祉課、各支所）
----------	--------------------

災害弔慰金等の支給に関する法律（昭和48年法律第82号）及び三好市災害弔慰金の支給等

## 共通対策編

に関する条例（平成18年三好市条例第113号）の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸し付けを行う。

### 4 雇用機会及び労働条件の確保

【主な実施機関】 市（危機管理課、商工政策課、各支所）、県

災害により離職を余儀なくされた被災者の就職の紹介については、県が公共職業安定所を通じて速やかに職業の確保を図ることとしていることから、被害を受けた市民が、その痛手から早急に再起更正できるよう、次により被災者の雇用機会及び労働条件の確保に努める。

#### (1) 生活相談窓口の活用

災害復興の際に開設する、生活相談窓口において、離職者のための相談業務を行うとともに、離職者の状況を把握する。

#### (2) 県への要請等

災害復興の際に把握した離職者の状況について県に報告するとともに、必要と認められる場合は県に対し次の事項を要請する。

ア 被災者のための公共職業安定所の臨時窓口の市内への設置

イ 公共職業安定所へ出向くことが困難な地域における公共職業安定所の臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

### 5 租税の徴収猶予及び減免等

【主な実施機関】 市（税務課、保険医務課）

災害により被害を受けた納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）及び三好市税条例（平成18年三好市条例第76号）により、市税の納税緩和措置として、徴収猶予、期限の延長、減免等、災害の状況に応じて適切な措置を講ずる。

なお、災害により被害を受けた国民健康保険税の納税義務者については、三好市国民健康保険税条例（平成18年三好市条例第82号）により、市税の納税緩和措置として、減免等、災害の状況に応じて適切な措置を講ずる。

### 6 被災者等への融資

【主な実施機関】 市（地域福祉課、商工政策課、農業振興課、林業振興課）、三好市社会福祉協議会、金融機関

#### (1) 生活福祉資金（三好市社会福祉協議会）

災害により被害を受けた者（低所得者）に対して資金の貸し付けを行い、被災者の早期立ち直りを図り、あわせて生活の安定化を促進する。

(2) 災害復興住宅融資（最寄りの住宅金融支援機構の業務取扱金融機関）

自然災害により住宅の被害を受けた者に対し、（独）住宅金融支援機構が指定した災害について、住宅復旧のための補修並びに住宅の建設、購入に要する資金の貸し付けを行う。

(3) 災害対策資金（金融機関及び徳島県信用保証協会）

災害により被害を受けた中小企業等に対し再建を促進し、生産力の維持と経営の安定を図るため、金融機関の融資ならびに信用保証協会による融資の保証を行う。

(4) 農林業関係融資

災害により被害を受けた農林漁業者等に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持と経営の安定を図るため、各種融資を行う。

ア 日本政策金融公庫資金

- (ア) 農業基盤整備資金
- (イ) 林業基盤整備資金
- (ウ) 農林漁業施設資金
- (エ) 農林漁業セーフティネット資金

イ 農業近代化資金

ウ 天災資金

エ 県単林漁業災害対策特別資金

(5) 勤労者ライフサイクル資金（四国労働金庫）

災害により被害を受けた勤労者に対し、四国労働金庫が資金の貸し付けし、被災者の生活の安定化を図る

## 7 生活相談

【主な実施機関】 市（危機管理課、地域福祉課、商工政策課、各支所）

災害により被害を受けた市民が速やかに再起更生を図るために相談窓口を開設し、迅速かつ正確な相談業務が行われるよう努める。なお、相談窓口においては、職業斡旋、弔慰金等の支給、住宅資金等各種資金の貸付など被災者の生活安定のための生活相談を行う。

## 8 安否情報の提供

【主な実施機関】 市（危機管理課、総務課、市民課、地域福祉課、各支所）

被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報の回答に努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力し、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受

## 共通対策編

け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

### 9 罹災証明の交付

【主な実施機関】	市（危機管理課、税務課、各支所）
----------	------------------

被災建築物の応急危険度判定調査等の結果に基づいて、被災者に罹災証明書の申請手続き等を周知するとともに、住家の被害程度等を証明する罹災証明書を交付する。

#### (1) 体制の整備

ア 災害時に罹災証明書の交付が遅延なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

イ 効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討に努める。

#### (2) 災害時の対応

ア 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

イ 罹災証明書の交付について、体制・資機材の不足が見込まれる場合には、県に対し必要な支援を要請する。

### 10 被災者台帳の作成・利用

【主な実施機関】	市（危機管理課、税務課、環境福祉部、各支所）
----------	------------------------

個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を必要に応じて作成し、被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

なお、県が災害救助法に基づく被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成するにあたり、県へ被災者に関する情報を要請することができる。

### 11 資金の安定供給体制の構築

【主な実施機関】	市（総務課、財政課、会計課）
----------	----------------

財務会計システム等が機能しなくなった場合においても、公金の支払事務に支障が生じないよう、あらかじめシステムのクラウド化、金融機関への支払データ送信手段の多重化、手処理での支払事務マニュアルの策定などの対策に努める。また、被災者生活再建支援金、災害弔慰金等の支給、被災者等への各種融資が円滑に実施されるよう、指定金融機関、関係団体と連携し、公金を含む資金の安定供給体制の構築に努める。

## 第5節 計画的復興

### 第1 方針

著しい被害を受けた被災地域の市民の一日も早い生活の安定と速やかな復興を総合的に推進するため、震災復興体制を整備するとともに、その基本となる復興計画を迅速に定める。

### 第2 内容

【主な実施機関】	市
----------	---

#### 1 復興計画の策定に係る庁内組織の設置

復興に関わる総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、復興に関する事務等を行う組織を設置する。当該組織では、地域経済や市民の豊かで幸せな生活等多角的視点から検討し、復興計画の策定を行う。

#### 2 被災状況の把握

都市基盤施策等の復旧、住宅の復興、生活再建支援など多岐にわたる復興対策を迅速・的確に行うために、被災状況に関する正確な情報の収集を行い、それに基づいて各分野の対策を計画・実施する。

##### (1) 建築物の被害状況に関する調査

応急復旧対策、復興対策を効果的に行うために、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被害状況の調査を行い、その結果を整理して県に報告する。

##### (2) 都市基盤復興に係る調査

###### ア 公共用地等の被害状況調査

応急仮設住宅用地となる公共用地等の被害状況を調査する。

###### イ その他の都市基盤復興に係る調査

都市基盤に係る施設等の被害調査や、災害廃棄物の状況について調査する。

##### (3) 住宅の復興対策に関する調査

住宅の復興対策を効果的に行うために、応急仮設住宅等の入居状況を仮設住宅の種類別、立地場所別に整理して県に報告する。

##### (4) 生活再建支援に係る調査

###### ア 住家被害状況調査

災害見舞金等を支給するために必要な罹災証明を発行するため、「全壊、焼失、半壊建物数及びデータ」等を基に、罹災証明の根拠となる住家の被害状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については補足調査を行う。

###### イ 震災離職者に係る調査

雇用対策のため、地域経済の被災状況を把握するとともに、被災離職者の調査を行い、離職者の特性等について把握する。

###### ウ その他生活再建に係る調査

要配慮者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、社会福祉施設

の被害・復旧状況、社会教育施設等の被害状況等、その他の生活再建に必要となる被災状況について調査する。

(5) 地域経済復興支援に係る調査

被災地全体の概要の把握に努め、特に中小企業の工場や商店街の商店等の被害状況等は、生活再建支援策と密接に関係するため、可能な限り綿密に調査を行う。

ア 事業所等の被害調査

震災直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別、規模別被害額や工場、商店、農地・農林水産業施設等の被害について調査する。

イ 地域経済影響調査

災害基盤施設の被害状況や事業者の物的被害状況、事業停止期間の把握、取引状況の調査等を行い、地域経済への影響を把握する。

(6) 復興の進捗状況モニタリング

復興対策は長期にわたり、その進捗状況は発災から経過した時間や地域によって異なる。このため、住宅、都市基盤、地域経済などの復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等を復興状態等に応じて的確に調査し、必要に応じて復興対策や復興事業を修正する。

### 3 復興計画の策定

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は、高度かつ複雑な大規模事業になることから、これを速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくため、復興計画の策定が必要となる。復興計画を策定する際には、(1)復興の基本方針の策定、(2)復興計画の策定というステップを経て行う。

(1) 復興の基本方針の策定

社会が一体となって、効果的に復興事業を進めていくためには、復興に関わる全ての人が市のあるべき姿を共有することが必要となる。そこで、一日でも早い復興に向け、その基本的な理念及び緊急かつ重点的に取り組む事項などを基本方針として速やかに示す。

(2) 復興計画の策定

基本方針に基づき、復興の具体的な取組や事業をまとめた復興計画を策定し、復興に向けたロードマップを示す。復興計画の策定に当たっては、各専門分野における学識経験者など様々な意見を反映させる。また、復興施策や復興事業は広範な分野にわたり、内容も複雑多岐に及ぶため、多くの復興施策や復興事業の優先順位を明確化するとともに、各分野との計画の整合性にも配慮する。

具体的には、復興計画において規定する事項は次のとおり。

ア 復興に関する基本理念

イ 復興の基本目標

ウ 復興の方向性

エ 復興の計画期間

オ 復興計画の対象地域

カ 分野別の復興施策

(7) 環境・生活・衛生・廃棄物



## 共通対策編

- (イ) 保健・医療・福祉
  - (ウ) 経済・商工・観光・労働
  - (エ) 農業・林業・水産業
  - (オ) 公共土木施設
  - (カ) 教育
  - (キ) 防災・安全・安心
- キ 復興に関する行財政運営

### 4 防災のまちづくり

- (1) 復興のために市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、防災まちづくりに市民のコンセンサスを得て、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新に努める。また、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の木野を活機能用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。
- (2) 被災地の復興計画の作成に際しては、地域コミュニティが物心両面にわたり復興に大きな役割を果たすことが考えられる。そのため、復興の際は、地域コミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮するとともに、復旧復興のあらゆる場に女性や障がい者、高齢者等の要配慮者の参画促進に努める。
- (3) 市は防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

# 地震災害対策（南海トラフ地震対策）編

## 第1章 総則

### 第1節 本編の性格

本編は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第5条の推進計画に関する記述も含まれており、本編で定めのない事項については「共通対策編」による。

## 第2節 地震の想定等

### 第1 方針

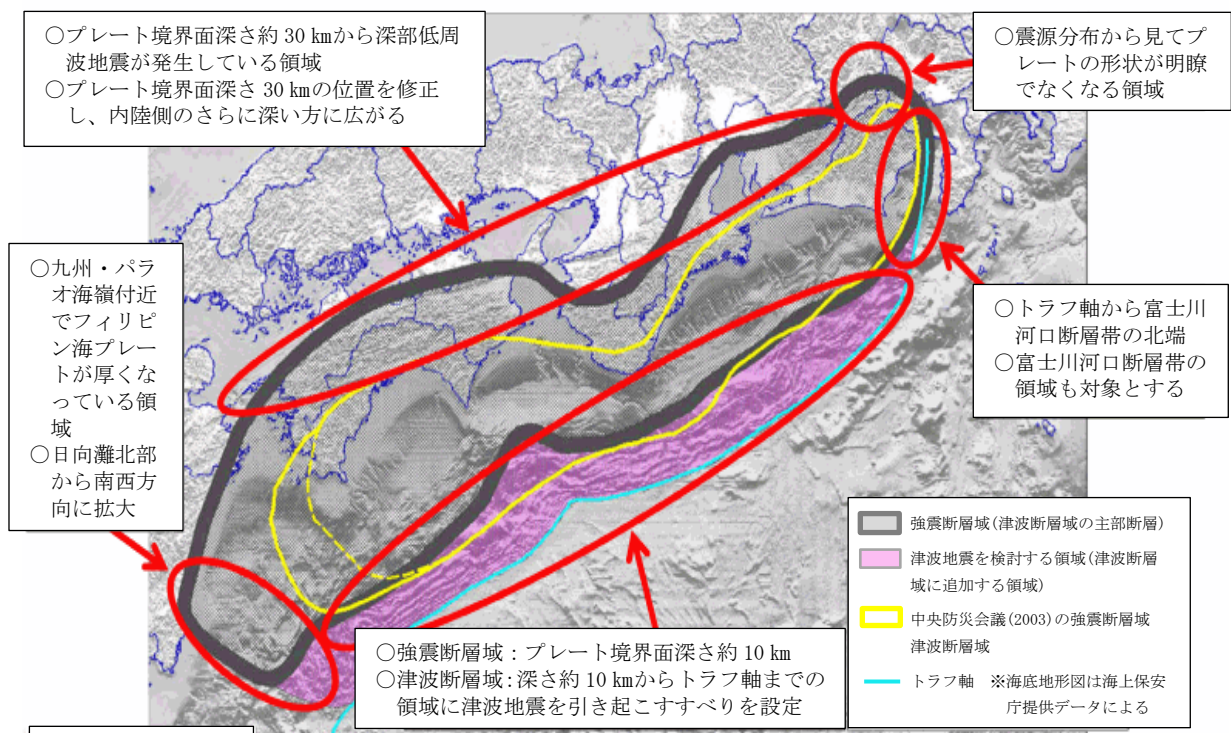
本篇の地震対策は、徳島県が作成した次の想定等を基本として実施する。これらの想定は、現時点での最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの地震を推計したもので、この最大クラスの地震への対応を目指す必要があることから作成されたものである。

- 1 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）（平成25年7月31日公表）
- 2 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）（平成25年11月25日公表）

### 第2 想定等の内容

#### 1 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）（平成25年7月31日公表）

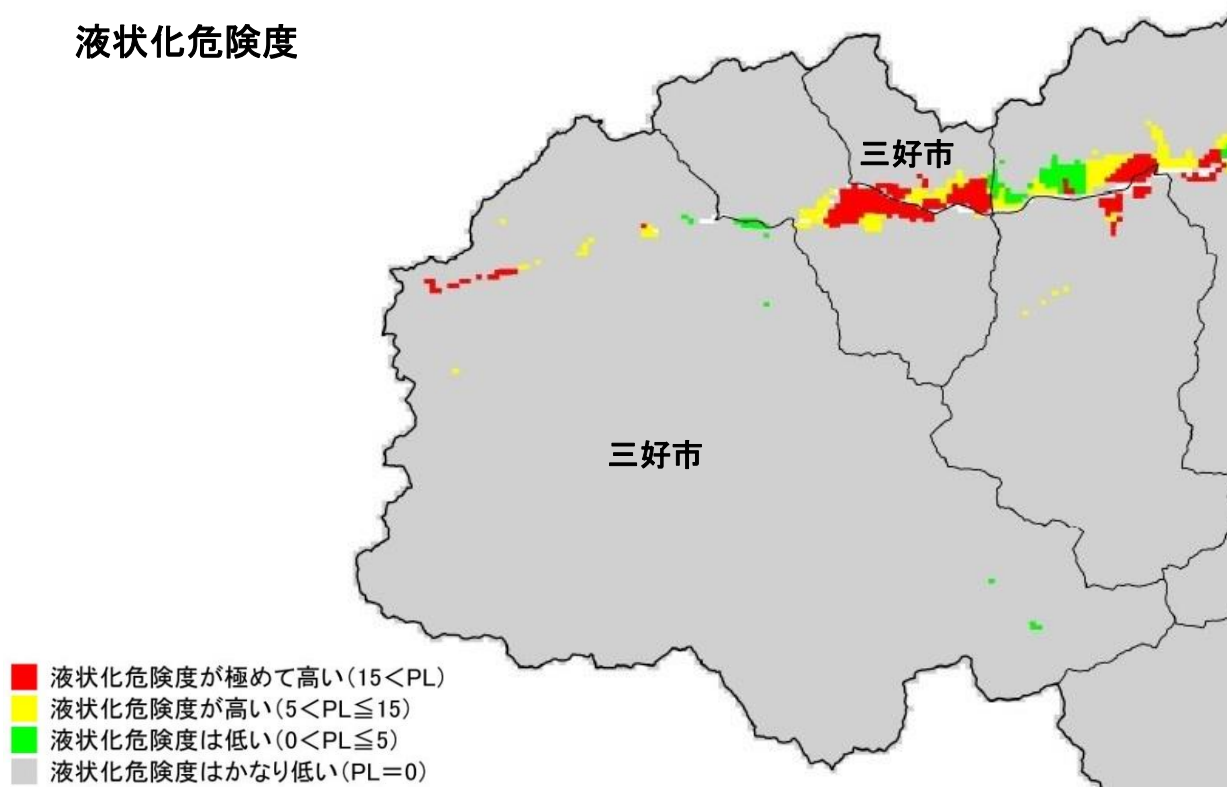
平成24年8月29日に国が公表した「南海トラフの巨大地震の震源モデル（M9.1）」をもとに「震度分布」、「液状化危険度」、「建物被害」、「人的被害」などを算出している。



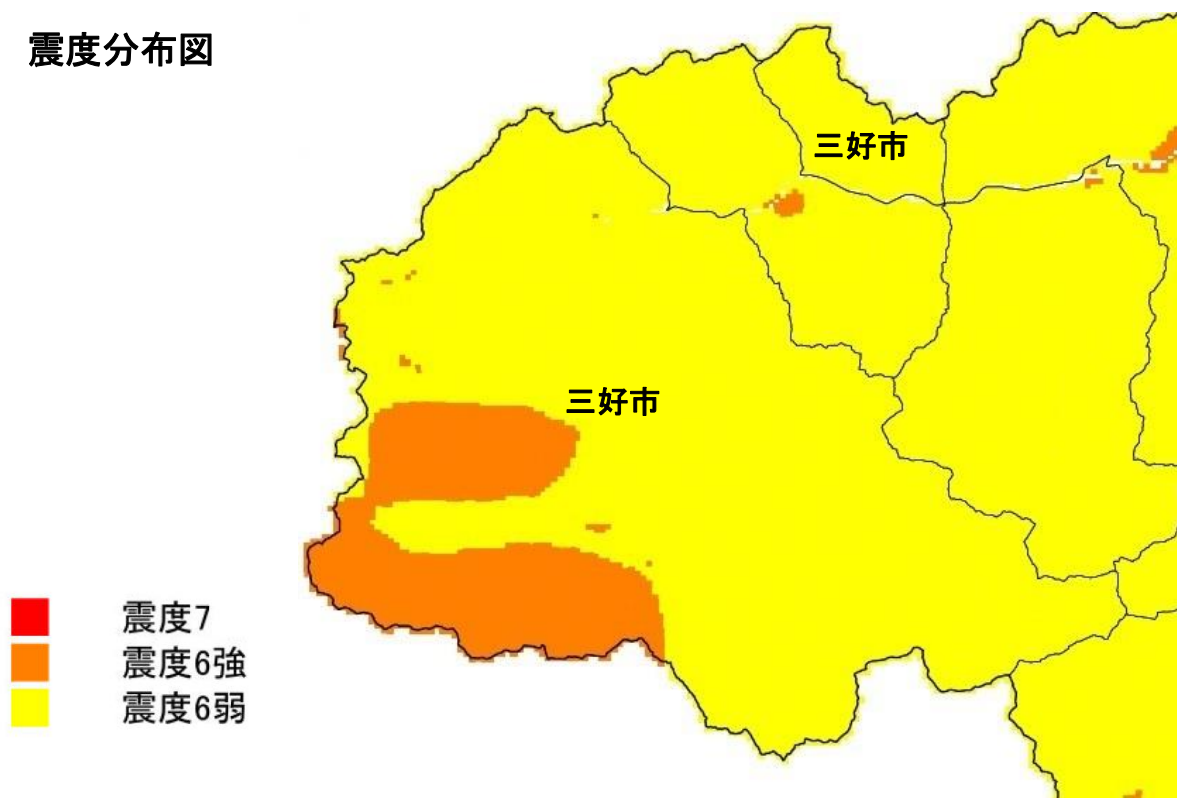
地震規模(確定値)

	南海トラフの巨大地震(強震断層域)	南海トラフの巨大地震(津波断層域)	参考			
			2011年 東北地方太平洋沖地震	2004年 スマトラ島沖地震	2010年 チリ中部地震	中央防災会議(2003) 強震断層域
面積	約11万K㎡	約14万K㎡	約10万K㎡ (約500km×約200km)	約18万K㎡ (約1200km×約150km)	約6万K㎡ (約400km×約140km)	約6.1万K㎡
モーメント マグニチュード Mw	9.0	9.1	9.0 (気象庁)	9.1(Ammon et al.2005) [9.0(理科年表)]	8.7(Pulido et al in press) [8.8(理科年表)]	8.7

## 液状化危険度



## 震度分布図



### 【留意事項】

- ・「震度分布図」は徳島県内における震度分布の広がりを表すものとして、県内を250mメッシュに区分した平均的な地番データに基づき推計したものです。
- ・「震度分布図」では、同一の震度と表されている区域のなかでも、地質の条件により、異なる震度となる場合もあります。

地震災害対策（南海トラフ地震対策）編

ア 死者数

(単位：人)

時刻	揺れ		急傾斜		津波		火災		ブロック塀、自動販売機転倒、屋外落下物		合計	
	県	三好市	県	三好市	県	三好市	県	三好市	県	三好市	県	三好市
冬深夜	3,900	30	30	※	26,900	0	470	※	0	0	31,300	30
夏12時	2,400	20	20	※	21,800	0	570	※	10	※	24,800	20
冬18時	2,800	20	20	※	20,900	0	920	※	30	※	24,700	20

(1)※は、若干数を表す。

(2)市の数値はある程度幅を持って見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

イ 負傷者数

(単位：人)

時刻	揺れ		急傾斜		津波		火災		ブロック塀、自動販売機転倒、屋外落下物		合計	
	県	三好市	県	三好市	県	三好市	県	三好市	県	三好市	県	三好市
冬深夜	18,300	490	40	※	310	0	800	※	0	0	19,400	500
夏12時	13,100	310	30	※	40	0	1,100	※	520	10	14,800	320
冬18時	13,600	340	30	※	50	0	1,400	※	1,100	30	16,200	380

(1)※は、若干数を表す。

(2)市の数値はある程度幅を持って見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

ウ 建物全壊・消失棟数

(単位：棟)

時刻	揺れ		液状化		急傾斜地		津波		火災		合計	
	県	三好市	県	三好市	県	三好市	県	三好市	県	三好市	県	三好市
冬深夜									5,500	※	109,600	510
夏12時	60,900	450	540	※	360	50	42,300	0	9,300	※	113,400	510
冬18時									12,300	※	116,400	510

(1)※は、若干数を表す。

(2)市の数値はある程度幅を持って見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

## エ 建物半壊棟数

(単位：棟)

揺れ		液状化		急傾斜地		津波		火災		合計	
県	三好市	県	三好市	県	三好市	県	三好市	県	三好市	県	三好市
51,000	2,600	10,500	140	590	100	21,200	0	-	-	83,000	2,800

(1)※は、若干数を表す。

(2)市の数値はある程度幅を持って見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

## 2 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）（平成25年11月25日公表）

平成25年7月31日に公表した第一次（人的・建物被害）想定を踏まえ、南海トラフの巨大地震が発生したときの「ライフライン被害・交通施設被害・生活支障等」を公表した。

## (1) ライフライン被害の結果

## ア 上水道

市町村名等	給水人口(人)	復旧対象給水人口(人)	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後		津波全壊人口(人)
			断水率(%)	断水人口(人)	断水率(%)	断水人口(人)	断水率(%)	断水人口(人)	断水率(%)	断水人口(人)	
県全体	749,300	633,900	92	689,000	73	547,700	56	417,800	22	165,500	115,400
三好市	24,200	24,200	68	16,400	38	9,100	22	5,200	3	680	0

(1)断水率=(管路・浄水場等被害による断水人口+津波全壊による断水人口)/全給水人口

(2)復旧対象給水人口は、津波浸水により建物全壊した需要家数に相当する人口を除く。

(3)数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある。

## イ 電力

市町村名等	代表震度	電灯軒数(軒)	復旧対象電灯軒数(軒)	直後		1日後		津波全壊相当電灯軒数(軒)
				停電率(%)	停電軒数(軒)	停電率(%)	停電軒数(軒)	
県全体	—	415,300	351,900	98	408,900	72	300,400	63,400
三好市	5.98	19,100	19,100	91	17,400	46	8,900	0

(1)停電率=(需給バランス等に起因した停電軒数+津波全壊による停電軒数)/全電灯軒数

(2)復旧対象電灯軒数は、津波浸水により建物全壊した需要家数に相当する電灯軒数を除く。

## 地震災害対策（南海トラフ地震対策）編

(3) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある。

### ウ 通信

#### (ア) 固定電話

市町村名等	回線数	復旧対象回線数	直後		1日後		津波全壊相当回線数
			不通率(%)	不通回線数	不通率(%)	不通回線数	
県全体	215,800	184,600	98	212,500	75	162,000	31,200
三好市	13,700	13,700	91	12,500	46	6,400	0

(1) 不通率=(停電に起因した不通回線数又は電線等被害による不通回線数+津波全壊による不通回線数)/全回線数

(2) 復旧対象回線数は、津波浸水により建物が全壊した需要家に相当する回線数を除く。

(3) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある。

#### (イ) 携帯電話〔徳島県全域〕

東日本大震災では、発災直後は基地局等の倒壊・流失などによる停波基地局が相当数発生し、1日後にはバッテリーや自家用発電機の燃料等の枯渇により停波する基地局がさらに増加した。その後、電力の復旧や各事業者の迅速な復旧作業により、1ヶ月半程度で、一部のエリアを除き、復旧がされたところである。

本県においても、南海トラフ巨大地震が発生すると、通信インフラ等の被災や輻輳の発生、各事業者による通信規制により、発災直後から非常に繋がりにくい状況となることが想定される。

### エ ガス

#### LP ガス〔徳島県全域〕

「東日本大震災を踏まえた今後のLPガス安定供給の在り方に関する調査報告書」によれば、LPガス基地が津波浸水等の様々な要因により、10箇所出荷停止を余儀なくされた。それに対しては、代替基地からの振替出荷、国家備蓄からの放出等の対策が講じられたが、卸売・小売の段階でも、タンクローリーの不足、充填所・販売店の被災、燃料不足、人手不足等の様々な復旧作業の支障となる事象が発生した。

被災三県におけるLPガスの復旧状況については、大規模な余震が発生し、都度点検を実施して供給を再開しなければならない状況が繰り返されたが、3月11日に発生した大震災に対する復旧は概ね4月上旬、全体の復旧は4月21日(当面復旧可能な世帯に対して)である。発災当日はガスボンベ等の安全装置によって、自動的にほぼ全ての世帯において、供給が一旦止まったとみられ、その後順次点検を実施しながら供給が再開された。

本県においても、南海トラフ巨大地震が発生すると、発災直後においては、ガスボンベ等の安全装置により、自動的にほぼ全ての世帯において、供給が一旦停止し、その後、順次点検を実施したところから供給が開始されるが、大きな揺れと津波によるLPガス基地・充填所等の被災、輸送力不足、点検作業を実施する事業者の被災などから、すべての復旧対象世帯において供給が開始されるには1ヶ月程度を要すると想定される。

## (2) 交通施設被害の結果

## ア 道路施設〔徳島県全域〕

道路種別	津波浸水域		津波浸水域外		総延長 (km)	被害 箇所数
	延長(km)	被害箇所数	延長(km)	被害箇所数		
全路線	3,250	690	11,760	940	15,020	1,600
うち高速道路・直轄国道	80	60	300	50	390	110
うち補助国道・県道・市町村道	3,170	630	11,470	880	14,630	1,500
うち緊急輸送道路	180	70	950	100	1,130	170

(1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

## イ 鉄道施設〔徳島県全域〕

鉄道区分	路線名称	津波浸水域		津波浸水域外		路線延長 (km)	被害 箇所数
		延長(km)	被害箇所数	延長(km)	被害箇所数		
四国旅客鉄道 (JR 四国)	高德線	6	10	19	50	25	60
	鳴門線	8	20	0	0	8	20
	牟岐線	38	70	42	120	79	190
	徳島線	2	※	66	160	67	170
	土讃線	—	—	41	90	41	90
	計	54	110	168	420	222	530
阿佐海岸鉄道	阿佐東線	3	※	4	10	8	20
全体		57	110	172	430	229	550

(1) 「—」の路線は、浸水の影響はない。

(2) ※は、若干数を表す。

(3) 数値は、一の位または十の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

## (3) 生活支障等の結果

## ア 避難者（冬 18 時）

市町村名等	人口	警報解除後当日			1週間後			1ヶ月後		
		避難所 生活者数	避難所外 生活者数	避難者数 合計	避難所 生活者数	避難所外 生活者数	避難者数 合計	避難所 生活者数	避難所外 生活者数	避難者数 合計
県全体	785,491	202,200	108,400	310,600	226,500	136,100	362,600	102,500	239,200	341,700
三好市	29,951	910	610	1,500	1,500	1,500	3,000	670	1,600	2,200

(1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

## イ 帰宅困難者

市町村名等	帰宅困難者数
県全体	40,600 ～ 50,400



地震災害対策（南海トラフ地震対策）編

三好市	1,500 ～ 1,500
-----	---------------

(1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

ウ 医療機能（冬 18 時）

市町村名等	入院需要			
	重傷者数	死者の1割	要転院患者数	合計
県全体	4,700	2,500	2,100	9,300
三好市	40	※	60	100

(1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある。

エ 災害廃棄物等（冬 18 時）

市町村名等	重量換算(万トン)			体積換算(万m <sup>3</sup> )		
	災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計
県全体	1,000	550～1,200	1,600～2,200	1,700	500～810	2,200～2,500
三好市	3	0～0	3～3	5	0～0	5～5

(1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

オ 住機能（冬 18 時）

市町村名等	全戸数	必要応急仮設住宅戸数
県全体	302,100	70,200
三好市	12,000	330

(1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

カ エレベーター閉じこめ

市町村名等	エレベーター数	閉じこめ可能性のある台数			
		安全装置作動	揺れによる故障	停電	合計
県全体	2,900	※	240	540	780
三好市	100	※	※	20	20

(1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

(2) ※は、若干数を表す。

キ 災害時要援護者（冬 18 時発生）

市町村名等	避難所生活者数 (1週間後)	避難所生活者のうちの災害時要援護者								合計
		65歳以上 高齢 単身者	5歳未 満乳 幼児	身体障 がい者	知的障 がい者	要介護 認定者 (要支援 者除く)	難病 患者	妊産婦	外国人	
県全体	226,500	9,000	8,700	10,400	2,000	8,700	1,700	1,800	1,100	43,400
三好市	1,500	110	40	120	20	100	10	※	※	400

(1) 属性間の重複あり。

(2) 避難所生活者数は冬 18 時、1 週間後の値

(3) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

#### ク 文化財

全施設数	要因別被害想定結果		
	津波浸水	揺れ	火災
17	2	9	0

(1) 要因間での重複あり（県全体数のみ）

#### ケ 孤立集落

市町村名等	孤立可能性のある集落数	孤立集落数		
		農村	漁村	合計
県全体	465	117	23	140
三好市	56	7	0	7

#### (4) 直接経済被害の結果〔徳島県全域〕

種別	被害額(億円)
建物	42,100
家庭用品	6,900
償却資産	6,200
棚卸資産	3,100
上水道	110
下水道	290
電力	90
通信	390
道路	430
鉄道	130
港湾	1,300
その他土木施設	870
災害廃棄物	2,300
合計	64,000

(1) 数値は、十の位、百の位または千の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

## 第2章 災害予防

### 第1節 建築物等の耐震化

#### 第1 方針

平成28年に発生した熊本地震における建築物の被害状況をみると、昭和56年に改正された建築基準法の新耐震基準を満たさない建築物の被害が極めて顕著であった。震度7の地震が連続して発生したことにより、建築年代の古い建築物は1回目の揺れで、また比較的新しい木造住宅でも2回目の揺れに耐えきれず倒壊する被害が確認された。

以上のことから、現行法に基づく建築物の耐震性の確保は、重要であり、新設の建築物については耐震を考慮した設計を積極的に取り入れるとともに、既存の建築物についても耐震診断・耐震改修及び天井の落下防止対策を促進する必要がある。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に定められた特定建築物（多数の者が利用する一定規模以上の建築物で、現行の建築基準法の耐震規定に適合しないもの）の所有者に対し、耐震改修についての助言などを行い、さらに一般建築物の所有者に対しても、その必要性について普及・啓発及び支援に努める。

とりわけ、多数の者が利用する施設及び地震発生時の避難・救護・応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物については、より一層の耐震性強化に努める。

なお、建築物等の耐震化にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

#### 第2 内容

【主な実施機関】	市（危機管理課、管財課、まると三好観光戦略課、管理課、各支所）
----------	---------------------------------

##### 1 耐震改修促進計画の改定

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項の規定に基づき「三好市耐震改修促進計画」を作成しているが、5年程度を目途に現状を把握し、計画の改定に努める。

##### 2 建築物等の耐震化の促進

###### (1) 建築物の耐震化の促進

###### ア 広報

広報紙等により建築物の耐震化の必要性について広報する。

###### イ 所有者等への啓発

病院、ホテル、旅館等の建築物の所有者に対し、耐震診断、耐震改修を啓発する。

###### (2) 建築物等の落下物対策の推進

地震発生時に建築物の窓ガラス・外装タイル、煙突・広告塔・高架水槽・鉄塔等の工作物の落下及びブロック塀の倒壊等による危険を防止するため、次の対策に努める。

###### ア 建築物等の落下防止対策

- (ア) 道路に面する3階以上の建築物を対象に実態調査を行い、特に、避難路及び避難所等周辺は重点的に点検を実施する。
- (イ) 調査の結果、落下のおそれのある建築物及び工作物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。
- (ウ) 建築物及び工作物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下防止対策の重要性について啓発を行う。

#### イ ブロック塀等の耐震対策

- (ア) 道路沿いのブロック塀の所有者又は管理者に対しては、建築基準法に適合したものとすよう促す。
- (イ) 避難路及び避難所等周辺のブロック塀については定期的に点検を行う。
- (ウ) 市民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用して啓発をするとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等の知識の普及に努める。

### 3 防災上重要な施設の耐震性確保

市有の防災上重要な施設については、耐震診断を実施し、耐震性能が不足すると判断された場合は、耐震改修等により耐震性の確保に努める。特に災害時の拠点となる庁舎等については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性の確保に努める。

また、市有以外の防災上重要な施設においても、地震に対する安全性に係る建築基準法への適合等の現状把握に努め、その所有者等に対しての耐震診断、耐震改修の実施について理解を得られるように努める。

### 4 耐震診断の義務付けが必要でない不特定多数の者が利用する建築物の耐震対策

耐震診断の義務付けが必要でない不特定多数の者が利用する建築物においても、地震に対する安全性に係る建築基準法への適合等の現状把握に努めるとともに、その所有者等に対しての耐震診断、耐震改修の実施を促す。

### 5 木造住宅の耐震対策

建築年度の古い木造住宅の耐震性の向上については重要な課題であり、地震発生時の被害を軽減するために、減災効果の大きな住宅の耐震化に継続的に取り組む必要があり、「徳島県木造住宅耐震化促進事業」等の耐震改修に対する各種支援事業や耐震改修促進税制による支援制度など、広く市民に広報し、住宅の耐震化を促進する。

### 6 家具等の転倒防止対策

住宅等の建築物内に設置されている食器棚や書棚等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法等について広報紙やパンフレットなどにより、市民への普及・啓発を図る。

### 7 市民に対する耐震対策の普及・啓発

#### (1) 防災ハザードマップの作成・公表

市民の意識の向上と、被害を最小限に抑えるために、防災ハザードマップを作成し地震の被

## 地震災害対策（南海トラフ地震対策）編

害想定や危険地域、避難所等を把握しておく必要があることから、これを公表・配布することで災害時の避難や救助活動が的確に行えるよう努める。

### (2) 相談体制の整備

耐震改修・診断に関する相談に対応するため、市役所内に相談窓口を設け、随時相談を受けらる。

### (3) パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

ホームページや広報誌を用いて耐震診断・改修の啓発を行うとともに、市民の意識の更なる向上を目指し、啓発パンフレットの作成・配布等の周知活動に努める。

## 8 橋梁等の点検補修

緊急輸送路や避難路の橋梁等について、県や関係機関と協力し、点検調査を実施するとともに、補修や耐震化等の対策工事が必要な橋梁については架替・耐震補強等を推進し、緊急輸送路及び避難路の機能確保に努める。

## 第2節 都市防災機能の強化

### 第1 方針

市街地の建物は、居住者自身の高齢化や人口減少等により、更新時期を迎えている老朽化した木造建築や空き家が多く残っており、道路は、狭隘道路や行き止まりの道路が多くみられる。このような状況において、災害による被害を最小限に食い止めるため、防災空間の確保、建築物の不燃化の促進及び市街地の再開発等による市街地防災対策の推進に努める。

なお、都市防災機能の強化にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等においても支援に努める。

### 第2 内容

【主な実施機関】	市（危機管理課、地方創生推進課、管理課）、県
----------	------------------------

#### 1 防災空間の確保

建物の不燃化を勧めているとはいえ依然として、市街地は、木造家屋が中心として構成されている。そのため、大規模な地震災害、同時多発火災が発生した場合の被害を最小限にとどめるため、都市防災機能を持つ公園等の整備に努める。

#### 2 市街地再開発事業の推進

木造家屋が密集している地域等地震災害に対し構造的に脆い地域については、再開発を通じ、耐震耐火建築物の建設及び道路、公園、緑地等の公共施設の整備を図り、都市機能の整備と防災機能を充実し、災害に強いまちづくりに努める。

#### 3 空き家対策の推進

地震等災害により倒壊し、道路等を閉塞するおそれのある老朽化して危険な空き家を除却するなど、住民の安全と安心の確保に努める。

## 第3節 土砂災害等予防対策

### 第1款 崩壊危険地の災害防止

#### 第1 方針

地すべり、崖崩れ等の土砂災害を事前に防止するため、危険地域の実態を把握し、危険な箇所における必要な災害防止策を実施する。

なお、崩壊危険地の災害防止にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等においても支援に努める。

#### 第2 内容

【主な実施機関】	市（危機管理課、工務課） 県、国、要配慮者利用施設
----------	---------------------------

#### 1 斜面等崩壊予防対策の推進

##### (1) 地すべり予防対策

県は、地すべりによる災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者利用施設の保全、安全な避難を確保するための避難所等の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全、さらに近年に地すべり等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施する。また、地すべり防止区域内における地すべりを誘発助長する行為の制限、土砂災害警戒区域図等による地すべり危険箇所・地区の公表周知、雨量観測機器による降雨状況の提供等のソフト対策を推進する。

市は、警戒・避難体制を確立するとともに、必要な事項を記載した防災ハザードマップの配布による周知、自主防災組織等の育成、危険箇所のパトロール等の実施に努め、必要がある場合は県に支援を要請する。

【資料編：「地すべり防止区等」及び「特別警戒指定区域及び警戒指定区域一覧」を参照】

#### ■地すべりの前兆■

- 1 斜面に段差が出たり、亀裂が生じる。
- 2 凹地ができたり、湿地が生じる。
- 3 斜面から水が湧き出したり、湧水が濁ったり、湧き方が急に変化する。
- 4 石積がはらんだり、擁壁にひびが入る。
- 5 舗装道路やたたき（三和土）にひびが入る。
- 6 地鳴りがする。
- 7 樹木、電柱、墓石等が傾く。
- 8 浮石、落石が発生する。
- 9 戸やふすま等の建具がゆるみ、開けたてが悪くなる。

集中豪雨、長雨、地震時に発生しやすいが、常に注意しておく必要がある。

## (2) 急傾斜地崩壊予防対策

県は、崖崩れによる災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者利用施設の保全、安全な避難を確保するための避難所等の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全、近年に崖崩れ等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施する。また、急傾斜地崩壊危険区域における崖崩れを誘発助長する行為の制限、土砂災害警戒区域図及び標識による急傾斜地崩壊危険箇所の公表周知、雨量観測機器による降雨状況の提供等のソフト対策を推進する。

市は、警戒・避難体制を確立するとともに、必要な事項を記載した防災ハザードマップの配布による周知、自主防災組織等の育成、危険箇所のパトロール等を実施に努め、必要がある場合は県に支援を要請する。

【資料編：「地すべり防止区等」及び「特別警戒指定区域及び警戒指定区域一覧」を参照】

■危険度の高いがけ■

- 1 クラックのあるがけ
  - 2 表土の厚いがけ
  - 3 オーバーハングしているがけ
  - 4 浮石、落石の多いがけ
  - 5 割れ目の多い基岩からなるがけ
  - 6 湧水のあるがけ
  - 7 表流水の集中するがけ
  - 8 傾斜角が30°以上、高さ5m以上のがけ
- 集中豪雨、台風、地震時には、特に注意する必要がある。

## (3) 土石流予防対策

県は、土石流による災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者利用施設の保全、安全な避難を確保するための避難所等の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全、更に近年に土石流等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施する。また、砂防指定地内の土砂流出を誘発助長する行為の制限、土砂災害警戒区域図及び標識等による土石流危険渓流の公表周知、雨量観測機器による降雨状況の提供等のソフト対策を推進する。

市は、警戒・避難体制を確立するとともに、必要な事項を記載した防災ハザードマップの配布による周知、自主防災組織等の育成、危険箇所のパトロール等を実施に努め、必要がある場合は県に支援を要請する。

## (4) 山地に起因する災害危険地（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区）の予防対策

県は、災害を未然に防止するため、治山事業により防災対策を推進するとともに、山地災害危険地を県のホームページで公開することにより山地災害危険地の周知を図る。

市は、県とともに、山地災害危険地に関係する集落の実態を調査し、危険度に応じた警戒・避難体制を確立するとともに、人的被害の軽減を最優先に考え、特に山地災害危険地内にある



## 地震災害対策（南海トラフ地震対策）編

要配慮者利用施設の保全を重点的に実施する。なお、市は、県及び市民と連携し、危険地のパトロールや治山施設の定期的な点検の実施に努める。また、関連した避難路・迂回路となる道路の保護についても配慮する。

### (5) 土砂災害警戒区域等における予防対策

#### ア 警戒・避難体制の整備

(ア) 土砂災害警戒区域ごとにパトロールを実施する体制の確立に努めるとともに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発表及び伝達、避難、救助その他必要な警戒・避難体制に関する事項を定めるように努める。土砂災害警戒区域内に要配慮者が利用する施設がある場合は、当該施設の利用者の円滑な警戒・避難が実施されるよう土砂災害に関する情報の伝達方法を定めるように努める。

(イ) 土砂災害に関する情報の収集に努めるとともに、土砂災害に関する情報を入手した場合及び土砂災害警戒情報が発表されたときは、速やかに防災行政無線及び音声告知端末等で市民に伝達する。併せて、消防・警察等関係機関へも伝達する。

(ウ) 市民は、必要に応じて自主避難すると共に、予兆現象を発見した場合や避難情報が発令された場合には、速やかに隣近所に声を掛け合って定められた避難所等に避難する。

(エ) 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合には、施設管理者等に土砂災害に関する情報等を周知するとともに、当該施設の利用者の円滑な警戒・避難が行われるよう、土砂災害に関する情報伝達方法を事前に定めておくように努める。

(オ) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難のために必要な計画を作成するとともに、避難訓練を行う。

#### イ 市民に対する周知

土砂災害に関する情報の伝達方法や避難所等に関する事項、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒・避難を確保する上で必要な事項を記載した防災ハザードマップを作成・配布し、市民に周知する。

## 2 土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報

天然ダムを発生原因とする土石流や湛水、地すべりにより大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が（「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第29条）、その他の場合は県（同法第28条）が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を市へ通知すると共に一般に周知することとなる。これにより、市長が災害対策基本法に基づく市民への避難指示（緊急）の判断を適切に行うことが可能となり、土砂災害から市民の生命・身体の保護がより一層図られる。

【資料編：「地すべり防止区等」及び「特別警戒指定区域及び警戒指定区域一覧」を参照】

## 第2款 液状化対策

### 第1 方針

地震に伴う埋立地等の液状化による被害を防止するため、必要な措置の実施に努める。

### 第2 内容

埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の耐震性能を調査し、その結果に基づいて、液状化の発生を抑制する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を軽減させる対策等を適切に実施する。また、大規模開発に当たっては十分な連絡・調整に努める。

## 第4節 農業用ため池の防災対策

### 第1 方針

地震に伴う農業用ため池の被害を防止するため、関係施設の適切な維持・管理については、本計画による。

なお、農業用ため池の防災対策にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等においても支援に努める。

### 第2 内容

【主な実施機関】 市（危機管理課、農林政策課、工務課）、  
県、国、土地改良区、水利組合

#### 1 管理の形態

農業用ため池は、農業用施設として土地改良区、水利組合等が運営管理している。大規模な改修については国、県等の補助を受けている場合が多いが、基本的には、受益者で維持管理されている。

#### 2 被害の想定

阪神・淡路大震災では、農業用ため池の集中している箇所での地震であったため震源地から半径30kmの範囲で総数1、362箇所の農業用ため池が被災した。そのうち1、111箇所が二次災害防止と用水確保のため、応急工事が必要であった。

想定地震を考慮すると、農業用ため池に被害が起こるとともに、最悪の場合には決壊すること考えられ、その結果、貯留水による二次災害が想定される。

#### 3 ため池施設の整備

農業用ため池の災害による被害は農地のみならず人命等にも及ぶため、現況を把握し、必要であれば、農業用ため池の改修、補強等の工事を行い、防災機能を適切に維持するための長寿命化対策に努める。

#### 4 二次災害の防止

農業用ため池の貯水した状態で堤体の亀裂、余水吐の破損、樋管の折損等の被害があった場合、決壊等の二次災害が予想される。そのため、破損等の早期発見と応急対策によって二次災害の防止に努める。

#### 5 ため池の管理体制の強化

##### (1) 緊急点検の実施

農業用ため池の決壊による二次災害を防止することを目標に、震度4の地震が発生した場合には、堤高15m以上のため池について緊急点検を実施し、震度5弱以上の地震が発生した場合に、すべての農業用ため池について緊急点検を実施する。

(2) 緊急点検体制

地震発生後の緊急点検は管理者が行い、市を経由して点検結果を県に報告する。異常が発見された場合は、人命優先・二次災害防止を優先し応急対策を実施するとともに、市や関係機関と連携し被害の拡大を防止する。

なお、農業用ため池管理者で対応しきれない規模の災害が発生し、これらの管理者から支援の要請があった場合、緊急点検が実施できるように、市は、体制づくりに努める。

6 市民への周知

農業用ため池の二次災害に関する情報の伝達方法や避難所等に関する事項、その他円滑な警戒・避難を確保する上で必要な事項を記載した防災ハザードマップを作成・配布し、市民に周知する。

## 第5節 水道施設の整備

### 第1 方針

地震による水道被害を抑制し、迅速な復旧を可能にする水道施設の整備については、本計画による。

なお、水道施設の防災対策にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等においても支援に努める。

### 第2 内容

【主な実施機関】	市（危機管理課、水道課、各支所）
----------	------------------

#### 1 実施責任者

共通対策編第3章第2.6節第4款を参照

#### 2 水道施設の整備・保守

共通対策編第2章第1.5節を参照

#### 3 被害状況の調査・点検

共通対策編第3章第2.6節第4款を参照

#### 4 災害時用の資機材の整備

共通対策編第3章第2.6節第4款を参照

#### 5 応急復旧の実施・応援要請

共通対策編第3章第2.6節第4款を参照

#### 6 教育訓練の実施

災害の発生時に的確な対応を取ることができるよう、水道課が中心となり教育、訓練の実施に努め、緊急時における迅速な対応に備える。

#### 7 市民への周知

水道施設が被災した場合、貯留水の流出による被害や有毒物質の漏洩による被害など、市民が被害に遭わないよう周知に努める。

## 第6節 危険物等の災害予防対策

### 第1 方針

地震による危険物（石油類・高圧ガス・火薬類・毒劇物・放射性物質）災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して、法令の定めるところによる保安体制の強化を図り、さらに適正な保安教育及び訓練の徹底並びに自衛消防組織の育成及び防災思想の啓発普及を図る。

なお、危険物等の災害予防対策にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等においても支援に努める。

### 第2 内容

【主な実施機関】 市（危機管理課）、みよし広域連合（消防本部）、県、事業者

#### 1 危険物災害予防対策

##### (1) 保安教育の実施

事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、保安管理の向上を図るため、県とともに、消防機関と連携して講習会、研修会等の保安教育を実施する。また、啓発活動を行うことにより、危険物の保安意識の高揚に努める。

##### (2) 規制の強化

県とともに、危険物施設に対し、次の事項を重点に立入検査等を適時実施し、災害の発生と拡大の防止に努める。

ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理についての検査の強化

イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法についての検査及び安全管理についての指導の強化

ウ 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導の強化

エ 地震動及び津波等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

##### (3) 屋外タンク貯蔵所等からの流出油等事故対策

県とともに、液体危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンク等については、不等沈下の防止及び漏洩事故などの防止を図るよう指導するとともに、危険物の流出油等事故が発生した場合、敷地外流出による二次災害を防止するための必要な措置を講ずるよう指導する。

##### (4) 自衛消防組織の強化促進

ア 事業所は、自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立に努める。

イ 事業所は、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率的な自衛消防力の確立に努める。

#### 2 高圧ガス、LPガス及び火薬類災害予防対策

県とともに、高圧ガス、LPガス及び火薬類による災害を防止するため、保安教育の徹底、規制の強化、輸送その他の自主保安体制の整備等保安体制の強化促進に努める。

## 地震災害対策（南海トラフ地震対策）編

### 3 毒物、劇物災害予防対策

毒物、劇物による危険を防止するため施設管理の適正化、応急措置体制の確立に努める。

### 4 放射線災害予防対策

放射線障害を防止するため、放射線同位元素の維持管理の適正化、保安教育の強化等、指導体制及び保安体制の確立を図る。

## 第7節 避難対策の充実

### 第1 方針

県が実施した各種調査の被害想定の効果的な軽減には、南海トラフ地震はもとより一般災害に対しても地域ごとの詳細な避難計画の策定と、この避難計画に基づく避難訓練の実施及び検証が不可欠である。

このため、震災時における火災、土砂災害等から住民の生命、身体の安全を確保するため、あらかじめ避難所及び避難路の選定、避難計画の作成等を行い、総合的、計画的な避難対策の推進に努める。なお、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備にも努める。

なお、避難対策の充実にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等においても支援に努める。

### 第2 内容

【主な実施機関】 市（危機管理課、各支所）みよし広域連合（消防本部）消防団、自主防災組織等、防災上重要な施設

#### 1 火災からの避難対策

##### (1) 避難場所の確保

##### ア 避難場所の選定

震災時には、円滑な消火活動が阻害されることが考えられ、密集市街地では炎上火災のおそれがあることから、市民を安全に避難させるために必要に応じ、次の基準により避難所等の選定に努める。

ただし、避難場所としての適格性の判断は、各種調査結果や各地区の状況等を勘案し、総合的に判断する。

- (ア) 火災の延焼によって生じる輻射熱等から避難者の安全を確保できる広さを有した公園、緑地、広場その他の公共空地であること。
- (イ) 木造密集市街地から300メートル以上離れていること。
- (ウ) 崖崩れ、浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていないところであること。
- (エ) 避難者が、避難場所へ安全に到着できる避難路と連結されていること。
- (オ) 避難者一人あたりの必要面積は概ね2平方メートル以上とし、要避難地区のすべての市民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置する。
- (カ) 地区分けをする場合において、主要道路、河川等を境界とし、市民がこれらを横断して避難することはできるだけ避ける。

##### イ 避難場所の整備

円滑な避難誘導及び避難場所での迅速な救援・救護活動を実施するため、避難場所の環境整備に努め、その主な内容は次のとおり。



## 地震災害対策（南海トラフ地震対策）編

- (ア) 避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係する市民への周知に努める。
  - (イ) 避難場所内で円滑な給水活動が可能となるよう、必要な器材（ポンプ、浄水器等）の整備並びに水源の確保に努める。
  - (ウ) 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備に努める。
- (2) 避難路の確保
- 次の点に留意し、市民が安全に避難場所へ避難するための避難路の確保に努める。
- ア なるべく幅員が広い道路で、付近に延焼の危険性がある建物、危険物施設がないこと。
  - イ 避難路は、原則として相互に交差しないものとし、一方通行を原則とすること。
  - ウ 崖崩れ、浸水等の危険のない道路であること。
- (3) 避難に関する広報
- 市民が的確な避難行動をとることができるよう平常時からあらゆる機会をとらえ避難に関する広報活動を行うとともに、避難場所に標示板を設置し、市民への周知徹底に努める。
- ア 避難場所の広報
- 避難場所の指定後、次の事項について市民へ周知徹底に努める。
- (ア) 避難場所の名称
  - (イ) 避難場所の所在位置
  - (ウ) その他必要な事項
- イ 避難のための知識の普及
- 次の事項について市民への普及徹底に努める。
- (ア) 平常時における避難の心得
  - (イ) 避難時における知識
  - (ウ) 避難収容後の心得

## 2 火災からの避難計画

市及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において避難者が安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難計画を作成しておく。

- (1) 避難計画
- 避難計画は、次の事項に留意して作成する。
- ア 避難指示を行う基準及び伝達方法
  - イ 避難場所の名称、所在地等
  - ウ 避難場所への経路及び誘導方法
  - エ 避難場所内での被災者に対する救援・救護措置
    - (ア) 給水
    - (イ) 給食
    - (ウ) 負傷者に対する応急救護
    - (エ) 生活必需品の支給
    - (オ) その他必要な措置
  - オ 避難場所における秩序維持
  - カ 災害広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場その他の防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、関係行政機関との連携を深め訓練等を実施することにより避難の万全を期す。

ア 学校においては、児童や生徒を集団的に避難させる場合に備えて、それぞれの地区特性等を考慮した避難の場所、経路、誘導方法、指示伝達方法等を定める。

イ 病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合に備えて、収容施設の把握、移送の方法、保健・衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

## 第8節 火災予防対策

### 第1 方針

地震による被害の中でも、地震火災は被害を大きくするおそれが高い。このため、地震発生時における出火防止、初期消火の徹底を図るための火災予防に関する指導を行うとともに、保有する消防力の整備強化に努める。

なお、避難対策の充実にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等においても支援に努める。

### 第2 内容

#### 1 出火防止、初期消火体制の確立

<b>【主な実施機関】</b>	市（危機管理課、各支所）、みよし広域連合（消防本部）、消防団 自主防災組織等
-----------------	---

##### (1) 火災予防の指導の推進

出火防止を重点とした消防広報及び講習会の開催、ポスター・パンフレット等印刷物の配布、火災予防週間中における車両等を用いた火災予防の呼びかけなど種々の広報を行い、火災予防の徹底に努める。

また、出火防止はもとより、出火した場合における初期消火の対応状況が被害の増減に大きく影響することから、初期消火に必要な消火器材、消防用設備等の設置並びにこれら器具等の取扱い方法について周知に努める。

##### ア 一般家庭に対する指導

各地区の自主防災組織等を通じて、一般家庭に対し消火器具、消火用水、住宅用火災警報器等の普及徹底を図る。更に、これらの器具の取扱い方法を指導するとともに、初期消火の重要性を周知徹底し、地震発生時における初期消火活動が共通認識となるよう努める。

また、寝たきりや一人暮らしの高齢者、障がい者等の居る世帯については住宅防火診断等を実施するなど、出火防止及び避難について啓発に努める。

##### (ア) コンロ、ストーブ等からの出火の予防

地震の揺れを感じたら、まず自己の安全を最優先し、火の始末は揺れが収まって消火すること、対震自動消火装置を設置すること、火気周辺に可燃物を置かないことなどを普及啓発する。

##### (イ) 電気器具からの出火の予防

地震を感じたら安全が確認できるまで、コンセントを抜き、避難をする場合はブレーカーを落とすことなどを普及啓発する。

##### イ 事業所に対する指導

予防査察、火災予防運動、防災指導等あらゆる機会をとらえ、防火思想の普及に努める。

##### (ア) 地震発生時における応急措置の要領

##### (イ) 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底

- (ウ) 避難、誘導體制の確立
- (エ) 終業後における火気点検の励行
- (オ) 自衛消防隊の育成指導
- (2) 予防査察の強化
 

防火対象物の予防査察を年間行事計画等により定期的を実施するものとし、特に火災発生時において人命に危険があると認められる対象物並びに公共施設等については定期査察のほか特別査察を行い、火災の未然防止に努める。
- (3) 防火対象物の防火体制の推進
 

多数の者が出入りする防火対象物については、火災が発生した場合の危険性が大きいとため、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、その者に地震災害対策事項を加えた消防計画の作成を指導し、この計画に基づく消火、避難訓練、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行い、防火対象物に対する防火体制の推進に努める。
- (4) 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成
 

震災時における消防機関の活動と相まって市民が自主的に防火活動を行えるよう、防火防災訓練の実施、民間防火組織の育成に努める。

  - ア 防火訓練の実施
 

防災機関の訓練と相まって、住民参加による地域ぐるみの防火訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及に努める。
  - イ 民間防火組織の育成
 

民間防火組織の育成に努めるとともに、適切な指導助言を行う。

## 2 危険物の保安確保の指導計画

【主な実施機関】	市（危機管理課）、みよし広域連合（消防本部）
----------	------------------------

- (1) 危険物
 

石油類、火薬、高圧ガス等の危険物による災害を未然に防止するため、必要の都度、危険物施設への立入検査を実施し、危険物施設の位置、構造及び設備その他管理の状況等が法令に定める技術上の基準に適合し、適正に維持管理されているかについて予防査察を行うとともに、次のような災害予防対策の指導を行う。

  - ア 危険物施設の所有者・管理者に対し、定期的な点検、点検記録の作成及び保存を行わせ、災害発生の予防指導を行う。
  - イ 危険物施設の従業員に対し保安教育を行い、防災に対する諸活動が円滑に実施され、応急対策が完全に遂行されるよう自主保安体制の確立を指導する。
  - ウ 大火災のおそれのある地域又は施設に対しては、防火計画の策定を指導する。
- (2) 化学薬品
 

工場、病院及び学校等に保有している化学薬品は、少量の薬品が多種にわたり、しかも不必要となっても貯蔵保管されているのが現状であり、これら薬品の中には、転倒落下による衝撃、他の薬品との混合に伴い発火発熱する性質を有するものがある。このため、これら化学薬品等の貯蔵、保管場所の不燃化等の指導を行う。

### 3 消防力の整備強化

【主な実施機関】	市（危機管理課、各支所）、みよし広域連合（消防本部）、消防団
----------	--------------------------------

地震による火災の消火、人命救助等の初期活動が速やかに実施できる体制を確立するため、県の指導、援助を得ながら消防力の強化に努める。

#### (1) 総合的な消防計画の策定

地震災害が発生した場合に現有消防力を迅速かつ最大限に活用し、被害を最小限に軽減するための総合的な消防計画を次のとおり策定する。

##### ア 災害警防計画

災害時において消防機関が適切かつ効果的な警防活動を行うため、災害種別に応じた活動体制、活動要領の基準を定める。

##### イ 火災警防計画

火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等について定める。

##### ウ 消防活動困難地域の火災防御計画

木造建築物密集地域、消防水利不足地域等で、火災が発生すれば大火になると予想される消防活動困難地域について定める。

##### エ 危険物の防御計画

爆発、引火、発火その他火災の防御活動上危険な物品を貯蔵する建築物、場所に対する要領について定める。

#### (2) 地域消防力の整備強化

地域社会の消防防災の中核的活動を行う消防団を次により育成強化するものとする。

##### ア 消火用資機材の充実

消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災報知設備その他の消防施設・設備等の整備改善を図る。

##### イ 消防水利の確保等

防火水槽を中心とする震災時の消火活動に欠かせない消防水利を確保するため、防火水槽の設置及び耐震化を図るとともに、河川・用水・池等の自然水利を確保する。なお、災害時に全域にわたって消火栓が使用不能となる可能性があるため、消防水利を消火栓のみに偏することなく、消火栓の設置と併せて防火水槽や耐震性貯水槽の整備に努める。

##### ウ 消防通信施設の整備

消防本部と火災現場等との間で迅速・的確に情報の伝達や指令等を行うため、消防通信施設の整備充実を図る。

##### エ 消防団の充実強化・活性化

社会環境の変化による消防団員の減少、サラリーマン化、高齢化に対応するため、地域住民、被雇用者、女性等が参加しやすい活動環境を整備し、消防団活動の普及啓発を推進するとともに活動の活性化に努める。

オ 救助装備の整備・高度化

人命救助資機材、救助隊員の安全装備、支援装備等の計画的な整備促進を図るとともに、救助隊員の救助技術の向上を図る。

(3) 消防施設・設備の現況

資料編の「消防水利一覧」による。

## 第9節 自治体業務継続計画（BCP）

### 第1 方針

南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合には、市自身も被災し、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約が生じることが考えられる。そのような中で、状況に応じ、速やかに「応急業務」を実施しなければならない。また一方で、市民生活に密着する行政サービスの提供や基幹業務などの「継続の必要性の高い通常業務」は、危機事象発生時においても継続して実施することが求められている。このため、業務継続計画（BCP）運用により大規模地震時における業務継続に努める。

### 第2 内容

【主な実施機関】	市
----------	---

#### 1 業務継続の体制整備

地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、業務継続計画（BCP）の運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備が必要となる。特に、災害応急対策等において重要な役割を担うため、業務継続計画（BCP）において、市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できない場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理等について定めておく。

#### 2 業務継続計画（BCP）の運用

次の方針に基づいて非常時優先業務の業務継続を図るものとし、業務継続計画（BCP）を運用する。

- (1) 災害対応を中心とした、非常時優先業務を最優先に実施する。
- (2) 非常時優先業務に必要な人員や資機材等の資源の確保・配分は、全庁横断的に行う。
- (3) 非常時優先業務以外の通常業務については、地震発生後しばらくの間、積極的に縮小・中断する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。
- (4) 業務継続計画（BCP）を検証するため、必要に応じて訓練を実施し、その結果を業務継続計画（BCP）の修正に反映させるよう努める。

## 第10節 盛土による災害防止対策

【主な実施機関】	市（危機管理課、農林政策課・農業委員会、工務課）、県、国
----------	------------------------------

第1 方針 市及び関係機関は、盛土による災害を防止するため、適正な管理及び保全に関する施策について定めることに努める。

第2 内容 盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

また、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、県から適切な助言や支援をしてもらう。

## 第3章 災害応急対策

### 第1節 応急対策活動

#### 第1 方針

「共通対策編」に定めるところによるほか、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定 令和3年5月21日改定）及び「徳島県広域防災活動計画」の定めによる。

このうち道路啓開については、「徳島県道路啓開計画（地震災害対策（南海トラフ地震対策）編）」に定めるところによる。



## 第2節 南海トラフ地震臨時情報

「南海トラフ地震臨時情報」（以下「臨時情報」という。）は、南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に気象庁から発表される。

### 情報の種類と発表条件

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報  ※防災対応がとりやすいようキーワードを付して情報発表します	（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	（巨大地震警戒）	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	（巨大地震注意）	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
	（調査終了）	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

出典：気象庁HPより

### 第3節 南海トラフ地震臨時情報に伴う対応

#### 第1 方針

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」（以下「臨時情報」）を発表した場合における対応について定める。

#### 第2 内容

【主な実施機関】 市、みよし広域連合（消防本部）、消防団、県警察、県、国、市民、自主防災組織等、電力事業者、通信事業者、放送事業者、鉄道事業者、西日本高速道路株式会社

##### 1 基本方針

- (1) 徳島県は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがある地域として、全域が南海トラフ特措法の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。
- (2) 平成29年11月1日より、南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に気象庁から臨時情報が発表されることとなっており、突発的に発生する地震への防災・減災対策を基本としつつ、臨時情報が発表された際には当該情報を有効活用することにより、南海トラフ地震発生時における被害軽減に繋げていくことが重要である。
- (3) このことから、本市並びに関係機関等は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画や徳島県地域防災計画（南海トラフ地震防災対策推進計画）の内容を踏まえた防災対応を検討し、南海トラフ特措法に基づく推進計画（地域防災計画）や対策計画、またはその他の計画を定める。

##### 2 臨時情報（調査中）発表時の措置

###### (1) 臨時情報（調査中）の伝達等

臨時情報（調査中）が発表された場合、担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、市民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとし、職員の配備体制及び情報伝達経路・方法については次のとおり。

###### ア 職員の配備体制

共通対策編第3章第2節の定めるところによる。

###### イ 情報伝達経路・方法

共通対策編第3章第3節の定めるところによる。

##### 3 臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の措置

###### (1) 臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「臨時情報（巨大地震警戒）等」と言う。）が発表された場合、職員の配備及び関係機関等への情報伝達を次のとおり行うこととする。このとき、市民に対する伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮する。

## 地震災害対策（南海トラフ地震対策）編

### ア 職員の配備体制

共通対策編第3章第2節の定めるところによる。

### イ 情報伝達経路・方法

共通対策編第3章第3節の定めるところによる。

## (2) 臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

臨時情報（巨大地震警戒）等の発表後に、当該発表の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、市民に密接に関係のある事項について共通対策編第3章第3節に準じて広報を行う。また、市民に対し、家具の固定状況、避難所等や避難経路、家族との安否確認方法等を確認するなど、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震発生に備えるよう呼びかける。なお、その際には、高齢者や障がい者、外国人等の災害時要配慮者に対し十分配慮する。

## (3) 市民からの問い合わせ等への対応

市民からの問い合わせ等に対応する相談窓口を設置するとともに、その旨の周知を図る。

## (4) 臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

災害応急対策の実施状況、その他臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、また、災害対策本部等からの指示事項等の伝達・共有を行うため、災害時情報共有システムを活用した情報収集・伝達等を実施する。

## (5) 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

## (6) 避難対策等

### ア 避難の呼び掛け

建物の耐震性が不足する住居に居住している者や自力での避難が困難な者等、南海トラフ地震に対して不安のある者等に対して、事前避難の検討を促す。また、南海トラフ地震が発生した場合には市内全域で非常に強い揺れが発生することを踏まえ、土砂災害防止法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域内や防災重点ため池の浸水想定区域内の市民に対して、同様に事前避難の検討を促す。

### イ 避難所等の設置及び運営

臨時情報（巨大地震警戒）等を踏まえた事前避難については、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とし、それが難しい市民が避難をするための場所として、旧町村あたり1箇所以上の避難所等を設置する。なお、事前避難は災害後の避難とは異なり、電気・上水道・通信サービス等のライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も営業していると想定されることから、必要なものは避難者が自ら準備をし、避難所の運営についても避難者が自ら行うことを基本とする。

### ウ 滞留旅客等への対応

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な措置を講ずるように努める。

## (7) 消防機関等の活動

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関が出火及び混乱の防止、大規模火災等からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定める。

ア 大規模火災等発生情報の的確な収集及び伝達

イ 大規模火災等の発生のおそれがある地域における市民等の避難誘導及び避難路の確保

(8) 警備対策

県警察は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として措置をとる。

ア 正確な情報の収集及び伝達

イ 不法事案等の予防及び取締り

ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(9) 水道、電気、通信、放送関係

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、指定公共機関、指定地方公共機関に指定されているライフライン事業者は、それぞれの機関が作成する防災業務計画等に定めるところにより、災害対策本部等の設置及び職員の配備動員を行うものとし、必要な活動体制を整備しておく。

ア 水道

地震発生後における飲料水等を供給する体制を確保するものとし、市及び市民は次の事項を実施する。

(ア) 市

a 飲料水の供給を継続するとともに、住民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水呼びかける。

b 応急給水活動の準備を行う。

c 水道施設の安全点検を実施する。

(イ) 市民

a 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。

b 自主防災組織等の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。

イ 電気

電力事業者は、電力の供給を継続するとともに、後発地震発生に備えた措置及び準備を行い、また、需要家のとるべき措置を広報する。

ウ 通信

通信事業者は、平常どおり音声通話及びインターネット接続機能を確保するとともに、後発地震に備えた措置及び準備を行う。また、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置を講ずる。

エ 放送

放送事業者は、臨時情報（巨大地震警戒）等の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、県や市町村の要請に応じて、臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等の取るべき行動等について放送を実施する。

(10) 金融

## 地震災害対策（南海トラフ地震対策）編

日本銀行高松支店及び徳島事務所は、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとる。

### (11) 交通

#### ア 道路

- (ア) 県警察は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動について、市民等に周知する。
- (イ) 臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、道路利用者に対して、臨時情報（巨大地震警戒）等の発表を周知する。

#### イ 鉄道

- (ア) 鉄道事業者は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供する。
- (イ) 鉄道事業者は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、旅客等に対してその内容を伝達するとともに、列車の運転状況や今後の計画の案内を行う。

### (12) 管理等を行う道路、その他の施設に関する対策

#### ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設

管理する道路、庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等については、次の措置を講じる。

##### (ア) 各施設に共通する事項

- a 臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- b 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒・落下防止措置
- d 出火防止措置
- e 水、食料等の備蓄
- f 消防用設備の点検、整備
- g 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- h 各施設における緊急点検、巡視

##### (イ) 個別事項

- a 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- b 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置
- c 幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法
- d 社会福祉施設にあつては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法、ならびに避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める

#### イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、ア(ア)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

災害対策本部等を管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
  - (イ) 無線通信機等通信手段の確保
  - (ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- ウ 工事中の建築物等に対する措置

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上実施すべき措置についての方針をあらかじめ定めておく。

#### 4 臨時情報（巨大地震注意）等発表時の措置

##### (1) 臨時情報（巨大地震注意）等の伝達

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「臨時情報（巨大地震注意）等」）が発表された場合、市は職員の配備及び関係機関等への情報伝達を次のとおり行う。このとき、市民等に対する伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮する。

##### ア 職員の配置

共通対策編第3章第2節の定めるところによる。

##### イ 情報伝達経路・方法

共通対策編第3章第3節に準ずる。

##### (2) 臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

臨時情報（巨大地震注意）等の発表後に、臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、地域住民に密接に関係のある事項について共通対策編第3章第3節に準じて周知する。

##### (3) 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

##### (4) 市のとるべき措置

臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には、市民に対し、家具の固定状況、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等を確認するなど、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震発生に備えるよう呼びかける。また、施設の防災点検及び設備、備品等の転倒・落下防止措置等、日頃からの地震の備えを再確認する。

## 第4節 東海地震の警戒宣言に伴う対応

### 第1 方針

徳島県は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、県は、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、市民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

### 第2 内容

#### 1 東海地震警戒宣言発表時の措置

全国瞬時警報システム及び県からの連絡により、東海地震警戒宣言が発表されたときから、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

特に、警戒宣言発表時の対応として、避難指示の発令、倒壊の可能性のある建物からの避難の呼びかけ等、人的被害を軽減するための措置を積極的に努める。

# 地震災害対策（活断層周辺の地震対策）編

## 第1章 総則

### 第1節 本編の性格

本編は、中央構造線活断層地震を始めとする地震に関する災害対策について記述されており、本編に定めのない事項については、「共通対策編」又は「地震災害対策（南海トラフ地震対策）編」の定めによる。

### 第2節 活断層周辺の地震想定等

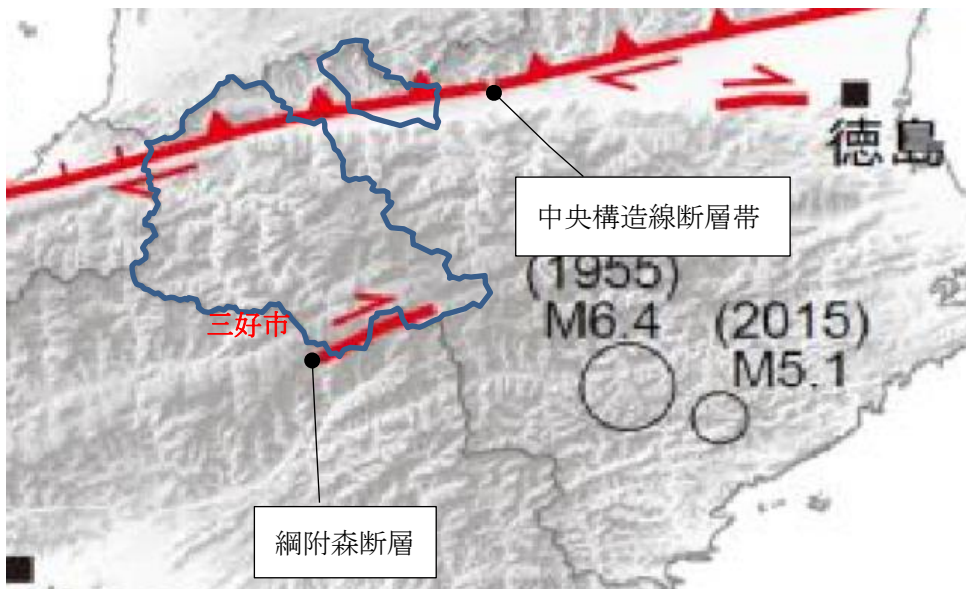
#### 第1 主な活断層

三好市北部近郊には「中央構造線断層帯」が縦断しており、この断層を震源とする地震が30年以内に発生する確率は0～0.4%であり、地震の規模はマグニチュード8.0程度もしくはそれ以上と想定されている。国の「主な活断層における発生確率のランク」は「Aランク（やや高い）」に区分されている。これは、平成28年に発生した熊本地震の震源である「布田川断層帯」の地震発生前に評価されていた「今後30年以内で地震が発生する確率は、ほぼ0～0.9%」と同じランクに位置している。

市南部の「綱附森断層」（区間長 約14km）は、従来の研究・想定等において、綱附森断層とされている既知の活断層に相当する。（リニアメント周辺にある、谷の屈曲や、閉鎖凹地などの変動地形学的な特徴が明瞭な範囲を活断層と認定）※活動の履歴に係る現地調査等はなし。

国の「主な活断層における発生確率のランク」は「Xランク（すぐに地震が起きることが否定できない）」30年発生確率（地震後経過率）は不明になっている。「綱附森断層」を震源とする地震が発生した場合、地震の規模はマグニチュード6.7程度になると想定されている。

参照：「四国地域の活断層の地域評価の改訂・新規追加」より  
平成30年2月13日 地震調査研究推進本部地震調査委員会長期評価部会2010)





## 第2 活断層地震に関する調査等（主なもの）

### 1 徳島県に影響を及ぼす活断層地震に関する調査等（主なもの）

- (1) 平成24年9月「徳島県中央構造線活断層帯（讃岐山脈南縁）活断層図（1/25000）の公表  
(徳島県)
- (2) 平成25年8月「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」に基づき、「特定活断層調査区域」を指定  
(徳島県)
- (3) 平成29年3月「徳島県中央構造線・活断層地震による震度分布図及び液状化危険度分布図」並びに「徳島県に影響を及ぼす中央構造線断層帯（讃岐山脈南縁）以外の8活断層震度分布図」の公表  
(徳島県)
- (4) 平成29年7月「徳島県中央構造線・活断層地震被害想定」の公表  
(徳島県)
- (5) 平成29年12月「四国地域の活断層の長期評価（第一版）」の公表  
(地震調査研究推進本部)  
【資料編：「徳島県に影響のある活断層」を参照】

### 2 県の活断層地震被害想定目的

- (1) 中央構造線活断層地震が発生した際の、人的・建物被害の様相を市町村別に明らかにし、住民の命を守るため、地域ごとの効果的な防災・減災対策を検討するための基礎資料とする。
- (2) あわせて、ライフライン・交通施設・生活支障等の被害を明らかにすることにより、早期の復旧・復興に向けた行政・事業者等が行うべき具体的な防災・減災対策を検討するための基礎資料とする。
- (3) さらに、具体的な被害軽減効果を示すことで、防災・減災対策の必要性について、理解を深め、県民一人一人をはじめ、地域や事業者、行政等が取組を進めることを目的とする。

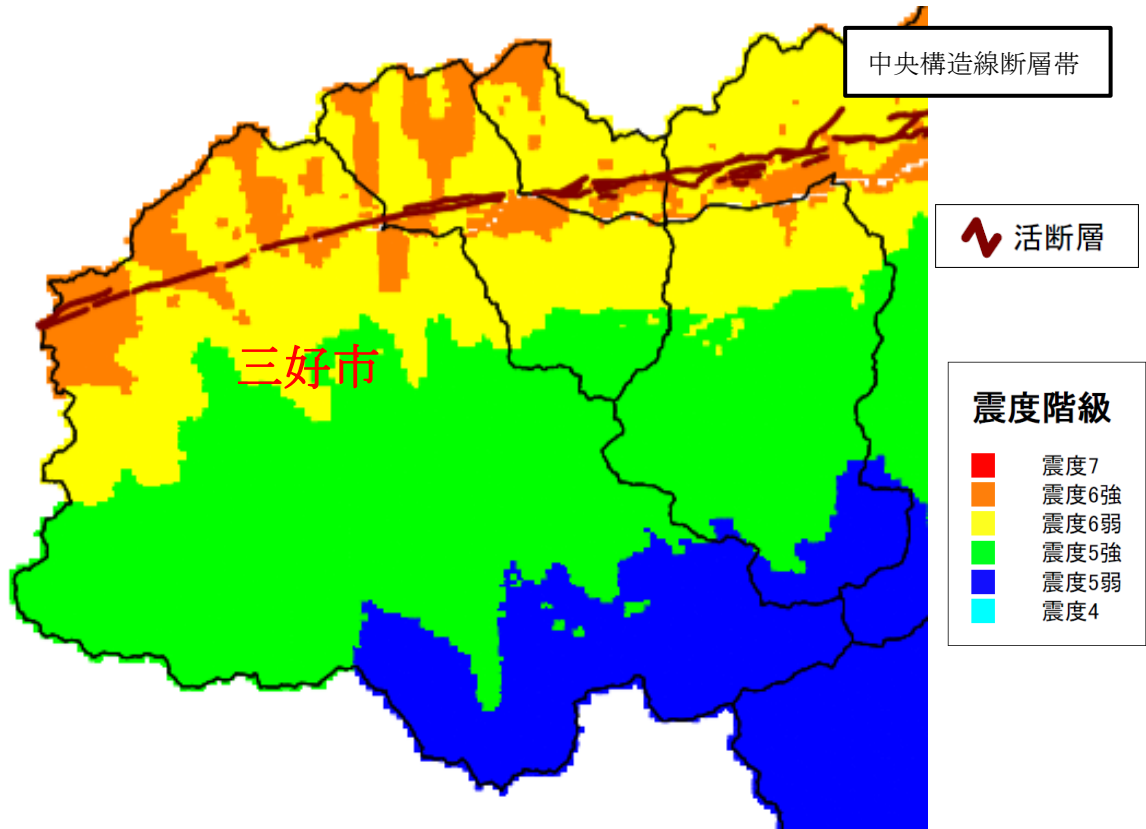
## 第3 想定等の内容

### 1 徳島県中央構造線活断層地震

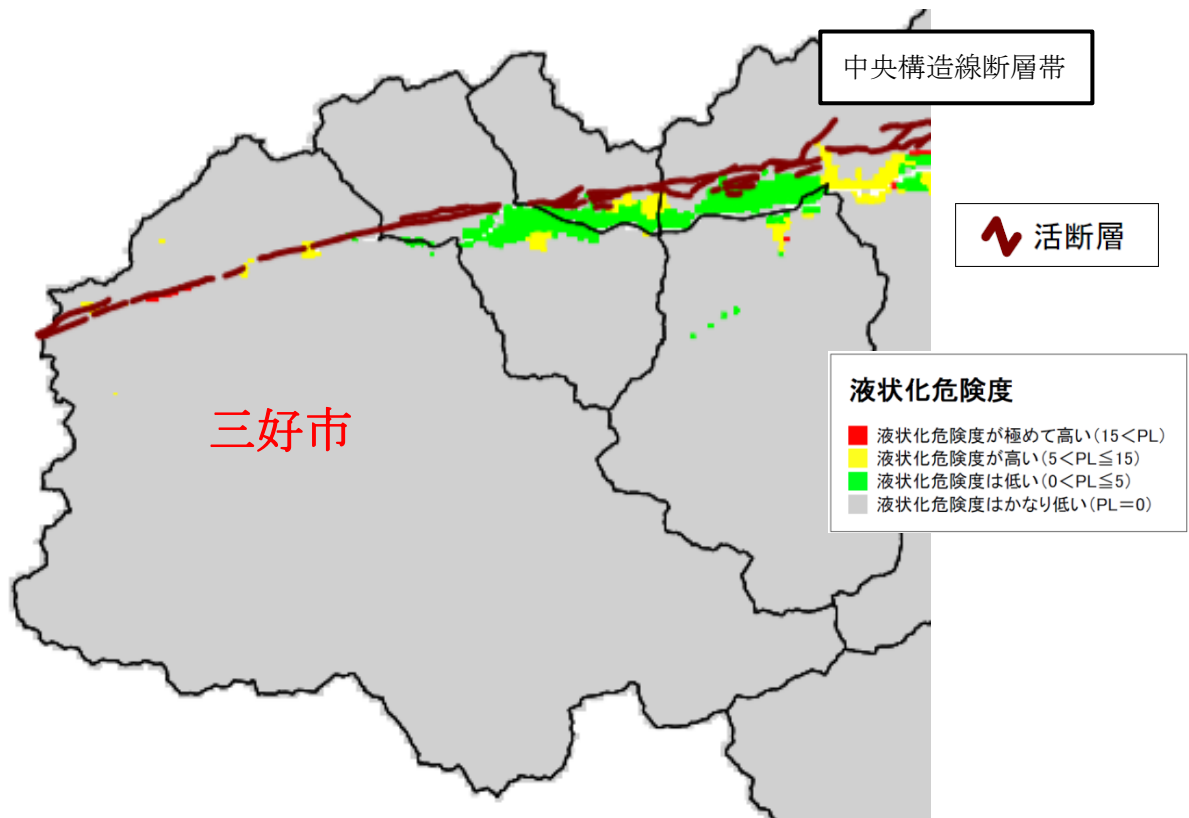
被害想定（平成29年7月25日公表）

徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（平成25年度）で用いた手法を採用し、「人的被害」、「建物被害」、「ライフライン被害」などを算出した。

(1) 震度分布（平成30年6月22日公表）



(2) 液状化危険度分布（平成30年6月22日公表）



(3) 人的被害

死者数一覧表

単位：人

市町村名	建物倒壊						急傾斜地			火災			ブロック塀・自動販売機・転倒・屋外落下物			合計		
	冬深夜		夏12時		冬18時		冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
	うち家具転倒	うち家具転倒	うち家具転倒	うち家具転倒														
県全体	2,860	250	1,750	140	2,070	160	20	10	10	560	390	1,290	※	10	20	3,440	2,160	3,400
三好市	60	※	40	※	40	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	60	40	60

- ※は、若干数を表す。
- 市町村別の数値はある程度幅をもってみる必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

負傷者数一覧表

単位：人

市町村名	建物倒壊						急傾斜地			火災			ブロック塀・自動販売機・転倒・屋外落下物			合計		
	冬深夜		夏12時		冬18時		冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
	うち家具転倒	うち家具転倒	うち家具転倒	うち家具転倒														
県全体	15,500	4,100	11,400	2,600	11,600	2,700	20	10	20	530	460	1,100	※	410	860	16,100	12,300	13,600
三好市	580	60	390	40	420	40	※	※	※	※	※	※	※	※	※	590	410	450

- ※は、若干数を表す。
- 市町村別の数値はある程度幅をもってみる必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

## (4) 建物被害

建物全壊・焼失棟数一覧表

単位：棟

市町村名	全建物数	揺れ	液状化	急傾斜地	火災			合計		
					冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
県全体	291,990	44,400	430	180	7,100	7,500	18,700	52,100	52,400	63,700
三好市	15,155	870	※	30	※	※	10	910	910	910

- 1) ※は、若干数を表す。
- 2) 市町村別の数値は、ある程度幅をもってみる必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。
- 3) 全建物数は、市町村固定資産課税台帳に基づく。

建物半壊棟数一覧表

単位：棟

市町村名	全建物数	揺れ	液状化 (大規模半壊含む)	急傾斜地	火災	合計
県全体	291,990	51,000	11,300	320	—	62,700
三好市	15,155	2,700	30	60	—	2,700

- 1) ※は、若干数を表す。
- 2) 市町村別の数値は、ある程度幅をもってみる必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。
- 3) 全建物数は、市町村固定資産課税台帳に基づく。

## (5) ライフライン被害

○上水道（冬18時）

単位：人、%

市町村名	給水人口	復旧対象人口	直後		1日後		1週間後		1か月後	
			断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口
県全体	749,300	694,600	75	523,400	54	378,000	37	259,200	7	46,000
三好市	24,200	24,200	76	18,300	45	10,800	26	6,300	4	850

- 1) 断水率＝断水人口／復旧対象人口
- 2) 復旧対象人口は、火災により焼失した需要家に相当する断水人口を除く。
- 3) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある。

地震災害対策（活断層周辺の地震対策）編

○電力（冬 18 時）

市町村名	電灯軒数	復旧対象 電灯軒数	直後		1 日後	
			停電率	停電軒数	停電率	停電軒数
県全体	415,300	385,500	87	334,800	58	224,000
三好市	17,100	17,100	100	17,100	49	8,300

- 1) 停電率＝停電人口／復旧対象電灯軒数
- 2) 復旧対象人口は、火災により焼失した需要家に相当する電灯軒数を除く。
- 3) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある。

○通信（冬 18 時）

市町村名	回線数	復旧対象 回線数	直後		1 日後	
			不通率(%)	不通回線数	不通率(%)	不通回線数
県全体	215,800	202,300	86	173,100	57	115,000
三好市	13,700	13,700	83	11,400	34	4,600

- 1) 不通率＝不通回線数／復旧対象回線数
- 2) 復旧対象回線数は、火災により焼失した需要家に相当する不通回線数を除く。
- 3) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある。

(6) 交通施設被害

○道路施設（県全域）

道路種別	延長(km)	被害箇所数	被害率(箇所/km)
全路線	15,000	1,100	0.07
うち高速道路・直轄国道	390	70	0.18
うち補助国道・県道・市町村道	14,600	1,000	0.07
緊急輸送道路	1,100	100	0.09

- 1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

## ○鉄道施設（県全域）

鉄道区分	路線	延長(km)	被害箇所数	被害率(箇所/Km)
四国旅客鉄道 (JR 四国)	高德線	25	70	2.8
	鳴門線	8	20	2.8
	牟岐線	79	80	1.0
	徳島線	67	170	2.6
	土讃線	41	70	1.7
	計	222	410	1.9
阿佐海岸鉄道	阿佐東線	7	※	※
全体		229	420	1.8

1) ※は、若干数を表す。

2) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

## (7) 生活支障等

## ○避難者（冬 18 時）

市町村名	夜間人口	1 日後			1 週間後			1 か月後		
		避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計
県全体	785,491	122,800	81,900	204,700	127,100	127,100	254,100	70,600	164,800	235,500
三好市	29,951	1,600	1,100	2,600	2,200	2,200	4,400	1,100	2,500	3,500

1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

## ○帰宅困難者（日中）

市町村名	帰宅困難者数
県全体	40,600 ～ 50,400
三好市	1,500 ～ 1,500

1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

地震災害対策（活断層周辺の地震対策）編

○入院需要（冬 18 時）

市町村名	入院需要（冬 18 時）			
	重傷者	死者の 1 割	要転院患者数	合計
県全体	3,100	340	1,800	5,200
三好市	60	※	60	120

1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

○災害廃棄物等

市町村名	災害廃棄物（万トン）		
	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
県全体	1,000	1,000	1,200
三好市	20	20	20

1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

○住機能支障（冬 18 時）

市町村名	全戸数	必要応急仮設住宅戸数
県全体	302,100	35,300
三好市	12,000	380

1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

○エレベータ閉じ込め

市町村名	エレベータ数	閉じ込め可能性のある台数			
		安全装置作動	揺れによる故障	停電	合計
県全体	2,900	※	220	590	810
三好市	100	※	※	20	30

1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

2) ※は、若干数を表す

## ○避難所生活者のうち要配慮者（冬18時）

市町村名	避難所生活者数 (1週間後)	避難所生活者のうちの要配慮者数							
		65歳以上の 高齢 単身者	5歳未満 乳幼児	身体 障がい者	知的 障がい者	要介護 認定者 (要支援 者除く)	難病 患者	妊産婦	外国人
県全体	127,100	4,800	4,900	5,800	1,100	4,600	980	1,000	650
三好市	2,200	160	50	180	30	130	20	10	10

- 1) 属性間の重複あり。
- 2) 避難所生活者数は、冬18時、1週間後の値
- 3) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

## ○文化財（県全域）

総数（施設）	要因別内訳	
	揺れ	火災
17	11	4

- 1) 要因間での重複あり。

## ○孤立集落

市町村名	孤立する可能性 のある集落数	孤立集落数		
		農村	漁村	合計
県全体	465	67	10	77
三好市	56	4	0	4

- 1) 単位：集落

## (8) 直接経済被害（県全域）

種別	被害額（億円）	種別	被害額（億円）
建物	24,300	通信	390
家庭用品	4,500	道路	280
償却資産	6,200	鉄道	100
棚卸資産	3,100	港湾	240
上水道	80	その他土木施設	310
下水道	220	災害廃棄物	2,700
電力	90	合計	42,600



## 地震災害対策（活断層周辺の地震対策）編

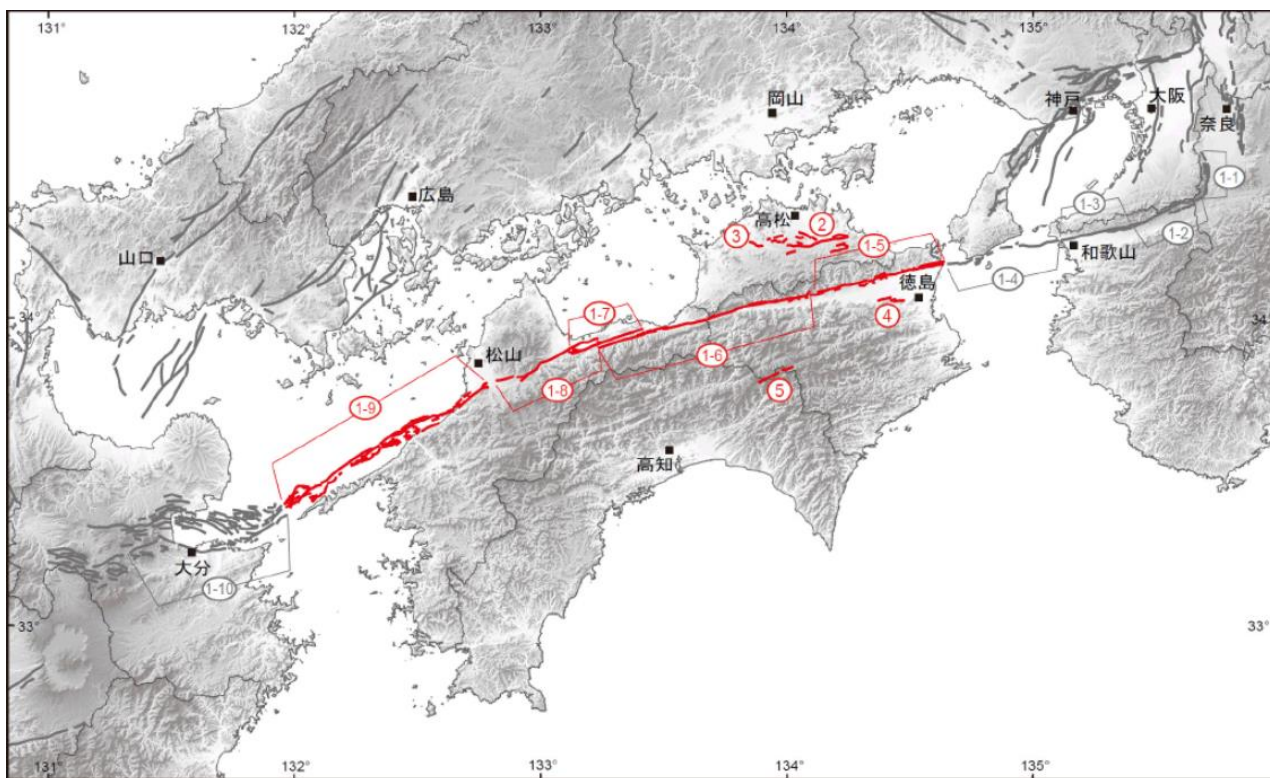
1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

### 2 四国の断層帯

#### (1) 四国地域の活断層帯

地震調査研究推進本部において、陸域及び沿岸海域に分布し、マグニチュード6.8以上の地震を引き起こす可能性のある活断層として地域ごとに総合的に調査・評価する「活断層の地域評価」の対象となっている四国の断層は次のとおり。

なお、三好市は、中央構造線断層帯と綱附森断層がある。



- 1-1：中央構造線断層帯 (①金剛山地東縁区間)
- 1-2：中央構造線断層帯 (②五条谷区間)
- 1-3：中央構造線断層帯 (③根来区間)
- 1-4：中央構造線断層帯 (④紀淡海峡－鳴門海峡区間)
- 1-5：中央構造線断層帯 (⑤讃岐山脈南縁東部区間)
- 1-6：中央構造線断層帯 (⑥讃岐山脈南縁西部区間)
- 1-7：中央構造線断層帯 (⑦石鎚山脈北縁区間)
- 1-8：中央構造線断層帯 (⑧石鎚山脈北縁西部区間)
- 1-9：中央構造線断層帯 (⑨伊予灘区間)
- 1-10：中央構造線断層帯 (⑩豊予海峡－由布院区間)
- 2：長尾断層帯
- 3：上法軍寺断層
- 4：上浦－西月ノ宮断層
- 5：綱附森断層

出典：「四国地域の活断層の長期評価（第一版）」

(2) 網附森断層地震被害想定

網附森断層による地震の長期評価

網附森断層は、三好市南部を縦断しており断層の長さは約14kmと推定される。

この断層による地震が発生した場合、マグニチュード6.7程度の地震が発生すると予測されている。国の「主な活断層における発生確率のランク」では「Xランク（すぐに地震が起きることが否定できない）」に区分されている。

出典：「四国地域の活断層の長期評価（第一版）」

（平成29年12月19日 地震調査研究推進本部事務局）

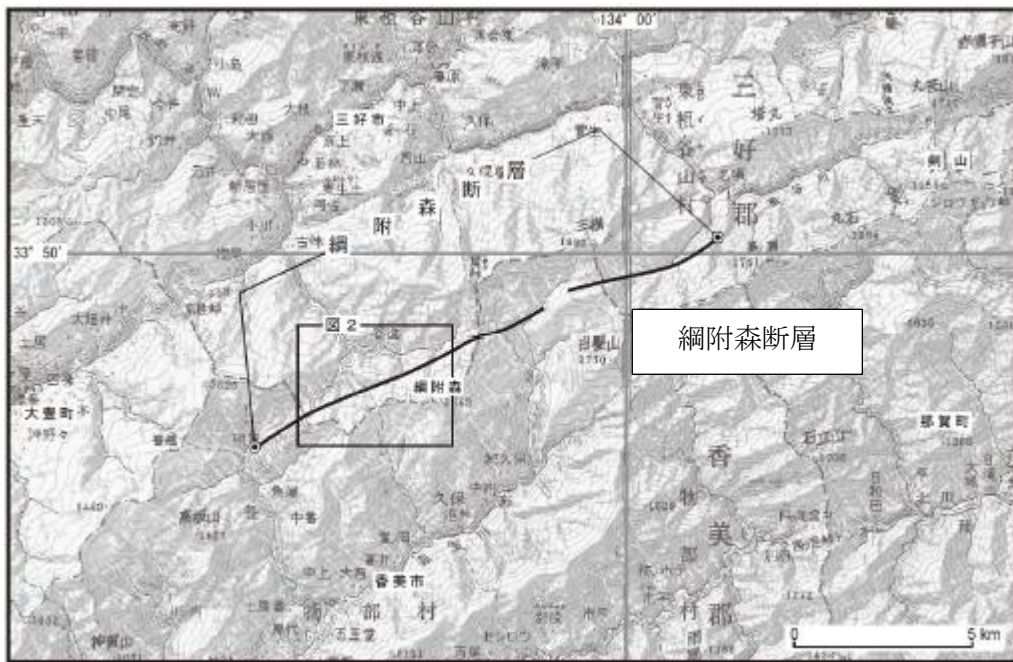


図 網附森断層の位置

将来の地震発生の可能性

項目	評価
断層の長さ	14 km
マグニチュード	M6.7程度
発生確率のランク	X（地震発生確率が不明）
最新活動時期	不明
平均活動間隔	不明
地震後経過率	不明

## 第2章 災害予防

### 第1節 活断層変位による災害の予防対策

#### 第1 方針

県を縦断する「中央構造線断層帯」を震源とする活断層地震は、今後30年の発生確率が、ほぼ0%から0.4%とされているが、平成28年に熊本地震（30年以内の発生確率がほぼ0%から0.9%）、鳥取県中部地震（未知の断層）が相次ぎ発生したことを踏まえ、従来の考え方にとらわれない震災対策が必要となっており、地震のリスクに対して、より一層対策を推進する必要がある。

なお、活断層変位による災害の予防対策にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

#### 第2 内容

【主な実施機関】	市、県
----------	-----

##### 1 震度分布及び被害想定公表・周知

県は、中央構造線活断層地震が発生した場合における震度分布及び人的・物的被害の想定について、学識経験者等による検討委員会の意見も踏まえ策定し、公表する。

市は、当該情報を市民に対し周知し、災害予防の啓発に努める。

##### 2 「多数の人が利用する施設」及び「危険物を貯蔵する施設」等の被害軽減対策

県が実施している以下の施策について、市民へ周知するよう努める。

###### (1) 「特定活断層調査区域」の周知・啓発

活断層直上の地表面の「ずれ」による建物倒壊等の被害を免れることは困難であり、県は、その被害を防止するため、活断層の位置に関する調査が必要な区域を「特定活断層調査区域」として指定している。

###### (2) 「特定活断層調査区域」における土地利用の適正化等

県は、「特定活断層調査区域」において、倒壊等することで多くの人への危害が懸念される一定規模以上の「多数の人が利用する建築物」及び周辺への二次的な影響が懸念される「危険物を貯蔵する施設」の新築等（新築、改築、移転）を行う場合には、事業者が活断層の調査を行い、活断層の直上を避けて新築することを求めている。

###### (3) 移転に対する規制緩和等

県は、特定活断層調査区域に建築物を所有する者が、当該建築物を特定活断層調査区域以外の区域に移転する場合には、当該区域への移転が円滑に行われるよう、土地の利用に関する規制の緩和等について配慮している。

## 第2節 建築物等の耐震化

■地震災害対策（南海トラフ地震対策）編第2章第1節を参照

## 第3節 都市防災機能の強化

■地震災害対策（南海トラフ地震対策）編第2章第2節を参照

## 第4節 土砂災害等予防対策

■地震災害対策（南海トラフ地震対策）編第2章第3節を参照

## 第5節 水道施設の整備

■共通対策編第2章第15節を参照

## 第6節 危険物等の災害予防対策

■地震災害対策（南海トラフ地震対策）編第2章第6節を参照

## 第7節 避難対策の充実

■地震災害対策（南海トラフ地震対策）編第2章第7節を参照

## 第8節 火災予防対策

■地震災害対策（南海トラフ地震対策）編第2章第8節を参照

## 第9節 自治体業務継続計画（BCP）

■地震災害対策（南海トラフ地震対策）編第2章第9節を参照

# 風水害対策編

## 第1章 災害予防

### 第1節 水害予防対策

#### 第1 方針

市は、風水害に強い県土の形成を図るため、治山、治水、海岸保全、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道、港湾等の事業を総合的、計画的に推進する。また、水害予防対策は、各水系ごとに一貫したものとし、治水対策上必要な河川改修等を推進し、水害の防除・軽減を図る。

なお、水害予防対策にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

#### 第2 内容

##### 1 河川防災対策

【主な実施機関】	市（危機管理課、工務課、管理課、各支所）、 みよし広域連合（消防本部）、消防団（水防団）、県、国
----------	---

洪水等による水害を予防するため、流域治水の考え方に基づいた河川改良工事等の治水事業を実施するとともに、河川維持修繕工事を行い、河川情報施設の整備強化及び維持管理強化とあわせ、水系ごとに一貫した河川管理に努める。

##### (1) 治水対策

吉野川は、三野地域において堤防が完成したものの、池田地域及び井川地域では無堤箇所が存在するため、堤防の早期完成が求められている。

そのため、市は、無堤箇所解消のために築堤工事を引き続き国に要望する。

##### (2) 河川情報への対応

国及び県管理の河川等においては、水害被害を軽減するため、河川の水位、雨量情報を収集するとともに、警報の伝達、避難等の措置が行えるように整備が図られている。

国及び県から河川の情報提供を受け、連携して迅速な災害対応に努める。

##### (3) 警戒・避難体制の整備

ア 浸水想定区域の指定があったときは、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。また、浸水想定区域内の要配慮者利用施設において、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、洪水予報等の伝達方法を定める。

イ 浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難を確保する上で必要な事項を市民及び要配慮者利用施設に周知するため、浸水深や浸水区域を明示した防災ハザードマップを配布し周知する。

## 風水害対策編

ウ 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定める。

### (4) 維持管理の強化

河川管理者は、平常から河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めたときは、直ちに補修するように努める。また、その異常が発生した原因を究明し、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう努める。

### (5) 避難体制の整備

避難情報の伝達は、防災行政無線及び音声告知端末等多様な情報伝達手段を活用し、県に対しては報道機関による情報提供を要請し、当該区域市民の安全確保を図るものとする。区域内の要配慮者利用施設等に対しても、同様の手段により避難情報の伝達・周知を行い、迅速かつ安全に避難できるよう徹底する。

#### ア 高齢者等避難

吉野川洪水予報等が発表され市長が必要と認めるときは、必要な地域に対し「高齢者等避難」を発令し、避難行動に時間を要する市民等へ避難行動の開始を求める。

#### イ 避難指示

人的被害の発生する可能性が非常に高いと市長が判断した場合は、「避難指示」を発令する。

#### ウ 避難情報の伝達

避難情報の伝達は、音声告知端末及び防災行政無線等多様な情報伝達手段を活用し、県に対しては報道機関による情報提供を要請し、当該区域住民の安全確保を図るものとする。区域内の要配慮者利用施設等に対しても、同様の手段により避難情報の伝達・周知を行い、迅速かつ安全に避難できるよう徹底する。

【資料編：「重要水防区域一覧表」を参照】

## 2 豪雨災害対策

【主な実施機関】	市（危機管理課、工務課、管理課、各支所）、 みよし広域連合（消防本部）、県
----------	--

気象庁のアメダス観測データによると、1時間あたりの降水量80ミリ以上の年間発生回数（1000地点あたり）は、1976年から1985年の間の10年間の年平均が約14回なのに対し、2011年から2020年の10年間の年平均が約26回と増加している。このため、全国各地で局地的集中豪雨により多くの災害が発生しており、その対策が、重要な防災上の課題となっている。

### (1) 気象情報等の収集と活用

局地的集中豪雨は、降る時間や場所を事前に予測することが難しい。そこで、大雨・洪水警報の発表時はもちろん、大雨・洪水の注意報が発表された段階から、雨域や時間雨量、河川の水位やダム放流量など、周辺エリアの気象情報等の収集を図り活用することが重要となる。

これら気象情報等の収集の手段としては、スマートフォンや携帯電話の活用などが効果的であり、各種のメール配信サービスやインターネットなどを広く市民が活用できるよう周知・広報に努める。

(2) 市民への周知

「大雨警報」、「洪水警報」、「土砂災害警戒情報」及び「特別警報」などの気象警報等や、「避難指示」などの避難情報の発令については、防災行政無線の個別受信機やインターネット、SNS等多様な情報伝達手段を活用し、市民に対し迅速に周知する。

(3) 集中豪雨時の警戒すべき事項

局地的集中豪雨による事故の未然防止や事故発生時の救助体制の確認のため、次の事項について警戒し、必要な対応を行う。

ア 各地域の雨量の動きや降水量の把握

イ 局地的豪雨が発生した場合における「浸水または水位上昇」などにより事故発生が予想される地域の警戒

ウ 崖地などの危険箇所等の警戒

エ ダム放流が通知された場合における、急激な水位上昇により事故発生が予想される地域の警戒

(4) 工事現場での安全対策

発注中の工事現場において、短時間に局地的な集中豪雨によって危険が予想される箇所の安全対策について、次の観点から請負業者の注意を促すよう努める。

ア 雨天時の工事中止等の検討

イ 気象情報等の取得体制の強化とその活用

ウ 避難行動の事前確認の徹底

エ 作業現場及び周辺の点検

(5) 施設管理者等の安全対策

管理する施設の管理等について、次の点に配慮して、局地的集中豪雨に対する安全対策に努める。

ア 気象情報の迅速な収集と活用

イ 土石流、地すべり、崖崩れ、道路法面などの危険箇所の警戒や対応

ウ 早期の道路の通行規制

### 3 水害に強いまちづくり

【主な実施機関】	市（危機管理課、農林政策課、工務課、管理課） 県、国
----------	----------------------------

市は、担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災を目標設定

## 風水害対策編

し、下記の事項を重点として総合的な水害対策を推進することにより、水害に強いまちづくりを推進する。

- (1) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとするなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。
- (2) 市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。
- (3) 河川、ため池について築堤、河道掘削、遊水地、放水路、雨水渠、内水排除施設等の整備等を推進するとともに、出水時の堤防等施設の監視体制や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。また、河川等の管理者と連携し、出水時における排水ポンプの配置により、洪水被害の軽減に努める。
- (4) 洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として市民等へ周知に努める。
- (5) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置、ドローンによる観測及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進するものとする。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備に努める。
- (6) 山地災害危険地、地すべり防止区域等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携として、住民等と連携した山地災害危険地のパトロールや治山施設等の定期点検等の実施などによる減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、を推進する。



## 第2節 風害予防対策

### 第1 方針

風害を防止又は被害の拡大を防止するため、通信施設及び電力設備の防災対策の強化を図る。  
なお、風害予防対策にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

### 第2 内容

【主な実施機関】	市（危機管理課、農林政策課、各支所） 電力事業者、通信事業者
----------	--------------------------------

#### 1 保安林の整備と管理

風害、飛砂等防止のため、保安林の適正な管理を行い、災害防除軽減を図る。

#### 2 農作物の被害予防対策

風害を予防するため、防風ネットや防風林等の設置に努める。また、被覆栽培による土壌飛散防止に努める。栽培面では、幹や枝の誘引による作物体の折損防止、水田深水による倒伏防止対策等を講じ、被害の軽減に努める。さらに、各種施設については施設の補強、被覆資材の飛散防止対策を十分に行い、施設内外の被害防止に努める。

#### 3 通信施設の防災対策

通信設備については、必要により設備の補強措置を講じるほか、計画的な設備更改を行い、設備の信頼性向上と安定化に努める。

#### 4 電力設備の防災対策

電力設備については弱体設備の補強を行うほか、強風時には、予防巡視に努める。

## 第3節 浸水予防対策

### 第1 方針

河川の堤防等について、河川保全事業等を推進することにより被害の防止に努める。また、河川施設の整備による防災対策とともに、円滑な避難を実施するための情報伝達や警戒・避難体制の整備に努める。

なお、浸水予防対策にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

### 第2 内容

【主な実施機関】	市（危機管理課、環境福祉部、管理課）、県、国
----------	------------------------

#### 1 河川管理者が定めるべき事項

- (1) 堤防、樋門等の点検方針・計画
- (2) 堤防、樋門等の必要な施設整備等の方針・計画
- (3) 樋門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
- (4) 同報無線の整備等の方針及び計画

#### 2 浸水予防施設の整備

河川の洪水等による被害を防止又は軽減するため、必要な箇所について施設整備を推進するとともに、非常時における樋門等の操作は緊急を要することから、事態に即応し適切な措置が講じ得られるように、あらかじめその体制を整えるように努める。

また、門扉が非常時に確実に作動するよう定期的な点検及び訓練等を実施し、万全の態勢を整えるように努める。

#### 3 警戒避難体制の整備

- (1) 浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設において、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては当該施設の名称及び所在地、並びに水位情報の伝達方法を定める。
- (2) 浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設の利用者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

なお、印刷物において、海岸近傍や浸水深の大きい区域については「早期の避難が必要な区域」として明示することに努める。

## 第4節 土砂災害等予防対策

■共通対策編及び地震災害対策（南海トラフ地震対策）  
編を参照

## 第5節 危険物等の災害予防対策

■共通対策編及び地震災害対策（南海トラフ地震対策）  
編を参照

## 第6節 雪害予防対策

### 第1 方針

降雪による被害を防止し、又は軽減するため、関係機関は次の雪害対策を実施する。  
なお、雪害予防対策にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

### 第2 内容

【主な実施機関】 市（危機管理課、工務課、管理課）、県、国、消防団、自治会、自主防災組織等、民生児童委員、四国旅客鉄道株式会社、電力事業者、通信事業者

#### 1 除雪等体制の整備

##### (1) 道路除雪体制

ア 道路管理者は、交通の確保をはかるため主要道路の除雪、除雪機械の整備並びに要員の配備、出動等の実施すべき事項を定め、雪害対策の実施に努める。

イ 道路管理者は、積雪等により交通が困難又は不能になり孤立するおそれのある集落については、生活道路の確保を最重要策として位置づけ、優先順位を付けて、重要度の高い道路から順に除雪を行うよう努める。

##### (2) 除雪援助体制

地域の実情に応じて、消防団、自治会、自主防災組織等による除雪を促進するとともに、幅広く除雪の支援を求めることのできる体制の整備に努める。

また、高齢者等の特に支援が必要な要配慮者について、消防団、自治会、自主防災組織等と必要に応じた連携協力による除雪支援体制の確立に努める。

##### (3) 倒木対策の推進

道路管理者等は、道路交通等への障害を生じさせないため、積雪等により倒木のおそれがある樹木について、平常時より伐採等の対策を講じるよう努める。

#### 2 指定地方行政機関、指定公共機関は、各機関の定める防災業務計画に基づき、必要な対策を実施する。特に次の機関はそれぞれの緊急措置をとる。

##### (1) 四国運輸局徳島運輸支局（応神町庁舎）

定期バスの運行確保を図るため、チェーン、スノータイヤの備付を指導するとともに、運行停止を行う場合、各バス会社は、事前にラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じ、その状況を利用者に広報する措置を講ずる。

##### (2) 四国旅客鉄道株式会社

旅客の安全と輸送秩序の維持に万全を期するため、各駅長は、四国旅客鉄道株式会社運輸関係指令手続の定めるところにより、必要に応じ給食、医療等の手配をする。しかし、非常時においては、市及び市民等も応急体制に協力し輸送の確保に努める。

##### (3) 電力事業者・通信事業者

雪害時における配電線路等電力・通信設備に重大な障害を生ずることが予想される場合又は重大な障害が発生した場合は、防災業務計画の定めるところにより防災体制を発令し、

電力・通信の確保に努める。

### 3 警戒・避難体制の整備

#### (1) 警戒体制等の整備

雪害発生危険個所を監視する体制の整備に努めるとともに、雪害が発生する危険のある場合等の避難情報の発令等を市民に伝達する体制について、必要な措置の整備に努める。

#### (2) 避難誘導體制等の整備

積雪等に配慮した避難所等の指定、市民への周知及び避難計画の策定に努める。特に、要配慮者等に対しては、消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得ながら平常時より情報の把握・共有を行い、避難誘導體制の整備に努める。

### 4 孤立予想集落への対策

積雪等により孤立するおそれのある集落において、共通対策編第2章第14節に準じた各種対策に努める。

### 5 道路管理者及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携のうえ、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。

## 第2章 災害応急対策

### 第1節 豪雨災害への対応

豪雨災害時における避難情報発令の判断や防災情報は、「避難情報に関するガイドライン」及び「徳島県豪雨災害時避難行動促進指針」を参考にするとともに、県、防災関係機関及びマスメディア等と連携し、市民が安全な避難行動をとれるように努める。

その他詳細な事項については、共通対策編による。

## 第2節 水防計画

【主な実施機関】	市、みよし広域連合（消防本部）、消防団（水防団）、県、国、市民
----------	---------------------------------

本計画は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、知事から指定された指定水防管理団体たる本市が、市内における水防活動の円滑な実施のために必要な事項を規定し、市全域の河川等に対する水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的とする。

### 第1 方針

水防法の趣旨に基づいて、各河川等に対する水防上必要な監視、警戒、通報、水防機関の活動等について必要な事項を定め、洪水又は、雨水出水に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減する。

### 第2 内容

#### 1 水防の責任と義務

##### (1) 水防管理団体の責任

本計画に基づき管内における水防を充分果すべき責任を有する。

##### (2) 水防管理者の責任

洪水・雨水出水等のおそれがあることを自ら知り、又は知事から通知を受けた場合及び水防警報、洪水予報が発せられたとき、又は指定河川の水位が知事の定める警戒水位に達したとき、その他、水防上必要があると認めるときは、本水防計画の定めるところにより消防機関等を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

##### (3) 水防機関の長の責任

洪水・雨水出水等のおそれがあることを自ら知り、水防管理者から消防団（水防団）の出動要請を受けたときは、ただちに消防団（水防団）の各分団長に連絡し、消防団（水防団）を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

##### (4) 市民の義務

常に水防状況に注意し、水害が予想される場合は水防に協力し、又は水防に従事しなければならない。また、危険の切迫した時は、指示に従い速やかに避難する。

#### 2 水防本部（災害対策（警戒）本部）

大雨特別警報が発表されたとき、暴風、大雨、洪水警報が発表され、被害の発生が予想される時、河川の増水等により被害の発生が予想される時、土砂災害により被害の発生が予想される時、又は、その他通常の市行政組織により災害応急対策が不可能と判断される特殊な災害が発生したときは、災害対策（警戒）本部を設置し、水防本部を兼ねる。

#### 3 水防危険箇所

##### (1) 重要水防区域等の意義

## 風水害対策編

国土交通省管理河川において定められる重要水防箇所、及び県管理河川において定める重要水防区域（以下「重要水防区域等」という。）は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

国及び県は、各管理河川における重要水防区域等を定め、これを水防管理団体に周知徹底することにより、水防活動に対し一定の指針を与えることとしている。

### (2) 重要水防区域等の活用

水防管理団体は、各重要水防区域等に係る関係区域（地区名〔戸数、住民数〕等）を把握し、また危険な場合における措置【担当消防団（水防団）〔人数〕、避難場所〔収容能力〕等】を適正に定めることにより、洪水時における水防活動、住民の避難等対応方法を明確にし、もって被害発生抑制に努める。

また、随時重要水防区域等の点検・巡視を行うとともに、特に出水期前においては河川管理者及び水防団等と合同で巡視を行い、重要水防区域等の実態の把握に努める。洪水時には、河川の監視及び警戒をさらに厳重にし、水防活動の迅速かつ円滑な実施に努める。

### (3) 重要水防区域の管理等

西部総合県民局は、管内の県管理河川における重要水防区域について台帳を作成し、適正に管理している。

### (4) 重要水防箇所等の設定基準

国土交通省管理河川における重要水防箇所の設定基準は、資料編「重要水防箇所評定基準」のとおりであり、市内の設定箇所及び氾濫した場合に氾濫水が市内に到達する設定箇所は、資料編「重要水防区域一覧」のとおり。

また、県管理河川における重要水防区域の設定基準は、資料編「徳島県管理河川重要水防区域評価基準」のとおりであり、市内の設定箇所は資料編「重要水防区域一覧」のとおりである。水防上重要な樋門は、資料編「河川の重要な樋門」のとおり。

## 4 予報及び警報

徳島地方気象台から気象業務法に基づき、県下に発表される通報のうち各関係機関より防災関係通報として市に通報されるもののうち、水防に関係のあるものは次のとおり。

- (1) 大雨特別警報
- (2) 大雨警報
- (3) 洪水警報
- (4) 大雨注意報
- (5) 洪水注意報

## 5 水防活動

### (1) 監視、警戒、通報

#### ア 常時監視

水防管理者は、区域内、河川堤防等について随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは直ちに西部総合県民局へ通報する。



イ 非常警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから、水防区域の監視及び警戒を厳しくし、既存の被害箇所その他特に重要な箇所を中心に監視員、連絡員を配置し、次のことに注意しながら巡視に努める。なお、異常を発見した場合は、自身の安全及び避難を優先して、直ちに水防作業を開始するとともに、その状況及び見通しを西部総合県民局に報告する。

- (ア) 裏法の漏水又は、飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (イ) 表法で水当たりの強い場所の亀裂及び欠け崩れ
- (ウ) 天端の亀裂又は沈下
- (エ) 堤防の越水状況
- (オ) 樋門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (カ) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

(2) 市民に対する周知

音声告知端末、防災行政無線等により、市民に次の事項を周知する。

- ア 気象状況
- イ 洪水予報
- ウ 河川水位
- エ 水防機関の出動状況
- オ 堤防その他の決壊等
- カ 立ち退き避難場所
- キ その他

(3) 消防団(水防団)の出動

水防管理者は、次に示す基準により、あらかじめ定められた計画に従って、消防団(水防団)に待機、準備、出動又は解除の指令を出し、水防団の水防活動を適切に行う。その際、団員は自身の危険性が高いと判断した場合は、自身の安全確保を優先する。

消防団(水防団)が出動したとき、また水防体制を解除したときには、西部総合県民局及び市民に知らせる。

なお、地震による堤防の漏水、沈下の場合も、これに準ずる。

指令の区分及び基準

区分	指令の基準
待機	ア 水防警報河川にあつては、「待機」の発表を受けたとき。 イ ア以外で県水防計画に定められた河川にあつては、水位が水防団待機水位に達し、なお、上昇のおそれがあるとき。 ウ 水防管理において必要と認められたとき。
準備	ア 水防警報河川にあつては、「準備」の発表を受けたとき。 イ ア以外で県水防計画に定められた河川にあつては、水位が氾濫注意水位に到達するおそれがあるとき。 ウ 豪雨により、堤防の決壊、漏水、崖崩れ等のおそれがあるとき。 エ その他水防上必要と認められるとき。

## 風水害対策編

区分	指令の基準
出動	<p>ア 水防警報河川にあつては、「出動」の発表を受けたとき。</p> <p>イ ア以外で県水防計画に定められた河川にあつては、水位が氾濫注意水位に到達し、なお上昇のおそれがあるとき。</p> <p>ウ 豪雨により、堤防の決壊、漏水、崖崩れ等の危険が迫ってきたとき。</p> <p>エ その他水防上必要と認められるとき。</p> <p>オ 水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。</p>
解除	<p>ア 水防警報河川にあつては、「解除」の発表を受けたとき。</p> <p>イ ア以外で県水防計画に定められた河川にあつては、水位が氾濫注意水位以下になり、かつ危険がなくなったとき。</p> <p>ウ 堤防の決壊、漏水、崖崩れ等の危険がなくなったとき。</p> <p>エ 応急復旧等が終了したときに、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき。</p>

### (4) 水防作業

#### ア 水防工法

徳島県水防計画に定める水防工法を準用する。

#### イ 水防作業上の心得

- (ア) 水防作業時の自身の安全確保に留意し、安全が確保できないと判断される場合は避難を優先しなければならない。
- (イ) 命令なくして部署を離れたり、勝手な行動をとってはならない。
- (ウ) 作業中は私語を慎み、終始敢闘の精神をもって護り抜くこと。
- (エ) 夜間は特に言語に注意し、みだりに「越水」とか「破堤」等の想像による言動をしてはならない。
- (オ) 命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防作業者を緊張によって疲れさせないように留意し、水防能力を発揮できるように心がけること。
- (カ) 洪水時において堤防に異常の発生する時期は、滞水時間にもよるが大体水位が最大るとき又はその前後である。しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水位の3/4位に減少した時が最も危険）ので、洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで、警戒を解いてはならない。

### (5) 市民の協力

#### ア 警戒区域

消防団長（水防団長）、消防団員（水防団員）又は消防機関に属する者は、水防の万全を期するため、緊急に必要な場所について警戒区域を設定し、関係者以外の立入を禁止、制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。また、これらの者の要求があつたときは、警察官は、上記に規定する者の職権を行うことができる。（水防法第21条）

#### イ 居住者の水防義務

水防管理者、消防団長（水防団長）、消防機関の長及び河川管理者は、水防のためやむを得ない必要があるときは、市民又は現場にある者を水防に従事させることができる。（水防法第24条、河川法第22条第2項）

ウ 市民、自主防災組織等との連携

水防活動の実施にあたっては、市民、自主防災組織等と連携を図り、水防活動への協力を求める。

(6) 決壊の通報及び避難のための立ち退き

ア 決壊の通報

堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を西部総合県民局及び氾濫の及ぶおそれのある隣接水防管理者等に通報しなければならない（水防法第25条）。

イ 決壊後の措置

堤防その他の施設が決壊した際は、水防管理者、消防団長（水防団長）、消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める（水防法第26条）。

ウ 避難（水防管理者が行う場合）

(ア) 水防管理者は、みずから防御する堤防等が破堤した場合、又は破堤の危機にひんした場合には、直ちに必要と認める区域の居住者に対し、立ち退き又はその準備を指示する。

(イ) 水防管理者は、(ア)の立ち退き又は準備を指示した場合は、三好警察署長にその旨を通知する。

(ウ) 水防管理者は、(ア)の立ち退きを指示した場合はその状況を河川整備課に速やかに報告する。

(エ) 水防管理者は、三好警察署長と協議の上、あらかじめ立ち退き計画を作成し、立ち退き先への連絡等の必要な措置を講じておく。

(7) 水防倉庫及び資器材の整備

重要水防区域には、水防倉庫を設置し、必要な資器材を備え付けるよう努める。

【資料編：「水防倉庫および備蓄資器材の状況」を参照】

## 6 水防訓練等

消防団（水防団）及び消防機関は、水防訓練等を実施し、水防技術の向上に努める。また、水防法第15条の3の規定に基づき、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して訓練の実施を促す。

更に、市民にも水防訓練への参加を求め、水防思想の高揚に努める。

## 7 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難

(1) 浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間、主要な地点における一定時間ごとの水深の変化を公表する。

※浸水想定区域は、「防災ハザードマップ」参照

(2) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への措置

■ 共通対策編第2章第7節を参照

(3) 防災ハザードマップの活用

浸水想定区域の指定に基づき、市民の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水浸水深や避難所等を記載した、防災ハザードマップを作成し、各世帯に配付するとともにホームページ

## 風水害対策編

にも掲載している。

防災ハザードマップを有効活用することにより、平常時から防災知識の普及と防災意識の向上を図り、市民の円滑かつ迅速な避難を確保する。

### 第3節 土地改良区等における災害応急対策

#### 第1 方針

土地改良区、水利組合等のため池管理者は、管理する農業用ため池、取水施設、排水機場、用排水路等の農業用施設の応急対策について定める。

なお、土地改良区等における災害応急対策にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。

#### 第2 内容

<b>【主な実施機関】</b> 市（危機管理課、農林政策課、工務課、 管理課）、土地改良区、水利組合
---

- 1 台風等、風水害が予想される時は、気象情報に注意し、次の事項を実施するものとする。
  - (1) ため池や用水路等で、余水吐を有している施設については、洪水の流下を妨げるものがないか確認し、障害物を除去するとともに、余水吐に浮遊物が引っかからないようにする。
  - (2) 樋門、排水機場等の施設については、操作に支障をきたしていないか点検を行い、不調箇所がある場合は、整備する。
  - (3) 施設の破損によって、市民に被害を及ぼすおそれが発生したり、ため池が越水等により決壊するおそれが生じた場合は、速やかに市及び水防管理者に報告するとともに、可能な応急対策があれば実施する。

#### 第4節 雪害における災害応急対策

積雪に伴う交通・電気・通信等の途絶や集落の孤立等、雪害による被害の軽減を図るには、関係機関が連携した総合的な応急対策が必要である。当市は地形上、平野部と山間部では積雪量に大きな差があるため、地域ごとに必要な情報の収集に努めるなど、災害発生直後の対応が重要になる。

詳細な事項については、共通対策編第3章「災害応急対策」に準じた対策を実施する。

# 大規模事故等災害対策編

## 第1章 鉄道災害対策

<b>【主な実施機関】</b> 市（危機管理課）、みよし広域連合（消防本部）、県、県警察、国、四国旅客鉄道株式会社、医療機関
--

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対する対策について定める。

なお、鉄道災害の対策にあたり、主な実施機関とされていない関係各課においても支援に努める。

### 第1節 災害予防

#### 第1款 鉄道交通安全のための鉄道事業者等の措置

- 1 鉄道事業者は、气象台による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用する。また、鉄道施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、雨量計・風速計・地震計等観測設備を整備するとともに、列車無線・沿線電話・鉄道電話等を利用して、情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するためには、事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要がある。このため、四国運輸局及び鉄道事業者は、全国交通安全運動及び踏切事故防止キャンペーン等の機会を捉えてポスターの掲示、チラシ類の配布等を行うよう努める。

#### 第2款 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

##### 第1 情報の収集・連絡

災害時には、鉄道事業者と緊密に連絡をとり、情報を収集することができる体制を整えるように努める。

##### 第2 災害応急体制の整備

防災関係機関は平常時より相互の連携を強化し、災害応急体制の整備に努める。

##### 第3 救助・救急、医療及び消火活動

###### 1 救助・救急活動

みよし広域連合（消防本部）は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努める。

## 2 医療活動

県及び市は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に備える。県、市及び鉄道事業者は、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携に努める。

## 3 消火活動

鉄道事業者は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

みよし広域連合（消防本部）は近隣の消防機関との連携強化に努める。

## 第4 関係者等への的確な情報伝達

鉄道事業者、四国運輸局、県及び市は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくよう努める。

また、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくよう努める。

## 第2節 災害応急対策

### 第1款 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

#### 第1 災害情報の収集・連絡

##### 1 鉄道事故情報等の連絡

鉄道事業者は、事故災害発生の通報を受けたときは、社員に出動を指示するとともに、事故災害等の状況の把握に務め、関係機関に通報する。

鉄道事業者は、必要に応じ、被害状況を四国運輸局に連絡する。

四国運輸局は、関係機関等に事故情報の連絡を行う。

県は、四国運輸局から受けた情報を関係市町村、防災機関等へ連絡する。

##### 2 鉄道事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

鉄道事業者は、必要に応じ、被害情報を四国運輸局に連絡する。

人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

警察本部は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告する。



### 3 一般被害情報等の収集・連絡

鉄道事業者は、必要に応じ、被害状況を四国運輸局に連絡する。

県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ、消防庁及び関係省庁に連絡する。

### 4 応急対策活動情報の連絡

鉄道事業者は、四国運輸局に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

## 第2 通信手段の確保

鉄道事業者は、必要に応じ、列車無線の有効な活用、移動無線機の運用、臨時回線の構成等の通信回線運用措置を図る。

## 第2款 活動体制の確立

### 第1 防災機関の活動体制

- 1 鉄道事業者は発災後速やかに災害の拡大の防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置をとるとともに、社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等、必要な体制をとる。
- 2 県及び市は発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

## 第3款 救助・救急、医療及び消火活動

### 第1 救助・救急活動

#### 1 鉄道事業者

事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を最優先とし、二次事故・災害の防止に務め、その救急措置及び復旧については、最も安全と認められる方法により、迅速かつ的確に実施し、必要により関係機関に救援等を要請し、救助・救急活動を行う各機関に可能な限り協力するよう努める。

### 第2 医療救護活動

#### 1 鉄道事業者

災害発生直後における救護活動を行うよう努めるとともに、医療救護活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努める。

### 第3 消火活動

#### 1 鉄道事業者

事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、必要により関係機関に救援等を要請し、消火活動を行う各機関に可能な限り協力するよう努める。

#### 2 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

### 第4款 関係者等への的確な情報伝達

#### 第1 被災者の家族等への情報伝達

防災機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

#### 第2 市民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地での市民等に対し、鉄道災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行う。

#### 第3 関係者等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努める。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行う。

### 第3節 災害復旧

#### 第1款 応急工事の資材等の確保

鉄道事業者は、応急工事の資材の適正な保有及び配置等により、迅速な供給の確保を図るとともに、所要の手続きを行ったうえで、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。

#### 第2款 災害復旧計画及び実施

鉄道事業者は、応急工事の終了後速やかに本復旧計画を立て、これを実施するものとし、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設の復旧事業を行う。

また、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

## 第2章 道路災害対策

<b>【主な実施機関】</b> 市（危機管理課、工務課、管理課、各支所）、 みよし広域連合（消防本部）、県、県警察、国、医療機関
---

道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する対策について定める。

なお、道路災害の対策にあたり、主な実施機関とされていない関係各課においても支援に努める。

### 第1節 災害予防

#### 第1款 道路交通の安全のための情報の充実

##### 第1 道路の交通の安全のための情報の提供

###### 1 道路管理者

道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備に努める。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備に努める。

###### 2 県警察

道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

#### 第2款 道路施設等の整備

###### 1 道路管理者

道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努める。

道路における災害を予防するため、必要な施設の整備に努める。

道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備に努める。

###### 2 道路事業実施者

道路事業を実施することにより孤立集落の解消に努める。

#### 第3款 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

# 大規模事故等災害対策編

## 第1 情報の収集・連絡

### 1 情報の収集、分析・整理

道路管理者は、情報を収集し、分析・整理するための体制の整備を推進し、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析・整理にする。

## 第2 災害応急体制の整備機関

### 1 職員の体制

防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ職員の非常参集体制の整備に努める。

また、必要に応じ応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに訓練等を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟に努める。

### 2 防災機関相互の連携体制

防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

## 第3 救助・救急、医療及び消火活動

### 1 救助・救急活動

消防機関は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努める。

### 2 医療活動

県及び市は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に努める。

道路管理者及び県、市は、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携に努める。

### 3 消火活動

道路管理者、消防機関等は、平常時より機関相互間の連携強化に努める。

## 第4 緊急輸送活動

県警察、県及び市は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

県警察は、発災後において、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

## 第5 危険物等の流出時における防除活動

県、消防機関及び道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

## 第6 関係者等への的確な情報伝達

県及び市は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておく。

県及び市は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

## 第7 施設、設備の応急復旧活動

道路管理者は、被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材の整備に努める。

## 第8 防災機関の防災訓練の実施

道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知に努める。

## 第9 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

## 第4款 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及に努める。

## 第5款 再発防止対策の実施

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策の実施に努める。

# 第2節 災害応急対策

## 第1款 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

### 第1 災害情報の収集・連絡

#### 1 事故情報等の連絡

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合は、速やかに国土交通省等、関係機関に連絡する。

県は、国土交通省等から受けた情報を、関係市町村等へ連絡する。

#### 2 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

道路管理者は、被害情報等の収集に努めるとともに、被害状況を国土交通省に連絡する。

市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報等について、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

## 大規模事故等災害対策編

県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告する。

### 3 一般被害情報等の収集・連絡

道路管理者は、被害情報等の収集に努めるとともに、被害状況を国土交通省に連絡する。

県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。

### 4 応急対策活動情報の連絡

道路管理者は、国土交通省に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

## 第2款 活動体制の確立

### 第1 道路管理者の活動体制

道路管理者は、発災後速やかに、災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとる。

### 第2 県及び市の活動体制

県及び市は発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

### 第3 広域的な応援体制

県及び市町村等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求める。また、大規模な災害の発生を覚知した時は、発災地以外の市町村は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

### 第4 自衛隊の災害派遣

共通対策編第3章第6節を参照

## 第3款 救助・救急、医療及び消火活動

### 第1 救助・救急活動

#### 1 道路管理者

道路管理者は、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう消防機関及び県警察等に協力する。

## 第2 医療救護活動

### 1 道路管理者

関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力する。

## 第3 消火活動

### 1 道路管理者

迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう消防機関に協力する。

### 2 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

## 第4款 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

### 第1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急復旧、輸送活動等を行う。

### 第2 交通の確保

県警察は、緊急輸送を確保するため、必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなど交通規制を行う。また、交通規制にあたっては、県警察、道路管理者は相互に密接な連絡をとる。

## 第5款 危険物等の流出に対する応急対策

道路管理者は、危険物等の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

消防機関及び警察本部は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

## 第6款 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

### 1 道路管理者

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検に努める。

### 2 県警察

災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講じる。また、被災現場及び周辺地域並びにその他地域において、安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講

ずる。

## 第7款 関係者等への的確な情報伝達活動

### 第1 被災者の家族等への情報伝達

防災機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報の適切な提供に努める。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

### 第2 住民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地住民等に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報の積極的な伝達に努める。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行う。

### 第3 関係者等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努める。

また、情報のニーズを見極め収集・整理に努める。

## 第3節 災害復旧

### 第1款 道路管理者の行う災害復旧

- 1 道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧に努める。
- 2 災害復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するよう努める。



## 第3章 危険物等災害対策

【主な実施機関】 市（危機管理課、環境課）、みよし広域連合（消防本部）、県、  
県警察、国、危険物等取扱事業者、医療機関

危険物の漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害に対する対策について定める。

なお、危険物等災害の対策にあたり、主な実施機関とされていない関係各課においても支援に努める。

### 第1節 災害予防

#### 第1款 危険物等関係施設の安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下、本編において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守する。また、県及び市は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努める。

県、市及び事業者は、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。

県及び市は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

県、市及び事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の究明に努め、危険物等関係施設の安全性の向上に努める。

#### 第1 危険物災害予防対策

##### 1 保安教育

県及び市は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化に努める。

また、危険物安全週間に広報、啓発活動を行うことにより、危険物の保安意識の高揚に努める。

##### 2 規制の強化

県及び市は、危険物施設に対し、次の事項を重点に立入検査等を適時実施し、災害の発生と拡大の防止に努める。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理についての検査の強化
- (2) 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法についての検査及び安全管理についての指導の強化

## 大規模事故等災害対策編

- (3) 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導の強化
- (4) 地震動等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

### 3 屋外タンク貯蔵所等からの流出油事故対策

県及び市は、液体危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンク等については、不等沈下の防止及び漏洩事故などの防止を図るよう指導するとともに、危険物の流出事故が発生した場合、敷地外流出による二次災害を防止するための必要な措置を講ずるよう指導する。

### 4 自衛消防組織の強化促進

事業者は、自衛消防組織の強化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

### 5 災害リスクの確認

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

## 第2 高圧ガス、LPガス及び火薬類災害予防対策

中国四国産業保安監督部四国支部及び県は、高圧ガス、LPガス及び火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安教育、保安の強化、自主保安体制の整備等保安体制の強化を図る。

### 1 保安教育

- (1) 高圧ガス保安法、液化石油ガス法及び火薬類取締法等関係法令の周知徹底を図るため、保安教育講習等を実施する。
- (2) 高圧ガス、LPガス及び火薬類の取扱従事者等に対する技術講習を実施する。
- (3) 危害予防週間や保安活動促進週間を設け、保安意識の高揚に努める。

### 2 保安の強化

- (1) 製造施設、貯蔵所等が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているかについて保安検査及び立入検査を実施する。
- (2) 指導の適正を期するため、指導取扱方針の統一、相互協力等により関係機関との連携を密にする。

### 3 自主保安体制の整備

- (1) 保安教育計画に基づく保安教育及び防災訓練の実施により、業務上の保安確保に万全を期すよう指導する。
- (2) 定期自主検査の完全実施と責任体制の確立を強力に指導する。

### 第3 毒物、劇物災害予防対策

監督官庁及び事業者は、毒物、劇物による災害を防止するため、施設管理の適正化、応急措置体制の確立、立入検査の強化、搬送その他の自主保安体制の整備等指導体制及び保安体制の確立を図る。

### 第4 放射線災害予防対策

防災機関並びに放射性同位元素の届出使用者は、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進するとともに、施設の倒壊による放射線の漏洩を想定し、災害発生時に速やかに関係機関に連絡できる体制を構築する。

### 第5 複合災害予防対策

関係防災機関及び事業者は、複合災害を防止するため、施設管理の適正化、保安教育の徹底、規制の強化、化学消防機材の整備、応急措置体制の確立等保安体制の強化促進を図る。

## 第2款 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

### 第1 情報の収集・連絡

#### 1 情報の収集、分析・整理

県及び市は、情報を収集し、分析・整理するための体制の整備を推進し、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析・整理する。

### 第2 災害応急体制の整備

#### 1 職員の体制

防災機関及び事業者は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備に努める。

また、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに訓練等を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟に努める。

#### 2 防災機関相互の連携体制

防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

### 第3 救助・救急、医療及び消火活動

#### 1 救助・救急活動

消防機関は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努める。

救急・救助関係機関及び事業者は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必

## 大規模事故等災害対策編

要に応じ情報交換を行うよう努める。

### 2 医療活動

県及び市は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に努める。

県、市及び事業者は、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携に努める。

### 3 消火活動

消防機関等は、平常時から機関相互間の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

消防機関及び事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び資機材の整備促進に努める。

## 第4 緊急輸送活動

県警察、県及び市は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

県警察は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

## 第5 危険物等の大量流出時における防除活動

防災機関及び事業者は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

防災機関及び事業者は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。

防災機関及び事業者は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

石油事業者団体は、油が大量流出した場合に備えて、油防除資機材の整備を図る。

## 第6 防災業務関係者の安全確保

防災機関は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

## 第7 被災者等への的確な情報伝達

県及び市は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておく。

県及び市は、家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

## 第8 施設、設備の応急復旧活動

事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧活動を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。

## 第9 防災機関等の防災訓練の実施

消防機関等は、様々な危険物等災害を想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な消火、救助・救急等の訓練の実施に努める。

## 第10 災害復旧への備え

県、市及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

# 第2節 災害応急対策

## 第1款 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

### 第1 災害情報の収集・連絡

#### 1 危険物等事故情報等の連絡

危険物等による大規模な事故が発生した場合、事業者は県、市町村等関係機関へ連絡する。

県は、大規模な事故が発生した場合、事故情報等を関係省庁へ連絡する。

県は、関係省庁から受けた情報を関係市町村等へ連絡する。

#### 2 危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

事業者は被害状況を県、市町村等関係機関へ連絡する。

県は、事業者から収集した情報等を関係省庁へ連絡する。

市は、事故情報、人的被害の状況及び火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。

警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告する。

#### 3 一般被害情報等の収集・連絡

事業者は被害状況を県、市町村等関係機関へ連絡する。

県は、事業者から収集した情報等を関係省庁へ連絡する。

県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。

#### 4 応急対策活動情報の連絡

事業者は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を県、市町村等関係機関へ連絡する。

県は、事業者の応急対策の活動状況等の情報を関係省庁へ連絡する。

県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

# 大規模事故等災害対策編

## 第2款 活動体制の確立

### 第1 事業者の活動体制

事業者は発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとるとともに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずる。

事業者は、消防機関、県警察等との間において緊密な連携の確保に努める。

### 第2 県及び市の活動体制

県及び市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

### 第3 広域的な応援体制

県及び市町村等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求めるものとする。また、大規模な危険物等災害の発生を覚知した時は、発災地以外の地方公共団体及び事業者は、あらかじめ関係地方公共団体及び事業者により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

### 第4 自衛隊の災害派遣

共通対策編第3章第6節を参照

### 第5 防災業務関係者の安全確保

事業者、県及び消防機関等は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るとともに、相互に密接な情報交換を行う。

## 第3款 救助・救急、医療及び消火活動

### 第1 救助・救急活動

#### 1 事業者

事業者は、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう消防機関及び県警察等に協力する。

### 第2 医療救護活動

#### 1 事業者

関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力する。

### 第3 消火活動

消防機関、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行

う。その際、火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の派遣要請等他の機関の応援を受ける。

#### 第4款 災害の拡大防止

事業者は、危険物等災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

県及び市は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、市民の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

#### 第5款 災害の拡大防止のための交通制限及び緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動災害の拡大防止

##### 第1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急復旧、輸送活動等を行う。

##### 第2 交通の確保

県警察は、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。また、交通規制に当たっては、県警察、道路管理者等は、相互に密接な連絡をとる。

#### 第6款 危険物等の大量流出に対する応急対策

##### 第1 陸上への流出に対する応急対策

事業者等は、危険物等の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

消防機関及び警察本部は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

##### 第2 河川等への流出に対する応急対策

県及び市は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。なお、その際、水質汚濁防止協議会など関係行政機関等からなる既存の組織を有効に活用し、迅速に対応する。

#### 第7款 施設、設備の応急復旧活動

事業者、県及び市は、専門技術を持つ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行う。

#### 第8款 被災者等への的確な情報伝達

## 大規模事故等災害対策編

### 第1 被災者への情報伝達

防災機関は、被災者のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報及び交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するように努める。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達に努める。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

### 第2 市民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地での市民等に対し、危険物等災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行う。

### 第3 市民等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努める。また、情報のニーズを見極め収集・整理に努める。

## 第3節 災害復旧

防災機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧に努める。



## 第4章 大規模な火事災害対策

<b>【主な実施機関】</b>	市（危機管理課、管財課、まるごと三好観光戦略課、工務課、管理課、水道課、各支所）、みよし広域連合（消防本部）、消防団、県、県警察、国、自主防災組織等、医療機関、事業者
-----------------	---

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対する対策について定める。

なお、大規模な火事災害対策にあたり、主な実施機関とされていない関係各課においても支援に努める

### 第1節 災害予防

#### 第1款 災害に強いまちづくり

##### 第1 火災に強いまちの形成

県及び市は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・農業用水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強いまちの形成に努める。

県、市及び事業者等は、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

##### 第2 火災に対する建築物の安全化

###### 1 消防用設備等の整備、維持管理

県、市及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

###### 2 建築物の防火管理体制

県、市及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が、当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

### 3 建築物の安全対策の推進

県、市及び事業者等は、大規模建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図る。

## 第2款 大規模な火災災害防止のための情報の充実

市長は、火災気象通報について知事から通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、必要に応じて火災に対する警報を発し、消防機関及び消防団の警戒体制を整えるとともに市民に周知する。

## 第3款 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

### 第1 情報の収集・連絡

#### 1 情報の収集、分析・整理

県及び市は、情報を収集し、分析・整理するための体制の整備を推進し、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析・整理する。

### 第2 災害応急体制の整備

#### 1 職員の体制

防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ職員の非常参集体制の整備に努める。

また、必要に応じ応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに訓練等を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟に努める。

#### 2 防災機関相互の連携体制

防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

### 第3 救助・救急、医療及び消火活動

#### 1 救助・救急活動

消防機関は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努める。

#### 2 医療活動

県及び市は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に努める。

県及び市は、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携に努める。

#### 3 消火活動

防火水槽、貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利

等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

消防機関は、平常時から機関相互の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。また、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

#### 第4 緊急輸送活動

県警察、県及び市は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

県警察は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

県警察は、広域的な交通管理体制の整備に努める。

#### 第5 被災者等への的確な情報伝達

県及び市は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておく。

県及び市は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

#### 第6 施設、設備の応急復旧活動

県及び市は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。

#### 第7 防災機関等の防災訓練の実施

消防機関は、大規模な火事災害を想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な消火、救助・救急等の訓練の実施に努める。

また、訓練実施に当たっては、大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うよう努める。

#### 第8 災害復旧への備え

公共施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

### 第2節 災害応急対策

#### 第1款 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

##### 第1 災害情報の収集・連絡

###### 1 大規模な火事発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡する。

## 大規模事故等災害対策編

県は、市町村等から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握しこれらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

また、警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告する。

### 2 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

## 第2款 活動体制の確立

### 第1 防災機関の活動体制

県及び市は災害の状況に応じて速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

### 第2 広域的な応援体制

1 県は、災害が広域に及び緊急の必要があり、市町村が消防相互応援の要請を行うことが困難な場合他の市町村長又は消防組合管理者、広域連合長に対し消防相互応援協定の実施、その他災害の防御に関し必要な指示をする。

2 市は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない場合には、県に対し応援を求める。

県は、市町村から応援要請を求められたとき、又は火災が著しく拡大し、県内の市町村の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動及び「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請等を行う。

### 第3 自衛隊災害派遣要請

共通対策編第3章第6節を参照

## 第3款 救助・救急、医療及び消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に救助・救急及び消火活動を行う。また、迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう医療機関と連携する。

## 第4款 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

### 第1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動等を行う。

## 第2 交通の確保

県警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。また、交通規制に当たって、県警察、道路管理者等は、相互に密接な連絡をとる。

## 第5款 施設、設備の応急復旧活動

防災機関は、専門技術を持つ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧に努める。

## 第6款 被災者等への的確な情報伝達

### 第1 被災者への情報伝達

防災機関は、被災者のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報及び交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努める。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達に努める。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

### 第2 市民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地での市民等に対し、大規模な火事災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行う。

### 第3 市民等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努める。また、情報のニーズを見極め収集・整理に努める。

## 第3節 災害復旧・復興

### 第1款 迅速な原状復旧の進め方

防災機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設を復旧、又は支援する。

また、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧に努める。

ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の明示に努める。

## 第5章 林野火災対策

<b>【主な実施機関】</b>	市（危機管理課、農林政策課、各支所）、 みよし広域連合（消防本部）、消防団、県、県警察、自衛隊、 四国森林管理局（徳島森林管理署）、自主防災組織等、森林組合
-----------------	--

火災による広範囲にわたる林野の消失といった林野火災に対する対策について定める。  
なお、林野火災対策にあたり、主な実施機関とされていない関係各課においても支いに努める。

### 第1節 災害予防

#### 第1款 林野火災に強い地域づくり

林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域においては、市は、県と協議して、林野火災特別地域を決定するとともに林野火災特別地域対策事業計画を樹立する等、総合的な林野火災対策の推進に努める。

四国森林管理局（徳島森林管理署）、県及び市は、林野火災予防のため、保護樹帯の設置、標識等の整備、林野火災多発期における注意警報の適切な伝達、防火宣伝の強化等必要な措置を講ずるよう努める。

四国森林管理局（徳島森林管理署）、県及び市は、防火林道の整備等に努めるとともに、警報発令中の火の使用制限の徹底を図り、多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等に努める。

#### 第2款 林野火災防止のための情報の充実

市長は、火災気象通報について知事から通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、必要に応じて火災に対する警報を発し、消防機関及び消防団の警戒体制を整えるとともに市民に周知する。

#### 第3款 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

##### 第1 情報の収集・連絡

###### 1 情報の収集、分析・整理

県及び市は、情報を収集し、分析・整理するための体制の整備を推進し、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析・整理する。

##### 第2 災害応急体制の整備

###### 1 職員の体制

防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ職員の非常参集体制の整備に努める。

また、必要に応じ応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに訓練等を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟に努める。

## 2 防災機関相互の連携体制

林野火災は、隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、県は隣接県と協議して林野火災発生時の広域応援体制の整備等に努める。

## 第3 救助・救急、医療及び消火活動

### 1 救助・救急活動

消防機関は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努める。

### 2 医療活動

県及び市は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に努める。

県及び市は、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携に努める。

### 3 消火活動

防火水槽、貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化と適正な配置に努める。

消防機関は、平常時から機関相互の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。また、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

## 第4 緊急輸送活動

県警察及び県、市は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

県警察は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。また、広域的な交通管理体制の整備に努める。

## 第5 被災者等への的確な情報伝達

県及び市は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておく。

県及び市は、市民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

## 第6 施設、設備の応急復旧活動

防災機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧活動を行うため、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。

## 第7 防災機関等の防災訓練の実施

消防機関は、様々な状況や広域応援も想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な消火等の訓練の実施に努める。

また、訓練を行うに当たっては、林野火災及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を

## 大規模事故等災害対策編

工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うよう努める。

### 第4款 防災知識の普及等

林野火災の出火原因の大半が、たき火やタバコ等の不用意な火の取扱によるものであり、県及び市は、広報活動や消火訓練等を通じて、林野周辺の市民、入山者等の防災知識の普及、予防啓発等防火思想の徹底を図る。

## 第2節 災害応急対策

### 第1款 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

#### 第1 災害情報の収集・連絡

##### 1 林野火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡する。

県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁及び林野庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告する。

##### 2 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

### 第2款 活動体制の確立

#### 第1 防災機関の活動体制

##### 1 県及び市の活動体制

県及び市は災害の状況に応じて速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

##### 2 四国森林管理局（徳島森林管理署）の活動体制

四国森林管理局（徳島森林管理署）は、災害対策の早急な実施を図るために必要があると認められるときは、森林管理局（森林管理署）に災害対策本部を設置し、情報の収集、伝達及び応急対策の実施について万全の措置を講ずる。

四国森林管理局（徳島森林管理署）は、災害の状況に応じて、必要があると認めるときは、現地



派遣班を編成して、被災地に職員を派遣する。

### 3 林業関係事業者の活動体制

林業関係事業者は、消防機関、警察本部等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努める。

## 第2 広域的な応援体制

1 県は、災害が広域に及び緊急の必要があり、市町村が消防相互応援の要請を行うことが困難な場合は、他の市町村長又は消防組合管理者に対し消防相互応援協定の実施、その他災害の防御に関し必要な指示をする。

2 市は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない場合には、県に対し応援を求める。

県は、応援要請を求められたとき、又は火災が著しく拡大し、県内の市町村の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動及び「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請等を行う。

## 第3 自衛隊災害派遣要請

共通対策編第3章第6節を参照

## 第3款 救助・救急、医療及び消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に救助・救急及び消火活動を行う。また、迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう医療機関と連携する。

## 第4款 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

### 1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動等を行う。

### 2 交通の確保

県警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。また、交通規制に当たって、県警察、道路管理者等は、相互に密接な連絡をとる。

## 第5款 被災者等への的確な情報伝達

### 第1 被災者への情報伝達

防災機関は、被災者のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報及び交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努める。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮し

## 大規模事故等災害対策編

た伝達に努める。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

### 第2 市民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地での市民等に対し、林野火災の状況、安否情報、施設等の復旧状況、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行う。

### 第3 市民等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努める。また、情報のニーズを見極め収集・整理に努める。

### 第6款 施設、設備の応急復旧活動

県及び市は、関係機関と連携して施設・設備の被害状況等を把握して、ライフライン及び公共施設等の応急復旧に努める。

## 第3節 災害復旧・二次災害の防止

### 第1 災害復旧

防災機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援に努める。

### 第2 二次災害の防止活動

県及び市は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して、二次災害の防止に努める。

## 第6章 原子力災害対策

本対策は、徳島県地域防災計画に従い策定する。また、県と連携しながら、想定される事象に対して対応できるように努める。

### 第1節 総則

#### 第1 対策の目的

本市には、「原子力災害対策指針」（以下「指針」という。）に規定された原子力施設は立地せず、また、市外に立地する原子力施設のうち、最も近距離にある伊方原子力発電所までも本市からは比較的離れた場所に立地している。しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の事故は、大量の放射性物質を放出し、緊急時防護措置を準備する区域（いわゆるUPZ：Urgent Protective action planning Zone）の範囲を超えた住民に対しても、高濃度の放射能汚染により、住民が避難を余儀なくされたり、数百Km離れた地方自治体の農林水産物から基準値を上回る放射性物質が検出されるなど、今までの想定を越える事態が発生した。

また、放射性物質及び放射線による影響は、いわゆる人間の「五感」には感じるできないなど、他の災害とは異なる特殊性を持つことを考慮すると、原子力発電所において事故が発生した場合、市民の心理的動揺、精神的負担など、市民生活に混乱をきたす事態も想定される。

これらを踏まえ、原子力事業者の原子炉の運転等により事故が発生した場合に備え、県及び関係機関等と連携して実施すべき事前対策、応急対策及び中長期対策について必要な事項を定めることにより、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

### 第2節 事前対策

#### 第1 情報の収集・連絡体制の整備

原子力災害に対し万全を期すため、県及びその他の防災関係機関・団体との間において情報収集・連絡体制の整備に努める。その際、夜間・休日等の勤務時間外の対応や通信障害時なども考慮した代替となる連絡手段・連絡先も含む確実な情報収集・連絡体制の整備に努める。

#### 第2 原子力災害事前対策の整備

原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる事項について、あらかじめ必要な体制の整備に努める。

##### 1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

###### (1) 対応方針の整備

県が整備する、警戒事態及び施設敷地緊急事態に実施すべき対策及び警戒態勢をとるための「原子力発電所災害対応方針」に従い、実施すべき対策及び警戒態勢をとる。

###### (2) 参集体制の整備

## 大規模事故等災害対策編

警戒事態及び施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合、速やかに職員の参集及び情報の収集・連絡が行えるよう、参集体制の整備に努める。

### 2 モニタリング等情報の入手

県が実施する環境放射線モニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）等の情報入手に努める。

### 第3 県外からの避難者の受入れ体制の整備（広域避難対策）

原子力災害により、県境を越えて避難する者が発生した都道府県（以下「避難元都道府県」という。）からの避難者の受入れ要請に備え、あらかじめ必要な体制の整備に努める。また、広域避難の受入れに使用できる避難所等の確保に努めるとともに、必要に応じ、県と連携し、施設管理者への協力要請に努める。

### 第4 市民等への的確な情報伝達体制の整備

#### 1 市民等への的確な情報伝達体制の整備

県と連携し、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて市民等に提供すべき情報や手段について、情報を受け取る媒体や受け取り方が千差万別であることも考慮しながら、災害対応のレベルや場所等に応じた情報伝達体制をあらかじめ整備するよう努める。

#### 2 相談窓口の設置

県と連携し、市民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておくよう努める。

#### 3 要配慮者等への情報伝達体制の整備

原子力災害の特殊性に鑑み、県と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。

### 第5 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発

県と連携し、市民等に対し、原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について、広報活動の実施に努める。

また、防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者に十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- 2 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- 3 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。

### 第3節 緊急事態応急対策

原子力発電所における警戒事態及び施設敷地緊急事態の発生及び、原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の応急対策を定めるものであるが、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、県に従い、本節に定める対策に準じて対応する。

#### 第1 情報の収集・連絡体制の整備

原子力災害に対し万全を期すため、県及びその他の防災関係機関・団体との間において原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、体制等の整備に努める。

また、県を経由して、国、原子力事業者及び立地府県等から受けた通報・連絡事項がある。

#### 第2 緊急事態応急体制の確立

##### 1 事故対策のための警戒態勢

警戒事態及び施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合や、報道等により原子力発電所における事故の発生を覚知した場合は、災害対策本部を開設し、速やかに情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制を確保するとともに、県と緊密な連携に努める。

##### 2 モニタリング等情報の入手

県が実施する緊急時モニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）などの情報を速やかに入手するよう努める。

#### 第3 市民等への的確な情報伝達

音声告知端末、防災行政無線等により、市民等に対し、県に準じた広報活動を行うよう努める。

#### 第4 県外からの避難者の受入体制の整備（広域避難対策）

県の要請を受け、原子力災害により、県境を越えて避難する者が発生した場合、必要に応じて次の対応を行う。

##### 1 広域避難の調整・受入れ

###### (1) 受入先の調整

県より広域避難の受入れについて要請があったときは、要請内容に基づき、受入可能人数・施設等を県に提出する。

###### (2) 指定避難所の開設・運営

県の支援を受入れが可能な避難所等を開設・運営する。

##### 2 避難者への生活支援及び情報提供

###### (1) 避難者の生活支援

県と連携し、避難者の多様なニーズを把握し、必要な支援につなげるとともに、避難先の生活・医療・雇用情報等を取りまとめ、避難者に対し情報提供を行う。

## 大規模事故等災害対策編

### (2) 避難者の情報提供

県と連携し、避難者へ避難元都道府県や避難元市町村からの情報を提供するとともに、避難者支援に関する情報を提供する。

## 第4節 中長期対策

本節は、原子力災害中長期対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本節に定める対策に準じて対応する。

### 第1 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

原子力緊急事態解除宣言後も、県が行う環境放射線モニタリングなどの情報を継続的に入手するよう努める。

### 第2 市民等への的確な情報伝達活動

市民のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、農畜水産物の安全性の確認の状況等、市民に役に立つ情報を正確かつ理解しやすい内容で、利用可能な様々な手段を活用し、迅速かつ適切に提供するよう努める。

### 第3 風評被害等の影響の軽減

県と連携し、原子力災害による風評被害を未然に防止し、また、その影響を軽減するため、農林水産物等をはじめとする本市の地場産品等の検査を継続し、地場産品等の流通促進に向けて、迅速かつ的確な情報発信に努めるとともに、積極的な広報活動の展開に努める。

特に、農林水産物等については、放射性物質のモニタリング検査の方法及び検査結果、出荷制限・摂取制限等の情報発信に努める。

### 第4 避難者の生活支援の継続と長期化への対応

県と連携し、避難者の多様なニーズ、特に生活・医療・雇用情報等を把握し、必要な支援を継続するよう努める。また、避難期間が長期に及ぶ場合の就労や住まいの確保等、避難の生活支援についても県及び関係機関と連携し、必要な支援に努める。